

平成 22 年（2010 年）

深川市議会会議録

第 2 回 定例会

第 2 回定例会 平成 22 年 6 月 22 日 開会

平成 22 年 6 月 30 日 閉会

深 川 市 議 会

平成 2 2 年第 2 回深川市議会定例会目次

会期日程.....	1 7
議決結果表.....	1 8
出席議員.....	2 1
説明のため出席した者.....	2 2
事務局職員出席者.....	2 3
意見書.....	2 4
一般質問通告表.....	4 2
 第 1 号 (6 月 2 2 日)	
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	5 4
日程第 2 会期の決定について.....	5 4
日程第 3 諸般の報告.....	5 4
(1) 議長諸般報告.....	5 4
(2) 市長一般行政報告.....	5 4
(3) 教育長教育行政報告.....	5 5
日程第 4 委員会報告第 1 2 号.....	5 5
議案第 3 9 号 深川市税条例の一部を改正する条例について	
日程第 5 委員会報告第 1 3 号.....	5 7
行財政改革調査特別委員会の中間報告について	
日程第 6 報告第 2 号 平成 2 1 年度深川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について.....	5 8
報告第 3 号 平成 2 1 年度深川市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について.....	5 8
報告第 4 号 平成 2 1 年度深川市地方卸売市場特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について.....	5 8
報告第 5 号 平成 2 1 年度深川市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について.....	5 8
報告第 6 号 平成 2 1 年度深川市水道事業会計予算繰越計算書の報告について.....	5 8
日程第 7 議案第 4 3 号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について.....	5 9
日程第 8 議案第 4 4 号 北海道市町村備荒資金組合理約の一部を変更する規約について.....	5 9
日程第 9 議案第 4 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について.....	6 0
議案第 4 6 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について.....	6 0
日程第 1 0 議案第 4 7 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について.....	6 0
日程第 1 1 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度深川市一般会計補正予算 (第 3 号)	6 1
議案第 4 9 号 平成 2 2 年度深川市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	6 1
議案第 5 0 号 平成 2 2 年度深川市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	6 1
議案第 5 1 号 平成 2 2 年度深川市老人医療特別会計補正予算 (第 1 号)	6 1
〔 議案第 4 8 号 〕	
質疑・北名照美.....	6 2
答弁・通市民福祉部長.....	6 2
日程第 1 2 議案第 5 2 号 深川市教育委員会委員の任命について.....	6 3
日程第 1 3 議案第 5 3 号 深川市公平委員会委員の選任について.....	6 4
日程第 1 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について.....	6 4
日程第 1 5 一般質問.....	6 4
1 - 1 . 1 1 番・鍛冶敏夫君.....	6 5
答弁・山下市長.....	6 5
2 . 質問・鍛冶敏夫君.....	6 6
答弁・鈴木教育長.....	6 9
再質問・鍛冶敏夫君.....	6 9
答弁・鈴木教育長.....	6 9

	再々質問・鍛冶敏夫君.....	7 0
	答弁・鈴木教育長.....	7 0
3 .	質問・鍛冶敏夫君.....	7 0
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	7 1
4 .	質問・鍛冶敏夫君.....	7 1
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	7 2
5 .	質問・鍛冶敏夫君.....	7 3
	答弁・通市民福祉部長.....	7 3
2 - 1 .	7 番・水上真由美君.....	7 4
	答弁・坂本企画総務部長.....	7 4
2 .	質問・水上真由美君.....	7 4
	答弁・山下市長.....	7 5
	答弁・坂本企画総務部長.....	7 6
	再質問・水上真由美君.....	7 7
	答弁・坂本企画総務部長.....	7 7
3 .	質問・水上真由美君.....	7 7
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	7 7
	再質問・水上真由美君.....	7 8
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	7 9
4 .	質問・水上真由美君.....	7 9
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	8 0
	再質問・水上真由美君.....	8 1
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	8 1
5 .	質問・水上真由美君.....	8 1
	答弁・通市民福祉部長.....	8 2
	再質問・水上真由美君.....	8 2
	答弁・通市民福祉部長.....	8 3
3 - 1 .	6 番・楠理智子君.....	8 3
	答弁・通市民福祉部長.....	8 3
2 .	質問・楠理智子君.....	8 4
	答弁・通市民福祉部長.....	8 4
	再質問・楠理智子君.....	8 5
	答弁・通市民福祉部長.....	8 5
3 .	質問・楠理智子君.....	8 5
	答弁・一原教育部長.....	8 6
	答弁・山下市長.....	8 6
4 .	質問・楠理智子君.....	8 7
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	8 7

第2号(6月23日)

日程第 1	一般質問.....	9 0
4 - 1 .	8 番・松沢一昭君.....	9 0
	答弁・通市民福祉部長.....	9 0
	答弁・山下市長.....	9 1
2 .	質問・松沢一昭君.....	9 1
	答弁・松浦建設水道部長.....	9 2
	再質問・松沢一昭君.....	9 2
	答弁・松浦建設水道部長.....	9 2
3 .	質問・松沢一昭君.....	9 3
	答弁・松浦建設水道部長.....	9 3
	再質問・松沢一昭君.....	9 3

	答弁・松浦建設水道部長.....	9 4
	再々質問・松沢一昭君.....	9 4
	答弁・松浦建設水道部長.....	9 5
4 .	質問・松沢一昭君.....	9 5
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	9 5
5 .	質問・松沢一昭君.....	9 6
	答弁・川端市立病院事務部長.....	9 6
	再質問・松沢一昭君.....	9 7
	答弁・川端市立病院事務部長.....	9 7
7 .	質問・松沢一昭君.....	9 7
	答弁・坂本企画総務部長.....	9 8
5 - 1 .	9 番・渡辺英雄君.....	9 8
	答弁・山下市長.....	9 8
2 .	質問・渡辺英雄君.....	9 9
	答弁・寺下副市長.....	9 9
3 .	質問・渡辺英雄君.....	1 0 0
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 0 0
4 .	質問・渡辺英雄君.....	1 0 0
	答弁・山下市長.....	1 0 1
5 .	質問・渡辺英雄君.....	1 0 2
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 0 3
6 .	質問・渡辺英雄君.....	1 0 3
	答弁・通市民福祉部長.....	1 0 3
7 .	質問・渡辺英雄君.....	1 0 4
	答弁・通市民福祉部長.....	1 0 4
8 .	質問・渡辺英雄君.....	1 0 4
	答弁・通市民福祉部長.....	1 0 5
9 .	質問・渡辺英雄君.....	1 0 5
	答弁・川端市立病院事務部長.....	1 0 5
10 .	質問・渡辺英雄君.....	1 0 6
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 0 6
6 - 2 .	1 4 番・太田幸一君.....	1 0 7
	答弁・山下市長.....	1 0 8
3 .	質問・太田幸一君.....	1 0 8
	答弁・通市民福祉部長.....	1 0 9
	再質問・太田幸一君.....	1 0 9
	答弁・通市民福祉部長.....	1 0 9
4 .	質問・太田幸一君.....	1 0 9
	答弁・一原教育部長.....	1 1 0
5 .	質問・太田幸一君.....	1 1 0
	答弁・一原教育部長.....	1 1 1
	再質問・太田幸一君.....	1 1 1
	答弁・山下市長.....	1 1 1
	発言の訂正・通市民福祉部長.....	1 1 2
6 .	質問・太田幸一君.....	1 1 2
	答弁・通市民福祉部長.....	1 1 2
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 1 3
	再質問・太田幸一君.....	1 1 3
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 1 3
	再々質問・太田幸一君.....	1 1 3
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 1 3

7 - 1 . 1 3 番・東出治通君.....	1 1 4
答弁・山下市長.....	1 1 5
2 . 質問・東出治通君.....	1 1 6
答弁・河合農業委員会会長.....	1 1 6
3 . 質問・東出治通君.....	1 1 7
答弁・通市民福祉部長.....	1 1 8
4 . 質問・東出治通君.....	1 1 8
答弁・松浦建設水道部長.....	1 1 8
5 . 質問・東出治通君.....	1 2 0
答弁・川端市立病院事務部長.....	1 2 0

第3号(6月24日)

日程第 1 一般質問.....	1 2 4
-----------------	-------

8 - 1 . 5 番・田中昌幸君.....	1 2 4
答弁・山下市長.....	1 2 4
再質問・田中昌幸君.....	1 2 6
答弁・山下市長.....	1 2 7
再々質問・田中昌幸君.....	1 2 7
答弁・山下市長.....	1 2 7
2 . 質問・田中昌幸君.....	1 2 7
答弁・川端市立病院事務部長.....	1 2 8
再質問・田中昌幸君.....	1 2 9
答弁・川端市立病院事務部長.....	1 3 0
3 . 質問・田中昌幸君.....	1 3 1
答弁・松浦建設水道部長.....	1 3 1
再質問・田中昌幸君.....	1 3 2
答弁・松浦建設水道部長.....	1 3 3
議事進行・田中昌幸君.....	1 3 3
補足答弁・松浦建設水道部長.....	1 3 3
9 - 1 . 1 6 番・北名照美君.....	1 3 3
答弁・山下市長.....	1 3 4
再質問・北名照美君.....	1 3 4
答弁・山下市長.....	1 3 5
2 . 質問・北名照美君.....	1 3 5
答弁・通市民福祉部長.....	1 3 5
再質問・北名照美君.....	1 3 6
答弁・通市民福祉部長.....	1 3 6
3 . 質問・北名照美君.....	1 3 6
答弁・坂本企画総務部長.....	1 3 7
再質問・北名照美君.....	1 3 7
答弁・坂本企画総務部長.....	1 3 8
4 . 質問・北名照美君.....	1 3 8
答弁・通市民福祉部長.....	1 3 8
再質問・北名照美君.....	1 3 9
答弁・通市民福祉部長.....	1 4 0
再々質問・北名照美君.....	1 4 0
答弁・通市民福祉部長.....	1 4 0
5 . 質問・北名照美君.....	1 4 0
答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 4 1
6 . 質問・北名照美君.....	1 4 1
答弁・一原教育部長.....	1 4 2

	再質問・北名照美君.....	1 4 3
	答弁・一原教育部長.....	1 4 3
1 0 - 1 . 1 0 番・北畑 透君.....		1 4 3
	答弁・山下市長.....	1 4 4
2 . 質問・北畑 透君.....		1 4 5
	答弁・寺下副市長.....	1 4 6
3 . 質問・北畑 透君.....		1 4 6
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 4 7
発言の訂正・寺下副市長.....		1 4 7
4 . 質問・北畑 透君.....		1 4 7
	答弁・通市民福祉部長.....	1 4 8
	再質問・北畑 透君.....	1 4 9
	答弁・通市民福祉部長.....	1 4 9
6 . 質問・北畑 透君.....		1 4 9
	答弁・鈴木教育長.....	1 4 9
7 . 質問・北畑 透君.....		1 5 0
	答弁・通市民福祉部長.....	1 5 1

第4号(6月30日)

日程第 1	委員会報告第14号.....	1 5 4
	議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	
	議案第46号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	
日程第 2	委員会報告第15号.....	1 5 5
	平成21年請願第6号 労働者派遣法の早期抜本改正を求める請願	
日程第 3	意見案第5号 労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書.....	1 5 5
日程第 4	意見案第6号 戸別所得補償制度の本格実施に向けた意見書.....	1 5 6
	意見案第7号 平成21年産米の緊急買入と恒常的な需給調整対策の確立に係る意見書.....	1 5 6
	意見案第8号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書.....	1 5 6
	意見案第9号 介護保険制度の見直しに関する意見書.....	1 5 6
	意見案第10号 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書.....	1 5 6
	意見案第11号 地方財政の充実・強化を求める意見書.....	1 5 6
	意見案第12号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書.....	1 5 6
日程第 5	閉会中の継続審査の申し出について.....	1 5 6
日程第 6	閉会中の所管事務調査の申し出について.....	1 5 6

平成 22 年

深川市議会第 2 回定例会会議録

平成22年 6 月22日 開 会

平成22年 6 月30日 閉 会

平成 2 2 年第 2 回深川市議会定例会会期日程

会期 6月22日 9日間
6月30日

日目	月 日	曜日	種 別	審 議 事 項 等	開議時刻
1	6 . 2 2	火	本会議	会期の決定、諸般の報告、委員会報告、議案審議（条例、補正予算、選任等）、諮問、報告、一般質問	1 0 : 0 6
2	2 3	水	本会議	一般質問	1 0 : 0 0
3	2 4	木	本会議	一般質問	1 0 : 0 0
4	2 5	金	休 会	常任委員会（総務文教、社会民生、経済建設）	
5	2 6	土	休 会		
6	2 7	日	休 会		
7	2 8	月	休 会	事務整理	
8	2 9	火	休 会	事務整理	
9	3 0	水	本会議	委員会報告、議案審議（意見書）	1 0 : 0 0

平成22年第2回深川市議会定例会議決結果表

会期 自 平成22年 6月22日(火)
至 平成22年 6月30日(水)

事件番号	件名	議決年月日	付託年月日	索引
		議決結果	付託委員会	
報告第2号	平成21年度深川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	22. 6.22		58
		報告済		
報告第3号	平成21年度深川市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	"		58
		"		
報告第4号	平成21年度深川市地方卸売市場特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	"		58
		"		
報告第5号	平成21年度深川市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	"		58
		"		
報告第6号	平成21年度深川市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	"		58
		"		
議案第39号	深川市税条例の一部を改正する条例について	22. 6.22	22. 5.24	55
		原案可決	総務文教	
議案第43号	損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について	22. 6.22		59
		承認		
議案第44号	北海道市町村備荒資金組合理約の一部を変更する規約について	22. 6.22		59
		原案可決		
議案第45号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	22. 6.30	22. 6.22	154
		原案可決	総務文教	
議案第46号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	"	"	154
		"	"	
議案第47号	北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について	22. 6.22		60
		原案可決		
議案第48号	平成22年度深川市一般会計補正予算(第3号)	"		61
		"		

事 件 番 号	件 名	議決年月日	付託年月日	索 引
		議 決 結 果	付託委員会	
議案第49号	平成22年度深川市介護保険特別会計補正予算(第1号)	22.6.22		61
		原案可決		
議案第50号	平成22年度深川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	"		61
		"		
議案第51号	平成22年度深川市老人医療特別会計補正予算(第1号)	"		61
		"		
議案第52号	深川市教育委員会委員の任命について	22.6.22		63
		同意		
議案第53号	深川市公平委員会委員の選任について	"		64
		"		
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	22.6.22		64
		適任と答申		
平成21年 請願第6号	労働者派遣法の早期抜本改正を求める請願	22.6.30	21.12.17	155
		趣旨採択	経済建設	
意見案第5号	労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書	22.6.30		155
		原案可決		
意見案第6号	戸別所得補償制度の本格実施に向けた意見書	"		156
		"		
意見案第7号	平成21年産米の緊急買入と恒常的な需給調整対策の確立に係る意見書	"		156
		"		
意見案第8号	森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書	"		156
		"		
意見案第9号	介護保険制度の見直しに関する意見書	"		156
		"		
意見案第10号	未就職新卒者の支援策実施を求める意見書	"		156
		"		
意見案第11号	地方財政の充実・強化を求める意見書	"		156
		"		

事 件 番 号	件 名	議決年月日	付託年月日	索 引
		議 決 結 果	付託委員会	
意見案第12号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書	22. 6.30		1 5 6
		原 案 可 決		
	閉会中の継続審査の申し出について（総務文教）	22. 6.30		1 5 6
		決 定		
	閉会中の所管事務調査の申し出について （総務文教・社会民生・経済建設）	”		1 5 6
		”		

出席議員

議席 番号	氏 名	出 席 月 日					
		6.22	6.23	6.24	6.30		
1	宮 田 剛 暁 君						
2	山 田 圭 二 君						
3	北 本 清 美 君						
4	長 野 勉 君						
5	田 中 昌 幸 君						
6	楠 理 智 子 君						
7	水 上 真 由 美 君						
8	松 沢 一 昭 君						
9	渡 辺 英 雄 君						
10	北 畑 透 君						
11	鍛 冶 敏 夫 君						
12	川 中 裕 君						
13	東 出 治 通 君						
14	太 田 幸 一 君						
15	田 中 裕 章 君						
16	北 名 照 美 君						

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	出 席 月 日					
		6.22	6.23	6.24	6.30		
市 長	山 下 貴 史 君						
教育委員会委員長	上 垣 由 紀 子 君						
農業委員会会長	河 合 義 則 君						
選挙管理委員会委員長	松 田 俊 雄 君						
監査委員	大 内 俊 君						
副市長	寺 下 良 一 君						
企画総務部長	坂 本 光 央 君						
市民福祉部長	通 義 美 君						
経済・地域振興部長	沢 田 敏 幸 君						
建設水道部長	松 浦 龍 行 君						
総務課長	高 田 智 之 君						
財政課長	平 山 泰 樹 君						
教育長	鈴 木 英 利 君						
教育部長	一 原 慶 逸 君						
市立病院事務部長	川 端 政 幸 君						
公平委員会事務局長	坂 本 光 央 君						

事務局職員出席者

職名	氏名	出席月日					
		6.22	6.23	6.24	6.30		
事務局長	山岸弘明君						
事務局次長	渡辺加代子君						
議会庶務係長	水野紀子君						
議事係長	古村浩一君						
議事係兼議会庶務係	梶原仁君						

平成22年深川市議会
意見案 第 5 号

労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定に基づき提出する。

平成22年6月30日

経済建設常任委員会

労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書

先の通常国会で継続審議となった労働者派遣法改正案の内容は、登録型派遣や製造業派遣、日雇い労働を原則禁止としていますが、製造業への常用派遣が「禁止の例外」とされていることや、専門業務といえないような業務にも登録派遣を認めているなど、多くの問題をはらんだ内容の法案になっている。

派遣労働は、1985年の法律制定以来、規制緩和が繰り返されてきた結果、本来、臨時的、一時的業務に限るという法の趣旨が著しく損なわれてきた。

国においては、実効ある労働者保護対策として、同一労働同一賃金の保障など、均等待遇のルールを確立することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 6月30日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣

平成22年深川市議会
意見案 第 6 号

戸別所得補償制度の本格実施に向けた意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定に基づき提出する。

平成22年6月30日

提出者	深川市議会議員	川 中 裕
	深川市議会議員	長 野 勉
	深川市議会議員	北 畑 透
	深川市議会議員	渡 辺 英 雄
	深川市議会議員	太 田 幸 一
	深川市議会議員	楠 理 智 子
	深川市議会議員	田 中 裕 章
	深川市議会議員	水 上 真 由 美
	深川市議会議員	松 沢 一 昭
	深川市議会議員	北 名 照 美

戸別所得補償制度の本格実施に向けた意見書

本道の農業・農村は、広大な土地資源と豊かな自然環境を活かし、生産性の高い専門的な農業経営を展開し、食品製造業などの関連産業とともに、地域の経済・社会を支える基幹産業として発展してきた。

こうした中、本年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、平成22年度の水田農業を対象としたモデル対策の実施状況を踏まえ、戸別所得補償制度を本格実施する方針が示されたところである。

本道の農業・農村は、今後とも国民の期待に応え、潜在的な能力を最大限に発揮して我が国の食料自給率の向上に積極的に貢献するとともに、安全・安心な食料の安定供給や国土・環境など多面的な機能を増進する役割を果たしていくこととしている。

本格実施される戸別所得補償制度については、本道の農業・農村の実情や特色を踏まえ、農業者が将来にわたって意欲と希望を持って営農に取り組むことができ、経営の安定に資する制度となるよう次の通り要望する。

記

1. 本格実施にあたっての基本的な考え方について

- (1) 食料自給率の向上に向けた農業者の生産性や品質の向上などの努力が適切に評価され、意欲を持って農業生産に取り組める制度とすること。
- (2) 農業者が安心して営農に取り組むことができる制度となるよう、必要な予算を安定的に確保すること。
- (3) 食料自給率の向上と農業経営の安定を目的とした戸別所得補償制度が国際規律に対応しうる制度とするとともに、WTO農業交渉における日本提案の実現に努めること。
- (4) 具体的な制度の内容などをできるだけ早く地域の農業関係者に明らかにすること。
- (5) 地域の農業関係者の意見や要望などを踏まえ、実情が反映され、主体性が活かされること。
- (6) 政策全体を通じて、農業者はもとより国民が理解しやすく、シンプルでわかりやすい制度とするとともに、事務手続き等の簡素化を図ること。

2. 畑作経営における戸別所得補償制度について

- (1) 畑作農業の持続的な発展を図るため、適切な輪作体系の維持・確立が可能となる仕組みを導入するなど、生産力が最大限に発揮され、経営の安定が図られる制度とすること。
- (2) 畑作における戸別所得補償制度については次の通りとすること。
 - 対象者は、対象作物に係る生産数量目標に応じて生産・販売する農業者等とすること。
 - 対象作物は、本道の畑作において重要な麦や大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショに加え、食料自給率の向上と輪作体系の維持に必要な作物とすること。
 - 支援水準（交付単価）は、他産業従事者との均衡が図られる適切な家族労働費をすべて含めた全算入生産費と、流通経費等を控除した販売価格をもとに設定すること。
 - 支援方法は、当年の作付を基本とした「面積支払」と品質を加味した生産量に応じた「成績支払」とすること。なお、「面積支払」は、単収格差を是正する仕組みとすること。
 - 「面積支払」と「成績支払」の割合は、農業者の経営努力が適切に評価されるよう設定すること。
- (3) 地域の実情に即した適切な輪作体系の維持やクリーン農業の推進など環境保全に対する取り組みへの支援措置を講ずること。
- (4) 経営規模拡大のための土地購入や資本整備の充実等に対する支援措置を講ずること。

3. 水田経営における戸別所得補償制度の本格実施について

- (1) 主食用米や水田における麦・大豆等の作付に対する支援水準（交付単価）は、米の需給調整参加農家の経営が図られるよう、適切に設定すること。

- (2) 米の需給調整に貢献してきた本道においては、引き続き、水田利活用の円滑な推進が図られるよう、激変緩和措置に代えて、地域の実情に即した柔軟な裁量により取り組める支援制度を設けること。
- (3) 需給調整参加農家が不利益とならないよう、実効性のある米の需給調整システムを整備すること。
- (4) 米の生産数量目標の都道府県別の算定について、産地の努力などが適切に評価される仕組みに見直すこと。

4 . 収入減少の影響を緩和する対策について

戸別所得補償制度の本格実施にあたっては、農業共済制度の充実を前提としつつ、販売価格の低下に適切に対応した作物ごとの補てんが行われ、経営安定に資するシンプルでわかりやすい制度とすること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 2 年 6 月 3 0 日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、農林水産大臣

平成22年深川市議会
意見案 第 7 号

平成21年産米の緊急買入と恒常的な需給調整対策の確立に係る意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定に基づき提出する。

平成22年6月30日

提出者	深川市議会議員	川 中 裕
	深川市議会議員	長 野 勉
	深川市議会議員	北 畑 透
	深川市議会議員	渡 辺 英 雄
	深川市議会議員	太 田 幸 一
	深川市議会議員	楠 理 智 子
	深川市議会議員	田 中 裕 章
	深川市議会議員	水 上 真 由 美
	深川市議会議員	松 沢 一 昭
	深川市議会議員	北 名 照 美

平成 21 年産米の緊急買入と恒常的な需給調整対策の確立に係る意見書

平成 22 年産米から「米モデル事業」が実施され、生産調整に参加する農業者には稲作経営の慢性的な赤字対策として 10a あたり 15,000 円が定額交付されることになった。

しかしながら、国内の米の需要に関しては、麦の国際価格の下落によってパンや麺類の製品価格が低下した影響で米の消費が減退し、本年 10 月末には 21 年産米で 40 万トンの持ち越し在庫の発生が懸念され、流通段階では過剰米の発生による米価の大幅な下落が確実視されている。

持ち越し在庫による過剰米を 40 万トンと想定しつつこれを放置すれば、22 年産米の価格は国がモデル事業の変動部分に予算措置する補てん額を大幅に上回る下落を招来する可能性が極めて大きくなる。

さらに追加的な補てん財源の確保を行うことは新たな国民負担を生じさせるため、国内的に農業保護政策への批判を受ける恐れがあり、新たな対策が短期間のうちに崩壊しかねない。

このように、需給調整対策を怠り過剰米の発生を放置することは米価の大幅な下落をもたらす、新たな対策の根幹を揺るがす危機的な状況を包含するものといえる。

かかる最悪の事態を回避し、食料・農業・農村基本計画で目指すカロリーベースでの食料自給率 50% を達成するために、21 年産米の緊急買入を行うとともに非主食用処理し、実需者への安定供給体勢を確立して新規需要米の効率的な流通体制を早期に整備することは極めて効果的であるといえる。

あわせて、天候による作柄変動や予期せぬ需給変動に対処しつつ生産目標数量の年次変動の激変緩和と安定生産に資するため、主食用以外への恒常的な棚上備蓄体制の確立が極めて重要であり、必要不可欠な措置であると考えられる。

よって次の事項を強く要望する。

記

1. 21 年産米の緊急買入の実施について

- (1) 米モデル事業の円滑な実施のための周辺対策として、新たな対策を堅持する適切な需給環境を形成するために過剰米 40 万トンを政府買入すること。
- (2) 買入した政府米については非主食用米に処理する棚上備蓄の措置を講じ、多収品種による新規需要米の増産体制の準備段階として、現在、供給の主体となっている MA 米と並行して計画的に安定供給を行うこと。
- (3) 予測される過剰米の処理を放置した場合、価格補てんの変動部分に財源不足を生ずる可能性が高いため、補てん額の削減や制度の機能不全を回避し、新たな対策の堅持と対策参加者の経営維持を最優先に位置づけて買入を実施すること。

2. 予期せぬ過剰米の発生に対応した棚上備蓄体制の確立について

- (1) 食料の安全保障を担保する主食用米の備蓄制度に併せて、新規需要米の棚上備蓄制度を効率的に運用し、作柄変動・需要減少に対応しうる普遍的な需給調整対策を確立すること。
- (2) 飼料用米等の非主食用米については、主食用米との明確な識別と多収性の達成のために品種改良が進められているが、不正規流通を防止し、棚上備蓄制度の適正な運用と流通体制が確立するまで政府の管理下で備蓄運営を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月30日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、農林水産大臣

平成22年深川市議会
意見案 第 8 号

森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定に基づき提出する。

平成22年6月30日

提出者	深川市議会議員	川 中 裕
	深川市議会議員	長 野 勉
	深川市議会議員	北 畑 透
	深川市議会議員	渡 辺 英 雄
	深川市議会議員	太 田 幸 一
	深川市議会議員	楠 理 智 子
	深川市議会議員	田 中 裕 章
	深川市議会議員	水 上 真 由 美
	深川市議会議員	松 沢 一 昭
	深川市議会議員	北 名 照 美

森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書

近年、森林に対する国民の期待は地球温暖化の防止、国土の保全や水源のかん養はもとより、生物多様性の保全への貢献など多様化するとともに、低炭素社会づくりを進めるため、木質エネルギー利用を含め、木材利用の拡大に対する期待も増大している。

しかしながら、国内の林業は路網整備や森林施業の集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の施業放棄が懸念されるなど、我が国の林業・木材産業は危機的な状況に陥っており、加えて森林・林業の担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

こうした厳しい状況を踏まえ、昨年公表された「森林・林業再生プラン」に基づき、国民の期待に応えていくため、今後、森林整備を着実に推進するとともに、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図りながら森林資源を適切に活用し、森林・林業・木材産業の活性化による山村の再生を図るため、以下の項目を実現するよう要望する。

記

- 1．地球温暖化防止・森林吸収源対策を推進するための安定的な財源措置の確保、及び森林所有者の植林意欲を高めるための負担軽減措置等による森林経営対策を推進すること。
- 2．水源のかん養など森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、森林の取り扱いに関する所有者の責務を明確化するとともに、大面積皆伐の抑制や伐採後に確実に植林する仕組みを構築すること。
- 3．公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の制定を踏まえ、低炭素社会の実現に着目した公共建築物や住宅建設等における木材利用の促進、及び木質バイオマス利用など国産材の利用を拡大すること。
- 4．持続可能な森林・林業の確立に向けて、森林計画の作成や施業の集約化を担う人材、及び現場事業の担い手などの育成確保を図るとともに、森林整備に要する経費の定額助成を実施すること。
- 5．国民共有の財産である国有林について、公益機能の一層の維持増進を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月30日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣

平成22年深川市議会
意見案 第 9 号

介護保険制度の見直しに関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定に基づき提出する。

平成22年6月30日

提出者	深川市議会議員	川 中 裕
	深川市議会議員	長 野 勉
	深川市議会議員	北 畑 透
	深川市議会議員	渡 辺 英 雄
	深川市議会議員	太 田 幸 一
	深川市議会議員	楠 理 智 子
	深川市議会議員	田 中 裕 章
	深川市議会議員	水 上 真 由 美
	深川市議会議員	松 沢 一 昭
	深川市議会議員	北 名 照 美

介護保険制度の見直しに関する意見書

介護保険制度が発足して10年を迎えた。介護の社会化をうたい発足した制度だが、介護疲れによる無理心中など痛ましい事件が後を絶たず、介護保険料・利用料の重い経済的負担、必要な介護サービスの不足など、もろもろの問題が浮き彫りになっている。

このため、今こそ、制度を検証し、必要な見直しを行うことが重要である。

一方、特別養護老人ホームについては、入所待機者が42万人を超えているにもかかわらず、国の整備目標は低く設定されている。

また、本年3月、札幌市で起きた認知症高齢者グループホームの火災・死亡事故は、防火設備の立ち遅れや職員配置基準に原因がある。

よって、政府においては、安心して住み続けられる介護サービス体制を確立するために、下記のとおり介護保険制度の見直しを行うよう強く要望する。

記

1. 安全して利用できる介護精度を実現するため、国庫負担を大幅にふやすこと。
2. 待機者が急増している実態を踏まえ、特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム等の新設を積極的に進めること。
3. 高い利用料負担は、必要とするサービス利用を制約しているため、利用料の軽減策を拡充すること。
4. 275平方メートル未満の施設も含め、すべての認知症高齢者グループホームにスプリンクラーの設置を義務化するとともに、交付金等による国の支援を拡充すること。
5. 介護従事者の報酬の大幅な引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月30日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議員、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

平成22年深川市議会
意見案 第 1 0 号

未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定に基づき提出する。

平成22年6月30日

提出者	深川市議会議員	川 中 裕
	深川市議会議員	長 野 勉
	深川市議会議員	北 畑 透
	深川市議会議員	渡 辺 英 雄
	深川市議会議員	太 田 幸 一
	深川市議会議員	楠 理 智 子
	深川市議会議員	田 中 裕 章
	深川市議会議員	水 上 真 由 美
	深川市議会議員	松 沢 一 昭
	深川市議会議員	北 名 照 美

未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

平成21年度大学等卒業予定者の就職内定率は、今年2月1日時点で80%となり、前年同期比6.3%減で過去最低となった。社会人として第一歩を踏み出す時に職業に就けないということは、日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態である。

こうした中で、大企業を中心にした「新卒優先採用」の雇用慣行が卒業後の就職活動を困難にするため、就職活動に有利な「新卒」の立場を続けるためにあえて留年する「希望留年者」を生み出している。今春、就職未定の新卒者は大学・高校卒などで約20万人とも推計されているが、この推計には希望留年者は含まれていないため、“未就職新卒者”は実質的に20万人以上に上ると見られる。

また、景気低迷が続く中で大企業の採用が落ち込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方で、中小企業は採用意欲が高いにもかかわらず人材が不足しているといった雇用のミスマッチ（不適合）や雇用のあり方を、非正規雇用から正規へと転換を図ることも喫緊の課題と言える。

若者の厳しい雇用情勢に対応するため、すみやかに国を挙げて雇用確保のための成長戦略をはじめ、経済政策、雇用支援策など全面的に手を打つべきである。特に、未就職新卒者の支援策を早急に実施するよう、政府に対して以下の項目を強く要請する。

記

1. 大企業を中心とした「新卒優先採用」という雇用慣行や就職活動の早期化を見直し、卒業後3年間は『新卒』扱いにするなど、企業、大学の間で新しいルールを策定すること。
2. 大企業志向を強める学生と人材不足の中小企業を結び付けるための情報提供を行うなど、雇用のミスマッチを解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月30日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣

平成22年深川市議会
意見案 第 1 1 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定に基づき提出する。

平成22年6月30日

提出者	深川市議会議員	川 中 裕
	深川市議会議員	長 野 勉
	深川市議会議員	北 畑 透
	深川市議会議員	渡 辺 英 雄
	深川市議会議員	太 田 幸 一
	深川市議会議員	楠 理 智 子
	深川市議会議員	田 中 裕 章
	深川市議会議員	水 上 真 由 美
	深川市議会議員	松 沢 一 昭
	深川市議会議員	北 名 照 美

地方財政の充実・強化を求める意見書

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけこれらの政策分野の充実・強化が求められている。2010年度予算において地方交付税が前年度比1.1兆円増加されたことは、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、新政権が地方交付税の充実という地方の要望に応えたものとして評価できるものであり、来年度予算においても本年度の予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要である。

このため、2011年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次の通り対策を求める。

記

1. 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2011年度地方財政計画・地方交付税総額の規模を拡大すること。
2. 地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。
3. 2010年度予算において創設された「地域活性化・雇用等臨時特例費」などに相当する額を恒久的に地方財政計画・地方交付税措置に取り入れ、自治体が安心して雇用対策に取り組めるような環境整備を行うこと。
4. 景気対策を通じて拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させることのないよう十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月30日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣

平成22年深川市議会
意見案 第 1 2 号

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定に基づき提出する。

平成22年6月30日

提出者	深川市議会議員	川 中 裕
	深川市議会議員	長 野 勉
	深川市議会議員	北 畑 透
	深川市議会議員	渡 辺 英 雄
	深川市議会議員	太 田 幸 一
	深川市議会議員	楠 理 智 子
	深川市議会議員	田 中 裕 章
	深川市議会議員	水 上 真 由 美
	深川市議会議員	松 沢 一 昭
	深川市議会議員	北 名 照 美

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきている。

地域別最低賃金は、2007年度に「成長力底上げ戦略推進円卓会議」での合意を踏まえ、14円の引き上げが行われ、さらに2008年度に16円、2009年度は10円と、3年間で40円の引き上げにつながった。

北海道では、昨年度11円の引き上げとなり、678円となっている。

しかし、法定労働時間満度に働いても、北海道の場合は月額11万8千円弱、年額でも141万円程度にしかならず、連合調査による「最低限の生活を保障水準(リビング・ウェイジ)」として示された「時間給870円、月額144,000円」とはほど遠いものとなっている。

また、生活保護額との乖離は未だ36円となっており、地域最低賃金の大幅な引き上げにより、生活保護水準との乖離を速やかに解消することが喫緊の課題である。

特に北海道のような非正社員比率が4割と高く、低賃金・最低賃金に張り付く賃金体系が多い地域においては、地域経済の維持と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体の底上げは重要な課題である。

よって、今年度の地域最低賃金の改定に当たっても、中小企業等の生産性向上などを考慮しつつ、経済的に自立可能な水準への改定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月30日

北海道深川市議会

提出先
北海道労働局長

平成22年第2回深川市議会定例会一般質問通告表

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
1	11	公政クラブ 鍛治敏夫	<p>1. 次期市長選挙について〔市勢振興〕</p> <p>(1) これまでの市政運営の総括と次期市長選挙に対する考え方について</p> <p>2. 国旗、国歌について〔教育〕</p> <p>(1) 国旗、国歌の歴史に対する認識について</p> <p>(2) 国旗、国歌とどう向き合うべきか所見を伺う</p> <p>(3) 市内小中校の国旗掲揚と国歌斉唱の実施状況について</p> <p>(4) 学習指導要領における国旗、国歌の位置づけと指導状況及び対応について</p> <p>(5) 国歌斉唱の伴奏曲について</p> <p>3. エゾシカの食害対策について〔農業〕</p> <p>(1) ハンターによる駆除の実績について</p> <p>(2) 電牧さくの設置状況とその効果及び課題について</p> <p>(3) くくりわなへの対応について</p> <p>(4) 今後のエゾシカ対策の考え方について</p> <p>4. 口蹄疫対策について〔農業〕</p> <p>(1) 深川市及び畜産農家のこれまでの対策の内容について</p> <p>(2) 今後の防疫対策について</p> <p>(3) 感染牛の発生を想定したマニュアルについて</p> <p>(4) エゾシカの感染のおそれについて</p> <p>5. 高額療養費について〔医療〕</p> <p>(1) 国民健康保険限度額適用認定証の申請件数について</p> <p>(2) 高額療養費制度の内容と変更点について</p> <p>(3) 高額療養費の多数該当数と支給額について</p>	65
2	7	新政クラブ 水上真由美	<p>1. 次期市長選について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 市長の考えについて(割愛)</p> <p>(2) 選挙期間中の対策について</p> <p>2. 防災意識の向上について〔一般〕</p> <p>(1) 市民の防災意識について</p> <p>(2) 地域の防災計画について</p> <p>(3) 住宅用火災警報器の設置について</p> <p>3. 中心市街地の活性化について〔商工、市勢振興〕</p> <p>(1) 中心市街地の現状について</p> <p>(2) 空き地空き店舗対策について</p> <p>(3) 中心市街地活性化市民会議について</p>	74

順位	議席番号	所属党派 氏名	件名	索引
			4．食によるまちづくりについて〔商工〕 (1) 食による観光振興に対する認識について (2) 地域の特産品のPR、取り組みについて (3) 地域資源活用会議について 5．新型インフルエンザについて〔医療〕 (1) 現況について (2) 市民及び医療機関に対する情報の提供について (3) 今後について	
3	6	民主クラブ 楠 理智子	1．次世代育成支援対策行動計画の取り組みについて〔福祉〕 (1) 「深川市少子化対策庁内推進委員会」の検討内容、方向性について (2) 子育て基金について 2．子育て支援の取り組みについて〔福祉〕 (1) 子育てに係る負担の軽減について (2) 子供の医療費の軽減について 3．子どもの権利条例制定に向けた取り組みについて〔教育〕 (1) 子供、児童の置かれている状況の把握、対策について (2) 子どもの権利条例について 4．地産地消の取り組みについて〔商工〕 (1) 地場産品の地元での販売の拡大について (2) 地場産業の推進について	83
4	8	日本共産党 議員団 松 沢 一 昭	1．高齢化社会の中で行政が取り組むべき課題〔福祉〕 (1) 成年後見制度の補充強化対策について行政として実効の上がるものにすべきではないか (2) 遺産相続者のいない住宅が放置され、周辺の住人が草むしり等をやっている事例が出てきている。裁判所との連携によって、行政がかかわって整理すべきではないか 2．住宅リフォーム制度の実施について〔建設〕 (1) この制度は、地域経済の振興策として非常に有効だとされている。実施した期間の発注状況とその効果。今後実施する考えについて	90

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>3．除排雪助成事業の拡充について〔建設〕</p> <p>(1) 納内公住の除排雪に対する要望とその対応について。その後の話し合いの経過はどのようになっているか。制度拡充による対応について</p> <p>4．シカ被害に対する対応について〔農業〕</p> <p>(1) わな猟に対する補助事業は、その後どのようになっているかを問う</p> <p>5．市立病院経営健全化に対する取り組みについて〔医療〕</p> <p>(1) 市民との協働、医師の確保、看護師の確保について第一回定例会や特別委員会の指摘をその後どのように具体化し、改善してきているか</p> <p>6．スポーツ合宿、拓大研修所、クラーク高校元気の泉キャンパスの横断的な受け入れについて〔教育、市勢振興〕（割愛）</p> <p>(1) 各所管がそれぞれの動きでやってきているが、合宿の受け入れとして統一してやる時期がきていると考えるかどうか</p> <p>7．小規模工事登録制度の創設について〔一般〕</p> <p>(1) 地元の小さい業者に対する受注機会の確保を目的としてつくられ、各地で好評だが、導入する考えはあるか</p>	
5	9	平成公明クラブ 渡辺英雄	<p>1．市長の職員に対する基本姿勢について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 職員との信頼関係に対する市長の認識について</p> <p>2．市役所機構と職員配置について〔一般〕</p> <p>(1) 機構のスリム化及び職員配置の見直しの考えについて</p> <p>(2) 部長職の廃止等を含めた方針について</p> <p>(3) 山下市長任期中の定年退職者の人数及び中途退職者の人数について</p> <p>3．協働におけるコミュニティセンターについて〔市勢振興〕</p> <p>(1) コミュニティセンターの行政の負担の状況について</p> <p>(2) 施設の利用者なりから負担をいただき運営している状況もあると聞いているが、現状について加えて、現状をどう判断しているのか。また今後における方針について</p>	98

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>4．財政について〔財政〕</p> <p>(1) 平成21年度の各会計における決算の見込み状況について</p> <p>(2) 平成21年度末各基金の残高状況と、基金の一元化の考えについて</p> <p>(3) 公債費負担適正化計画の概要及び今後の方針について</p> <p>(4) 19節負担金補助及び交付金にかかわって、外郭団体の自立に向けた市の方針について</p> <p>5．移住・定住推進事業について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 事業展開の現状について</p> <p>(2) どのような効果を期待するのか。今後の展望と方針について</p> <p>6．子ども手当、児童手当について〔福祉〕</p> <p>(1) 平成21年度の児童手当の支給状況及び平成22年度子ども手当の支給予定について</p> <p>(2) 子ども手当の効果について。また、滞納者対策ができないか</p> <p>7．保育園の運営等について〔福祉〕</p> <p>(1) 市立保育園の公設民営化の推進の考えについて</p> <p>(2) 民間認可保育所運営事業費等補助金の制度概要と見直しの姿勢について</p> <p>8．嫡出でない子について〔福祉〕</p> <p>(1) 出生届を不受理にしたケースがあるのか、その状況と対応について</p> <p>9．深川市立病院について〔医療〕</p> <p>(1) 7対1の看護師配置延期の実態と経営健全化計画への影響、経営健全化に向けた方針について</p> <p>10．過疎地域自立促進特別措置法について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 法改正の概要について</p> <p>(2) 市町村計画の策定の考えについて</p> <p>(3) 市町村計画策定のスケジュールについて</p>	

順位	議席番号	所属党派 氏名	件名	索引
6	14	民主クラブ 太田幸一	<p>1. 肥育牛の畜産における『口蹄疫』の対策は、市としてどのように考えているか〔農業〕（割愛）</p> <p>(1) 深川市として、畜産農家への指導はどのように行われているか</p> <p>(2) 感染予防にかかる経費の公的支援は、どのようなものか</p> <p>(3) 北海道では、エゾシカからの感染が未曾有の被害につながるとされているが、指導と対策は</p> <p>(4) 先進地では、「自衛組合」組織により横のつながりをつくり、情報交換、対応などを進めているが、深川市においては</p> <p>2. 郵政事業改革において、法改正後の深川市民への影響は〔市勢振興〕</p> <p>(1) 小泉政権の強引な郵政事業改革は、地方にとっては過疎化を早める悪法にしかならず、今回の改正案は、第3条で「住みよい地域社会の実現」を明記している。この郵政改革への深川市としての思いは</p> <p>(2) 深川市民に、この改革の内容がいわゆる「ユニバーサルサービス」としての改革等にどのように及ぶか</p> <p>3. 『住居表示』への深川市の基本的な考えは〔一般〕</p> <p>(1) 住居表示法の趣旨は、第1条に「わかりやすい住所」、第2条で「道路・鉄道など恒久的な施設、川や用水路など」とされているが、深川市は、この方向に向かう考えか</p> <p>(2) 最終決定まで、どのようなプロセスと日程を考えているか</p> <p>4. スポーツ合宿の減少をどのように分析し、対応しようとしているか〔教育、商工〕</p> <p>(1) スポーツ合宿の減少は、深川市を挙げての取り組みが不足しているからではないか</p> <p>(2) 利用されているチームからの意見を知るための「目安箱」の設置を考えるべきではないか</p> <p>5. スポーツ宣言をした都市としても、市勢振興の観点からも、深川市におけるパークゴルフ場の「認定コース」の取り消しは、どのような考えからか〔教育、商工〕</p> <p>(1) このシーズン、深川市の国際認定コースの取り消しを、所管部署から各パークゴルフの団体に一方的に通告されたが理解できない。どのような考えからか</p>	107

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>(2) 財政難から、市民サービス部分の「値上げ」をしたり、わずかな費用でも「グレードを下げたり」、結果として市民や他市からの顧客の減少を招く方向性は、商工振興の視点からも理解できない。どのような考えからか</p> <p>6. 障害者自立支援法の廃止と、障害者福祉の前進は〔福祉、一般〕</p> <p>(1) 深川市内、主な事業所の障害者の就職者数は</p> <p>(2) ベーシックインカム制度について、深川市の所見は</p> <p>(3) 深川市役所として、障害者枠での計画的雇用を行うべきではないか</p>	
7	13	公政クラブ 東出治通	<p>1. 総合計画の策定について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 総合計画に対する認識について</p> <p>(2) 第五次総合計画策定について</p> <p>ア 策定に対する考えについて</p> <p>イ 策定の規模、年数について</p> <p>ウ 策定委員会の設置について</p> <p>2. 農業者の高齢化と農地の集積について〔農業〕</p> <p>(1) 市内における農業者の年齢と後継者の状況について</p> <p>(2) 離農、廃業の状況について</p> <p>(3) 耕作不適地対策について</p> <p>3. 障害者支援施設「あかとき学園」への支援について〔福祉〕</p> <p>(1) 支援の考えについて</p> <p>(2) 市の支援と指名業者の地域限定について</p> <p>4. 深川市リサイクルプラザの広域での共同処理について〔衛生〕</p> <p>(1) 北空知4町とごみ処理施設の共同利用に至った経緯について</p> <p>(2) 施設の処理能力について</p> <p>(3) リサイクルプラザを共同利用することによるメリットについて</p> <p>(4) 実施時期及び今後の取り組み予定について</p> <p>5. 市立病院の経営健全化計画の変更について〔医療〕</p> <p>(1) 計画変更の経緯について（割愛）</p> <p>(2) 医師、看護師確保の状況について（割愛）</p> <p>(3) 計画変更と議会議決について</p>	114

順位	議席番号	所属党派 氏名	件名	索引
8	5	民主クラブ 田中昌幸	<p>1．過疎対策について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 18年間の過疎計画の内容と実施事業の経過及び特徴と概要を示していただきたい</p> <p>(2) 前市長の発言『有利な起債（借金）』に象徴される事業の大幅拡大が、現在の過大な起債残高になっていることについての評価を伺う</p> <p>(3) 改正過疎法では6年間の延長となっているが、中でも特徴的なのが、ソフト事業にも適用となる点で、「地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る」とされており事業費単純平均で8500万円、最低でも3500万円があることから、地域医療の確保では現在経営健全化計画が始まった市立病院に対してもソフト事業として、例えば、救急医療確保のため、周辺町にも協力をお願いして事業を展開することも早急に検討してはどうか</p> <p>また、高齢化が特に進む周辺地域の交通手段の確保も、伊達市が取り組んでいる、相乗りタクシーのような制度を過疎債のソフト事業を活用して取り組んではどうか</p> <p>(4) この計画が単なる施設整備計画にならないために、住民の意見を取り入れる機会や、議会の考えも積極的に取り入れるべきだが市長の考えを伺う</p> <p>2．市立病院の人材確保について〔医療〕</p> <p>(1) 2009年度の決算見込みと、計画との整合性とその要因は</p> <p>(2) 7対1看護実施の遅れが示されているが、看護師確保は確実なのか</p> <p>確保しようにも、看護師給与もカットされており、他の病院からわざわざ給料の安いところには来られない。せめて若年層の給与カットをやめる必要があるのではないか</p> <p>臨時看護師の確保にも市内民間病院よりも賃金が低いと聞いているが実態はどうか、改善する考えはどうか</p> <p>この数年でもせっかく入っていただいた看護師が、かなりの数字で退職されているようだが、その実態はどうか</p>	124

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>新卒看護師のほとんどは市立高等看護学院の卒業生だと推察されるが、その方たちが短い期間で退職されていくのは、市としても大きな損失になる</p> <p>看護師の退職について、その原因を分析しているのか。しているとすればどのような理由なのか</p> <p>(3) 医師確保について、市長は就任時医師確保に取り組むと発言していたが、この間、山下市長としての成果はあったのか</p> <p>一方、今現在の取り組み状況と医師確保に向けた市長の考えは</p> <p>(4) 新たな医師確保も必要だが、今いる先生方がとどまっていただけのための方策が重要である</p> <p>医師数が急激に減少し、宿日直の回数はどれくらいになっているのか。今のままでは今いる先生方の健康が確保されるのか非常に心配するところだがどのような状況か伺う</p> <p>現在、医師の宿日直手当は1回2万円、日曜当番医手当は1万円となっているが、この数字は一見十分な額と見えるが、市内開業医と比較すれば少し安過ぎるのではないか</p> <p>日曜当番医では市内の他の医療機関ではどのような状況なのか</p> <p>ちなみに、出張医で対応する場合は報酬はどのようになっている、年間何回くらい対応されているのか</p> <p>3. 住宅助成制度について〔建設〕</p> <p>(1) 新築について新年度に入り動きはどのような状況か 改修の助成は昨年度で終了しているが、改めて継続すべきと考えるかどうか</p> <p>(2) 国の住宅エコポイント制度の導入でかなりの成果が上がってきているようだが、深川市内の状況はどのようなになっているか</p> <p>(3) 国が実施する太陽光発電の補助金制度として、太陽光パネルの設置補助が導入されており、その補助に上乘せしている市町村がある。例えば空知管内では、岩見沢市の場合、工事施工業者が岩見沢市内の建設業者に限り、工事費の10%を補助、上限額は30万円などの例がある。深川市としても取り組むべきと考えるが市の考えを伺う</p>	

順位	議席番号	所属党派 氏名	件名	索引
9	16	日本共産党 議員団 北名照美	<p>1. 米軍沖縄普天間基地及び平和問題について〔一般〕</p> <p>(1) 沖縄、普天間米軍基地問題は北海道に住む私たちも傍観視すべきでないことは言を待たない。“平和”を問う焦眉の課題として市長の見解を問う</p> <p>(2) 平和市長会議について。核兵器のない世界を目指す立場から深川市長もその一員に加わることを求めるがいかがか</p> <p>2. 老人福祉センターのふるについて〔福祉〕</p> <p>(1) 老人福祉センターのふる閉鎖に伴う行政の対応は議会答弁をもないがしろにしたもので甚だ遺憾である。代替策の実態を明らかにされたい</p> <p>3. 市臨時職員について〔一般〕</p> <p>(1) 市臨時職員の長期雇用者の実態、認識、対応を問う。働く権利の保障は行政の責任である</p> <p>4. 国保の短期被保険者証及び資格証明書について〔医療〕</p> <p>(1) 国保税が生活に重くのしかかっている。保険証がなく病院にかかれなくて死亡したり、自殺したりという悲惨な状況も起きている。短期証、資格書について問う。また、自殺者についても伺う</p> <p>5. 中小企業、小売店の振興対策について〔商工〕</p> <p>(1) 不況、経営不振の原因と対応及び行政支援について</p> <p>6. 教育行政について〔教育〕</p> <p>(1) 道教委の「教職員の服務規律等の実態に関する調査」、「学校教育における法令違反に係る情報提供制度」は目に余るものである。市教委の受けとめと対応</p> <p>(2) 30人学級は、焦眉の課題である。深川市でもここに踏み出すべきでないか</p>	133
10	10	平成公明クラブ 北畑透	<p>1. 市長の行政姿勢について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 3年半を振り返って、あるべき深川の姿についての課題</p> <p>(2) 人事について</p> <p>(3) 市長選における公約について</p> <p>(4) 「深川の骨となる」決意に変わりはないか</p> <p>2. 社会インフラの老朽化と維持更新について〔一般〕</p> <p>(1) 公共施設の老朽化及び耐震状況について</p> <p>(2) 維持更新計画の作成について</p>	143

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>3．雇用と失業対策について〔労働〕</p> <p>(1) 蝦名林業倒産と東邦金属撤退後等の雇用と失業対策について</p> <p>4．がん検診と予防について〔福祉〕</p> <p>(1) 「がん検診無料クーポン事業」取り組みの成果について</p> <p>(2) 受診率50%を目指した今年度の「無料クーポン」の取り組みについて</p> <p>(3) 「無料クーポン事業」以外の各種がん検診率向上の取り組みについて</p> <p>(4) 子宮頸がんワクチンの公費助成への取り組みについて</p> <p>5．口蹄疫対策について〔農業〕（割愛）</p> <p>(1) 口蹄疫による本市畜産業への影響について</p> <p>(2) 口蹄疫から畜産業を守る対策と危機管理体制について</p> <p>6．道立青年の家について〔教育〕</p> <p>(1) 「ゆーすくる おとえ」の存廃と今後の見通しについて</p> <p>7．介護の課題について〔福祉〕</p> <p>(1) 介護事業の運営について</p> <p>ア 利用料負担軽減の二床室について</p> <p>イ 介護施設の老朽化の対応について</p> <p>ウ 介護保険申請から認定の時間短縮について</p> <p>エ 要介護認定審査会認定までのサービス提供について</p> <p>(2) 介護保険事業外の高齢者福祉政策について</p> <p>ア 高齢者専用賃貸住宅等の設置について</p> <p>イ 携帯用の「安心カード」について</p> <p>ウ 高齢単身者、世帯に対する対応について</p> <p>エ 介護家族と高齢者世帯への相談体制について</p>	



平成22年第2回定例会

平成22年6月22日（火曜日）

深川市議会定例会会議録 (第1号)

平成22年6月22日(火曜日)

午前10時06分 開会
午後 3時19分 延会

○議事日程(第1号)

- | | | | |
|-------|--|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | | 議案第46号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 会期の決定について | | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | 日程第10 | 議案第47号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について |
| | (1) 議長諸般報告 | | |
| | (2) 市長一般行政報告 | 日程第11 | 議案第48号 平成22年度深川市一般会計補正予算(第3号) |
| | (3) 教育長教育行政報告 | | 議案第49号 平成22年度深川市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 4 | 委員会報告第12号 | | 議案第50号 平成22年度深川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第39号 深川市税条例の一部を改正する条例について | | 議案第51号 平成22年度深川市老人医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 5 | 委員会報告第13号 | 日程第12 | 議案第52号 深川市教育委員会委員の任命について |
| | 行財政改革調査特別委員会の中間報告について | 日程第13 | 議案第53号 深川市公平委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 報告第2号 平成21年度深川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について | 日程第14 | 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について |
| | 報告第3号 平成21年度深川市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について | 日程第15 | 一般質問 |
| | 報告第4号 平成21年度深川市地方卸売市場特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について | | |
| | 報告第5号 平成21年度深川市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について | | |
| | 報告第6号 平成21年度深川市水道事業会計予算繰越計算書の報告について | | |
| 日程第 7 | 議案第43号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について | | |
| 日程第 8 | 議案第44号 北海道市町村備荒資金組合規約の一部を変更する規約について | | |
| 日程第 9 | 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について | | |

(午前10時06分 開 会)

○議長(北本清美君) ただいまから平成22年第2回深川市議会定例会を開会します。

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第78条の規定によって、松沢議員、北畑議員を指名します。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○事務局長(山岸弘明君) 本定例会に付議されます事件は、総務文教常任委員長から審査結果の報告がありました議案1件、行財政改革調査特別委員長から調査結果の中間報告、市長から提出のありました議案11件、諮問1件及び報告5件であります。

次に、監査委員から2月分ないし4月分に関する例月出納検査結果報告の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しております。

次に、第2回定例会1日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの9日間にしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって会期は本日から6月30日までの9日間に決定しました。

○議長(北本清美君) 日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長諸般報告を事務局長から申し上げます。

○事務局長(山岸弘明君) 平成22年第1回市議会定例会後の3月25日以降、昨日までの議会の動静概

要は、お手元に配付のとおりであります。

これで議長諸般報告を終わります。

○議長(北本清美君) 次に、市長一般行政報告を行います。

山下市長。

○市長(山下貴史君)〔登壇〕 平成22年第2回市議会定例会の開会に当たり、一般行政の報告を申し上げます。

初めに、農作業の進捗状況及び農作物の生育状況について申し上げます。6月1日現在の普及センターの調査によりますと、本年の根雪終日は、平年より3日遅く、また融雪後に低温が続いたことから田畑の耕起、水稻の移植及び畑作物の播種、定植作業などは5日程度のおくれで行われました。農作物の生育状況は、水稻は平年より5日おくれ、畑作物についても総じて平年より4日程度おくられている状況にあります。ことしは冷夏の予報がされておりますが、幸い6月に入り良好な天候に恵まれておりますので、一安心いたしているところであります。いずれにいたしましても、豊穰の秋がぜひ迎えられようように今後とも普及センターや農協など、関係機関・団体と連携を図り、万全な対応に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、建設工事の発注状況について申し上げます。本年度の建設工事の発注予定総額は、平成21年度からの繰り越し事業分7億8,000万円を含め、約16億円でございますが、このうち6月2日現在の発注状況につきましては、件数で28件、契約額は6億2,551万2,000円ございまして、執行率は39.0%となっております。この数字は、前年同期比で申し上げますと、14ポイントの増となっているところであります。今後とも、建設工事につきましては、適時適切な発注に努めてまいり所存であります。

次に、スプリングフェスタについて申し上げます。5月16日、生きがい文化センターにおきまして、第17回目となります2010ふかがわスプリングフェスタを開催いたしました。当日は天候に恵まれ、主催者を含め来場者は2,500人を超えたところでございます。オープニングの屋外演奏会を初め、園芸市やハンギングバスケット講習会、消費生活展、あるいはフリーマーケットなど多彩な催しを通じて大勢の市民の皆様に緑化の推進と環境保全やリサイクルなど、自然や物の大切さを知っていただく機会となり、盛会のうちに終了いたしましたところでございます。

次に、チャレンジデーについて申し上げます。5月26日、「みんなでスポーツ！みんなで健康!!!」をテーマに、昨年に引き続き4回目となりますチャレンジデー2010を開催いたしました。ことしは和歌山県上富田町と栃木県益子町との対戦でしたが、本市は1万3,469人に上る大勢の市民のご参加をいただき、参加率は56.1%となり、念願でありました目標の50%を達成することができたところがあります。対戦相手である上富田町の参加率が63.4%、また益子町の参加率が59.8%でございましたので、残念ながら両町には及びませんでした。昨年に比べて本市の参加率は、9.6ポイント上昇しております。市民のチャレンジデーへの理解は深まってきているものと考えております。今後とも関係団体等のご理解、ご協力をいただきながら本市におけるスポーツの一層の振興と市民の健康づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、行政の一端を申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（北本清美君） 次に、教育長教育行政報告を行います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君）〔登壇〕 平成22年第2回市議会定例会の開会に当たり、教育行政の概要について報告を申し上げます。

初めに、教職員の人事異動について申し上げます。本年4月1日付人事異動に当たりましては、学校教育に対する市民の期待と信頼にこたえるため、広くすぐれた人材の確保に努めたところ、他管内からの異動者1人を含め、34人の異動を行い、人事の刷新を行ったところであります。その内訳は、校長3人、教頭5人、教諭、養護教諭、事務職員26人となっておりますが、公教育を担う教職員が常に教育公務員としての使命と責任を自覚し、その専門性を高めてすぐれた教育実践を期待するものであります。

次に、学級編制について申し上げます。本年度、小学校の普通学級は、前年度と同じ44学級、特別支援学級は、多度志小学校で1学級増の13学級で合計57学級であります。また、中学校の普通学級は、深川中学校で1学級減、一已中学校で1学級増の前年度と同じ23学級、特別支援学級は、音江中学校で1学級増の9学級で合計32学級であります。小中学校合わせて普通学級67学級、特別支援学級22学級をもって、北海道教育委員会の同意を得たところであり

ます。

以上、教育行政の一端を申し上げ、報告といたします。

○議長（北本清美君） これで諸般の報告を終わります。

○議長（北本清美君） 日程第4 委員会報告第12号議案第39号深川市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

渡辺総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（渡辺英雄君）〔登壇〕 ただいま議題となりました議案第39号深川市税条例の一部を改正する条例について、総務文教常任委員会で審査しました概要と結果についてご報告申し上げます。

議案第39号は、第2回市議会臨時議会において当委員会に付託され、5月24日及び5月27日に委員会を開催し、所管の部課長等の出席を求め審査を行いました。

質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、個人住民税の扶養控除等の見直しにより個人の方の年税額がどのくらいになるのか。

答え、年収400万円の4人家族の例ですが、一定の控除を想定した上で、夫婦と16歳未満の年少扶養の子供2人の場合、一般扶養控除のある現行制度の住民税は8万5,000円で、改正後は15万1,000円になり、7万1,000円の増加となります。また、夫婦と16歳以上19歳未満の特定扶養の子供1人と16歳未満の年少扶養の子供1人の4人家族の場合、住民税は7万2,750円から11万6,000円になり、4万3,250円の増額となります。

問い、年少扶養控除と特定扶養控除の上乗せ分の廃止に伴う市税への影響額は。

答え、平成21年度分の個人市民税で計算する影響額は、現時点では3,500万円程度の増を推測しております。また、影響額の内訳は、年少扶養控除分3,200万円、特定扶養控除の上乗せ分300万円程度と推測しています。

問い、個人住民税の扶養控除を見直した場合、他の制度への影響はどのようなものがあるか。

答え、所得税、住民税それぞれで関連制度に対して影響がありますが、住民税の関係でおよそ15の制度に影響があると認識をしています。影響する主な

ものは、幼稚園就園奨励費補助、母子家庭自立支援給付などです。

問い、個人住民税の扶養控除等の改正は、子ども手当の関係、高校の無償化等により見直しする内容と思うが、本市の改正が平成24年度から適用となるが、今後の見直しの動きは。

答え、この改正では、年少扶養控除と特定扶養控除の上乗せ分の廃止となり、住民税はおおむね増税となりますが、国において不具合等が想定されれば、政府税制調査会の中で検討が進められると聞いています。

問い、たばこ税率の引き上げで税収アップが見込めるが、本庁舎や関連する施設での全面禁煙、または禁煙プームの兼ね合いから、どのくらい税収を見込んでいるのか。

答え、平成22年度の税収予算は、人口減や禁煙の世相から約1億7,000万円を計上しています。今般の情勢等を見る中で、本年10月からの改正で当初2,000万円程度の上乗せを期待しましたが、そこまでの到達は難しいと思っています。

問い、たばこ税の引き上げだけでなく1箱当たりの税抜き価格分も値上げになるようだが、その理由は。

答え、たばこは1本当たり3円50銭の増税となり、さらに1箱当たりの税抜き価格が上乗せをされておりますが、その値上げの理由として国内たばこ市場の成人人口の減少や喫煙規制の強化の影響により販売数量の減少が加速し、近年の原材料費高騰などにより上乗せされたと聞いております。

問い、今回の国保税改正が、税全体の見直しではなく、課税限度額のみに至った経過、理由は。

答え、国保運営協議会の答申を踏まえた改正の基本的な考え方は、予算との乖離を解消していく、また介護納付金や後期高齢者支援金の2分の1相当額を税で確保しながら、不足分は基金残高を考慮し、税率等の改正を検討することになっています。しかし、平成20年度及び21年度に税率等の改正を行っていること、景気が低迷していること、さらに高齢化により低所得世帯がふえていることを十分考慮し、国保税の軽減措置を受けることができない中間所得世帯の負担にも配慮した結果、地方税法改正にあわせて法定限度額まで引き上げるものです。仮に、平成22年度予算で事業準備基金を繰り入れしないで、収支不足額を税率等の改正に求めた場合は、税率を

0.4%、均等割4,000円、平等割2,500円、課税限度額を4万円に引き上げる大規模な改正となることから、今回の改正案になりました。

問い、国保会計が単年度赤字体質の中で、毎年の医療費全体が上昇傾向、特に景気低迷により農業所得が落ちている中で、課税限度額4万円の引き上げに該当する方の負担に配慮もすべきと考える。今回の改正は、税負担に対する不公平感を感じざるを得ないがどう考えるか。

答え、国保運営協議会の中で、農業経営している委員から、「課税限度額4万円の引き上げは楽なものではない。基本的な改正案に賛成するが、低、中所得者だけでなく、高額所得者の所得が落ちている状況も念頭に置きながら対応すべき」というご意見もいただきましたが、国保財政が全体的に厳しくなっている中で、今後も厚労省が法定限度額の引き上げを検討しており、適宜限度額の改正をしなければ次回の改正が大幅な引き上げにつながる可能性も出てくることから、今の段階で適切な対応をとることが最善であると考えました。

問い、事業準備基金の活用は、インフルエンザなどが大発生したときの調整のためと認識しているが、その見解が変わったのか。

答え、基金については、新型インフルエンザの発生など不測の場合に対して取り崩すことが基本的な考え方です。しかし、直近3カ年間の保険給付費の平均5%をストックしている場合など、一定条件のもとで急激な税の上昇を緩和するための対応もできる形になっています。現在の基金残高は約1億7,000万円であり、平成21年度決算で約3,400万円が減る見込みですが、平均5%を確保できる見通しです。

問い、課税限度額を納付している世帯数、改正による推移は。

答え、平成20年度の基礎課税額分に該当する世帯は167世帯、21年度で196世帯となっていますが、22年度現行では117世帯で、この改正により96世帯の予定になります。

問い、後期高齢者の医療制度の廃止や、国保の広域化などが国で議論されているが、市において将来的に国保制度の変更をどのように想定しているか。

答え、厚労省では、新たな高齢者医療制度の創設について、改革会議を設置して審議を行っています。その審議の中で、後期高齢者医療制度の廃止後の高

齢者医療と国保を一体に運営する案が出ており、市町村国保の運営に関しては、平成25年度から都道府県単位の広域連合などで運営していく案が有力視されています。これらの案は、来年の国会に上程し、そして4月以降2年間をかけて準備すると聞いており、国の流れを注視しています。

問い、短期被保険者証、資格証明書の交付件数及び、そのうち7割、5割、2割の低所得軽減措置を受けている件数は。

答え、短期被保険者証の交付世帯は、4月30日現在224世帯であり、そのうち119世帯が低所得者軽減に該当すると押さえています。また、資格証明書の交付世帯は16所帯、低所得者軽減を受けている世帯は10世帯となっています。

問い、国保の税収を確保する改正と理解するが、その反面で、市民の中には、医療費の抑制のため我慢して病院にかからないという話を耳にするが、どう認識しているのか。

答え、国保の被保険者に対して、直接アンケート調査あるいは窓口で対応した方からお聞きした経過はございませんが、健康優良世帯表彰事業の中で過去に表彰の対象となった方から、医療費が高くて医療機関にかからず、健康とみなされ表彰されたと報告を受けたことがあります。平成21年度の表彰の83世帯からは聞いてはいません。

質疑終結後、討論に入り、北名委員から原案に反対の立場で、個人住民税の扶養控除の見直しについては、全国的にどなたにとっても相当な増税になる状況であり、平年ベースで4,569億円の過去最大規模の大増税になり、賛成できるものではないとの討論がありました。

その後、採決に入り、議案第39号は賛成多数をもって可決すべきものと決定をいたしました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第39号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立多数。

よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第5 委員会報告第13号行財政改革調査特別委員会の中間報告についてを議題とします。

行財政改革調査特別委員長から会議規則第44条第2項の規定により、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって行財政改革調査特別委員長から中間報告を受けることに決定しました。

委員長の発言を許可します。

長野行財政改革調査特別委員長。

○行財政改革調査特別委員長（長野 勉君）〔登壇〕 ただいま議題となりました行財政改革調査特別委員会の中間報告について申し上げます。

当委員会は、平成20年度決算における実質公債費比率が、地方財政法に定める18%を超え19.2%となったことから、公債費の適正な管理を計画的に行うため作成された公債費負担適正化計画について、6月3日に調査を行いましたので、その経過と概要について報告をいたします。

6月3日の第19回委員会では、財政課より公債費負担適正化計画の説明があり、その後質疑を行いましたので、主なものについて報告をいたします。

問い、財政収支計画の市税及び地方交付税の見込みについて、この根拠と推計に大幅な狂いはないか。

答え、少しずつ減少傾向にあり、さまざまな変更はあるかもしれませんが、現時点においては最善を尽くし知り得る情報をもとに積み上げたものです。

問い、山下市長就任時には、503億円程度の市債残高であり、毎年20億円程度減少させる目標があったがその推移は。

答え、平成18年度に502億7,000万円ほどの市債残高がありましたが、22年度の見込みでは420億円ぐらいということで、おおむね1年に20億円減らしている実績になっています。

問い、この計画をどのような認識を持って、どのような危機感があって作成したのかを聞かせていた

だきたい。また、実質公債費比率が20%を超えると
なると、全国的に見て悪いほうになると推測できる
が、その状況については。

答え、計画策定に当たっては、市民ニーズに一定
の制約が生じるということから、深刻に感じており
危機感もありました。北海道で財政健全化計画を策
定した自治体は1市6町ありますが、これはすべて
実質公債費比率が25%を超えている団体であり、効
果が検証されることから市民生活にもさまざまな影
響が生じてくると考えられます。

問い、平成21年度会計閉鎖に伴う一般会計、特別
会計、企業会計の実態はおおむねどのようになって
いるか伺う。

答え、現段階では、一般会計は約2億円の収支の
黒字、特別会計はいずれも実質収支は黒字で、合わ
せて3億円ほどの黒字が見込めると把握をしている。
企業会計の水道事業は2億5,000万円の良債務、病
院事業は16億円ほどの不良債務となり、連結実質赤
字比率は、昨年10.32%を若干下回る見通しです。

問い、市立病院の健全化計画は、病院だけではなく
医師確保を含んで市長を先頭に市民が一体となっ
て取り組んでいかなければならないが、どう考える
か。

答え、経営健全化については、今後も病院長等と
市理事者との継続した協議が必要であり、医師確保
についても大学との接点を持つことの重要性を十分
に受けとめさせていただきます。

問い、市立病院の問題で、昨年から来年までの3
カ年の間で給与や報酬をカットして一丸となって取
り組んでいるが、来年以降はどうなのか。

答え、職員の給与カットは、平成20年7月から23
年6月までの3年間となっていますが、経営健全化
計画は7年間であり、職員組合と交渉し期間を区切
るなどにより妥結した内容について、順次議会に提
案したいと考えています。

問い、市立病院の経営健全化計画は、計画のため
の計画であってはいけなさと指摘し議決した。しか
し、7対1看護計画が簡単に変更される状況となっ
ている。財政当局としてどのように考えるか。

答え、国に出すための計画という取り組みではな
く、真に市立病院が経営改善されるよう最善を尽く
して計画づくりを進めたと考えておりますし、3月
議決いただいたことに感謝を申し上げます。計画の
重さということで、このような形で狂いが出ている

ことに対しおわびをしなければならないと思います
し、病院と連携し、十分な説明となるよう検討協議
させていただきたいと考えています。

問い、市立病院の最初の7対1看護計画は不退転
の決意であったが、これが崩れるとどうなるのか。

答え、経営健全化計画の柱の一つである7対1看
護は、当初7月からの計画でありましたが、6月か
ら5人の看護師の採用、さらに育児休業等からの復
帰により8月に基準に合致し、9月からスタートす
ると病院から聞いています。この達成に向け病院も
努力しますし、最大限にバックアップしたいと考え
ています。

問い、病院の経営健全化計画の7対1看護の関係
が2カ月も先送りになって、計画に狂いが生じ、信
憑性の問題があるが、今後の見通しについて。

答え、この計画を粛々と実行していく覚悟で取り
組んでいます。一部そごが生じている部分もありま
すが、少しでも削減できることはないか内部で検討
し計画実現のため努力を続けてまいります。

以上が委員会の概要であります。

なお、今後の委員会の開催等につきましては、特
別な事由により調査すべき事項が生じた場合に開催
することとし、その内容、開催日時については正副
委員長に一任していただくことで決定いたしました。

以上で行財政改革調査特別委員会の中間報告を終
わります。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

以上で行財政改革調査特別委員会の中間報告を終
わります。

○議長（北本清美君） 日程第6 報告第2号平成
21年度深川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
についてないし報告第6号平成21年度深川市水道事
業会計予算繰越計算書の報告についての5件を議題
とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 報告第2号平成21
年度深川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に
ついてないし報告第6号平成21年度深川市水道事業
会計予算繰越計算書の報告についての5件について
一括してご説明を申し上げます。

報告第2号ないし報告第5号は、一般会計におけるブロードバンド拡大整備事業ほか35事業、農業集落排水事業特別会計及び下水道事業特別会計におけるマンホール等改修工事、そして地方卸売市場特別会計における公設市場冷凍施設改修事業につきまして、それぞれ事業の年度内執行が困難なことから、平成21年度補正予算の中で繰越明許費を設定したものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり繰越明許費繰越計算書を調製したものであります。

また、報告第6号は、平成22年第1回市議会定例会において平成21年度深川市水道事業会計配水施設等改修事業予算を増額補正いたしました。資材調整等に日数を要し、年度内の完成が困難なことから、地方公営企業法第26条第1項の規定による予算の繰り越しを4月1日付で行い、同条第3項の規定に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したものであります。

以上、5件について報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

これで報告第2号ないし報告第6号の報告を終わります。

○議長（北本清美君） 日程第7 議案第43号損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第43号損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について提案理由を申し上げます。

平成22年5月11日午前10時ごろ、車両がリフレッシュプラザ鷹泊駐車場を走行中、グレーチングがはね上がり燃料タンクを破損させる事故が発生いたしました。詳細につきましては、別紙専決処分書のとおりでございますが、国家賠償法第2条第1項の規定に基づき、駐車場の管理に瑕疵があったものと判断し、8万9,361円を市が賠償することで相手方と協議が調いましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成22年5月31日をもって専

決処分したものであります。なお、賠償金につきましては、全国市長会の市民総合賠償補償保険から全額補てんされるものであります。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第43号を採決します。

本件は承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第43号は承認することに決定しました。

○議長（北本清美君） 日程第8 議案第44号北海道市町村備荒資金組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第44号北海道市町村備荒資金組合理約の一部を変更する規約について提案理由を申し上げます。

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が、本年4月1日から施行されましたことに伴い、北海道の総合出先機関の名称が改められましたことから、北海道市町村備荒資金組合理約の一部を変更する必要が生じましたが、当該規約の一部変更につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、一部事務組合を構成する関係地方公共団体が協議によりこれを定めることとされており、この協議については、それぞれの関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととされておりますことから、本議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います
が異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第44号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長(北本清美君) 日程第9 議案第45号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第46号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての2件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長(山下貴史君)〔登壇〕 議案第45号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第46号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての2件について、一括して提案理由を申し上げます。

これら2条例の改正は、少子化対策の観点から育児を行う職員の仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる環境を整備することを目的として、平成22年6月30日から国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、同法の附則により地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、配偶者が育児休業をしている地方公務員についても育児休業することができるようになることなどから、本市におきましてもその趣旨を踏まえ、仕事と子育ての両立支援の制度の充実を図るに当たり、関連する条例の改正を行おうとするものであります。

議案第45号の職員の育児休業等に関する条例の改正内容は、配偶者が育児休業をしている職員についても育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認

の請求をすることができるものとする規定の改正などを行うほか、同改正条例の施行日前に申し出された育児休業等計画書や育児短時間勤務の計画は、改正後のそれぞれの規定により申し出た計画とみなす経過措置について、附則で定めようとするものであります。

次に、議案第46号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正内容は、3歳に満たない子のある職員が、その子を養育するために時間外勤務の制限を請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならない規定を新設するほか、同改正条例の施行日後を時間外勤務の制限の開始日として請求を行おうとする職員は、施行日前に請求することができる経過措置について、附則で定めようとするものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(北本清美君) これより一括質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 質疑を終わります。

本件は総務文教常任委員会に付託します。

○議長(北本清美君) 日程第10 議案第47号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長(山下貴史君)〔登壇〕 議案第47号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について提案理由を申し上げます。

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が、本年4月1日から施行され、北海道の総合出先機関の名称及び所管区域が改められたことから、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する必要が生じておりますが、当該規約の一部変更につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、一部事務組合を構成する関係地方公共団体が協議によりこれを定めることとされており、この協議についてはそれぞれの関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、本議会の議決をいただくようとするものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い

い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います
が異議がありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第47号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第11 議案第48号平成22年度深川市一般会計補正予算ないし議案第51号平成22年度深川市老人医療特別会計補正予算の4件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

初めに、議案第48号。

平山財政課長。

○財政課長（平山泰樹君）〔登壇〕 議案第48号平成22年度深川市一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出にそれぞれ2,296万9,000円を追加し、予算の総額を153億1,350万7,000円とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明を申し上げます。10ページをごらんください。3款民生費、1項2目障がい者福祉費45万円の増額は、障がい者自立支援臨時特別対策事業として、入所施設等から地域生活への移行の際に必要な物品の購入費の助成を行う地域移行支援経費、支援事業及び療育センターにおける訓練器具の整備を行うものであります。

12ページをお開きください。3項1目生活保護総務費214万8,000円の増額補正は、生活保護受給者に対し、求職活動の相談や情報提供等の就労支援を行う就労支援員を雇用するものであります。

次に、14ページをごらんください。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費190万円の増額補正は、保

健師の産休及び育児休業取得による代替嘱託保健師の雇用を図るものであります。

16ページをお開きください。5款労働費、1項1目労働諸費1,150万4,000円の増額補正は、厳しい雇用情勢に対処するため、国の基金を活用した緊急雇用創出事業として、公会計制度の整備に係る市有資産の調査等に係る事業、介護資格取得者の育成のための事業、2事業を追加して実施しようとするものであります。

次に、18ページをごらんください。7款商工費、1項3目観光振興費649万7,000円の増額補正は、北海道グリーンニューディール基金事業として、本年度当初予算に計上した道の駅ライスランドふかがわにおける太陽光パネル設置事業に加え、来年度実施予定のLED発光ダイオード等の設置を前倒して実施しようとするものであります。

次に、20ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費1目学校管理費47万円の増額補正は、納内小学校の自然宿泊体験事業が、文部科学省が実施する豊かな体験活動推進事業として昨年引き続き選定され、漁業体験や社会奉仕活動などに取り組むものであります。

次に、戻りまして8ページをごらんください。歳入予算につきましては、国庫支出金及び道支出金等の特定財源の充当をするとともに、19款繰越金159万2,000円により対応するものであります。

以上、一般会計補正予算について、ご説明を申し上げましたが、原案に賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） 次に、議案第49号ないし議案第51号。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 私から議案第49号ないし議案第51号の3特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、議案第49号平成22年度深川市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,385万7,000円を追加し、予算の総額を22億4,082万7,000円にしようとするものであります。

歳出よりご説明申し上げますので、10ページをお開きください。3、歳出、4款1項1目介護保険準備基金積立金285万5,000円の増額は、平成21年度決

算において生じた剰余金を積み立てるものであります。

次に、12ページをお開きください。6款1項1目償還金及び還付加算金5,100万2,000円の増額は、平成21年度保険給付費及び地域支援事業費に係る国庫負担金、国庫補助金及び道負担金、道補助金並びに支払い基金交付金の精算に伴う返還金及び過年度分保険料還付に伴う経費であります。

戻りまして、8ページをお開きください。2、歳入、8款1項1目繰越金5,385万7,000円の増額は、平成21年度からの繰越金を計上するものです。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第50号平成22年度深川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万8,000円を追加し、予算の総額を3億3,957万8,000円にしようとするものであります。

歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開きください。3、歳出、1款1項1目一般管理費15万円の増額は、相談体制充実のための備品購入経費、これは来庁者待ち合い用のロビーチェアの購入経費でございます。この経費の増によるものであります。

12ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金57万8,000円の増額は、被保険者から徴収した平成21年度保険料収入額の確定により、北海道後期高齢者医療広域連合へ納入する保険料負担金を増額するものであります。

14ページをお開きください。4款1項1目保険料還付金15万円の増額は、過年度分保険料還付に伴う経費であります。

続いて、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして8ページをお開きください。2、歳入、3款1項1目後期高齢者医療特別対策交付金15万円の増額は、北海道後期高齢者医療広域連合から高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の増によるものであります。

5款1項1目繰越金72万8,000円の増額は、平成21年度からの繰越金を計上するものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第51号平成22年度深川市老人医療特別

会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万4,000円を増額し、予算の総額を509万4,000円にしようとするものであります。

歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開きください。3、歳出、4款1項1目償還金79万4,000円の増額は、平成21年度老人保健医療給付費の確定に伴う超過交付分の交付金及び負担金の返還金であります。

戻りまして、8ページをお開きください。2、歳入、1款1項1目医療費交付金12万円の増額は、平成21年度老人保健医療給付費の確定に伴う追加交付金を計上するものであります。

5款1項1目繰越金67万4,000円の増額は、平成21年度老人医療特別会計繰越金を計上するものです。

以上、老人医療特別会計補正予算について、ご説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、3特別会計補正予算の原案にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

初めに、議案第48号一般会計、歳出、3款民生費。北名議員。

○16番（北名照美君） 12ページのところの生活保護総務費でお尋ねをいたします。

就労支援員の配置にかかわって214万8,000円の事業が行われるようですが、この事業の概略と具体的な展開についてお尋ねをいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 生活保護適正実施推進事業の内容についてということで質疑がございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、事業内容でございますけれども、新たに市民福祉部社会福祉課に生活保護受給者就労支援員を配置し、生活保護受給者に対し求人の情報提供、ハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方や面接の受け方の支援など、就労に係る相談支援体制を強化することにより、早期の就労と経済的自立を促していこうというものでございます。予算についてご説明申し上げますが、就労支援員1人の人件費及び旅費を合わせて214万8,000円を計上するもので、これにつきましては全額補助対象となっております。この事業は、就労支援員の配置を全国に広げようと、

国が平成21年度第2次補正予算において、福祉事務所に生活保護受給者を対象とする就労支援員を550人から2,500人増員し、全国で3,050人とする予算措置を行ったもので、原則としてすべての自治体において就労支援員の配置を促しております。生活保護受給者の就労指導と支援は、これまでケースワーカーが担ってきましたが、対応には限界もありましたので、この機会に就労支援員を設置し、生活保護受給者の自立助長により効果を上げてまいりたいと考えております。なお、現在就労が可能で求職活動を指導支援している方は本市で約70人いらっしゃいますが、今回初めて行う事業でもありますので、就労支援にかかわっていただく対象者は、就労意欲も就労能力も一定程度あるものの就労に当たってのサポートが必要な方を選定し、ご本人の理解も得ながら就労支援員が一定期間集中的に係ることにより、就労に結びつけられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 3款民生費を終わります。
4款衛生費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。
5款労働費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。
7款商工費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。
10款教育費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。
次に、歳入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。
以上で一般会計補正予算を終わります。
次に、議案第49号介護保険特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。
次に、議案第50号後期高齢者医療特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。
次に、議案第51号老人医療特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第48号ないし議案第51号の4件を一括して採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第48号ないし議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第12 議案第52号深川市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第52号深川市教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

教育委員会委員でございます宮田嘉明さんが、本年8月9日をもって任期が満了となりますが、その後任の委員として同氏を再び任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものであります。

宮田嘉明さんの生年月日及び住所につきましては、記載のとおりでございますが、平成18年から教育委員会委員として職務に当たっていただき、教育行政の伸展に貢献され、人格高潔にして識見豊かであり、教育委員として適任であると考えますので、よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本

件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第52号を採決します。

本件はこれに同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議案第52号は同意されました。

○議長(北本清美君) 日程第13 議案第53号深川市公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長(山下貴史君)〔登壇〕 議案第53号深川市公平委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

公平委員会委員でございます板倉克宏さんは、7月15日をもって任期が満了となりますので、その後任の委員として再び同氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めようとするものであります。

板倉克宏さんの生年月日及び住所につきましては、記載のとおりでございますが、昭和61年から本市公平委員会委員を務められ、人格円満にして高潔、人事行政に識見を有し、公平委員として適任であると考えますので、よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(北本清美君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第53号を採決します。

本件はこれに同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議案第53号は同意されました。

○議長(北本清美君) 日程第14 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長(山下貴史君)〔登壇〕 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

人権擁護委員でございます西山進さんは、本年9月30日をもって任期満了となるため、その後任の推薦について旭川地方法務局長から依頼がありましたので、その候補者として新たに西山育宏さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

西山育宏さんは、平成4年に多度志土地改良区を退職、その後民間の会社勤務を経て、現在は多度志地区町内会連合会会長、深川市環境衛生協会の役員や深川市児童福祉審議会の委員を務められるなど、地域社会活動にご尽力されております。また、人格、識見も高く地域の信望も厚いことから、人権擁護委員として適任であると考え推薦いたすものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(北本清美君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより諮問第1号を採決します。

本件は適任と答申することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時19分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○議長(北本清美君) 休憩前に引き続き開議します。

○議長(北本清美君) 日程第15 一般質問を行います。

初めに、鍛冶議員。

〔鍛冶議員、質問席へ〕

○11番（鍛冶敏夫君） 公政クラブを代表して、通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

実は、私、まだ入院加療中のごさいます、入院中、各方面にご迷惑をおかけ申し上げましたけれども、改めておわびを申し上げたいとともに、本日も体調がすぐれないということで、聞き取りにくい部分もあろうかと思っておりますけれども、ご容赦いただきたいと思っております。

では、単刀直入に質問に入りたいと思っております。

最初に、市勢振興、次期市長選挙についてであります。

山下市長は、平成19年1月、前市長の辞職に伴う市長選で激しい選挙戦を制して当選し、市長に就任されました。就任当時の状況は、官製談合の発覚によって市政への信頼は大きく損なわれたことに加え、予算編成の大詰めを迎えた大変な時期でもありました。選挙に当選した瞬間から休む間もなく、市政への信頼回復や持続可能な行財政運営の確立に取り組んでこられました。市債残高を減少させるとともに、事務事業の見直しなどによって、財政の健全化は着実に図られつつありますが、課題はまだ山積しております。市長に就任して3年半、残す任期も半年となり、既に選挙日程も決まっていることから、次期市長選は話題として聞かれるようになっております。

このような状況の中、6月14日、連合後援会から次期市長選に向けて出馬要請を受け、その要請に対し前向きな発言ながら、残された任期の中で考えたいとして、出馬の意思については明言しなかったとの報道がありました。残された任期も半年あり、現職市長として慎重を期すという考え方かとは思いますが、いずれ遠くない時期に態度を表明しなければならぬことでもあります。出馬要請を受けて間もないわけではありますが、これまでの市政運営の総括と次期市長選に対する考え方について、いま一度伺いたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 鍛冶議員のただいまの質問にお答え申し上げます。

市民の皆様のご信任をいただきまして、市長に就任させていただきましてからほぼ3年半が経過いた

しましたので、任期は残り半年というところになってきております。この間、振り返ってみますと、経済につきましてもリーマンショックなどがあり、それらを起点として長期的な日本の経済の低迷傾向が長引く厳しい状況が続いておりますし、また政治にありましても、衆参のねじれ状況から、昨年は自民党から民主党へと政権交代が行われるなど大きな転換がございましたし、地方行政の運営につきましても、地方公共団体財政健全化法が施行されるなど、大きく環境は変化し激動の時代であるという言葉が決してオーバーではないという状況でございます。

一方、本市の行政運営につきましても、市民の皆様方を初め、市議会議員各位の多大なご理解と、またご協力をいただきまして、最も大きな課題であります健全な財政運営の確保あるいはその堅持といったことについて、今議員もおっしゃっていただきましたが、市債残高の着実な減少が図られてきております。また、財政収支改善案に基づいた事務事業の見直しなどによりまして、その成果が着実にあらわれてきていると認識いたしております。さらに、昨年度においては、といてもことしの3月でございますが、さまざまご議論いただく中で、財政健全化法に基づく深川市立病院の経営健全化計画について、7年間の計画として取りまとめさせていただき、それに基づいて、現在、収支の改善を鋭意図っているところでございます。また、雇用対策や少子化など人口対策、経済対策や保健福祉の充実などにつきましても、国のさまざまな経済対策事業などの最大限の活用を図るなどいたしまして、積極的に施策の展開に努めてきたところであると、私はそう思っております。私といたしましては、今申し上げましたことを初めとして、今日までのさまざまな市政運営の経過や実績を振り返りますとき、本市が第四次深川市総合計画で掲げている市民とともに創る住みよいまち深川、この目標の実現に一歩近づいたものと考えているところであります。

次期市長選挙についてのお尋ねでございますが、ただいま鍛冶議員も触れていただきましたように、過日、私の連合後援会より次期の選挙への出馬についてご要請を受けたところでございまして、このことにつきましては、私といたしましてもまことにありがたいことであると思っております。今も申し上げましたが、私に残されております任期はまだ半年でございますので、まずはやはりこの間の市政の運営

に全力を傾注してまいること第一義といたしながら、その中で、ご支援をいただいている皆様方のお気持ちなどもしっかり受けとめさせていただきながら、残された半年の任期が終わったその先の深川市の市政において、私が具体的にどのように本市の振興、発展のためにお役に立てるのか、あるいはまた貢献できるのかといったことについて、私なりによく考慮いたしました上で、そう遠くない時期だと思えますが、しかるべき時期に結論というか、私なりの考えを明らかにさせていただきたいと考えております。

○議長（北本清美君） 鍛冶議員。

○11番（鍛冶敏夫君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

次は、教育行政、国旗、国歌についてであります。

日本人の愛国心の象徴で、時に反日感情をも呼び起こす日の丸は、いつ誕生しどのように定着したのか意外と知られていないばかりか、戦後65年を経てもなお暗い一面を引きずる日本の国旗、国歌について、その起源や歴史を検証し、正しく認識することが今後に向けて大事なことであると考えます。そこで、私は、東京オリンピック大会組織委員会で国旗担当職員を務めるなど、国旗に長く携わってきた吹浦忠正さんの著書などを参考に、国旗の歴史や経緯を検証することにいたしました。したがって、前置きが長くなりますが、ご了承いただきたいと思います。

まず、日の丸の起源について、日の丸はいつから始まったのか。太陽神である天照大神を祭り、「日出づる国の民」と自称し、国号を日本と定めた日本人の太陽崇拝は古墳時代のはるか以前から伝わってきたものでありますが、農耕民族である日本人はそれに感謝して、ご来光を拝み、とりわけ初日の出に特別の意味を感じ、朝日という単語を冠する自治体、企業、山や通りの名前など、日本人の心に太陽への思いはさまざまな形で定着しております。

それでは、日本にはいつから旗があったのか。文献上では、3世紀、卑弥呼の時代に魏の国から贈られたことが魏志倭人伝に記され、それ以降、古事記や大唐西域記などに、古代日本でも旗が用いられてきたことが記されております。日の丸にかかわる文献の記述は、7世紀から8世紀にかけて登場してきますが、その一つが続日本紀に出てくる日像、月像であります。701年元旦、文武天皇が大極殿とその

前庭で行った朝賀の儀の装飾として、門の中央にヤタガラス、向かって左に日像、右に月像が立てられたという記述であります。ちなみに、ヤタガラスとは、神武天皇東征のとき天照大神が使いに出した三本足の鳥で、今では日本サッカー協会旗にあしらわれておりますが、もともとは太陽の中にすむおめでたい鳥という中国の伝説に基づくものであります。また、日像、月像を描いたものは、法隆寺夢殿の壁画を初めとして、昭和47年の発掘調査で我が国初めての極彩色の壁画が発見され、その後の調査で694年から710年につくられた墓であることが確定された奈良県明日香村の高松塚古墳、そして昭和58年に発見され7世紀末から8世紀初めにつくられたとされるキトラ古墳の壁画にも描かれておりますが、この時期は694年の藤原宮遷都、710年の平城京遷都と重なっており、日像、月像が既に天皇や皇室との結びつきが深くなっていることがわかります。近年では、昭和天皇の大葬の礼や今上天皇即位の礼でも行列の先頭にささげ持たれて入場し、続日本紀の描写そのままに祭壇の左右に飾られ、皇室行事の装飾として定着しておりますが、奈良時代の装飾の使い方や道具の使い方は、単に祝賀行事を中国の古式にのっとった装飾儀礼で行うことにより、一通りのことができることを内外に示すことにあると見られ、当時の人が自国の国旗であると認識していたと考えることには無理があります。やがて、太陽と月の一對の飾りは円形と三日月などに簡略され、雅楽器や神社の飾りもの、相撲の軍配、石灯笼など、今日でも普通に使われるようになっております。さて、時代は下がって武家が活躍する時代、武将は日の丸を描いたのぼりや扇を使うようになりますが、最初に用いたのは安倍貞任であるとされ、赤字に金丸の扇を持っている様子が前九年合戦絵詞に描かれており、これ以降、後三年合戦絵詞や保元の乱を記した愚管抄など、絵巻物や文献に数多く残されております。

「祇園精舎の鐘の声」で始まる平家物語に出てくる、平家方の日の丸の扇を那須与一が弓矢で射落としたという有名な故事は、吾妻鏡など信頼性が高いとされる資料には記されておらず、那須与一は伝説上の人物であるというのが通説となっておりますが、確かなことは、朝廷を敬い守ろうとする武将は、源氏、平家のいずれを問わず、日の丸の原型とも言える金地に赤丸や、赤地に金丸といった扇を用いていたということであり、天下統一を目指す戦国時代末

期になると、日の丸は天皇の権威のもとに天下統一を目指す武将たちが競って用いることとなります。武田信玄、上杉謙信の因縁の合戦では、武田側には白地赤丸、上杉側には紺地赤丸が使われたことが、川中島五度合戦次第や川中島合戦図屏風に記されているほか、武田勝頼と織田・徳川連合軍が戦った長篠の戦い、豊臣秀吉の朝鮮出兵などでも、武将の紋どころとともに使われていることが記録されています。徳川の天下となつてからは、戦のない時代が続いたことから、武将たちに使われることもなくなり、幕末まで専ら皇室行事などの使用に限られることとなります。幕末になると、欧米列強の船が通商を求めて頻繁に来航するようになり、外国船と幕府の官船を区別する必要が生じてくることとなり、島津斉彬、徳川斉昭、老中首座の阿部正弘らの貢献によって、1854年、惣船印は外国船と区別できるよう白地日の丸とする通達が幕府から出され、その後年に縦長ののぼりタイプから現在のよう旗の形に変えられ、日本の船であることを示す日の丸の旗が、洋式の軍船を中心に掲揚されることになるのであります。ちなみに、日の丸を海外で国旗として用いたのは、1860年、日米修好通商条約の批准書を交換するために派遣された使節団に随行した咸臨丸であり、ニューヨークのブロードウェイを行進したときが、日本の国旗としての国際デビューとなったのであります。翌年の1861年には、開港延期を働きかけるための訪欧使節団が、オランダ、フランスで日の丸を掲げて歓迎を受けたことが日本使節巡幸記事に記され、日の丸が日本の国旗としてヨーロッパでもデビューしたのであります。時代が変わって明治、新政府は明治3年、太政官布告で日の丸整備の一步を記すこととなりますが、徳川時代に使用された日の丸がなぜ継承されたのか。明治維新は政治の基本構造と主体性を変え、社会制度を激変させた意味においては、革命であると言えるものであります。革命の主眼が政治経済体制を根幹的に変更することだとすれば、幕府が決めた日の丸を変更すればよかったですのであります。それをしなかった。その理由は、徳川幕府が崩壊しただけで、国そのものが変わったという意識が少なく、欧米列強からの承認の獲得と外交の継続を主眼として諸制度の変更を限定したこと。日本の日の丸が認知され始めたことと、為政者にとって日本という国号と太陽信仰に結びついている日の丸が最適という意識が浸透していたということで

あります。結果として、日の丸は継承され、鉄道の開通や憲法の制定など相次ぐ国家的祝賀行事で日の丸が盛んに使われるとともに、日清、日露の戦勝を祝う旗行列やちょうちん行列などで、国旗としての日の丸は国民に定着すると同時に、愛国心も急速に芽生えることとなるわけでありました。しかし、戦争の勝利によって日の丸についての論議が大正にかけて盛んになり、ナショナリズムが高揚する中で、日の丸は太陽の旗、星条旗は星の旗、太陽と星は同時に輝かない、太陽が出れば星は姿を消すと、不遜な思いを扇動する思想家もあらわれるなど、一部国民の心におごりが芽生えることにもなったのであります。やがて世界は、政治、経済ともに不安定になり、日本も1931年の満州事変から中国で戦争に突入り、昭和20年8月に敗戦を迎えました。連合軍総司令官のマッカーサー元帥が厚木に飛来、GHQは約1ヵ月後の10月1日から、公共機関のみならず家庭での日の丸の掲揚を禁止し、以後、国会議事堂の屋上に日の丸が掲げられたのは2年後の5月3日、新憲法の施行日からであり、一般家庭では、最初の祝祭日である9月23日、秋分の日から祝日限定で可能となりました。自由掲揚が再開されたのは、敗戦から4年たってからであります。特筆すべきは、象徴天皇として天皇制が存続し、日の丸も変更されなかったことでもあります。この二つが生き残ったことは、日本の戦後復興に貢献し、国の利益や国民に与えた幸福感ははかり知れないと言われております。しかし、国旗、国歌をめぐる平坦とは言いがたく、教育現場の混乱が今日まで続いており、残念であります。

さて、戦後の日の丸の歴史は、大まかに5度の転換点があります。一つ目は、昭和26年のサンフランシスコ平和条約による独立の回復、二つ目は、昭和31年、80番目となる国連加盟、三つ目は、昭和39年の東京オリンピックであります。開会式で一番最後に入場し、旗手のささげ持つ日の丸を先頭に整然として入場する光景は、折から普及したカラーテレビを通じ全国に感動の輪を広げました。四つ目は、ベルリンの壁の崩壊による冷戦が終結したことであります。それまでひたすら自国を誇示するために使われた国旗に、友好親善の旗印という明るい面が目立つようになって使用されていったことであります。五つ目は、国旗国歌法の成立であります。国旗、国歌の法制化は昭和6年から幾度となく議論されましたが、いずれも成立せず、特に戦後は国会が紛糾す

るデメリットを考慮して、政権側は強引に進めませんでした。しかし、平成8年8月、時の村山富市首相は、「国旗、国歌については、長年の慣行により、日の丸が国旗、君が代が国歌であるとの認識が国民の間に定着しており、私自身もそのことを尊重してまいりたい。しかし、国旗の掲揚、国歌の斉唱については、本来強制すべきものではないと思う」というところまで踏み込み、9月、日本社会党は、日の丸は国旗であり、君が代は国歌であるとの認識に立つと党の方針を変更するまでになりました。そして翌年、日教組は文部省と関係改善を図り、日の丸、君が代反対を運動方針から棚上げするに至り、法制化の環境が整うことになりましたが、政治を大きく動かしたのは、平成11年、広島県立世羅高校の校長が県教委からの職務命令と教職員組合の要求の板挟みとなり、卒業式の前日に自殺した事件であったと、小淵内閣で官房長官を務めた野中広務氏は述懐しております。国旗、国歌をめぐる教育現場の混乱は法制化後にも見られ、今日、曲がりなりにも落ちついた方向に向かっているようですが、早く国民合意が生まれることを期待したいものであります。

戦後の日の丸に対する思いは各人さまざまにありますが、ここで前線を経験した元兵士の投書や識者の意見を、二、三引用します。「今、日の丸は戦中戦後を引きずったまま揺れている。侵略の象徴と見る人もいるが、戦場体験者の私は、そうは思わない。その旗に大和魂があるという精神的な何かが進められていたかどうか。兵隊の多くが日の丸を大事にしたのは、郷里の人々の寄せ書きに潜む厚意を無にできなかったからなのだ。オリンピックでの日の丸など、日本選手が試合をしているというしるしであり、標識ではないのか。古風な戦前の日の丸感を今こそ清算しなければならぬ。日の丸こそ日本の標識、平和のシンボルとすべきである」と書いております。まさにこの投書は、元前線兵士の本音であると思えます。また、社会評論家の大宅壮一氏は、「終戦までの日本は国旗中毒、戦後は国旗冷感症だ、軍国主義と日の丸を共同正犯のように扱うのはおかしい」と言っており、読売新聞の記者だった伊本俊二氏は、「人間でいえば、長い人生のうち、ある日、あるときに他人に利用されて失敗してしまったことを一生極悪人として決めつけるようなもので、短絡な思想です。日の丸の歴史の数年だけを取り出して軍国主義と結びつけるのは酷ではないでしょうか」と述べ

ています。私も全く同感であり、国旗、国歌を戦争犯罪人のように扱う不毛の議論はやめるべきだと考えます。

次に、国歌についてであります。日本国語大辞典によると、国旗については、「国家を代表し、国威を表章する旗、国権の表章、国籍の表章、また国家の祝祭日や外国に敬意を表する場合などに掲揚するもの」、国歌とは、「その国の象徴するものとして制定され、または慣用されて、主に式典用に演奏される歌曲または器楽曲」と解説しております。また、広辞苑では、「国家的祭典や国際的行事で国民及び国家を代表するものとして歌われる歌」となっております。しかし、国旗、国歌はどちらも国家を象徴し、国民の連帯や統合を担う存在として、諸外国では一体の内容になっているほうが多くありますが、日本の国旗である日の丸と、国歌、君が代の歌詞には直接の関係がありません。成立の歴史が全く違うからであります。国旗と国歌、いずれにしても不遜な思いで接するのではなく、誇りを持ちつつも、謙虚な姿勢で接すべきものであると思えます。

以上が私の大まかな検証の結果であります。これにより、私は国旗、国歌に対する認識を新たにすることができ、確信を持つことができました。国旗、国歌の歴史や意味は、学校教育の中で教えるべきものだというのであります。

そこで、1点目に、国旗、国歌の歴史に対する教育委員会の認識を伺いたいと思えます。

2点目は、国旗、国歌とどのように向き合うべきかという点について意見を伺います。

次に、学校における国旗国歌教育の現状などについて、何点か伺います。戦後の国旗、国歌に関する混乱は、そのほとんどが教育現場で起きていると言っても過言ではないと思えます。今日、少しずつ落ちついてきてはいるものの百でないことは、道教委が行った国旗国歌調査の結果報告にもあらわれております。国旗国歌法の施行により、教育行政を所管する教育委員会は、国旗、国歌の教育について一歩踏み込んだ対応が必要であると思えます。3点目に、市内小学校における国旗掲揚と国歌斉唱の実施状況について。

4点目は、学習指導要領における国旗、国歌の位置づけと指導状況及び対応について伺います。

5点目は、国歌斉唱の伴奏曲はどのようなものが使用されていたのか伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君） ただいま、平成5年8月から平成11年11月までの約6年3カ月間、教育委員を務められました経歴をお持ちの鍛冶議員の教育の場における国旗、国歌のあり方に対する思いを感じることのできる質問を、感銘を受けながら拝聴させていただきました。

質問の前段にありました中で、近代、現代の歴史にかかわる部分について、多くの示唆が含まれていたようにお聞きしましたので、後日の教育委員の集まりの中でもこのことを報告し、議論させていただきたいと考えております。

以上を申し上げまして、国旗、国歌についての質問の1点目、国旗、国歌の歴史に対する教育委員会の認識についてお答え申し上げます。国旗、国歌は、いずれの国におきましても、国家の象徴として大切に扱われているものでありますが、日本では、長年の慣行により日章旗と君が代がそれぞれ国旗と国歌として、国民の間に広く定着していることなどを踏まえ、国旗及び国歌に関する法律が平成11年8月13日に公布、施行され、その根拠が明確に規定されたものであります。日本の国旗である日章旗と国歌である君が代につきましても、いずれも長い歴史を経て、ただいま申し上げた今日の状況に至っているものと認識しているところでございます。

次に、国旗、国歌とどう向き合うべきかについてお答え申し上げます。国旗及び国歌に関する法律の成立により、国旗、国歌の根拠につきましても、それまでは慣習であったものが、成文法により、より明確に位置づけられました。この法制化により、次代を担う子供たちも含め、国民が国旗と国歌に対する認識を深めていくと同時に、諸外国の国旗、国歌に対しても同様に、国際社会の一員として十分な認識と敬愛の念のもとに対処していくことが求められているものと考えております。

次に、市内小中学校における国旗掲揚と国歌斉唱の状況について申し上げます。本年3月12日に行われた中学校及び3月19日に行われた小学校の卒業式、並びに4月6日に行われた小中学校の入学式においては、市内11校の全校で式場内及び校舎の外の掲揚塔に国旗を掲揚し、教職員全員起立のもとに国歌斉唱が行われたと集約しております。

次に、学習指導要領における国旗、国歌の位置づ

けと指導状況及び対応について申し上げます。学習指導要領におきましては、小中学校の社会科で国旗、国歌の意義を理解させ、諸外国の国旗、国歌を含め、それらを尊重する態度を育成すること。小学校の音楽の授業では、国歌君が代はいずれの学年においても歌えるよう指導すること。特別活動として、入学式や卒業式においては国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するものとされております。この学習指導要領を基準として、学校の教育課程に位置づけ、各教科の中で指導計画や指導案を作成し、これによって児童生徒に学習指導するものとしております。

最後に、国歌斉唱の伴奏曲はどのようなものが使用されていたのかについてでございますが、全校で君が代伴奏用のCDを使用して国家斉唱を行っているところでございます。

○議長（北本清美君） 鍛冶議員。

○11番（鍛冶敏夫君） 質問については、私の思いもあって長々と前段申し上げたわけですが、答弁は実に簡潔明瞭で、質疑の模範となるような答弁をいただきました。ただ、二つほど気になりましたので、再質問させていただきたいと思っております。

まず、3点目の小中学校における国旗掲揚と国歌斉唱の実施状況についてでございますけれども、答弁では全教職員がということでしたが、やはり国民の総意として、国旗、国歌に対する思いというものをつないでいくことでは、何も教職員だけに限ったわけではなく、例えば同席している父母の方々は実際にどうだったのか、そこところがわかれば、お知らせいただきたいと思います。

もう一点は、4点目の学習指導要領における国旗、国歌の位置づけ、これについては答弁で理解させていただきました。ただ、指導状況については答弁がなかったように思うわけでありまして、現実、国旗国歌法が成立してから11年もたつわけですから、当然、教科書なり実際の授業の中でそういうことが行われていても不思議ではないのですけれども、現実はどうなようなことになっているのか、再度答弁をいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君） 2点再質問をいただきました。

1点目の教職員あるいは私ども職員を含めてということであろうかと思っておりますが、それ以外の方々の

ご起立等々の対応についてということですが、私ども職員あるいは教職員、このところをきちんと把握すると考えておりました、特に一般の方々がお立ちになっているかどうかについては、そのような項目を設定して調査したことはございませんので、現在お答えすべき内容を持っておりません。

次に、学習指導要領のことでありますが、先ほど1回目の答弁で申し上げたとおり、学習指導要領にそれぞれ記載されている事柄について、各学校で対応させていただいているところでございます。

○議長（北本清美君） 鍛冶議員。

○11番（鍛冶敏夫君） もう少しお伺いしたいと思います。

各学校で対応していただいておりますということですが、先ほど申し上げた通り、実際には、そういう授業、例えば社会科において歴史的な観点で教育する、あるいは音楽の時間に実際に歌って練習をするということについての確認はしていないということですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君） 今、手元にそれらの集約されたデータはございません。私どもとして、直近、確認させていただきましたのは、先ほど申し上げたように、卒業式あるいは入学式のところで、子供たちが歌っているかどうか等々、あるいは私ども職員がどのように対応しているか等については調査、確認しておりますが、学校それぞれ個々の指導状況あるいは学習内容については、調査あるいはそれを集約したものは手元にはございません。ただ、それぞれ学習指導要領、今般、変更されますが、それに基づいて的確に実施していると考えておりますが、このことにつきましては、教育委員会としてもさらに関心を持ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 鍛冶議員。

○11番（鍛冶敏夫君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

次に、農業行政、エゾシカの食害対策についてであります。エゾシカの生息頭数は年々その数を増し、生息域の拡大とともに、農作物の被害や樹木などの生態系への影響など、エゾシカ問題は待ったなしの状況となっております。道によると、生息数は推定52万頭、農業被害の総額は40億円に上っておりますが、実際には、被害の軽微なものや樹木の被害

など農業以外の被害もふえていると考えると、相当多額になるものと思います。このような被害を食い止める有効な手段は、何といたっても銃による駆除ですが、高齢化などによってハンターの数は減少傾向にあり、ふえ続けるエゾシカの生育頭数を減らすなどということは到底無理であろうと考えます。また、新たなハンターの養成についても、凶悪事件や事故の発生などによる銃規制の強化に加え、時間もかかり、即戦力として期待は難しいものと考えます。そんな中で、道は、4月27日、総合的な対策を推進する協議会、エゾシカネットワークを発足させました。本年の事業として、捕獲効果を高めるための実証実験、減少するハンターの養成、絶滅が危惧される高山植物の保護対策などがありますが、設立や事業の趣旨は了としても、早急かつ具体的な成果を期待するのは無理なように思います。しかし、他に有効な方策がない中では、銃による駆除と進入を防ぐ方法しかありません。

そこで、深川市で進めているハンターによる駆除と、エゾシカの進入防止策としての電牧さくについて2点伺いたいと思います。1点目は、ハンターの年間の駆除実績はどのように推移しているか。

2点目は、電牧さくの設置状況とその効果及び課題について伺います。

次は、くくりわなについてであります。猟銃の所持よりも簡単にわな猟免許を取得できるくくりわなの設置講習会が開催されたことが新聞で報道されました。エゾシカの食害に悩む農家30人ほどが講習を受けたようですが、実質的にはこれからの取り組みということであり、課題もあるものと思います。3点目として、深川市のくくりわなへの対応について伺っておきたいと思います。

次に、今後のエゾシカ対策についてであります。早急な解決策がないと思われていたところに、道の要請を受けた自衛隊が駆除対策の支援に乗り出すとの朗報が16日にありました。エゾシカの駆除対策にとって強い味方となるものと期待するところでありますが、直接的にシカの捕獲はしないとのことで、最も期待することが抜けているのは残念であり、今後の課題になるものと思います。しかしながら、自衛隊の支援が得られるということで、駆除対策が前進することは間違いのないことだと思えます。4点目に、今後のエゾシカ対策の考え方を伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） エゾシカ食害対策についての1点目、ハンターによる駆除の実績についてお答えいたします。市が委嘱したハンターによる捕獲は、4月から9月までの許可期間に実施されておりますが、捕獲実績は、平成18年度108頭、19年度99頭、20年度120頭、21年度124頭となっております。一方、10月から3月までの狩猟期間の捕獲頭数は、市外のハンターによる捕獲もあるほか、市内のハンターの実績も正確に把握できる仕組みとはなっておりませんが、聞き取り調査を行ったところ、地元の委嘱ハンターによる捕獲頭数は年間140頭程度となっております。

次に、2点目の電牧さくの設置状況とその効果及び課題についてお答えいたします。電気牧さくについては、平成19年度より深川市鳥獣害防止対策協議会が主体となって、国費、道費を活用し、市内の中山間地域などの農業被害の大きい農地に、前年度まで総延長約129キロメートルを設置している状況にあります。電気牧さく設置による効果及び課題については、電気牧さくを設置している農地はほとんど被害のない状況にあります。電気牧さくを設置していない農地に被害が拡大してきているという課題もあります。このため、今後についても深川市鳥獣害防止対策協議会と連携をとりながら、国費、道費を活用し、被害の大きい地区への電気牧さくの設置を推進していく考えであります。

次に、3点目のくくりわなへの対応についてお答えいたします。深川市においては、これまで取り組んできた電気牧さくによる侵入防止や狩猟による捕獲などの対策に加え、今年度からは、深川市鳥獣害防止対策協議会が主体となり、くくりわなによる捕獲に取り組むこととしております。ことしの2月には、生産者を初め49人が狩猟免許を取得し、その後、岩見沢市のNPO法人ファームिंगサポート北海道の代表者を招いてのくくりわな講習会やハンターとの合同会議などを開催し、わなの設置方法や連絡体制、安全対策の準備を進めてきている状況にあります。また、くくりわなについては、国の補助事業等を活用し、120基程度を順次導入することとしておりますが、6月17日以降、それぞれの狩猟免許取得者がわなの設置を進めることとなっております。協議会と市では、専門家による実践的な講習会を開催するなど、くくりわなの効果的な活用に努めている

ところでありますが、深川市では初めての取り組みでありますことから、さまざまな課題が発生することも予測されるため、市としても今後の捕獲実績などを把握、検証し、農協など協議会構成員と連携しながら、効果的な取り組みとなるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の今後のエゾシカ対策の考え方についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、道の要請を受け、自衛隊からエゾシカ対策への協力の考え方が示されましたが、ヘリコプターを使ったシカの捜索や調査などの側面的な支援にとどまり、自衛隊員のハンターとしての派遣は自衛隊法に抵触するおそれがあるとして見送られたことなどは残念なことと考えております。市では、これまで電気牧さくの設置による侵入防止や銃による捕獲などに取り組んできましたが、市全体としては被害の軽減にまでは至っていないことから、今後とも本年4月に見直しを行った深川市鳥獣被害防止計画に沿って、深川市鳥獣害防止対策協議会と連携しながら、銃やくくりわなによる捕獲、電気牧さくの設置による被害防止などに計画的に取り組むとともに、抜本的な解決には駆除を行うことが重要なことであるため、ハンターの養成について積極的に対応してまいりたいと考えております。また、農作物の被害を減少させるためには、各市町村での取り組みでは効果に限界があることから、国や北海道が主体となった広域的、効率的な取り組みの実現に向け、働きかけを行っていきたくて考えております。

○議長（北本清美君） 鍛冶議員。

○11番（鍛冶敏夫君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

次は、家畜伝染病、口蹄疫についてであります。4月20日、宮崎県で発生が確認された口蹄疫は、感染が拡大する一方で、今日に至ってもまだ終息の兆しを見せておりません。全国有数の畜産王国で発生した口蹄疫は、地域産業の枠を超えその影響ははかり知れない状況となっております。10年前に発生したときには、北海道にも飛び火したものの、740頭の処分で見事終息させることができたのに対し、今回は畜産農家の密集地帯での発生であることに加えて、増幅動物である豚に感染が広がったこと、殺処分や埋設地の確保に時間がかかり、感染した豚が2週間も放置されるなど、対応のおくれが感染を拡大させた一因と言われております。感染が判明した翌日に

すべての殺処分と埋設を終えるなど、素早い対応で感染拡大を阻止したえびの市のケースは、大きな教訓となるものであります。それでは、北海道における対策はどうか。本州方面からの来道者が多数入りする道内各空港や鉄道の駅、フェリーターミナルなど、ウイルス侵入を防ぐための消毒マットの設置要請や、観光シーズンを迎えて一般旅行客向けに屋上への立ち入り制限や消毒作業への理解を求めるポスターの掲示や小冊子の配布などの対策がとられ、市町村においてもイベントの延期や中止に加えて、畜産、酪農家に対してウイルス侵入防止に向けた消毒の励行や注意喚起を呼びかけるなど、対策としては堅実に実行されているように思います。

それでは、深川市の対策はどうか。まず、1点目でございますけれども、深川市として畜産農家のこれまでの対策の内容について。

2点目に、今後の防止対策の考えについて伺います。

次に、危機管理について伺います。今回の口蹄疫ウイルスの伝染力は非常に強力であると言われております。しかも、目に見えないウイルスであるだけに、感染の拡大阻止や防疫体制の難しさもある中で、感染牛の発生なども想定しなければならないものと考えます。そこで、3点目に、感染牛の発生を想定したマニュアルについてはどのようになっているのか伺います。

次は、エゾシカと口蹄疫の問題であります。口蹄疫は、牛、豚、羊、ヤギ、イノシシやシカなどの偶蹄類に感染する伝染病で、家畜の価値がなくなることから、畜産農家や関係者にとっては脅威であり、ましてやエゾシカのような野生動物を介して感染が拡大することは何ともしも避けたいところであります。しかし、52万頭にも繁殖して人里にも頻繁にあらわれる現状では、感染防止はこれからもまた困難なものと思われまます。そこで、4点目として、エゾシカへの感染のおそれについて、市としてどのように認識しているのか伺いたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 口蹄疫についての1点目、深川市及び畜産農家のこれまでの対策内容と、2点目の今後の防疫対策について関連がありますので、あわせてお答えいたします。口蹄疫については、宮崎県で4月20日に発生してから、現

在まで牛、豚を中心に約20万頭の発生が確認されており、現在も感染地域が広がっている状況にあります。このような中で、本市において口蹄疫が発生すると甚大な被害を及ぼすことになることから、家畜の伝染性疾患の発生を予防するため、昭和55年に設立された深川市家畜伝染病自衛防疫組合や、きたそらち農協など市内関係機関・団体等が連携をとりながら、市と一体となってさまざまな防疫対策を推進している状況にあります。具体的には、深川市家畜伝染病自衛防疫組合においては、4月26日開催の総会時でのチラシの配布を初めとした市内畜産農家への各種情報の提供及び注意喚起、きたそらち農協においては、5月1日に家畜農家への消毒液の配布、市においては、道の駅やアグリ工房まあぶへの消毒マットの設置、啓発用ポスターの公共施設等への掲示、また元気村・夢の農村塾に依頼し、道外の農業体験者の家畜農家受け入れの中止や、受け入れ農家から家畜農家への見学中止、農業体験者の靴の消毒など、さまざまな取り組みを行っている状況にあります。今後とも関係機関・団体が連携をとりながら、畜産農家への関係者以外の立ち入りの制限や消毒の徹底などの注意喚起を行い、これまでの取り組みを充実させていく考えであります。万が一道内で発生した場合には、イベントなどへの対応を含め、侵入防止対策についてより一層の強化を図っていきたいと考えております。

次に、3点目の感染牛の発生を想定したマニュアルについてお答えいたします。万が一市内において口蹄疫の感染牛が発生した場合は、一刻も早く封じ込めることが重要でありますので、家畜伝染病予防法や本年6月4日に公布、施行された口蹄疫対策特別措置法、平成16年度に国が作成した口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針、北海道が15年度に作成した口蹄疫対応マニュアルなどに基づき、関係機関との綿密な連携、指示のもと、発生農場の消毒や発生農場周辺の牛などの移動規制、感染牛の埋立処分など、必要な対策を取り進めたいと考えております。

次に、4点目のエゾシカの感染のおそれについてお答えいたします。口蹄疫については、牛や豚などの偶蹄類の家畜やシカやラクダなどの野生動物が感染する病気とされております。このため、エゾシカにも感染する可能性があります。北海道が示した口蹄疫に関する基本的な考えの中では、家畜での口蹄疫の発生のない地域で、家畜に先行してのシカの

感染は考えづらいこと、我が国では、現在まで牛、豚などの家畜での発生しか確認されていないことなどから、エゾシカなど野生動物が口蹄疫に感染する可能性は極めて低いとされております。しかし、道より口蹄疫の侵入防止に万全を期するため、市町村等にも口蹄疫が疑われる野生シカの情報提供の協力要請があったことから、万が一に備え、6月16日に開催したくくりわな設置に関するハンター及び狩猟免許取得者合同会議の中で、口蹄疫が疑われる症状が見られるエゾシカを発見した場合、市に連絡していただくよう依頼し、早期発見に努めているところであります。

○議長（北本清美君） 鍛冶議員。

○11番（鍛冶敏夫君） それでは、最後の質問に入りたいと思います。最後は、医療行政、高額療養費についてであります。

進化し続ける医療技術の裏側で、増大する医療費負担が社会問題となっております。多額の治療費がかかる疾病はたくさんありますが、2人に1人はがんになると言われる時代、しかも日本人の死亡原因のトップとなったがんの治療を中心に、医療費の高額療養費制度を考えてみたいと思います。昨年秋、札幌テレビ放送で、35歳のときにがんが見つかり、7年の闘病の末、ことし1月16日に41歳で亡くなったある女性を取材した特集番組が放送されました。両親のいる故郷で治療に専念するため、夫婦ともに仕事をやめ、子供2人と一緒に伊達市に移り住みますが、再就職した夫の収入は23万円と以前の半分近くに落ち、家賃や食費、光熱費に加えて高額療養費制度を利用して、なお4万4,400円もかかる医療費によって生活が追い詰められていく現実を密着取材した番組であります。がんの治療法が進歩する一方で、長引く治療と高価な薬によって患者や家族の生活が追い詰められていく現実、これからふえる問題として解決しなければならないものであります。治療が自己負担の上限を超えると、保険から払い戻される高額療養費制度の問題点は、入院の場合は事前の申請によって、例えば国民健康保険限度額適用認定証を受ければ立てかえる必要はないものの、通院の場合はこの適用認定がなく窓口で一たん支払い、3カ月後に差額が払い戻される仕組みとなっているため、差額の立てかえが患者家族の家計を圧迫していることであります。すなわち、がんの有効な新薬が開発されても高価であり、治療も入院から通院へ

と変化しているにもかかわらず、制度が実態に適応しなくなっているということが言えると思います。

そこで、1点目に、国民健康保険限度額適用認定証の申請件数について、お伺いしておきたいと思っております。

次に、高額療養費制度の中身についてであります。4月の国保だよりも高額療養費の取り扱いの一部が変更になったことが掲載されておりますが、高額の治療費負担に苦しむ患者にとってはよい制度であるにもかかわらず、一般的に余り知られておらず、知らなかった、申請しなかったという声が聞かれるなど、制度の周知が徹底されていないという指摘があります。確認の意味も含めて、2点目に高額療養費制度の内容と変更点について伺いたいと思っております。

3点目として、高額療養費の多数該当件数と支給額はどのくらいになっているのか伺って、一般質問を終えたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 高額療養費について3点質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

最初に、国民健康保険限度額適用認定証の申請件数についてであります。この認定証とは、被保険者等の経済的負担の軽減を図るため、医療機関の窓口で支払うべき1カ月の自己負担額の区分が明示されているもので、入院あるいはその予定がある場合に市に事前申請をし、交付を受けて、入院の際に保険証と一緒に窓口で提示しその適用を受けるものであります。その申請件数は、平成21年8月から本年5月末までの実績で申し上げますと698件となっております。

次に、2点目の高額療養費制度の内容と変更点についてであります。重い病気などで長期入院した場合など、医療費の自己負担額が高額になるため、その負担を軽減できるよう一定の金額、これは自己負担額を超えた部分についてであります。保険者、国民健康保険であれば深川市に申請することで払い戻されるという制度であります。この制度の外来診療にかかわる取り扱いの一部について、本年4月から変更になっており、市立病院のような総合病院で複数の外来を受診した場合、これまでの高額療養費の請求については、個々の診療ごとに申請することになっておりましたが、4月診療分からは同一被保

険者が同じ月に同一の医療機関で受診した複数の外来自己負担額を合計して申請することとなりました。この変更により、外来医療費における高額療養費の適用される範囲が拡大され、被保険者等の経済的負担の軽減効果が期待されるものと考えております。

次に、3点目の高額療養費の多数該当数と支給額についてであります。この多数該当とは、同一世帯で直近12カ月以内に3回以上高額療養費の支給を受けている場合、4回目からの自己負担額が低くなるというもので、平成21年度実績で、多数該当数は1,135件、支給額は1億289万4,085円となっております。また、制度の周知については、これまでも国保日より、健康カレンダー、市のホームページに掲載しておりますが、引き続き市民周知に鋭意努めてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 以上で鍛冶議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 0時34分 休憩）

（午後 1時34分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、水上議員。

〔水上議員、質問席へ〕

○7番（水上真由美君） ことしの春は雪解けが遅く、気温が低い天候が続いて農作業のおくれが気になりました。6月に入ってから、我が家では朝方寒くて、何度か暖房を入れたほどです。ここ最近になってからは天候もよくなり、気温も上がり、田んぼの稲も生き生きと揺れてきました。さわやかな季節が到来いたしましたので、私もさわやかに一般質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、次期市長選挙についてということで、市長の考え方についてお伺いしたいと思います。山下市長は、平成19年1月、市政の混乱する渦中に、多くの市民の支持を得て当選されました。当選以来、山積する多くの課題に果敢に取り組み、持続可能な行財政運営の確立に手腕を発揮されてきました。この間の実績はだれもが認め、高く評価されているところであります。しかしながら、これが完遂ではなく道半ばであり、引き続き市長として深川市政の安定、発展に尽力されることを願っております。また、

各種団体から強い出馬要請がされたとも仄聞しておりますが、山下市長に2期目も頑張っていただきたいという市民の期待も大きいと考えております。3年余りが過ぎた1期目の総括、次期市長選に向けての考え方につきましては、先ほどの鍛冶議員の質問によって明らかになり、理解いたしましたので、1点目の質問は割愛させていただきます。

2点目の質問ですが、選挙期間中の対策についてお聞きしたいと思います。市長選挙は、告示日が12月19日、投開票日が同26日と決まりました。この時期は、ちょうど忘年会、クリスマスなど、ポーンス商戦の真っただ中であり、市内の商店、飲食店など1年の売り上げの勝負が決まる時期でもあります。市内業者、飲食店が大変厳しい状況に置かれているということは承知のとおりで、行政としてしっかりと地域経済を支えていかねばならないと思っております。選挙がありますと、市民の皆さんの多くは大抵出歩くことを控えて、せっかくの稼ぎ時に市内経済に多大な影響が出るのではと懸念いたします。その点、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 選挙期間中の対策についてお答えいたします。

現市長の任期満了日は、明年1月20日となっております。公職選挙法では、任期満了に伴う市長選挙は任期の終わる日の前30日以内に行うとされておまして、この規定に基づき、12月21日から1月19日の間に投票日を設けることとなります。また、投票日は、通常多くの有権者が投票に来ていただけるよう日曜日に設定しておりますことから、この間の日曜日は、12月26日、1月2日、9日、16日の4回でございます。年末年始は、会合等の機会も多い時期であることから、さまざまな方のご意見を参考にし、去る5月6日の選挙管理委員会で協議され、12月26日を選挙期日として決定されたとお聞きしております。ご指摘のように、この時期は、商店においては歳末の売り出し、飲食店においては、忘年会やクリスマスイベント等で活況を呈する時期でもございます。そのため、市民の皆様には例年同様の年末の対応を期待しているところであります。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） ただいま答弁いただきましたが、例年同様の対応を期待ということでしたけ

れども、私も、議員になる少し前までは料飲店で14年ほど働いた経験がありまして、選挙のときというのは、どうしても人が出てきません。これは正直なところ、どうしてもというくらい出てこないのですけれども、行政として具体的な取り組みが難しいということは、私も理解するところですが、例年、この時期、ここにいらっしゃる議員さんですとか職員の方も多数の会合があると思いますので、ぜひ率先して例年以上に地元のお店を利用して、商工振興に努めていただければという思いを述べさせていただいて、次の質問に入りたいと思います。

防災意識の向上について伺います。

2年前の一般質問でも、取り上げさせていただいておりますが、重要な事柄でありますので、再度質問させていただきます。深川市に住んでいて安心なことの一つに、大きな災害に見舞われることが少ないということがあります。災害が少ない、身近にないという安心感からか、市民の防災意識は依然として低く、他の地域の悲惨な災害に対しても、起こったときには我が身に置きかえて考えられるのでしょうか、いざ時間がたつとやはり他人ごとのようになってしまうのではないのでしょうか。最近、北海道でも地震が発生しております。この地域に起こる可能性も十分にあります。また、天候も昔と変わってきております。本州並みの被害が起きてもおかしくありません。いつ何が起こっても不思議はないのです。防災意識の高揚を図るために、市民防災の日を設けたり、防災訓練を行ったりしていますが、限られた人、場所でしか行われていないのが現実ではないのでしょうか。万が一の災害に対するの備えが必要であり、同時に自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという考え方が基本であると考えます。

そこで、1点目にお伺いいたします。深川市民の防災に対する意識は依然として低いと感じておりますが、行政としてどのように認識しているのか改めてお聞かせください。

2点目に、従来からのやり方では防災意識が高まっていけないと考えております。より一層意識を高めるには、きっかけ、動機づけが必要かと思っております。以前の一般質問でも、私は、DIGという簡易型災害図上訓練^{ディグ}をやってはどうかと提案させていただきました。これは、災害イメージレーションゲームといって、だれでもが参加できる防災訓練のプログラム

です。地域の住民と取り組むには、動機づけには最適ではないかと思っております。ほかにもいろいろな方法があるかと思っておりますが、従来とやり方を変えて取り組んでみるのも、防災意識を高めるには効果があるのではないのでしょうか。お考えを伺います。

3点目に、住宅用火災警報器についてお伺いいたします。この地域において、地震や台風などの災害は少ないのですが、火災はどこでも起こり得ると思っております。火災の早期発見のためにも住宅用火災警報器の設置が望ましいということで、消防法の改正とあわせて条例も改正され、平成23年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が義務づけられております。現在までの設置状況がわかりましたら、お知らせください。この住宅用火災警報器を設置するというのも防災意識の問題と考えますが、設置期限までの行政としての取り組みを伺っておきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいま水上議員から防災意識の向上についてということで、3点にわたって質問をいただきましたが、私からは1点目、市民の防災意識についてお答えさせていただきます。ただ、若干、後の部長答弁と重複する面があるかもしれませんが、お許しいただきたいと思っております。

議員がご指摘されました安定的な市民生活あるいは地域の安全といったものを考える上で、防災対策そのものが重要であることはもとよりであります。それに対する市民、住民の意識というものも大変重要なことであると私どもも認識いたしております。幸いなことに、ここ数年本市は大きな災害もなく、安定的に過ごしてきておりますけれども、毎年全国各地でさまざまな思いがけない災害が起きていることはご承知のとおりでありまして、総務省消防庁の災害情報によりますと、ことしに入りましてからでも、1月7日の奄美大島近海地震を初め、6月18日までの間に、そう大きくはない地震かとは思いますが、国内で19件もの地震災害が記録されておりますほか、昨年7月には中国・九州北部地区で豪雨災害が発生いたしましたし、また同じく8月、10月には台風9号、それから18号によりまして、全国で洪水や地すべりなどの被害が多発したところでございます。また、少し目を海外に転じますと、ことし1月にハイチでまさに巨大地震が発生して、甚大な被害

が発生いたしましたし、また3月にはチリの中部沿岸地震がありまして、これに起因する大津波が我が国にも向かうということで、避難指示が国内の多くの地域で出されるなど、一時は大変騒然とした事態になったことは記憶に新しいところでございます。チリ沖地震につきましては、結果的にそれほど大きな被害もなく済んだわけで、これはこれでよかったわけですが、ただ別の観点からの問題も生じてきたところでございます。すなわち、その折の津波警報に伴う避難指示や避難勧告に対する実際の避難対象者の動向について、これは大きな問題として取り上げられたところでございました。具体的には、このとき全国の避難指示区域における避難対象者の数は49万3,105人だったそうですが、これに対して実際に避難された人の数は3万1,957人で、率にいたしまして6.5%、それからもっと広げまして、避難勧告地域にありましては、避難対象者が134万7,920人、その中で実際に避難された方は3万7,840人で、わずか2.8%しか避難に応じられなかったという事実がございます。つまりここで示されていることは、防災関係機関が幾ら一生懸命真剣に住民に危険をお知らせしても、当事者である住民になかなか十分に耳を傾けてもらえない状況が生じているということございまして、やはりこの点はしっかり認識しておく必要があると思っております。情報の信頼性、それから避難に際しましての強制力などをどのように確保していくのかということが、今後の課題であると感じているところでございます。このため、本市の場合は、これまでも各町内会や関係機関・団体へ防災計画書や洪水ハザードマップ、さらには避難に関する資料などを配布いたしまして、ご理解、ご協力をいただくようにしておりますとともに、防災の地域福祉計画への位置づけや、個別町内会あるいは団体などに防災教室や訓練などを実施していただくなどしまして、その都度災害に対する意識の向上に努めていただいているところでありますけれども、今後におきましては、これらの取り組みをさらに充実、浸透させて、関係機関等との連携を密にする中で、住民の防災意識のより一層の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、私の答弁とさせていただきます。残りは所管部長からお答えさせていただきます。

○議長（北本清美君） 坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 防災意識の向上についての2点目、3点目についてお答えいたします。

初めに、2点目の地域の防災計画についてですが、具体的な方策としては、地域の防災力を高めるため、行政のみならず地域や個人と一体となった取り組みが重要なものと考えております。平成20年第4回市議会定例会の一般質問で、議員よりご提言いただきました住民参加型簡易災害図上訓練、いわゆるD I G^{ディグ}の実施につきましても、市民一人一人がいかなる災害が起きても冷静沈着に対応できるよう、日ごろからの心構えと防災訓練が必要でありますので、有効な訓練方法の一つであると考えております。昨年実施いたしました防災教室の中で、ミニ版にはなりますけれども、あなたの寝室で地震が起きたらという想定で災害図上訓練を行い、身近なことでもありましたので参加者の関心が高く、好評を得ているという状況でございます。引き続き、各町内会を初め、警察や消防などの関係機関とも連携して、その地域の実態に即した地域防災力を高めるために、いろいろな訓練などの手法を研究、検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の住宅用火災警報器の設置についてでございますが、消防署に深川市における設置率を確認いたしましたところ、深川地区消防組合火災予防条例に定める設置の届け出ということでございますが、平成22年5月現在で23%となっております。消防署からの依頼で、市役所、市立病院と市の関係施設、特に市民が多数出入りする施設に、広報用ののぼり旗の設置、窓口に卓上のぼり、チラシ及び届出用紙を置くなどの協力を行っているところでございます。また、市が管理いたします住宅につきましては、平成22年度中に全戸に住宅用火災警報器を設置する予定となっております。消防署では、7月のまあぶフェスタ等のイベントに参加し、住宅用火災警報器のパネル展示等、参加者に設置に向けてのPRを行う予定と伺っております。警報器の設置は、地震などの災害が発生した場合、火災が起こり得る可能性が大であるため、防災の観点からも大変に重要なものと認識しております。防火を含めて、防災意識の向上に密接に関連しているものでありまして、市といたしましても防災教室やその他市のイベント時には消防との連携を図り、広く市民に住宅用火災警報器の早期設置を促すため、広報などを活用し、周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） 住宅火災警報器のところ
で再質問させていただきたいと思ひます。

災害の中でも、火災が一番起こる確率が多いとい
うとらえ方をしますと、やはり火災を予防するとい
う意味では非常に大切なことだと思ひます。火事
が起こったときには、やはり高齢者のお住まいのお
宅というのが、一番被害に遭われる確率が高いです
し、いろいろな報道などでも、火災で巻き込まれて
亡くなる方は高齢者が圧倒的に多いというも事実
なのです。特に設置を高齢者のお宅に強化すべきだ
と思ひますが、平成23年5月の設置期限まで1年を
切りましたがまだ期間はありますので、これらの対
策のお考えを伺っておきたいと思ひます。

○議長（北本清美君） 答弁願ひます。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質問にお答えい
たします。

住宅用火災警報器の件でございますけれども、建
物火災の死者数の約9割は住宅火災ということで、
そのうち約半数、5割が逃げおくれだという平成20
年の消防庁の発表もござひます。そういった意味で、
平成16年6月に消防法が改正され、さらに17年3月
に深川地区消防組合の条例が改正されたことにより、
23年5月31日までに既存住宅に火災警報器の設置が
義務づけられたものでござひます。そこで、議員ご
指摘のとおり、特に高齢者が逃げおくれる心配があ
ることから、何よりも早期発見が重要だということ
でござひます。住宅用火災警報器の有効性は非常に
高いものと考えておりますので、深川地区消防組合
と連携する中で、先ほど申し上げましたように、設
置についてのPR、さらに高齢者に対して特化した
といひましょうか、高齢者向けには非常に有効な手
だてであるということも含めて、PRに努めてまい
りたいと思ひます。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） 次の質問に入らせていた
だきます。

中心市街地の活性化についてお伺ひしたいと思ひ
ます。中心市街地の町並みを見ますと、開業するこ
ろがあるかと思ひや、短い期間で廃業し、閉店す
るところも少なくなく、非常に活気なく目に映るの
は、私にだけではないと思ひます。空き地空き店舗
活用事業においては、開業、開店の後押しとなるべ

く効果を上げていると評価しておりましたが、こう
空き店舗ばかりとなると、その効果も見直す時期が
来ていると考えております。そのような観点から、
何点か質問させていただきます。

最初に、このような中心市街地の現状を行政とし
てどのように認識しているのか伺っておきたいと思
ひます。

次に、空き地空き店舗対策についてお聞きします。
今ほども述べましたように、空き地空き店舗活用事
業について、この事業を活用して入るところもあり
ますが、やめてしまうところも実際あります。この
事業には、継続して営業してもらおうというねらいも
ありますので、再度進め方を見直すべきではないで
しょうか。事業を活用してもらうために、宣伝の仕
方を変える、継続して入店してもらるようにサポ
ート体制をつくるなど、例えばほかの地域でやって
いるようなチャレンジショップのような動機づけ、
弾みとなるような仕組みも加えるなど、今までの借
り手に補助するだけの事業から進化させてもよいの
ではないでしょうか。この事業の今後の方向性も含
めた考えをお伺ひしたいと思ひます。

また、中心市街地の活性化に効果があるというこ
とでは、ぜひプレミアム商品券の実施を考えていた
だきたいと思ひます。景気対策としては非常に実効
性があり、市民の消費意欲を直接に刺激すると思ひ
ますが、考え方をお聞かせください。

また、中心市街地に位置するあさかわデパート跡
地について伺っておきたいと思ひますが、このたび
市内の業者が購入し、建物を解体、更地にすると発
表しております。更地にした後は、具体的な開発プ
ランが出るまで、駐車場として市民に開放するとい
う計画と報道されております。立地面でも好位置に
あるこの場所ですから、さまざまな活用ができると思
ひますが、行政として活用するお考えはないのか
お伺ひいたします。

3点目に、中心市街地活性化市民会議が設立され
ました。この会議の存在も、中心市街地の活性化に
大きく貢献するものと期待しております。この会議
についてお伺ひしたいと思ひますが、中心市街地活
性化市民会議の方針と、今年度の具体的な事業内容
について教えていただきたいと思ひます。

○議長（北本清美君） 答弁願ひます。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 中心市街地

の活性化についての1点目、中心市街地の現状についてお答えいたします。本市の中心市街地は古くから市民生活や地域経済の中心であり、商業や文化施設などの都市機能が集積し、まちの顔としての役割を担ってきた地域であります。しかしながら、まち中居住人口の減少や大型商業施設の郊外立地などにより、中心市街地の空洞化が進み、空き地、空き家、空き店舗が目立っている状況にあると認識しております。

次に、2点目の空き地空き店舗対策についてありますが、深川商工会議所を中心に、平成16年2月に深川市商業振興計画を作成し、その中で中心市街地の空き地空き店舗対策などについて指摘があり、同年9月に深川市空き地空き店舗活用事業助成制度を創設したところですが、この助成制度は、平成21年度までに助成件数21件で、約3,410万円の助成を行ってきたものであり、本年度はまだ新規開店分の申請はありませんが、平成21年度施設等賃貸借料継続助成分を合わせますと、約3,470万円の助成総額となります。助成対象者の業種別内訳は、小売業が7件、クリーニング店、美容室などのサービス業が8件、食堂、レストランなどの飲食店が6件となっており、商店街の空洞化を解消し活性化を図るという事業目的に沿って、一定の効果を上げているものと考えております。しかし、大変残念なことですが、助成対象者が開業後1年を経過した後、原因はさまざまありますが、これまでに2件の廃業と1件の休業がありました。そのため、今後も継続して営業していくためのサポート体制として、本市が実施しています融資制度や利子補給制度、国や北海道の各種支援制度等の紹介、周知を図るとともに、市内中小企業のための各種相談所として、深川商工会議所内に設置されている深川地方中小企業相談所において、それら対象者をサポートしていく考えであります。また、助成制度は、これまで5回に及ぶ助成内容の改正と適用期間を延長しながら実施してまいりましたが、今後に向け制度内容等について検証し、宣伝の方法や、質問にありましたチャレンジショップのような動機づけができないかなど、より利用しやすく、効果の上がる制度にするよう検討していきたいと考えております。

次に、プレミアム商品券事業の実施についてお答えいたします。平成20年度から3回実施しましたこの事業は、市内での消費の喚起や地元での買い物を

促進することにより、小売店等への消費誘導を図るもので、市内経済の活性化に対し一定の成果を果たしたものと考えているところであります。本市としましては、これまでこの事業の財源は国の交付金制度等を活用したところでありますが、市の単独事業として実施することは現在の財政状況から厳しいものであり、今後も各種補助事業で活用できるものがないかなどの研究をしてまいりたいと考えております。

次に、旧あさかわデパート跡地の利活用につきましては、平成17年3月の破産宣告から手つかずの状況でありましたが、今般、市内業者が建物を解体、更地化し、具体的な開発プランができるまでは駐車場として活用するとの報道がされました。市としましても、その建物の壁の一部がはがれるなど、危険な状況を危惧しておりましたし、市街地にあることから有効活用を望んでいたものであります。現時点におきましては、市としてみずからその跡地の利活用についての考え方は持っていないものであります。

次に、3点目の中心市街地活性化市民会議についてお答えいたします。中心市街地活性化市民会議につきましては、平成19年度から3年間にわたり活動を行っていただきましたふかがわ元気会議中心市街地活性化部会の後継団体として5月10日に設立され、愛称をまちなかフォーラムとし、親しみやすいネーミングもつけられたところです。本会議の方針につきましては、業種を超えて広く市民の参画を得る中で、中心市街地の活性化、とりわけまち中にぎわいの場を創出することを目的として活動を行い、地域経済の活性化と地域活力の向上に寄与しようとするものであります。会の構成につきましては、以前から参加していただいた方以外にも広く声をおかけし、より多くの方とともに事業を進めていく考えであります。本年度の事業内容につきましては、昨年に引き続き空き店舗を活用した空き店舗フェスタの開催を地元商店街の売り出しやイベントに合わせ計画しているほか、まち中にぎわいをつくるため、先進地視察などの研究、調査を行いながら本市の中心市街地活性化の取り組みの参考にまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） 1点目、2点目につきましては理解しましたが、3点目の中心市街地活性化

市民会議のところで再質問させていただきたいと思
います。

この団体の活動が、中心市街地の活性化に結びつ
くものになると考えておりますけれども、この活動
が市街地の特に商店街の方々にとって有効に伝わる
ように、やはり営業している方々みずから自分た
ちも営業を継続していくぞと、何か工夫してやっ
ていくぞという、そういったアイデアにつながって
いけば、この会議としても、中心市街地との連携を
とった上で活性化が図れるのではないかと考えて
おりますので、その辺の考え方を再度お伺いしたい
のと、まちなかフォーラムという親しみやすいネー
ミングもついたようですので、ぜひこの名前を売り
出して活動していただきたいと思いますが、いかが
でしょうか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 中心市街地
活性化市民会議についての再質問にお答え申し上げ
ます。

最初に、この会議ですけれども、計画事業とい
まして、先ほど申しました空き店舗フェスタ、そ
れから先進地事例の視察とあわせて、まち中に
にぎわいをつくるための研究、協議、それと中心
市街地イベントの連携ということを計画してあり
まして、このことによりまして、先ほども申し上
げましたけれども、多くの方々に参加していただき
まして、中心市街地の活性化につなげていきたい
と考えております。それと愛称ですけれども、中
心市街地活性化市民会議というかたい名前であ
りましたので、この活動がより市民の方にわか
るようにと愛称をつけましたので、より広くPR
していきたいと考えております。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） 次の質問に入りたいと思
います。食によるまちづくりについて質問させて
いただきます。

昨年の第2回定例会でも食によるまちづくりにつ
いて提案させていただきましたが、非常に大きな
可能性を持っているのが食ではないでしょうか。安
心、安全な地元の食材、地域の特色あるメニュー
を活用したまちづくりにはどの地域も大変力を入
れており、成果も上がっていると思います。市内
業者、各団体も、地場製品の活用を通してまち
づくりに貢献して

いると高く評価しております。

まず最初に、食による観光振興に対する認識を
今年度はどのようにお持ちか、お伺いいたします。

2点目に、地域の特産品のPR、取り組みにつ
いて伺います。本市には、農産物を初め、そばめ
しなどのご当地グルメや、焼きドーナツなどのお
菓子類、ほかにもたくさんの地場産品を活用した
食材があります。これらは本市の宝であります。市
内外のより多くの方に知ってもらい、買ってもらう
ためにPRを一層強化する必要があると思います。
深ナビもリニューアルされますので、効果的に使
って宣伝していただきたいと思っております。加
えて、ことしは市内のみならず、市外、道内での
イベントへも積極的に参加すると聞いております
が、せっかくの機会ですから、それらのイベント
の機会を利用して、市内外に対して強力に宣伝
していく考えはないでしょうか。富良野市のオム
カレーは大変上手に宣伝し、知名度を高めていま
す。参考にされてはどうでしょうか。特に、7月
に開催されます新・ご当地グルメグランプリ北
海道2010、留萌線開業100周年の記念イベ
ントなど、多くの来客が見込めるイベントへの参
加は、本市にとっても絶好のアピールの場にな
ると思っております。これらのイベントの概要を
伺っておきたいと思っております。

また、昨年の第4回定例会で、地場産品の売
り込みについて、道の駅の直売所を拡大、充
実させてはどうかと提案させていただきました
が、そのときの答弁ではスペースがないとい
う理由で検討されるということでしたが、こ
としは、常設ではないものの農産物の朝市が
開催されております。小さくですが、前進
したと評価しております。この朝市のように
小さな取り組みから始めていけば、だんだん
工夫した展開ができると思いますので、ぜひ
継続していただきたいと思っております。

3点目に、地域資源活用会議について伺
います。黒米を初めとして、地域の産品を使
って積極的に商品開発をされておりますが、
今年度は地域資源活用会議として新たに
スタートするようですので、何点かお聞
きたいと思っております。例えば、まあぶ's
キッチンで販売されている黒米バーガー
ですが、これは深川の特産品の黒米に
プラス深川牛と、まさに深川を代表する
メニューであります。おまけに、とて
もおいしいです。ぜひ皆さんにも食
べていただきたいので、そばめし
のように市内の業者で扱う考えは

ないのでしょうか。黒米ラーメンも、残念ながら製造業者が廃業されましたが、黒米を活用したラーメンは早い時期から販売され、知名度も高く、ここで黒米ラーメンが販売されなくなるのはまことに残念です。引き継ぐような体制はないのでしょうか。

最後になりますが、地域資源活用会議の本年度の方針、事業内容をお伺いしておきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 食によるまちづくりの1点目、食による観光振興に対する認識についてお答えいたします。北海道観光のくにつくり行動計画によりますと、道内の総観光消費額は、基幹産業である農業の産出額に匹敵するとされております。本市にとりましても、食による観光資源は、まちづくり、地域産業の活性化のためには大変重要な施策の一つであり、結果として雇用の創出にも結びつくものと考えております。そのためには、地場産品を活用した料理、特産品の開発や提供など、農業や食料品製造業などとの連携促進、ブランド化など高付加価値化の促進、食の魅力あふれるイベントの充実促進などが求められます。このことから、今後におきましても深川市観光協会、深川物産振興会、深川料飲店組合やJAきたそらちなどの農畜産関係機関・団体と連携強化を図りながら、豊富で新鮮な地場産の食材を生かした取り組みを進めていかなければならないと認識しております。

2点目の地域の特産品のPR、取り組みについてであります。多くの人に知ってもらい、買ってもらうためには、PRが重要なことと認識しております。これまで市内外の数多くのイベントを通して、地元農産物や特産品の販売、試供品の配布をしながら、深川そばめし、北の黒米、そばクレープ、焼きドーナツなど、深川産の米やソバ、地元農産食材を使った特産品のPRに努めてきております。また、観光パンフレットを初め、各種パンフレット、チラシ等を作成し市内外の観光施設に配置するほか、深ナビや空知総合振興局のホームページ、また、このたび開設された新・ご当地グルメ公式サイトなどのインターネットを活用したPRも行っているところであります。今後におきましても、食の魅力づくりに向けたさまざまな取り組みや消費者ニーズを的確にとらえた地域の特産品の開発を支援するとともに、富良野市などの成功例も参考にして、効果の上がる

PR方法や販路拡大の方策について、十分検討してまいりたいと考えております。

次に、新・ご当地グルメグランプリ北海道2010の概要ですが、本年3月に設立された地域おこし団体、食による観光まちづくり推進協議会が主催し、7月10日、11日に美瑛町において、道内の地場食材を有効活用した新・ご当地グルメのチャンピオンを来場者の投票によって決めるイベント内容となっております。参加を予定しているのは、美瑛カレーうどん、富良野オムカレー、北見塩焼きそばなどと深川そばめしを合わせて12団体の新・ご当地グルメと伺っております。また、留萌本線開業100周年記念イベントにつきましては、JR留萌駅がことし11月で開業100年を迎えますことから、記念事業として、開業記念日の前後に沿線5市町が連携協力して事業展開するもので、内容といたしましては、沿線グルメ開発事業、シンポジウム開催事業、沿線観光PR事業などを予定しております。このうち、沿線グルメ開発事業につきましては、高校生などのアイデアを取り入れながら、沿線5市町でつくられる豊富な食材をもとに、オリジナルの沿線グルメを開発する計画となっており、このことによりまして、食育につながり、サポート役となる料理人においても、新たな発見が生まれることを期待しております。

次にお尋ねのありました道の駅での朝市についてであります。北空知の農産物のすばらしさを多くの人に知ってもらおうと、JAきたそらち旬菜部会が開催し、とれたての地場産野菜やタケノコ、ウドなどの山菜、手づくりのササだんごなどの農産加工品を5月30日、6月13日と27日、7月11日の4回、提供、販売するものであります。この取り組みによりまして、安全、安心でおいしい地元農産物のPRにつながることから、旬の農産物や人手の確保などの課題もあると思っております。今後も継続していただきたいと考えております。

次に、3点目の地域資源活用会議についてお答えいたします。ふかがわ地域資源活用会議につきましては、ふかがわ元気会議地域産業活性化部会の後継団体として、本年4月15日に設立されたところであります。初めに、黒米バーガーを市内の業者に取り扱ってもらってはとの質問であります。黒米バーガーはまあぶ'sキッチン看板メニューになりつつある商品で、ぬくもりの里のシンボリックな存在になっていただくことを期待しているところであります。

す。今後、取り扱いに対するご相談があった場合には、開発者であるまあぶ'sキッチンにご相談を申し上げ、対応を検討してまいりたいと考えております。次に、黒米ラーメンを引き継ぐ体制についてありますが、これまで製造いただきました業者につきましては、プロジェクトの立ち上げ時からかわっていただいていただけに、今回の製造中止は大変残念に思っております。現在のところ、袋売りでの販売再開の見通しは立っておりませんが、業務用として市内での製造が可能となり、まあぶ'sキッチンで黒米ラーメンやラーメンサラダ用として利用されているところであります。

最後に、ふかがわ地域資源活用会議の方針と事業内容についてであります。方針としては、産学官の連携のもと、本市の特色ある地域資源の活用や新たな資源の掘り起こしを図ることで、地域経済の活性化と地域活力の向上に寄与しようとするものであります。本年度の主な事業内容につきましては、乾麺、多度志やまそばの姉妹品として、5月に「多度志やまそば黒」を商品化し、更科系と田舎風の2種類の乾燥そばをそろえたほか、まあぶフェスタの7月4日には、りんごのぶちぶちワインの販売を開始し、シードルの試飲、販売とあわせて、そばクレープ祭りの開催、さらに7月12日には、拓殖大学北海道短期大学の石村名誉教授とともに、圃場の見学や試食会を通じ、黒米のPRを図る黒米の魅力発見ツアーを企画しております。このほか各種イベントを利用して、黒米やそば粉に関する商品やシードルのPR活動を進めるとともに、新たな資源開発の掘り起こしなど、元気な深川の創出につながる事業展開を考えているところであります。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） PRの部分で再質問させていただきたいと思っております。

本市には、いろいろな食材が非常にたくさんあり、人を呼ぶには不足しないくらい物はそろっていると思うのですけれども、やはりPRといいますが、テレビであるとか雑誌であるとか、ネット、ホームページですとか、個人のブログなどの情報というのが非常に効果があると思うのです。テレビでどこの何々が出たとか、雑誌でどこの何々が出たとかとなれば、わざわざ出かける人がたくさんいるようで、その場所がたとえへんぴであっても、わかりづらいところであっても、そうでない場所であっ

ても、必ずそういう情報をもとに人は集まってくるということもありますので、いろいろな媒体を使うことによってたくさんの人に情報を発信すれば、深川に足を延ばしてもらい、またいろいろな食材を味わってもらいという機会が拡大すると思うのですけれども、その辺の考え方を再度伺っておきたいのと、先ほども黒米バーガーを少し取り上げさせていただきましたが、今、ご当地バーガーというのが非常にやっけていて、道内でも何カ所かありますし、全国的に見ても、四、五十ぐらいあるのではないのでしょうか。そういったご当地の食材を使って、バーガーは手軽だから、ご当地バーガーとして売り出すようになったのであろうと思っておりますけれども、そういった話題性などもありますので、それらをぜひ情報発信して、市内外の皆様に来ていただくのが一番深川市の活性化につながるのではないかと思いますので、すけれども、そのあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 再質問にお答え申し上げます。

質問にありましたように、食による観光の振興を図るためには、PRというものが大変重要なものと考えております。このことについては、先ほど答弁したとおりでございますけれども、なお一層いろいろな媒体、例えばインターネットとか、先ほど申し上げましたマスメディアなどのさまざまな媒体を使いまして、今質問にありました深川の黒米バーガーなどについても、より一層PRに努めてまいりたいと思っております。このことによりまして、本市の地域が活性化するというような考えでございます。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） それでは、最後の質問に入らせていただきます。新型インフルエンザについて伺います。

昨年5月に発生した新型インフルエンザは、世界的な大流行、パンデミックと呼ばれ、世界じゅうに脅威をもたらしました。あちらこちらで感染予防のためにマスクの使用を促したり、消毒液が設置され、今もなお継続されております。6月に入ってから、世界保健機構においても、最も激しいウイルスの活動期は過ぎたと判断したと声明を発表しました。世界的には大流行はなお続いているとしながらも、国

は第一波の終息を迎えたということで、総括会議を行ったと聞いております。深川市民にとっても大変不安をもたらした新型インフルエンザについて、現在までの状況をお知らせいただきたいと思います。

次に、市民及び医療機関に対する情報の提供についてお伺いいたします。新型インフルエンザが発生してから、国の方針が定まらず、新聞やテレビからのニュースが先行し情報が錯綜した中で、市民は、特にワクチンの心配をしたかと考えます。周知や感染予防の呼びかけとともに、正確でタイムリーな情報が市民や医療機関に対してできたのかどうかお伺いします。この際ですから、ワクチンについての情報がわかればお聞きしたいと思います。

最後に、新型インフルエンザの最盛期は過ぎたものの、大流行は続いていると判断されている中で、今後はどのように取り組んでいくのかお聞かせください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 新型インフルエンザについて3点質問がありましたので、お答えいたします。

まず、1点目の現況についてであります。日本での発生が公表された後、庁内において総務課を中心に関係課との情報連絡会を開催し、広報、ホームページなどを通して、感染防止のための市民周知に努めるとともに、特に妊婦、乳幼児に対しては、健診などの機会をとらえて注意を呼びかけたところがあります。また、国の基本方針が作成された以後、優先接種対象者ごとに、北海道が決定した接種スケジュールに従い、深川医師会に接種業務を委託し同ワクチン接種を開始し、本年1月には、国の基本方針変更により一般市民に対する接種へと拡大したところがあります。これら接種方法などについては、地区行政連絡員会議や広報ふかがわなどで周知しながら、あわせて市立病院との連携による重症患者の受け入れ体制など、必要な医療の確保に努めたところがあります。深川保健所によりますと、管内の罹患状況について、小学生及び中学生を中心に感染し、入院する者も見られ、学校、学級の閉鎖があったものの、比較的軽症で死亡者あるいは重症患者の発生はなかったとのことでありました。なお、平成21年度末における市内医療機関での同ワクチン接種者数は延べ5,675人で、うち低所得世帯への軽減措置数

は延べ657人となっております。

次に、2点目の市民及び医療機関に対する情報の提供についてであります。議員ご指摘のとおり、新型インフルエンザ発生後の厚労省からの自治体及び一般国民に対する情報伝達が遅かったと私どもも感じており、特にワクチン供給については、十分に間に合うのかどうか非常に心配したところであり、現在、厚労省内で開催されている新型インフルエンザ対策総括会議の中でも、これらの点が指摘されているところでもあります。質問の1点目でお答えしましたとおり、市としてはできるだけ情報を集め、早い段階から市民への感染予防の呼びかけ、市内17の医療機関及び公共施設内に独自のポスターを掲示していただくなど、その対応に努めてきたところでもあります。特に、質問にありますワクチンの供給実態等について、その役割を担っている深川保健所に確認したところ、当初の予想より接種者数が少なく、また優先接種対象者の接種回数の見直し、変更等もあり、結果として国産のワクチンで対応できたということでありました。

次に、3点目の今後の対応についてであります。国は引き続き平成22年度も同ワクチン接種を実施するとしており、その接種事業の位置づけ、費用負担等については、予防接種法等の一部を改正する法案を踏まえ、今後詳細な内容について示すとしており、市としても、今国会で継続審議とされた同法案の今後の成立状況を注視していきたいと考えているところがあります。また、今般の新型インフルエンザは終息したのではなく、今後再流行が生じる可能性があること、病原性が変化する可能性があることなども想定し、引き続き流行状況を見ながら、早目の感染防止、対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 水上議員。

○7番（水上真由美君） 1点だけ再質問させていただきますが、このインフルエンザの対応というのは国の主導でありましたので、深川市が関与する部分が少なかったとは理解はするのですが、今回のインフルエンザの情報といいますか、優先接種にしてもその時期が多少変更になったりだとか、また優先接種が終わった後、一般の人が受けられるようになってから、接種してくださいといったような周知も少し薄らいできたような気もするのです。結果、市内ではそんなにインフルエンザの罹患者がい

なかったという報告もあるようですけれども、これは本当に大流行も考えられる状況もありますので、その辺きちんと整理し、適宜タイムリーに情報をお知らせしていかないと、本当にパンデミックという脅威になると思うので、今後、周知であるとかそういう情報提供に関しましては、人体に関することです。ほかのことも大切なのですけれども、特段の配慮が必要かと思うので、その辺、今後についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 再質問にお答えいたします。

市民に対するさまざまな情報伝達ということの質問と思います。特に基本となることについては、やはり厚労省の基本方針ですとか、また道を通じて優先接種のスケジュール等が示されてきますので、もし今後もそのようなことがあれば、議員ご指摘のそういう周知がいくることのないよう十分意を用いてまいりたいと思いますし、特に妊婦ですとか乳幼児、それから学校、保育所等については子供たちが多く集まる場所でございますので、そういう情報の周知について遺漏のないように、所管としても鋭意努めてまいりたいと思います。

○議長（北本清美君） 以上で水上議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時36分 休憩）

（午後 2時44分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、楠議員。

〔楠議員、質問席へ〕

○6番（楠 理智子君） 通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、次世代育成支援対策行動計画の取り組みについてです。政府において、平成22年1月に子ども・子育て新システム検討会議が持たれ、子ども・子育てビジョンが出されました。具体的な内容、施策についてはこれからのようですが、深川市においても、平成22年から26年に向けての次世代育成支援対策行動計画が出されています。子育て、育児は

個人、家庭の責任だけでなく、社会全体で支援し支えていくことが求められています。

そこで、お伺いいたします。まず1点目として、深川市少子化対策庁内推進委員会の内容、検討、方向性についてです。次世代育成支援対策行動計画策定に向けて、少子化対策庁内推進委員会の中で、各課関係職員で構成する作業部会を設置し、検討、調整などの具体的作業が行われたとありますが、その内容と市民ニーズの把握、市民意見の反映、深川市児童福祉審議会の意見等は、どのように検討、反映されているのでしょうか。また、策定後、内容等の検討は、作業部会で継続して行っていくのでしょうか。子育て、少子化対策のためにも、市全体にかかわる取り組みとして継続的に行われていく必要があると思いますので、お伺いいたします。

次に、子育て基金についてです。子ども・子育て新システム検討会議の中で、費用の負担のあり方として、未来への投資として、社会全体で国、地方、事業主、国民個人等による費用負担によって、子育て支援に係る財源の一元化も提起されております。岐阜県のように、子育て支援助成基金を設けて、子育て支援をする団体等に助成しているところもあります。子育ては、社会全体の責任において支援していくことが少子化対策にもつながります。子育て支援のための基金について、市の考えをお伺いいたします。また、国や道の施策としても積極的に取り組む課題として要望していくべきと考えますので、お伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 次世代育成支援対策行動計画の取り組みについての1点目、深川市少子化対策庁内推進委員会の検討内容、方向性について、まずお答え申し上げます。本年3月に策定した後期の深川市次世代育成支援対策行動計画は、計画の全庁的な検討や調整体制を構築するため、庁内の横断的な組織である深川市少子化対策庁内推進委員会の中に、児童福祉、母子保健、教育、商工労働などの各課関係職員で構成する作業部会を設置したところであり、この作業部会では、小学生以下の児童の保護者にサービスニーズ等を把握するための実態調査や、事業主を対象にした次世代育成支援に対するアンケート調査、児童の意見を直接聞く児童インタビューの実施、次世代育成支援に対する市民意見

の募集などを行い、また市内においては、前期計画における各事業実績の把握や評価の実施等を行ってきたところであり、これらの作業を通じて把握した市民意見やニーズ、また議会や児童福祉審議会の場でいただいたご意見やご提案などについては、少子化対策市内推進委員会で協議、検討を重ね、次世代育成支援対策をさらに推進し、市全体で取り組んでいくことができるよう、計画への反映や素案の修正などを行い計画を作成したところでございます。具体的な計画策定作業を担った作業部会は、計画策定までの間の設置としておりましたので、現在、組織は解散しておりますが、今後は毎年度の計画の実績把握や達成状況などの計画の進捗管理は、少子化対策市内推進委員会が担うこととしております。また、子育てや少子化対策に係る継続的な市全体での取り組みの検討につきましては、少子化対策市内推進委員会が、全庁的な少子化対策の検討や推進に関する協議を行う役割も担うこととされておりますので、これまでに引き続いて、推進委員会の場において、これらに係る検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の子育て基金についてでございますが、国では、新たな次世代育成支援のための包括的、一元的なシステムの構築について検討を行うため、本年1月、子ども・子育て新システム会議を設置し、検討を進めておりますが、本年4月にその基本的な方向が示され、6月には各団体との意見交換会が行われております。この報告の中では、子供や子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築を目指すため、市町村が自由度を持って必要な給付が行うことができるよう、国に新しいシステムに関するすべての子育て関連の国庫補助負担金や労使拠出金などから成る財源を、仮称の子ども・子育て基金や特別会計を創設して一本化し、そこから市町村に対し包括的な交付を行い、市町村では、それぞれの地域の実情に応じて、主体的に決定できる給付を実施するとされておりますが、これらの情報はあくまで現時点の報告書段階のもので、確定情報ではないことから、本市としましては、市における子育て支援のための基金設置や、国や北海道へ行くべき要請については、この新たな制度設計の確定情報を待って、見きわめてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） 次世代育成支援対策行動

計画の取り組みについては、市内少子化対策委員会も継続して取り組まれるということですので、今後の動き、取り組みを注視していきたいということをお願い申し上げます。

次は、子育て支援の取り組みについてです。子ども手当は、次代を担う子供の健やかな育ちを、個人の問題としてではなく、社会全体で応援しようというものです。セーフティネットとしての社会保障は充実していかなければなりません。深川市次世代育成支援ニーズ調査の中で要望が多かった中で、子育てにかかる費用負担を軽減してほしい、安心して医療機関にかかる体制を整備してほしいなどの声がありました。

そこで、お伺いいたします。一つ目として、子育てに係る負担の軽減についてです。子育てには妊娠、出産から費用がかかります。妊娠、出産にかかわる費用として、妊産婦健診の助成が14回に、出産育児一時金が42万円と引き上げられたことは評価すべきものですが、平成22年度までの措置です。子供を産み育てるためにかかわる費用として保障されるべきものです。市においても継続して助成すべきと考えますし、国、道へも強く要望すべきです。市の考えをお伺いいたします。

2点目として、子供の医療費の軽減についてです。医療費は、3歳未満または小学校入学前の児童で、市民税非課税世帯への無料などの補助がありますが、ニーズ調査の中で、安心して医療機関にかかる体制の整備をしてほしい中には、課税世帯であっても、家計に重くのしかかっていることの切実な声であると思います。小学生、さらには中学生までの無料化の拡大などの施策も検討していくべきと考えます。さらに、少子化対策のためには国、道への働きかけも必要と考えますので、市の考えをお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 子育て支援の取り組みについて、2点の質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、1点目の妊婦健診及び出産育児一時金について、国の補助事業暫定措置の期限切れ後の対応についてでございますが、国は少子化対策の一環として、安心して妊娠、出産ができる体制を整え、あわせて経済的負担の軽減を図るという理由から実施してい

るものであります。少子化対策は短期間でなし得るものではなく、これらの趣旨、目的からすれば一過性のものとすることなく、平成23年度以降も国が責任を持って財源措置を講じ、継続すべきと考えておりますことから、本年度、春季空知市長会連絡協議会に提案し、先月19日に北海道市長会として国及び関係機関に要請活動を行ってきたところであります。

次に、2点目の子供の医療費の軽減についてであります。昨年度取りまとめました平成21年度以降の財政収支改善策に沿って、行財政改革を推進しているさなかであり、現在置かれている市の財政状況を考えるときに、中学生までの医療費の無料化は非常に困難なものであることをご理解いただきたいと存じます。なお、市の少子化対策庁内推進委員会では、平成22年度で検討すべき項目の中に、乳幼児医療費の無料化について継続して議論していくこととしておりますので、引き続き検討を深めていきたいと考えております。また、子供の医療費軽減対策については、やはり国が社会保障制度の拡充策として取り組むべき重要施策であると認識しており、また北海道医療給付事業に基づき、乳幼児医療費助成事業等を実施していることから、今後、国、北海道に対して、子供の医療費の助成範囲の拡充を要望するため、北海道市長会に提案すべきか、他の自治体の意向も確認しながら取り進めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） 妊婦健診と出産一時金について再質問します。

子供の医療費軽減についても重要な問題で、充実、整備しなくてはならない問題ではあります。今、妊産婦健診、出産一時金の問題については、先ほど質問しましたように、今年度限りの措置で、市としましても空知市長会連絡協議会に提案して、19日の北海道市長会として、国及び関係機関に要請活動を行ってきたということではありましたが、これはぜひ実現するべく強く要望してほしいというのと同時に、深川市としましても途切れることなく、これは少子化対策だとか安心して子供を産み育てられることに対しての一環として大切なことだと思いますので、市として庁内少子化対策委員会なども検討し、さらには国への要望も、市長会とかというだけではなくて、市としても強く要望して行ってほしいということをお願いして、再度質問させてい

ただきます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 質問の妊婦健診、出産一時金の公費負担の継続ということで、まずは庁内少子化対策推進委員会の中でも、このことは検討していきたいと思っております。あわせて市としても国に対する要請を引き続き行うべきだという質問の趣旨だと思っておりますが、平成23年度以降も国が財源措置を講じていただくよう、5月19日に北海道市長会として要請行動を行っております。今後につきましては、この状況を見きわめながら、要請することについて考えていきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） ぜひ途切れることない助成をということをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次は、子どもの権利条例の制定に向けた取り組みについてです。子どもの権利条約が国連で採択され20年が過ぎ、日本が条約を批准して15年になります。景気は上向いているという報道もされていますが、なかなか実感はわいてきません。むしろ、貧困や格差が広がっているように見受けられます。そのような状況の中で、子供の置かれている状況もよくなっていません。虐待や子供などの生きる権利が脅かされている状況もニュースなどで報道されています。子供の人権が守られ、幸せに暮らせる社会を目指すためにはなりません。そのためにも、人権条例の制定が求められていると考えます。次世代育成支援対策行動計画の中でも、広く子供の権利保障や健全育成などを図るための条例制定に向けた取り組みを推進するとありますので、お伺いいたします。

まず、1点目としまして、子供の置かれている状況の把握の取り組みについてです。次世代育成支援対策行動計画においても、児童虐待が増加傾向にあると書かれています。青少年問題協議会で出された資料によりますと、いじめ、暴力行為は平成19年度より20年度が減少しており、いじめ撲滅に向けた取り組みが功を奏したとありますが、不登校については、特に中学生では増加傾向にあると書かれています。平成21年度はどのようになっていますか。不登校児童のうち、しらかば教室に登校している児童は何人でしょうか。また、減少、撲滅に向けた取り組みはどのようになっているかお伺いいたします。

次に、2点目としまして、子どもの権利条例制定についてです。子供も人間としての権利は守られるべきですし、尊重されるべきです。子供の意見を聞くことは、子供にも自立と責任を持った大人への成長にもつながります。子供の視点に立った取り組みも必要です。子供の権利尊重に関する普及啓発を図るとありますが、どのような取り組みがされていますか。また、子供の人権を守るためにも条例制定は早急に施行すべきです。市の考えをお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 子どもの権利条例制定に向けた取り組みについての1点目、子供の置かれている状況の把握の取り組みについては、私から答弁を申し上げます。

初めに、不登校児童生徒の推移についてであります。病気などを除く不登校を理由とする長期欠席児童生徒数の推移といたしましては、平成21年度は小学生1人、中学生7人の計8人で、20年度と比較して、小学生、中学生各2人の計4人が減少となっている状況でございます。次に、しらかば教室への通級状況でございますが、平成21年度の不登校児童生徒8人のうち、適応指導教室しらかば教室に通級した児童生徒は4人でありました。また、本年5月末現在での不登校児童生徒数は小学生1人、中学生4人の計5人で、前年度より3人の減少となっているところでございます。そのうち、1人がしらかば教室に通級しており、その他の児童生徒につきましても、指導員による児童生徒や保護者との相談対応、調整のもとに、今後の通級に向けた環境が徐々に整いつつあるところであります。次に、不登校児童生徒の解消に向けた取り組みについてでございますが、市内の小中学校には、何らかの悩みや問題を抱える児童生徒が有効な相談ができるよう、中学校には心の相談員1人、スクールカウンセラー1人、全体で2人、また小学校にはスクールソーシャルワーカー、これは全体で1人を配置しているところでございます。また、不登校の予兆等をとらえた場合には、学級担任などの学校関係者が速やかに家庭訪問を繰り返すなどにより、その原因を把握し、適切な対応に努めているところであり、不登校の予防と解消に努めております。このような中におきまして、不登校となり、家庭に引きこもってしまった児童生徒には、

学級担任が家庭訪問を行い、学習や学校についての情報を届けるとともに、不登校の起因の的確な把握とその起因に応じた解消に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得ながら学校復帰の努力を重ねており、本人や保護者と十分に相談する中で、しらかば教室への通級を勧めることも、学校生活への復帰を促す一つの手法として行っているものでございます。なお、しらかば教室に通級している児童生徒に対しましては、指導員はもちろんのこと、定期的な学校関係者の訪問、必要に応じたスクールカウンセラーの訪問による教育相談やカウンセリングなどにより、学校復帰へ向けた指導、援助に取り組んでいるところでございます。

○議長（北本清美君） 山下市長。

○市長（山下貴史君） 2点目の子どもの権利条例については、私からお答え申し上げます。

深川市では、これまでに子供の権利尊重に係る普及啓発の取り組みといたしまして、子供の権利についての関係記事などを広報紙やホームページに掲載いたしましたり、あるいは学校と連携した啓発活動を実施いたしましたり、またさらには、ことし3月に策定いたしました平成22年度から26年度までを計画期間としております後期深川市次世代育成支援対策行動計画の策定作業の中で、先ほど通部長の答弁にも出てまいりましたが、小中学校に出向きまして、子供たちの意見を直接聞かせていただく児童インタビューというのを実施いたしました。その中で子どもの権利条例、条約について理解を深めていただくなどの取り組みを行ってきたところでございます。このような取り組み、それからまた今日的な子供を取り巻く厳しい社会環境などを踏まえまして、今ほど述べました深川市次世代育成支援対策行動計画におきまして、その中で広く子供の権利保障や健全育成などを図るための条例の制定について、計画期間の最終年度であります平成26年度までを一つの目標としまして、制定に向けた取り組みを推進する旨、記載いたしましたところでございます。このような条例制定につきましても、やはりその前提として、子供の権利尊重に関する十分な普及啓発や市民意識の醸成が欠かせないものでありますので、今後は、まず子供の権利、人権啓発に資する資料を幅広く市民の皆様提供するなどして、制定に向けた具体的な取り組みを着実に積み上げてまいりたいと考えており

ます。このようなことで少し先になりますが、具体的な制定に向けて、まだ全国的な自治体の取り組みの実例はそれほど多くはないのが現状でございますが、こういう目標を掲げて、着実にその方向に向かって努力をいたしてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） 条例制定に向けては前向きな発言がいただけたと思いますので、今後に期待し、次の質問へ移らせていただきます。

最後の質問になりますが、地産地消の取り組みについてです。先ほど水上議員も地場産業の活用、PRということで質問されておりましたが、私は地産地消の取り組みということで質問させていただきたいと思います。

深川市は豊かな農産物に恵まれています。地元の人が食べることは、新鮮なうちに食べられます。栄養価も高く、おいしいです。地元でとれたものを地元で消費するということは、流通の面から見てもエコにつながると思います。また、地元農産物を使用しているの商品化なども地産地消の推進につながると考えますので、お伺いいたします。

1点目としまして、地場産品の地元での販売拡大の取り組みについてです。市内スーパーでの地元農産物の販売は余り見受けられません。以前にも質問しましたが、市内での販売はどのようになっておりますか。深川市は畜産にも力を入れていますが、市内での販売はどのようになっておりますか。地元のもの収穫して、日を置かずして食べることができまので、新鮮な本来の味を味わえることは食育にもつながりますので、市の取り組み、考えをお伺いいたします。

2点目としまして、地場産業の推進の取り組みについてです。農業と商業の連携強化が一層進められているとは思いますが、市内に働く職場が少ないという閉塞感を打破していくためにも、行政が牽引役となって取り組む必要があると考えます。深川市においては豊富な農産物がありますので、それを利用して加工を施すなど、ブランド化を図る取り組みも必要であると思います。先ほどの水上議員の質問に対する答弁でも、実際に種々取り組みがされているとありましたが、さらに積極的な取り組みをしていくべきではないかと考えますので、お伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 地産地消の取り組みの1点目、地場産品の地元での販売の拡大についてお答えいたします。市といたしましては、深川産農産物の販売を拡大するため、スローフードフェスタや昨年から実施している秋の味覚市&こめっち新米フェスタなどのイベント、市内の米販売店と連携しての米の景品つき販売、きたそらち農協や市内生産者による直売所の設置、道の駅でのイベントなど、関係各団体等の協力を得ながら広く推進してきているところであります。地元産農産物のスーパーにおける販売につきましては、流通の仕組み上、品目別の数量などについては把握することはできませんが、市内スーパーにおいて、市場を通じて農協から出荷した地元産の季節の野菜が販売されていると承知しております。次に、畜産物の販売については、毎月第4土曜日に深川市地方卸売市場で開催されております土曜市において、深川産の牛肉販売を行っておりますが、昨年度から本格的に販売を開始したこともあり、土曜市以外での販売までには至っていない状況にあります。次に、市の取り組み、考え方についてであります。市としては、これまで地元スーパーなどを訪問し、継続した地元産農産物の取り扱いをお願いしてきております。議員ご指摘のとおり、新鮮な農産物等の地元での販売は、食育の観点からも非常に重要なことと考えておりますので、今後におきましても、市内の消費者の皆さんが地元産農産物を容易に手に入れられるよう、さまざまな場面でのPR、販売などについて、より一層推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の地場産業の推進についてお答えいたします。本市の豊富な農産物に付加価値をつける取り組みは、まさに特色ある地場産業をはぐくむ上での基本と考えております。そのため、重要施策の一つとして位置づけております企業誘致活動におきましては、本市の農産物の活用が期待される業種に重点を置き、必要に応じて、原料供給について、きたそらち農協にご相談申し上げながら取り組んでいるところであります。さらに、農商工連携の観点からは、昨年度まで地元の大学やきたそらち農協、農業者、事業者などの皆さんで組織いただいていたふかがわ元気会議、ことしからは、その後継団体であるふかがわ地域資源活用会議となっておりますが、これら団体と連携して生産者と事業者の橋渡しをす

る取り組みを進めております。黒米の例で見ますと、生産農家3戸で北の黒米生産組合を立ち上げ、原料を確保し、黒米の取り扱い業者を育成することで流通が進み、その結果、市内の料飲店や菓子店などでさまざまな加工商品に生まれ変わっているところがあります。生産量全国第2位のソバについても、そばめしややまそば、そばクレープなど、これまでには見られなかった加工品へ展開され、生産、製粉、加工のすべてを地元で賄う流れが育ちつつあり、販路の面でも、地元の道の駅が大きな役割を担っているところでもあります。このような農商工連携の事業規模は、現段階では決して大きいとは言えませんが、地元の皆さんそれぞれが深川の広告塔として消費、PRしていただくことで、地元産業として成長するものと考えられますので、今後におきましても、関係者や地元の皆さんと一緒に、引き続き地場産業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 以上で楠議員の一般質問を終わります。

○議長（北本清美君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、明日は午前10時から開議します。

（午後 3時19分 延会）



平成22年第2回定例会

平成22年6月23日（水曜日）

平成22年 第2回

深川市議会定例会会議録 (第2号)

平成22年6月23日(水曜日)

午前10時00分 開議

午後 3時15分 延会

○議事日程(第2号)

日程第 1 一般質問

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 第2回定例会2日目の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 一般質問を行います。

初めに、松沢議員。

〔松沢議員、質問席へ〕

○8番(松沢一昭君) きょう6月23日は、太平洋戦争で唯一地上戦となった沖縄で現地司令官の自決ということとともに、組織的な戦闘が終結した日と言われています。それから六十有余年を経た今も、沖縄の人たちは、島の中心部を基地としてとられ、あの戦争の傷跡がいえていないことに痛みを思いながら、通告に従って質問したいと思えます。

質問の第1点目は、高齢化社会の中で行政が取り組む課題について伺います。まず、成年後見制度について。この制度は既に国として必要性を認め、主として司法書士事務所や弁護士事務所がその受け手として作動しています。その仕事の中心は、身寄りのいない方や、いても遠方という方の財産管理であります。どんどん高齢者がふえてゆく中で、弁護士事務所や司法書士事務所も、今まで行ってきた仕事に上積みされて大変になってきているという声を聞いていました。そんな折、深川市がその養成講座を開いたことは非常に時を得たものと言えるでしょう。成年後見制度についても、依頼する側と受ける側の信頼関係や相性というものもあるようですし、もちろん家庭裁判所との緊密な連携も必要になってくることでしょう。深川市には、定年になった幹部職員の優秀な人たちがたくさん市内に残っています。昨年的一般質問でもお尋ねした記憶がありますが、それ以降の深川市の取り組みについてお答えください。

さらには、この成年後見制度が実効の上がるものになっていくべき、していくべきと考えますけれども、そうなっているかどうかという点についてもお答えください。

同じ項目ですが、遺産相続者がいない市内の放置

家屋について、その対応を伺います。このことも、高齢化が進む中でふえてきています。その多くが近所に住む人たちの焦眉の問題となり、時にはボランティアで草むしりをしたり、時には屋根の雪が隣の家を直撃したりといった被害が出ることもあります。もちろん、今の世の中での私有財産に対する所有権がありますし、民法上の制約も理解できます。しかし、深川市は、固定資産税を課税して徴収しています。資産価値がある場合、ない場合など、さまざまなケースもあるでしょうけれども、こちら裁判所との緊密な連携が必要になってくると思われそうですが、その対応について考えをお聞きします。

○議長(北本清美君) 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長(通 義美君) 成年後見制度について、私からお答えさせていただきます。

成年後見制度については、昨年の第3回定例会でも質問をいただいておりますが、市ではこれまでも健康福祉センター・アイ内に設置しています地域包括支援センターにおいて、これらの相談支援に努めながら、必要に応じて成年後見制度の利用を勧めるなどしており、さらに身寄りのない認知症などの方で、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であったり、費用負担が困難なことから、利用が進まないといった事態にならないよう、平成14年度から成年後見制度利用支援事業により支援しているところであります。特に成年後見人になるためには必要な資格要件がないことから、成年後見人に関する一定の知識を身につけた方を養成するため、これは市民後見人の養成でございますけれども、深川市社会福祉協議会が養成講座を昨年4月、このときは26人と、昨年11月、このときは22人の参加をいただき、48の方が受講され、そのうちの1人が一般社団法人北海道成年後見支援センターに所属し、今後活動を予定しているところであります。成年後見制度の利用者ですが、相談は市の地域包括支援センターに年間数件はありますけれども、後見制度の利用までには至らないで解決するものや、市に相談があっても親族が後見人になるなど、市民後見人や成年後見制度利用支援事業の活用までには至っていない状況でございます。なお、深川市を含む旭川家庭裁判所管内での成年後見制度の申し出件数は年間100件前後と聞いており、そのうち平成21年1月から12月まででござい

ますが、旭川家庭裁判所深川出張所での成年後見制度の選任申し立て件数は2件でありました。

今後も、高齢化が進展する中において、高齢者が安心して生活いただくために、広くこの成年後見制度の周知を図ることが最も必要なことと認識しておりますので、地域で高齢者と接する機会が多い民生委員や地域包括支援センターなどを中心に、制度の理解を深めていくよう、今後も努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（北本清美君） 山下市長。

○市長（山下貴史君） 高齢化社会の中で行政が取り組む課題についての2番目で、放置家屋の対応について質問がございました。その点について、私からお答えを申し上げたいと思います。

議員もおっしゃいましたが、近年、市内におきまして、住宅街で使用されていない住宅や物置が見られるようになっておりますし、また農村部でも、住宅や納屋などが廃屋となっている状況が数多く見受けられるようになってきております。また、それらに関して、市に対する苦情でありますとか相談などの問い合わせがふえてきていることも、また事実でございます。廃屋がふえるその要因といたしましては、一つ目に、やはり所有者が、あるいはその権利を持つ人の行方がわからなくなってしまっているということ、二つ目に、所有者がおられても経済的事情でなかなか手がつかないといったこと、三つ目には、担保権者が競売手続等を実行しないだったり、あるいはまた競売手続に付しても落札者があらわれないなどといったさまざまな要因というか、事情があるように伺っているところでございます。これらのことをから引き起こされる問題といたしまして、議員も言われましたが、一つは良好な景観、住宅環境の阻害。それから壊れた家屋などの破片が飛散したり、あるいはまた積雪による落雪の問題、あるいは倒壊が進むとか、ごみ等の不法投棄なども起こりやすいといった生活環境への悪影響が考えられております。また、もう一つはだれもいないということで、火災の危険、あるいは犯罪等の事件が発生する可能性なども心配をされておまして、いずれにしても、市民の安全な生活への影響が懸念されているところでございます。しかし、このような状況ではございますが、やはり建物には個人の財産上の権利が及んでおりますことから、それらの権利に制約を加えるということは、法律にのっとった慎重な判断、

手続が必要となってくるものでございます。

そこで、議員から裁判所との連携によって、行政がかかわって整理すべきではないかといった趣旨の質問がございましたが、今申し上げましたように、廃屋増加のその要因がいろいろ多種多様でございますので、かつまたいろいろな事情が複雑に絡み合っているケースも多いこともございまして、単一的、画一的な行政対応では、残念ながらなかなか解決には至らないと思われているところでございます。これまでも深川市では、保安上、どうしても放置できない、危険と思われる建物や、衛生上有害だと思われるものにつきましては、随時所有者や関係者をお調べして、北海道などの関係機関からもいろいろ情報をいただく中で、安全な措置を講じてもらえるように、関係者に対して指導や要請に努めてきているところでもございます。

したがいまして、現状では、こうした問題について必ずしも有効な対処手段を持ち合わせておりませんけれども、これは本市に限らず全国的に生じている問題ではなからうかとも思いますので、今後、こうした多くの相談が想定されるといったこともありますので、市役所の中で関係する所管の連携強化を図りまして、できるだけ速やかに全国の他の自治体の対応状況について、まずはしっかり調査、研究をさせてもらいたい、それらを受けて、さらなる検討を進めていければと考えているところであります。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 成年後見人制度については、私個人のことを言って恐縮ですが、今、長い借家住まいから縁を切りまして、住宅を手に入れてリフォームをしているところなのですが、そこに住んでいた方が札幌の施設に入っていて、札幌の司法書士事務所が成年後見人になっていて、そこの話し合いで売買が成立して、リフォームが終わったという状況があります。その司法書士さんともいろいろな話をする機会もありましたし、地元の不動産屋さんも相当、この認知症とかいろいろな形で財産処分がし切れないでいるところが、深川市内ではどんどんふえてきているということで、市としても成年後見人の需要はこれからふえるという認識はしているようですから、そこのところに期待したいと思いますし、具体的に今、講座が開かれて1人登録されて、実働されつつあるということなので、ぜひともそういう点では、深川市内の空き家対策も含めて、成年後見

人のところの充実をやってほしいということを一言言っておきたいと思います。

次に、住宅リフォーム制度について、その実施の考えを伺います。この件については、予算審査の場でも同僚の北名議員が尋ねています。さまざまな事業の中でも、地方自治体が取り組むことで、即その地域の経済の底上げになるという点では、この制度にまさるものはないとまで言われています。現在、国の制度として実施している新築、バリアフリー化、耐震といった枠をかけた補助事業はありますけれども、地域での地元経済への波及効果という点では限定的なものだと言われています。実施した期間の実施状況とその効果についてどのようになっているか。

また、リフォーム制度実施を独自にやる考えはないのか。実施すべきだと考えますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 住宅リフォームの制度の実施について、お答えを申し上げます。

住宅助成制度につきましては、昨年度、国の地域活性化・経済対策臨時交付金の活用によりまして、第3回定例会において3,330万円の補正予算の議決をいただき、定住促進及び地域活性化に寄与する住宅、住環境づくりを促進することを目的としまして、昨年9月より住宅持ち家促進、住宅バリアフリー改修、住宅耐震改修促進の3本の住宅助成制度でスタートしておりますが、本年1月からは、屋根や外壁の塗装とか部屋のクロス張りかえなども対象とするなど、大きく助成要件を緩和しました住宅リフォーム緊急助成制度を追加しまして、取り進めてきたところでございます。

初めに、住宅リフォーム助成制度を実施した期間の発注状況と、その効果についてお答えいたします。この制度は緊急の調整制度であり、平成21年度のみ事業と位置づけまして、実施期間につきましては本年1月12日から2月26日まで受け付けを行い、工事の完成につきましては、本年7月31日までを要件としているところでございます。この制度による受け付け件数は107件でありまして、助成額については1,823万円となったところでございます。また、住宅所有者と業者との工事契約金額では、約1億3,700万円となったところでありまして、その効果としましては、住宅の改善を促進するとともに、地

元の建築関連業者の仕事確保や地域振興につながったものと考えているところでございます。

次に、今後実施する考えについてお答え申し上げます。平成21年度につきましては、国の第1次補正予算の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用によりまして、市の負担を伴うことなく事業の実施をしてきたところでございますが、今年度以降の継続につきましては新たな財源の検討が必要となるものでございます。なお、住宅持ち家促進などの三つの住宅助成制度につきましては、主に公営住宅の建設に活用しております国の地域住宅交付金の対象とすることができるため、平成22年度も継続して取り組むことが可能でありまして、今年度は1,920万円の予算を計上しておりますが、住宅リフォーム助成制度につきましては、助成要件となります改修内容の範囲を幅広く対象としておりますことから、この交付金の対象とすることは困難な状況にございます。今後につきましては、現在、国が取り組みを進めております窓や外壁などの断熱改修が対象となります住宅エコリフォームによるエコポイント制度の活用もできますことから、深川市独自の住宅リフォーム助成制度につきましては、新たな国の補助制度の動きを注視しながら、財源の確保を見きわめる中で検討してまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 再質問いたしますが、丁寧に答弁していただきましたが、手短かに言うと、効果はわかるけれどもお金がないからできないと、国の予算が出たらやりたいという答弁です。このリフォーム制度は、どこの町でも、今、小泉改革以後の相当苦しい財政状況の中でも、芦別市と留萌市も独自予算でやったように聞いていますけれども、周辺市町でも、これについては相当力を入れて、首長の目玉政策の一つとしてやっているわけです。深川市も財政状況が厳しいということは私も理解していますが、これは相当重視して今後の山下市長の目玉の施策として考えていく、それぐらいの要素を持った政策だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 再質問にお答え申し上げます。

確かに、地域の底上げをするためにも大変効果が

ある事業ということについては認識しておりますが、リフォーム助成制度については、今回は国の臨時交付金を有効に活用させていただき、緊急的に取り組みをさせていただいたものでございますが、現在、取り組んでおります三つの助成制度につきましても、当然、地域の活性化に寄与することを目的として取り組んでおりますことから、この助成制度につきましても、今後もう少し継続して取り組んでいきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 何か意義は認めながらやらないという苦しい言いわけ答弁でしたが、次に移ります。

時間の関係もございますので、3点目の除排雪助成事業について伺います。このことは以前から問題になってきたことでもあります。その要旨は、公営住宅の中の通りに対しても、深川市の市道と同様の除雪をしてほしいというのが、まず第1点でありました。それがかなわないという前提で、深川市除排雪助成事業の対象にしてほしいという強い住民要望がありました。特に、昔からある古い公営住宅は、道路も狭隘で袋地になっているところが多く、重機を入れても思うようにならないところがあります。雪深い深川市内の古い公営住宅に住む人たちは、そんな中でひたすら春が来るのを身をすくめながら待ち続けているのです。雪国の冬を快適に過ごす大きな助けとして、この公営住宅についても対象とすべきと考えます。ことし3月初めには、このことを含めた納内10区団地に住む方から要望がありました。雪が解けたころには現地で検討するということになっていましたけれども、この件についてその後の話し合いはどのようになっているのでしょうか。

さらには、公営住宅敷地内についても、幹線となっているところの除排雪については市道に準じてやってもらいたいというのが住んでいる人たちの願いです。せめて、現在ある除排雪助成事業の制度拡充をしてもらって対象としてほしいというささやかな願いもあります。考えをお聞かせください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 除排雪助成制度の拡充について、お答えを申し上げます。

初めに、納内公営住宅の除排雪に対する要望とその対応についてと、その後の話し合いの経過につい

てをあわせてお答えいたします。公営住宅の入居者で、自家用車を所有し、駐車場を利用されている方が冬期間の除排雪に苦慮されておりますことは、個人住宅の場合も同じでありまして、冬の共通の悩みであると認識しております。公営住宅敷地内には入居者のための駐車スペースを確保しておりますが、冬期間は除排雪が必要となりますので、業者による排雪、もしくは雪の堆積場所を確保する必要がありますが、公営住宅に限らず、個人住宅の場合でありましても、同様に各自それぞれ工夫をしながら対応されているものと考えております。公営住宅においては、敷地の広さなどにより雪の堆積場所の確保が難しい場合もございますが、利用されている皆さんが協力して除排雪をしていただくことが必要と考えております。ことしの3月に、納内の市営住宅10区団地の入居者から、駐車場の雪の堆積場所の確保などの要望がございまして、その対応としまして、融雪後、団地内において雪の堆積場所が確保できるかなど、現地確認をすることになったところでございます。所管としましては、団地内において雪の堆積場所として可能と思われる場所など、現地の確認は既に済んでおりますが、詳細な調査や協議については今後実施する予定でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、制度拡充による対応についてお答えを申し上げます。本市の除排雪の助成につきましては、市が管理する市道及び私道の冬期間における交通安全と生活環境の向上を図るため、除雪及び全面排雪を実施している地域住民団体に対しまして、市が除排雪経費の一部を助成する制度でございまして、今日まで多くの地域住民の方々にご利用いただいている制度でございます。公営住宅敷地内に関連いたしまして、この制度の拡充による対応についてでございますが、現在の深川市除排雪事業助成実施要綱の第3条におきまして、対象となる範囲を定めておりますが、公団、公営住宅等の敷地、私有地の駐車場は含まないという規定がございます。したがって、現行では対象の範囲から除外しているものであり、対応できないものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） まず1点、3月11日だったと思いますが、納内10区団地の人たち2人と私とで、副市長室へ行って申し入れをした経過がございます。

このときの約束で、雪が解けた5月の時点で現地の人に連絡をして、話し合いの場を持ちたいということとございましたが、結局それは担当職員だけに行ってみただけでもやられていないということです。これは大きな約束違反です。この点について、何で一度そういう約束をしておきながらほごにするのか、お聞きしたいと思います。

もう1点は、要綱です。私も見せてもらいましたが、市営住宅の中の大きな通りは、いわばあの要綱で言えば、5戸以上の人が集まっている私道とほぼ同じような考え方で見ていい道路だと思うのです。そういう点で言いますと、幌加内町などは以前から公営住宅内の何戸か連なっている中の通りについては、町で全面的に除排雪をしています。これは先日、地元の議員にも電話で確認をしていますけれども、やはり雪国の雪深いところではやっているわけです。あなた方は何もやっていないではないかとは言いません。例えば、多度志の公営住宅をつくるときに、その中の幹線道路を市道認定して、そこは市道の除雪路線として認定しているわけです。今、古くからある納内10区団地、あけぼのの平屋の団地、あるいは以前に私が取り上げた稲穂の公営住宅の住民の方々は、雪に対して苦労しているわけです。要綱は要綱としてわかりますけれども、やはり住民、市民あつての条例であり、要綱ですから、必要に応じてその幅を拡大することを検討することは当然やらなければいけないことだと思いますが、いかがですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 再質問にお答え申し上げます。

まず、3月11日の要望に来られた関係の件でございますけれども、私のほうの所管といたしましては、5月早々の話し合いということに関しては伺っておりませんでしたので、約束違反かどうかについてはよくわからないところでございます。とにかく、この件につきましては、雪が降ってくるまでの間に解決、協議しなければいけないということで考えておりますので、今後はなるべく早く調査等を進めて協議にいけるかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、2点目の市道の除排雪助成の要綱に関してでございますけれども、確かに松沢議員がおっしゃいますとおり、幌加内町につきましては一部助

成等をやっているということに関してはそうかもしれません。除排雪の助成を拡大することにつきましては、例えば公営住宅の敷地内に当てはめると、公営住宅の敷地内だけでも相当の該当箇所がございますし、またそれに関連して民有地の場合も含めて考慮しますと膨大な拡充となりますことから、当面は困難なもの判断しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 公営住宅の該当箇所も相当あるという答弁がございましたが、ではお聞きしますけれども、雁木ができていたり、市営住宅の中の幹線道路が市道認定された状態になったりという住宅も相当あり、改築のたびに改善されてきてきているわけです。こういう点ではあなた方の努力は認めます。しかし、改築がおくれている地域の住宅が相当な戸数があると言いますが、私はそれほどの戸数はもうなくなっているのではないかと思うのですが、どのぐらいの戸数、路線があるのか、部長の答弁にかかわって、その点も1つお聞きしたいと思っております。

それから、これは答弁を求めているという意味で言うわけではありませんが、夕べ、夜8時過ぎてから、ある市民の方から電話がありました。これは、マイマイガの毛虫が街路樹のナナカマドの木にたくさんついていると。ぜひこれを防除してほしいという話を市にしたところ、自分で処理してくれという電話があったのだが、どうも腑に落ちないから話を聞いてくれという電話でございました。私は、そのときに、その街路樹を切っても、市は文句を言わないのではないのかと言ったら、そこまでは確認していなかったと言っていました。もし、市の所有の街路樹であり、管理していく路線であれば、当然、相談に乗ってやっていかなければいけないと思うのです。行財政改革でお金がない。これは常に、何かやってほしいというときに出てくる話ですけれども、では金のない中で市民の要望にどうこたえていくかという点では、やはり市の職員は汗を流さなければいけないと思うのです。夕べに電話をくれた方は、なかなか電話を切らないで30分ぐらい話していました。いろいろな市に対する不満を次々と並べておりましたけれども、この公営住宅の除雪の問題も、そういう問題を内部にはらんでいると思うのです。だから、あなたは部長の権限で、今やりますということは答

えられなくても、少なくとも住民要望があるわけですから、そこにどう汗を流すか、これから検討していくかということを含めて、もう少し一歩下がって答弁してほしいと思います。何か、所管の皆さん方とやりとりしていたら、質問するのが悪いみたいなことをしまいと言い出しますから、そういう点では私はその姿勢が納得いきません。そのところは、あなた方は変えていかなければいけないし、深川市の職員は、高い給料を税金からもらって何もしてくれないではないかという不満がその対応で噴き出してくるのです。そういう問題にかかわってきますから、その辺はどうですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 大変厳しい言葉をいただきまして恐縮しております。まず市営住宅前の通路、これが袋状などになっているような路線の数についてでございます。市内には市営住宅の団地が13あり、そのうち住宅前の袋地状となっておりますのは、納内の10区団地2路線を含めまして、市内全体では7団地、24路線程度でございます。先ほどもひさしということも言っておりましたけれども、平成4年以降の公営住宅の建てかえにおきましては、建物の通路部分につきましては、雪よけとなります雁木を設置するなどして、入居者の除雪の軽減を図ってきているところでございます。そのようなことから、今後におきましても、入居者の除雪につきましては、建てかえを進める中で軽減を図っていけるものと考えております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 答弁は不満なところはありますけれども、継続的な課題として私はとらえていきたいと思えます。3回やりましたので次に移ります。

次に4点目、シカ被害対策について伺います。たびたび北海道新聞にも記事が出るようになって、エゾシカの農業被害が道民の共通認識になってきています。今では、適正頭数と言われる20万頭を大幅に上回る52万頭が生息すると推測されています。そのうち20万頭以上が雌の成獣と思われれますが、この6月に入ると、沢の奥の静かなところで出産期に入っているはずで、この春に害獣駆除で処理したときに調べてみると、雌の成獣は100%はらんでいましたから、恐らく20万頭ぐらいプラスされて、70万

頭くらいの生息数になっているものと思われれます。公安関係者の幹部の中には、銃による事故が後を絶たない上に、その管理の大変さから、日本にハンターなんて一人もいない、自衛隊に特殊部隊をつくってもらって大がかりな間引きを行ってもらえばいいといった発言があったということを伝え聞きしました。けれども、先日の道新記事にあったように、生息調査や搬出などはできても、火器による捕獲は自衛隊法上できないということです。鯨やイルカ猟でさえも、ともするとすぐ国際問題になりかねない時代です。地道にこつこつと、自分の頭に寄ってくる八エは払わなくてはならないというのが現状です。そして、このことは世論の後押しや政治の応援があるかないかということが大きくかかわってまいります。この春のシカくくりわなの試験には、JAきたそらちが音頭をとって貸し切りバスをチャーターして、大がかりにわな資格を取得したことで、今後の捕獲に弾みがつくかと思われれます。行政からの支援では、このわなに対する道費や国費の支援や、深川市の支援によるシカ処理への支援というのは、どこからも費用の出ない農家にとっては大いに待たれている事業であります。かかった獲物の処理のほうには既に予算決定がされていますけれども、くくりわなのほうはさっぱり動きが見えてきていません。

ことしの深川市内の設置希望台数、事業の進捗状況についてお答えください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） シカ被害に対する対応についてお答えいたします。

深川市におけるエゾシカによる被害防止対策については、従来まで取り組んできた電気牧さく等の設置やハンターによる捕獲などの対策に加え、今年度からは深川市鳥獣被害防止対策協議会が主体となり、くくりわなによる捕獲に取り組むこととしており、国費と道費を活用し、合計で120基程度のくくりわなを導入する計画としております。現在、国費については実施計画承認申請を行っておりますが、採択については6月末の予定となっており、道費についても申請を行っている状況にあります。採択は8月末になる予定となっております。現在、市鳥獣被害防止対策協議会において、先行してくくりわなを50基導入し、狩猟免許を取得した生産者等に対し貸し出しし、活用していただいている状況にあり

ますが、国費が採択になった時点で残りの70基程度を追加して導入することとなっております。市といましては、関係機関・団体等と連携をとりながら、これからの取り組みをより一層推進し、鳥獣被害の防止に努めていく考えであります。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） この問題は、私が通告してから、すごくがらとタイミングよく進んだといえますか、そういう点では、動きは大分、今、見えてきています。次に移ります。

5点目は、市立病院経営健全化に対する取り組みについて伺います。今このことは深川市民の間でも大きな関心を呼び、さまざまなことが話題となっております。幌加内では、つてを求めて全国的に当たってゆき、佐賀医大から先生を招いたという話もございます。先日、留萌市の共産党市議に会った折に、留萌市立病院の医師確保状況を尋ねたところ、一時22人まで減ってしまったけれども、おかげさまで30人を超えるところまで回復しているということでした。その後、正確に聞くと29人まで回復したということらしいですが、これが4月のことです。あらゆるつてを頼って医師を確保し、病院を応援しようという市民の盛り上がりが出てきているとも言っていました。さて、深川市立病院であります。私は、病院サイドから市民へ呼びかけをする点が非常に弱いと思っています。情報の提供と市民への協力呼びかけがあれば、多くの市民は協力を惜しまないと思いますが、この点の認識と3月定例会以降の取り組み状況について伺います。

次に、先ほど申し上げた医師確保についてでありますけれども、私のように民間で生きてきた人間にとっては、大学の医局などというのは雲の中の話で不透明でよくわかりません。けれども、深川市の動きは何かよく見えない。市長や院長はそれなりに汗をかいているのでしょうけれども、市民サイドから見るととても歯がゆく思われるのであります。整形の出張医という形態にしても、大学医局の協力という点では感謝しなければいけない問題でしょうけれども、来年3月まではこれがしようがないということではなくて、もっとさまざまな方法があるのではないかと素人なりに考えるのですが、その見解を求めます。

次に、7対1看護について。3月時点では、1病棟閉鎖するのだから心配なく実現するかのように言

っていたものが、いとも簡単に崩れてしまいました。一通りの説明はしてもらいましたけれども、心から納得できるものではありません。入院する患者さんが少々ふえたからというくらいで簡単に該当しなくなったのでは、いつまた体制が崩れるかわからないではありませんか。納得できる説明を求めるものであります。

次に、周辺町に対する協力依頼であります。患者さんとして来てもらえるというのが、一つの大きな応援だと思えますし、健康診断といった点での深川市立病院利用もあると思えます。どのような話し合いの場が持たれたのかも含めて伺うものであります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 市立病院経営健全化に対する取り組みについて、順次お答えいたします。

初めに、市民への情報提供と協力の呼びかけの認識とその取り組みについてであります。市民の皆さんに市立病院の状況を正しく知ってもらい、また必要な協力をお願いしていくことは、市民に支えられている病院として大変重要なことだと認識しております。その一つである情報の発信などにつきましては、ことしから院外広報紙ほほえみの発行回数をふやす方向で現在具体的な検討をしており、配布先についても、これまでは公共施設を中心に配布していましたが、町内会で回覧していただけるよう働きかけしていく予定をしております。

次に、医師の確保についてであります。医師確保は市立病院の最重要課題でありますことから、本年4月、事務部に医師確保担当主幹を兼任配置し、情報の収集や対応窓口の一元化を図るとともに、今までの医師確保の取り組みも検証しながら、今後の取り組み方法について院内での意見集約なども行っているところであります。これらをもとに、具体的には、従来より医師派遣をいただいている道内3医育大学に対しましては、常勤の整形外科医師の確保を含め、より早い時期からより濃密な派遣要請活動を実施するとともに、これら道内の大学を主体としながらも、当該の医育大学とのパイプづくりに向けた情報の収集などもしてまいりたいと考えております。加えて、当院のホームページのほか、効果が見込まれる求人情報の提供に努めるとともに、道の地域医師確保推進室を初め、関係機関・団体への随時、情

報提供の願いに出向いているところでもあります。さらに、他の自治体病院の医師確保の取り組み状況等の情報も収集しているところであり、当院での取り組みの参考としていく考えであります。いずれにいたしましても、今後ともより一層実効性が上がる取り組みに向けて、最大限努めてまいります。

次に、7対1入院基本料の看護体制についてであります。7対1入院基本料の算定開始時期につきましては、目標を7月1日からとしていましたが、算定基準の一つである看護師数が現時点では基準に満たないことから、基準を満たすことができるようになる9月までおくらせることとしたところあります。その経緯としましては、7対1入院基本料の算定に必要となる看護師数は、各月の直前1年間の平均入院患者数に基づき算出いたしますが、本年2月、3月の入院患者数が当初の予定を上回ったため、算出の基礎となる平均入院患者数が増加し、必要看護師数も想定より増加することとなりました。一方、看護師確保の状況としましては、募集した結果、6月1日に正職員5人と非常勤職員5人の計10人を採用し、さらに7月1日採用者1人を内定しておりますが、これら新規採用の看護師に加え、育児休業からの職場復帰者や、病棟への人事異動を行うなどして、7月以降、基準をクリアできる見通しが得られましたので、今回スタートを2カ月おくらせることとしたものでございます。7対1看護体制維持の今後の見通しであります。3月末に1病棟を閉鎖し、稼働病床数を254床から203床にしましたので、算出基礎となる平均入院患者数は今後徐々に減少し、同時に必要看護師数も減少していくこととなります。また、安定的な看護師の確保を図るため、引き続き看護師の採用を予定しているところありますので、7対1看護体制については、9月以降、継続していけるものと考えております。

次に、周辺町への協力依頼についてであります。第1回定例会以降、3月25日に深川保健所において、北空知各町の担当課長等が出席する北空知自治体病院等広域化・連携検討会議が開催され、その際に市立病院経営健全化計画について説明させていただいております。今後もこの検討会が継続して開催されますし、また市長部局においても、北空知各町と圏域内の地域医療を維持していくための検討の場を設けることも予定しておりますので、これらの場面などにおいて市立病院の実態など、より理解いただけ

るよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 赤字部門で働く人たちというのは、本当にご苦労はされているだろうと思います。そういう点では大変だろうと思いますけれども、同時に市民の期待もあり、市立病院に関しては、非常に市民の皆さん方は関心が強くて、いろいろな場面で話題にもなっています。

1点だけ再質問したいと思いますが、周知と言いますけれども、読むもので周知するとか、これはこれで一つの方法なのでしょうけれども、ひざを突き合わせて市民の皆さん方に実情を話して応援してもらおう場を、忙しい中ではしょうが、持つ必要があるのではないかと思います。これは自然発生的にはできない問題です。なかなか我々外部の人間が応援組織を立ち上げるといってもできないものですから、やはり病院の側、あるいは市長部局からも発信して、そういう場をつくっていくということが必要なのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 市立病院経営健全化計画におきましても、市立病院の利用拡大を図るため、市職員が率先して利用する取り組みを進めるほか、ホームページや広報紙を活用し、市立病院の診療情報や経営状況、経営健全化の取り組み等を広く市民に周知し、一層の理解と協力をお願いするということになっております。このことから、今ほど質問にもありました市民周知の方法について幅広く検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 次の6点目については事情により割愛をします。

次に7点目、小規模工事登録制度についてお尋ねをします。この制度は、不況の中で大きな注目を浴びています。一般的には、競争入札参加資格のない業者を対象に登録しておき、上限を50万円とか100万円とかに限定して発注するというものです。今、改めて注目されてきている制度であり、2004年には262自治体だったものが、現在では400自治体を超え、全自治体の2割を超えているといわれています。深川市は決して大きな自治体ではありませんが、この制度を創設することで、これまで公共工事に参入できな

った、縁のなかった業者の方へ参入の道を開いていくということになります。実施に向けた考えについて答弁を求めます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 小規模工事登録制度の創設についてお答えいたします。

小規模工事登録制度は、昨年4月現在、道内の自治体でございますが、13の自治体で修繕に限定しているものや、少額工事も含めるなどの内容で実施していると受けとめております。この中で、美唄市の小規模修繕契約希望者登録要綱を例にとりますと、その対象契約は、その内容が軽易でかつその履行が容易であると認められる修繕契約に係るものであって、1件の予定価格が50万円を超えないものとなっておりますが、他の自治体の例ではその金額を30万円などと定めているところもございます。質問では、本市でも小規模工事登録制度を導入してはとのことでございますが、本市の現状を見ますと、平成21年度の一般会計における50万円以下の修繕の件数は1,061件となっておりますが、そのうち10万円未満のものが1,027件と、全体の97%を占めているということでございまして、この場合、競争入札参加資格者以外の市内業者でも随意契約ができるということでございますので、なるべく広く重複のないよう市内業者に配慮した発注を行うことによりまして、市内業者に対する発注機会の確保を図っているところでございます。制度化している市の実態について幾つか照会をしてみましたけれども、登録業者で申し上げますと、北見市が人口12万人で約70社、石狩市が人口6万1,000人で約20社、赤平市が人口1万3,000人で約10社、美唄市が人口2万7,000人で約15社となっております。先ほど申し上げました本市の平成21年度における10万円未満の修繕発注では、競争入札参加資格者以外の市内業者、これが44社となっているところがございます。したがって、小規模工事などを発注する場合には、これまでのように極力市内業者への発注に努めることで、新たな制度を導入するのと同様に、市内の業者に対して広く受注の機会の確保が図れるのではないかと考えておりますので、現行の取り進めの中での対応を考えてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 以上で松沢議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時09分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

次に、渡辺議員。

〔渡辺議員、質問席へ〕

○9番（渡辺英雄君） 通告に基づき一般質問をいたします。適切な答弁を求めるものであります。

戦後65年、日本の経済がここまで発展してきたことは、国民一人一人の勤労意欲ではないでしょうか。国民が経済をつくり上げてきた中、さきの鳩山政権は、国民が聞く耳を持たなくなったということを言われておりましたが、国民の声を真摯にどれだけ聞いたのかということになるのではないかと、このように判断をし、自分の言葉に責任を持たなければならぬのではないのでしょうか。特に、政治を導く者は、人に優しく、己に厳しく、尽くして求めない。そういうはったりとか、最大の罪づくりではいけないのではないかと思うところであります。それでは、通告に従い、順次伺ってまいります。

初めに、市長の職員に対する基本姿勢について伺うものであります。職員との信頼関係に対する市長の認識についてであります。市政のかじ取り役は市長、事務を遂行している職員であります。日常業務における職員との信頼関係が大変重要であり、そのことがきちんと保たなければならない、市民から求められる行政ニーズ対応にこたえなければならないのであります。あえて職員との信頼関係について、市長の認識を伺っておきたいと存じます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 職員に対する基本姿勢という、大変まことに基本的な質問をいただきました。

これはもう、本当に議員に対して申し上げるまでもないことではございますが、市政の運営ということにつきましては、理事者と職員が一体となりまして、市民の負託にこたえてしっかりその役割を果たしていくということが極めて重要であると考えております。そうしたことから、私は市長就任以来、信頼される役所づくりということを目指しまして、私も含めて職員の間で、いろいろな場面で遠慮なく発言し合うことができるという風通しのいい環境をつくる

ということに意を用いてきたつもりでございまして、さまざまな行政課題の解決についての検討の場面や、あるいは政策決定の場面におきまして、いろいろな市長室でのこともございますし、大会議室でのこともございますが、職員の皆さんと活発に議論を積み重ねてくる中で、相互の意思疎通をよくするように、またあわせて職員の意欲を喚起する、あるいは意識を改革するといったことなどを通じまして、信頼関係の構築に努めてきたところでございます。繰り返しになりますが、議員ご指摘のように、この市長と職員の緊密な信頼関係というのは、決してなれ合うということではなくて、お互いに信頼し合う関係を保持していくということが、やはり極めて重要であると認識をいたしておりますので、今後ともこうした姿勢を保ちつつ、より一層意識をして、職員の皆さんと強固な信頼関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 2番目に、市役所機構と職員の配置について。機構のスリム化及び職員配置の見直しの考え方について伺うものであります。

限られた財源の中で多様化する市民要望に対応し、有効的効果を挙げることは、スリム化した市民にわかりやすい組織づくりが必要と考えます。平成4年には部課設置条例を部設置条例に改正する提案が、当時の藤田市長からありました。年末年始を含む18日間の慎重審査をし、難産の末、臨時議会において可決となり、今日を迎えたのであります。ここで申し上げたいのは、そのときの委員会審議においては、課については市長の判断で増減できるものであります。議会と十分な相談のもとで実施するとの答弁もありました。やはり市長の独断は困難ではないかと思うわけでありまして、時代の流れとともに人口は減少し、それに伴い議員数も減少、職員数も減少しておりますが、職員定数を見直し、機構のスリム化及び職員適材適所配置の見直しを図ることが求められているものと考えます。

2点目は、職員の減少や機構のスリム化の考えのもと、部長制度の廃止を含めた方針についてどのようにお考えになっているのか、伺っておきたいと思っております。

3点目は、山下市長になってからのこの3年半、4年になるところでございますけれども、定年退職者の人数、あわせて途中退職者の人数等を明らかに

していただきたいのであります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

寺下副市長。

○副市長（寺下良一君） 市役所機構と職員配置について、3点の質問をいただきましたが、関連がございますので、一括して答えさせていただきます。

機構のスリム化及び定員管理につきましては、これまで何度か質問いただき、お答えしておりますが、基本的には、時代の流れや社会情勢等が大きく変動する中であって、その時々に応じ市民にわかりやすく、簡素で効率的な行政運営を目指すとともに、限られた職員数でございますから、さまざまな行政課題に的確に対応していけるような組織体制の構築が必要なものと認識してございます。また、その仕組みや機能は、取り巻く環境の変化等に対応し、かつふさわしいものとなるよう行政のスリム化ということも十分念頭に置きながら、これまでも随時、必要な見直しを行ってきたところでございます。具体的には、平成5年4月時点で、8部30課71系の組織体制であったものを、17年4月実施の機構改革においては2部4課9係を統合、削減するとともに、20年4月には、さらなる市民との情報の共有や透明性の高い行政運営に資するべく、組織の一部改正を行い、22年4月1日現在では、6部29課63係としていただいております。そうした経緯なども踏まえ、また本市が抱えているさまざまな行政課題に適切に対応していくことなどを考え合わせた場合、多様なご意見もあろうかと存じますけれども、現時点では部制が必要であると考えているところでございます。なお、定員管理につきましては、現状、条例上の定数と現有の職員数にかなりの乖離が見られますことから、早急な見直しを図り、速やかな対応を講じてまいりたいと考えておりして、第3回市議会定例会に、職員の定数条例について改正を提案させていただくよう準備を進めてまいります。

最後に、山下市長就任後における退職者の状況についてでございますが、平成19年度、定年退職3人、早期退職14人となっており、20年度、定年退職5人、早期退職9人、21年度、定年退職7人、早期退職6人となっており、19年度から21年度までの計で、定年退職15人、早期退職29人となっております。また、本年度の定年退職予定者は9人、4月以降の早期退職者は1人となっております。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 3番目、協働におけるコミュニティセンターについて伺うものであります。

市民と行政の協働については、地域住民の方が重要な役割を担っているものであります。行政としては、地域住民と活発な連携を図り、地域づくりの先兵として意を注がなければなりません。このことにより、市民との連帯感や地域活性化の第一歩となり、ひいては住民が強い郷土愛を持つことにつながるのではないかと思うところであります。さて、各地域において、昨年文西コミセン建設によって、施設環境はおおむね整ったと思うところであります。これらの施設を利用して自主的な芸術文化活動、あるいはスポーツ活動などの生涯学習が人生の生きがいになり、本市の大きな財産となるものであります。地域住民がどのようにコミュニティセンターを利用し、地域の活動に効果を上げていくのか、協働の取り組みという観点からパートナーである行政の指導に期待を寄せるものであります。

1点目は、15あるコミュニティセンターの行政の負担の状況について伺っておきたいと存じます。

2点目は、一部の施設においては、施設の使用に当たって、使用者なり地域の住民から負担をいただき、運営している状況もあると仄聞いたしているところでもあります。この状況をどうお考えになっているのか、伺っておきたいと思っております。

加えて、このような状況をどのように判断しているのか。また、今後における方針について、伺っておくものであります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 協働におけるコミュニティセンターについてお答えいたします。

初めに、コミュニティセンターの行政負担の状況についてであります。コミュニティセンターの維持管理費につきましては、財政収支改善案に基づき、支所が併設されている多度志コミュニティセンター、まあぶ'sキッチンが入っているぬくもりの里、並びに供用開始が1年未満である文西コミュニティセンターを除く12施設におきまして、平成22年度から光熱水費の5%を地域負担と保守管理委託料の5%程度の削減を関係者に説明させていただき、了解をいただいたところでございます。また、あわせてコミュニティ活動以外の使用における使用料について、地域負担の軽減を図るため、一部を還元しても

らいたいとの要望をいただきましたので、多度志、ぬくもりの里、文西を除くコミュニティセンターを対象として、各施設の前年度使用料の50%の額をそれぞれの振興会に対し、新たに交付させていただくこととしたところでございます。なお、行政負担の状況につきましては、平成22年度におけるぬくもりの里を含む各コミュニティセンターの維持管理経費は、コミュニティ活動推進交付金190万3,000円を含めまして、3,854万5,000円となっているものであります。

次に、地域負担の現状についてであります。コミュニティセンターにつきましては、深川市コミュニティセンター条例に規定のとおり、地域住民が自主的に発意し、相互に協力し合って、住民自身の日常生活を創造する場として設置されており、その運営は、地域住民が自主的に組織するコミュニティ振興会をお願いをしているということもでございます。それで、それぞれの振興会での取り決めによりまして、会費や協力金などいろいろな形で利用者に負担をお願いしている現状もあるものと認識しております。このことにつきましては、地域の振興会におきまして十分協議の上、運営されているものと理解をしているところでございます。

次に、現状についての市の判断と今後の方針についてであります。前段申し上げましたように、財政収支改善案に基づきまして、各コミュニティセンター振興会の皆様とも十分協議させていただき、了承をいただいて進めてきたものでありますので、今後とも各コミュニティセンターが地域住民の積極的な参加により、より一層活用されるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 4番目に、財政について伺うものであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が、平成19年6月に制定されたのであります。北海道夕張市が財政再生団体に陥る事態となりましたが、この財政健全化法に基づく財政再生計画により着実に改善されていることを願うものであります。このように、地方自治体においては厳しい財政状況が続く中、特に北海道の積雪寒冷地帯の財政力低下が顕著にあらわれており、中長期的な観点での財政の立て直しと同時に、さまざま支出の抑制をしていかなければならない事態になったの

であります。ここで、財政にかかわって、4点について伺っておきたいと存じます。

1点目は、平成21年度の各会計における決算の見込み状況について伺っておきたいと存じます。

2点目は、平成21年度末における各種の基金の残高状況と、基金の多様化に対応できるように、複数ある基金を一元化する措置が必要と認識をいたしておりますが、その考え方について伺っておきたいと存じます。

3点目は、実質公債費比率が18%以上となったことにより、公債費の負担適正化計画を策定したところであります。この計画を策定することで、地方債の発行は知事の認可が必要となると聞いております。その辺も含めて、その計画概要及び今後の方針について伺うものであります。

4点目につきましては、19節の負担金補助及び交付金にかかわることと、もう一つは外郭団体の自立に向けた市の方針についても伺っておきたいと存じます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 財政に関しまして、4点にわたり質問をいただきましたので、私から順次お答えを申し上げたいと思います。

最初に、平成21年度の決算についてでございますが、この21年度決算は、地方公共団体財政健全化法の全面施行から2回目の会計年度決算ということでございまして、今後、監査を経まして、改めて決算認定に付すということになるものでございますが、この時点で概要がおおよそ把握できましたので、その内容についてお答えを申し上げます。平成21年度の予算についてであります。これはご承知のように、財政収支の改善に向け、その見直しを踏まえた大変厳しい予算編成ということであったわけですが、そうした予算編成におきまして、そういう歳出の切り詰めなどもやらせていただきましたが、なおその当初予算段階では、4億7,000万円ほどの各種基金からの取り崩し、繰り入れを見込んだ、大変厳しい予算編成であったわけでございます。しかしながら、年度全体を通じます予算執行管理の徹底による経費の圧縮でありますとか、事業の確定による不用額の確保などを図り、また幸いなことに普通交付税、それから特別交付税の額が予想を上回る交付となりましたこと、さらには市税等の収納の確保

についても、これをしっかりやらせていただいたということなどから、幸いにしまして不足まいでございました4億7,000万円の基金取り崩しにつきましては、おかげさまでぐっと圧縮できまして、繰入額は230万円ほどに抑えることができたということでございます。そういうことによりまして、具体的に一般会計では歳入が165億7,600万円、一方歳出が163億2,500万円になりまして、収支差し引きで2億5,100万円の黒字になっております。繰越明許費による翌年度、当年度への繰り越しをすべき財源として、4,700万円ほどを、仮に今の額から差し引いたと考えまして、一般会計は実質的に2億400万円ほどの黒字になったところでもあります。また、10の特別会計におきましても収支均衡、または黒字の決算見込みが立っているところでございます。次に、公営企業会計の決算見込みでございますが、まず水道事業会計では、これはもともと資金剰金を有している会計でございまして、年度末を締めてみますと、こうした資本剰金を引き継ぐという形で、年度末では2億5,700万円ほどの資金剰金ということに相なりました。もう一つの病院事業会計でございますが、こちらのほうは、ご承知のような医師の減少でありますとか患者数の減少などから、入院及び外来の収益がいずれも前年度より減少いたしました。一方で医業費用の抑制、それから一般会計からの支援などによりまして、3月時点で立てました経営健全化計画の初年度の見込み、その時点では1億3,800万円ほどの単年度不良債務が出るという見通しでございましたが、今ほど申し上げたような経過から収支7,200万円ほどの改善をいたしまして、21年度単年度の不良債務の発生額は6,600万円ほどに抑えることができたということでございます。その結果、累積いたします不良債務の額は、残念ながら16億900万円になったところでございます。これら全体を通じた決算見込みの結果、連結実質赤字比率につきましては、昨年度が10.32%であったわけですが、平成21年度もほぼ同じ、同程度の比率、数値になるのではないかと見込んでおります。

次に、2点目の基金についてでございます。基金につきましては、これは、ある目的を実現するための事業に充てる基金というのが、一つそういうカテゴリーがございまして、そうした基金のうちで、人材育成基金等のように特定の目的に充てる、一部

のそういう基金につきましては、先ほど申し上げたように、若干、二百数十万円の繰り入れの対象ということで、そこから繰り入れをさせていただきましたが、基金の別の目的であります、財政の弾力的な運用を図る役割を持つ基金、すなわち財政調整基金でありますとか減債基金などにつきましては、繰り入れは行わずに済んだということでございます。そのため、本市の平成21年度末の基金残高につきましては、財政調整基金は4億4,000万円、それから減債基金は2億1,000万円、公共施設整備基金では5,000万円、その他特定目的基金として全体で1億円、合計いたしますと8億7,000万円ほどが基金として留保されているという状況になるかと思いません。議員からご提言をいただきました基金の一元化についてでございますが、基金には、用途を指定されて本市に寄附をされた、それを積み立ててある特定目的のための基金もございますし、また中小企業保証融資代位弁済基金など特殊な役割を果たすために設けられた基金などがあるわけでございます。したがって、いろいろな目的ごとの基金がございますが、それをすべて1つの基金に統合するということについては、少し慎重に考えたほうがいいと思っておりますが、一方で財政状況に応じて柔軟に基金から繰り出しができるよう、用途を広めに設定した大くくりな基金に統合し直すことも課題と思っておりますので、今後、そうした認識をもっていきたいと考えているところでございます。

それから3点目、公債費負担適正化計画についてでございますが、これは平成20年度決算において実質公債費比率が、議員もご指摘ありましたが、いわゆる新発債を発行するに当たり、本来届け出でいいものが、知事の許可が必要となる基準というのが定められていて、それが地財法上定められている18%でございますが、本市は20年度決算においてこの数値が19.2%になったことから、新発債の発行に当たり知事の許可が必要になるということでございまして、そういったことを受けまして、自主的に公債費負担適正化計画の策定を進めてきたところでございます。本市の公債費適正化計画は、期間を平成21年度から25年度までの5年間により、地方債の発行抑制を基本方針として、年々の起債発行額を一定額以下にきちんと抑えるといったことや、一時借入金の管理をより適正になるように努めていくとか、あるいは市税等の収納も一段と強化して歳出の見直しも

しっかりやっていくことなどが、この計画の主な内容となっているものでございます。こうした計画に盛り込んだ措置により、地方債全体の管理を適切にいたしまして、計画最終年度の平成25年度において、実質公債費比率が法律で定まっております18%を下回るように努めていくという中身でございます。

次に、4点目の外郭団体の自立に向けた取り組みということについて、議員から質問がございました。本市の行財政運営の指針でございます行政運営プランの考え方を基本に、これまでも取り進めてきたところでございますが、その行政運営プランでは、その中で団体支援、事務局体制も含めてであります、団体支援のあり方見直しということを項目として持っております、その中で、これから申し上げるように記述がされております。すなわち、団体支援のあり方を基本から見直し、団体みずから活性化と効率化を図り、市民との協働を推進する上での自主・自立的な運営基盤を確立することが求められるとした上で、各団体の設立の経緯や運営状況などを十分考慮し、団体の理解を得ながら、補助制度や運営に対する関与のあり方について見直しを進めるということにいたしているわけでございます。この基本的な考え方に基きまして、これまでもそれぞれの所管におきまして見直し等に取り組んできたところでございますが、ご指摘を踏まえまして、今後とも団体の自主自立的な方向に向かっての取り組みが進むように、しっかり今後も対応を継続してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 次に、5番目、移住・定住推進事業について伺うものであります。

移住・定住の推進事業は、情報の発信もあり、相談や体験の申し込み等が好調と聞いております。この種のメニューとして、日帰りの市内見学ツアーを初めとする短期滞在型や、1週間程度の中期滞在型、さらには長期滞在型のものがあると認識をいたしているところであります。

1点目については、今年は234万円の予算計上ですが、事業の展開の現状について伺っておきたいと思っております。

2点目は、結果としてどのような効果を期待するのであろうか、また今後の展望と方針についても伺っておきたいと存じます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 移住・定住促進事業についてお答え申し上げます。

1点目の事業展開の現状であります。質問の中でも触れていましたように、本市では情報発信や相談、移住体験事業に力を入れ、深川への移住・定住を促進しているところであります。移住体験事業としては、滞在する日程に応じて日帰りで行う1 Day ツアー、3泊4日のお試し移住、1週間程度のちょっと暮らし、最長3カ月ののんびり暮らしと、移住体験希望者のご要望におこたえできるよう、4つのメニューを用意しております。昨年1年間の実績は、4つのメニューの合計で17件37人の方にご利用いただいております。本年度につきましては、希望者の多かった長期滞在型ののんびり暮らしのための住宅をさらに1戸を整備し、2戸ご利用いただけるようにしたところであります。現在までの申し込み状況ですが、7件13人の申し込みがあり、今月下旬からご利用いただくことになっているほか、ご予約やお問い合わせも数多くいただいているところであります。これらの移住体験事業のほか、首都圏での相談会など、移住・定住の促進に努めた結果、移住実績では、平成17年度にワンストップ窓口を開設してから、これまでに29件68人の方に移り住んでいただいたところであります。

次に、期待する効果、今後の展望と方針についてであります。移住される前にまちの様子を体験できることで、豊かな自然環境や交通の便など、深川のよさを実感できるとともに、不動産の情報収集など移住するための準備をじっくり行えるなど、その効果は大きいものと考えております。移住希望者を対象とした相談会などでも、多くの方が長期滞在を希望されており、今後も充実させていく必要があると認識しており、市が保有している施設を移住体験事業の施設として利用できないか、今後検討していきたいと考えております。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 6番目、子ども手当及び児童手当について伺うものであります。民主党政権における目玉施策であります子ども手当については、子ども手当法が本年4月1日から施行されており、いよいよこの6月から支給が開始されております。中学生以下の子供の養育者へ、当初子供1人当たり毎月2万6,000円支給する予定だったものを、平成

22年度は半分の1万3,000円支給するという形で制度がスタートしたと認識をしているところでもあります。また、支給が6月、10月、そして来年2月ということで、6月の支給に当たっては2月、3月の児童手当も含まれたということではありますが、その点について2点、伺っておきたいと思っております。

1点目は、当初の平成21年度の児童手当の支給状況及び22年度子ども手当の支給予定について伺っておきたいと存じます。

2点目は、子ども手当による効果について伺うと同時に、あわせて保育料の滞納者対策ができないものかどうか、所管の判断を伺っておきたいと存じます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 子ども手当、児童手当について2点質問がありましたので、お答えを申し上げます。

初めに1点目、平成21年度の児童手当の支給状況及び22年度子ども手当の支給予定についてであります。本市において21年度に支給した児童手当は、延べ児童数で申し上げますと、年間延べ支給児童数が1万7,919人、手当の支給総額は1億1,627万5,000円でありました。また、平成22年度の子ども手当の支給予定は、既に6月10日に手当の支給が始まりましたが、これも延べ支給児童数で申し上げますが、1万9,900人で、手当の支給総額は2億5,545万円を見込んでいます。

次に、2点目の子ども手当の効果について、また滞納者対策ができないかについてであります。子ども手当は、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するために支給されるもので、子ども手当制度創設の背景には、少子化が進展する中で安心して子育てができる環境を整備することが喫緊の課題となっていることが挙げられます。このような状況を踏まえ、国では、次代を担う子供の育ちを社会全体で応援するという観点から、子ども手当を創設し、この子ども手当の実施により、結果として少子化の流れを変え、保育等の現物サービスやワークライフバランスの推進と相まって、子供を安心して産み育てることができる社会の構築を目指しているものであります。本市といたしましても、子ども手当は、出生率の向上や次代の社会を担う子供の育ちを支援するための有効な施策の一つであると認識しており、

またその効果を期待するところでありますので、事業の円滑な実施に努めているところであります。

また、保育料滞納者対策についてであります。子ども手当を受給する保護者にとっては、子ども手当の支給の趣旨に照らし、その趣旨に従って子ども手当を使用していただきたいと考えております。子供の育ちのための費用である保育料を滞納しながら、子ども手当が子供の健やかな育ちと関係のない使途に用いられることは趣旨にそぐわないものでありますので、市では、子ども手当の趣旨に沿って手当を有効に用いていただけるよう、受給者全員に制度についてのお知らせを郵送したり、ホームページに掲載するなどして、制度の周知に努めております。また、保育料の滞納者に対しては、子ども手当の趣旨や受給者の責務を踏まえていただき、保育料の納付について対応されるよう、丁寧な納付相談を行っているところであります。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 7番目に、保育園の運営等について伺っておきたいと思います。

保育所については、過疎地帯等で人口減少と高齢化の影響により、定員に満たない施設がある一方、都市圏域を中心に人口の過密している地帯は、保育所に入所申請をしてもなかなか入所できないという、いわゆる待機児が発生し、問題となっているところでもあります。本市においては、児童福祉の充実に当たり、保育料の保護者負担軽減について取り組まれているところでありますが、1点目については、行財政改革の観点から、市立保育園の公設民営化に向けた取り組みが必要と考えますが、この推進の考え方について伺っておきたいと存じます。

2点目は、民間認可保育所運営事業費の補助金について伺うものであります。当市においては、深川市補助金等の交付要綱に基づいて、この補助金が設けられているところでありますが、交付の該当する施設としない施設があるという状況でありまして、その辺の根拠及び制度概要と同時に見直しをする必要があると判断するものでありますが、取り組み姿勢について伺っておきたいと存じます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 保育園の運営等について2点質問ありましたので、お答えを申し上げます。

まず、1点目の市立保育園の公設民営化推進の考えについてお答えいたします。市立保育所のあり方につきましては、本市におけます少子化が進行する現状においては、今後、市内保育所の適正配置の見直しは必要になると考えられ、この適正配置の検討においては、市街地区にある市立保育所である深川保育園と一已保育園2園の統合も視野に入れなければならないと考えているところでございます。核家族化の進行や人間関係の希薄化などから、保育所には、保育の実施だけでなく、地域の子育て支援の役割も求められております。市立保育所のあり方については、この子育て支援の拠点の担い手や市内保育所の適正配置などを総合的に検討できるよう、今後、関係する方々との協議の場面を設けながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に2点目、民間認可保育所運営事業費等補助金の制度概要と見直しの姿勢についてであります。この制度は、児童福祉の向上を図るため、認可保育所が実施する児童の処遇向上事業などを対象に、予算の範囲内で一定の基準に基づき補助金を交付するものです。具体的には、市外での研修に職員が参加した場合の費用の一部を助成したり、国の基準を上回る常勤保育士を配置する保育所に対して、保育士の人件費相当分の助成を行っております。この保育士充実に係る助成制度については、保育所へ入所する児童の数は年度途中で保護者が就労するなどにより、年度後半に向かって増加する傾向がある状況にかんがみ、可能な限り実態に即した助成が行えるよう、平成21年度からは、補助該当の有無の判断を年1回から2回に見直しを行ったところでございます。また、民間認可保育所の運営に要する費用は、国と自治体によって、国が定める基準を維持するための経費が、児童の年齢区分による保育単価に入所児童数を乗じた保育所運営費として支給される仕組みでございます。こうしたことから、現状、市の民間認可保育所運営事業等補助金における制度変更や新たな助成メニューは予定していないところですが、地域で必要とする保育機会の確保や、保育所を利用する児童の処遇向上を図ることは重要なことですので、このような視点から、財政面に限らず広く市内保育所の運営や保育状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 通部長から、今、答弁いた

だきましたけれども、これは了解とはいきませんから別の機会でもた詳しく申し上げたいと、このように考えているところでもございます。

8番目に、嫡出でない子について伺うものであります。法務省は、婚姻届を提出していない事実婚の親が子供の出生届を出す際、嫡出でない子と記載しなければ不受理としていたが、その対応を改めたという記事が、先般出されておりました。このことは、戸籍法では、出生届について嫡出または嫡出でない子の別を記載しなければならないと定めているところであり、親がこの記載を拒むと受理しなかったということであり、不受理で戸籍に記載されず、住民票がつくれなかったり、パスポートも取得もできなくなったりするのであります。ことしの3月、法務省から市町村に出した通知では、嫡出でない子の欄にチェックを入れない場合については、母の戸籍に入籍するなど書けば受理すると認めている内容であります。また、厚労省の2008年の人口動態統計では、このような嫡出でない子は全国で2万3,000人おり、受理になった子供の数は不明ということであります。法務省では、これまで不受理であった人も改めて提出すれば受理するという方針でありますけれども、本市において不受理になったケースがあるのか、その状況、今後の対応についても伺っておきたいと存じます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 嫡出ではない子についてお答えいたします。

嫡出でない子の出生届を不受理にしたケースがあるか、その状況と対応についてお答えさせていただきます。深川市におきまして、これまで嫡出でない子の出生届を不受理にしたケースはございませんが、戸籍法第49条で、出生届には、子の男女の別及び嫡出子または嫡出でない子の別、出生の年月日、時間及び場所、父母の氏名及び本籍、父または母が外国人であるときは、その氏名及び国籍を記載しなければならないとされており、これまで、父母がこの記載を拒むと、市では出生届の不受理扱いとなり、議員の質問にありますとおり、子が戸籍に記載されないため、住民票が作成されなく、パスポートも取得することができませんでした。しかし、法務省は、本年3月24日付、法務省民第729号をもって、出生届の嫡出でない子の欄にチェックを入れない場合、

その他欄に母の氏を称する、または母の戸籍に入籍するなど記載すれば受理できることとなりましたので、現在、市ではこのような取り扱いをしているところであります。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 9番目に、深川市立病院について伺うものであります。

深川市立病院は、北空知圏域における中核病院として良質な医療サービスを地域住民に提供することが基本であります。そのために、健全な経営が極めて重要であります。病院の赤字は危機的な状況にあり、かつて公立病院特例債を受けなかったことにも理解に苦しむものであります。現在、平成21年度から27年度までを期間として、市立病院経営健全化計画が策定され、取り組まれていることに期待を寄せるものであります。企業会計における病院事業について独立採算制が基本であることから考えまして、一般会計から繰り入れの早期解消を願わなければならないと思うところであります。しかしながら、経営健全化計画は、病棟の再編、7対1の看護師配置を柱とした改善案と理解し、効果が上がることを期待しておりましたが、延期ということであり、この事態と累積債務を含め、経営健全化自体にどのような影響があるのか伺うものであります。

あわせて、今後の経営健全化に向けた方針についても伺っておきたいと存じます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 深川市立病院についてお答えいたします。

初めに、7対1の看護師配置延期の実態でありませんが、先ほどの松沢議員への答弁と重なるかと思っておりますが、お許しをいただきたいと思います。7対1入院基本料の算定開始時期につきましては、目標を7月1日からとじておりましたが、算定基準の一つである看護師数について、新規採用や病棟への人事異動を行うなど、最大限努力しても、7月1日算定開始とするためには看護師数が不足することが判明したため、延期せざるを得なくなったものであります。その理由としましては、ことし2月、3月の入院患者数が想定以上に多くなったことにより、必要看護師数が増加したことなどによるものであります。8月1日からは継続的に基準をクリアできる見通しが得られましたので、7対1入院基本料の算定開始

時期を9月からとしたものであります。次に、経営健全化計画への影響であります。収支計画の入院収益について、1日平均入院患者数が計画値の188人とした場合、2カ月間のおくれで約2,800万円程度の減少が見込まれるところであります。費用縮減の取り組みなどの効果により、現時点では減少の影響を解消可能と考えており、またそうなるよう最大限努力してまいります。なお、ことし2月、3月の入院患者数が想定以上に多くなったことなどにより、平成21年度決算においては、不良債務の発生が経営健全化計画と比べ約7,200万円の縮減が図られる見通しであります。

次に、経営健全化に向けた方針についてであります。経営健全化計画に基づき、具体的措置を着実に実行していくことが最優先と考えております。しかし、経営に当たっては、常に不測の事態が起こり得る可能性がありますことから、そうした場合には、経営健全化計画に沿って、累積不良債務を減少させることを基本に、適時適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君） 最後、10番目は、過疎地域自立促進特別措置法について伺うものであります。

過疎化は、昭和30年代以降の我が国の経済成長に伴い、農山漁村を中心とした地方の人口が、労働力として急激に都市地域に移動したことで起こったとされており、一方、都市地域では人口集中による過密問題が発生しています。農山村、漁村では、人口の減少以来、地域社会の基本的な生活条件の確保にも支障を来すような過疎問題が発生しているところであります。過疎問題に対処するため、昭和45年に議員立法により10年間の時限立法として最初の過疎法が制定され、その後、時限を超えるたびに4度の法律の制定がなされたと記憶しているところであります。直近では、平成12年に過疎地域自立促進特別措置法が制定されておりますが、本年3月31日をもって時限を迎えたところであります。この時限を迎えることから、昨年来のその推移を見守っていたところであります。政権交代後、第174回国会において、法の失効期限の延長が全会一致で可決されたとの報道があったわけであり、従来、時限を迎えるたびに法の改正が行われてきたのであります。今回初めて延長ということであり、いずれにいたしましても、我が深川市も、過疎債など過疎対策

として国の財政的な支援を受けており、法の改正により、今後も国の支援に期待を寄せるものであります。3点について伺っておきたいと存じます。

1点目は、法の改正の概要について伺っておきたいと存じます。

2点目は、市町村策定計画の考え方について。市町村計画については、これまで法の施行とあわせて議会の議決を得て策定されたという認識をいたしておりますが、今回、法が延長されたことによりどう対応するのか、策定の基本的な考え方を伺っておきます。

最後に3点目は、市町村計画策定スケジュール等についても伺っておきたいと存じます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 過疎地域自立促進特別措置法についてお答えいたします。質問でも触れられましたとおり、さきの通常国会におきまして、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が可決されまして、3月17日に公布となり、失効期限が平成28年3月31日まで6年間の延長となったところであります。本法は平成12年4月1日に施行されておりますが、過疎対策として国が財政的な支援を講じながら地域の自立促進を図っていくもので、補助の特例や各種事業に過疎債をもって財源にでき、特に過疎債については、元利償還に要する経費の7割が普通交付税の基準財政需要額に算入されるなど、手厚い財政支援措置の内容となっております。

質問の1点目、法改正の概要についてであります。時限が6年間延長されたほか、一つには、過疎地域の要件の追加があり、これにより全国で新たに58団体が追加されるもの。二つには、地方分権改革推進の観点から、都道府県が策定する過疎地域自立促進方針、市町村が策定する過疎地域自立促進市町村計画について、これらの策定に係る義務づけの廃止、市町村から都道府県に対する事前協議の内容の見直しなど。三つには、過疎対策事業債の対象施設について、図書館、認定子ども園、市立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設が追加され、小中学校の校舎等については統合要件が撤廃。四つには、地域の医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全安心な暮らしの確保を図るために実施するソフト事業に対しても、新たに過疎対策事業債の充当が可能とな

っております。なお、ソフト事業分については、毎年度、前年における普通交付税の基準財政需要額を基礎として発行可能額が設けられておりまして、本年度の当市のソフト事業に係る事業債は1億7,500万円程度になる見込みであり、この範囲で過疎債を発行することができることとなります。そのほか、国税に係る減価償却の特例の拡充などもされており、法の施行期日は平成22年4月1日となっているものであります。

次に、2点目の市町村計画の対応、基本的な考えについてであります。平成12年に、現行法である過疎地域自立促進特別措置法の制定を受けまして、本市の過疎地域自立促進市町村計画については、12年度から16年度の前期計画、17年度から21年度までの後期計画を、それぞれ議会の議決をいただき、策定してきております。今回の法改正により、市町村が策定しやす過疎地域自立促進市町村計画につきましては、策定の義務づけが廃止されましたが、過疎対策事業債や補助率のかさ上げなど財政上の特例措置を受けるためには、過疎地域自立促進市町村計画に登載されている事業であることが必要となるということでございますので、現在、策定に向けて作業を進めているところでございます。策定に当たりましては、前段申し上げましたとおり、過疎債について元利償還に要する経費の7割が普通交付税の基準財政需要額に算入されるというメリットがありますので、新たに拡充されたソフト事業を含め、計画に登載するなど、財政支援措置のメリットが最大限生かせるよう、計画に盛り込むための事業の取りまとめを行った上で、道が策定する過疎地域自立促進方針に基づき計画策定を行う考えでございます。

次に、3点目のスケジュールにつきましては、道よりスケジュール案が示されており、その中では9月中旬に議会議決をいただき、計画決定を行うことになっております。このため、既に6月初旬に庁内説明会を開催し、現在、計画登載事業の取りまとめを進めておりまして、今後計画素案を作成し、道との協議、計画案の市民周知等を行い、9月の第3回市議会定例会に提案できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 以上で渡辺議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 0時13分 休憩）

（午後 1時14分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、太田議員。

〔太田議員、質問席へ〕

○14番（太田幸一君） 昼休みにテレビを入れましたら、きょうは沖縄の戦没者追悼、戦後65年ということになりますが、挙行されておりました。約50年前の6月15日、実はこの日、東大生であった樺美智子さんが、安保改定阻止闘争、当時の学生運動ですが、この中、国会前のデモで警備車両にひかれて、反戦、平和という願いを込めながら亡くなっていったということでもあります。このときの学生運動に参加していたリーダー的な存在と言われていすけれども、現在の衆議院議長、そして参議院議長がこの年代であると。非常に隔世の感というものを覚えますけれども、不戦の思いを新たにするとところであります。それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。

初めに、農業行政、肥育牛における口蹄疫の対策は、深川市としてどのように考えているかについてであります。宮崎県川南町を中心に、牛、豚などの偶蹄目家畜への口蹄疫ウイルスは爆発的に拡大し、10万頭を超え、10キロ圏内のワクチン投与後の処分では20万頭が該当し、この時点で既に32万頭が感染の犠牲となっています。さらに、一たん収束を見せかけていた感染の勢いは、現状では宮崎県内にとどまっているものの、5市6町に及び畜産県として再起が危ぶまれている状況であります。北海道においても他山の石、白老、十勝など先進地では、自治体を挙げての対策に奔走していると伝えられております。深川市においても、ご案内のように肥育牛拡大に市を挙げて取り組んでいると。先般の予定されておりました経済建設常任委員会での現地調査も、感染の阻止、防止という立場から中止になったわけでありまして、これは当然のことですけれども、そういった状況でありまして、以下4点の質問ということでもありますけれども、先日の鍛冶議員の質問の答えをもってよしとしたいと思います。

続きまして、2番目、市勢振興の郵政事業改革における深川市内、市民の影響はいかばかりかという点であります。4月30日、閣議決定されました法案

は、全国一律のサービスをゆうちょ、かんぽにも広げて、第3条では住みよい地域社会の実現を明記し、会期中の国会で改革法案が成立を目指して、ここは過去形になりますけれども、取り組まれました。振り返れば、小泉構造改革の一環として、郵政民営化では、地方の簡易郵便局の閉鎖が続出し、全国260局にも達し、北海道においても30局に及ぶ郵便局が閉鎖され、地域の衰退に拍車をかける状況となったわけでありまして。また、4分社化における影響は、郵便配達員が配達途中で高齢者等の利用者から貯金を頼まれる。以前では対応できたわけでありましてけれども、そういったこともできないという状態、さらにはゆうちょ、かんぽの金融業務は、不採算地域から将来撤退を懸念されていたと。地域における格差拡大がさらに指摘され、僻地や離島を含めて、この法律の成立がこの格差解消に向けられるということであると言われております。

ここで2点お伺いいたします。この郵政改革への深川市としての思い。

2点目は、深川市民にこの改革の内容がいわゆるユニバーサルサービスとしての改革がどのように及ぶのか、お聞きいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの郵政事業改革に関する質問、2点ございましたが、関連もしようかと思っておりますので、一括したお答えになるかと思っておりますけれども、お許しをいただきたいと思っております。

議員も今ほどご指摘されましたように、さきの通常国会に提出されておりました郵政改革関連法案は、その法案の中に記されている言葉でございますが、国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用し、郵便、郵便貯金、簡易生命保険の3事業の基本的なサービスを公平に、かつ利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにするといったこと、また郵便局ネットワークを地域や生活弱者の権利を保障し、格差を是正するための拠点として位置づけるといったことなどを郵政事業の基本方針として定める内容の法案であったと理解をいたしております。まさに議員ご指摘のように、その当該法案の第3条で、住みよい地域社会の実現ということが明記されておりまして、基本的なサービスを全国に広く公平に行うユニバーサルサービスについて、現在の郵便事業に限られたものでなく、それに加え

て郵便貯金、簡易生命保険にも拡大するとともに、この郵政3事業の一体性を確保し、全国の隅々までサービスを行き渡らせて、地域住民の利便の増進に資するためにこの郵便局ネットワークを活用していくということを目指す法案でございまして、ご承知のような経過で、通常国会の閉会によりまして同法案が廃案になりましたことは、私個人としては早期成立を願っておりましたので、大変残念に思っているところであります。繰り返しになるかもしれませんが、郵便局において郵政3事業が一体となって、日本の全国隅々にまでそのサービスが行き渡るということは、やはり我が国全体の均衡ある発展のための極めて重要な要素でありまして、本市にとりましても、地域社会に暮らす住民の生活を支えるための必要不可欠な社会インフラであると認識をいたしております。ただ、先般、発足いたしました菅政権は、伝えられておりますように、次期国会において、最優先課題として、この当該郵政改革法案の速やかな成立を図るという方針を明らかにしておりますので、私といたしましては、期待を持ってその行方を注視してまいりたいと考えております。

こうした郵政3事業の役割などについて太田議員が申されましたことは全く共通認識を持っておりますことを最後につけ加えて、答弁といたしたいと思います。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） 続きまして、一般行政のところ、住居表示への深川市の基本的な考え方について伺ってまいりたいと思っております。

住居表示に関する法律は昭和37年に成立し、第1条、目的には、合理的な云々ということで、いわゆるわかりやすい住居表示により公共の福祉増進に資すると、こうなっております。第2条の区分では、方法として、道路、鉄道軌道その他恒久的な施設、河川、用水路、かんがい用水路といったもので区分することにな線が引かれておりましたが、深川市にあり今回の駅北区画整理事業において、この一部分断されたところ、これも既に3月の予算委員会でも指摘いたしましたけれども、駅北本通りの西側、大正用水以南、数区画の部分でありますけれども、この担当所管なりの考え方がいづれに向かおうとしているのか、極めて理解しがたい。ここで確認の意味で、2点について伺いたいと思っております。

この法律が示すところに向かおうとしているのか、

お考えを聞かせていただきたい。これが1点目。

2点目といたしまして、最終的なこの決定にはどのようなプロセス、そして時間設定を考えているのか。この2点をお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 住居表示の深川市の基本的な考え方について、2点質問いただきましたので、お答え申し上げます。

住居表示に関する法律の第2条に、住居表示の方法は街区方式か道路方式のいずれかの方式によるものとなっており、本市は街区方式を選択しております。この街区方式とは、議員も申されましたように、基本的には道路、鉄道もしくは軌道の線路その他の恒久的な施設または河川、水路等によって区画される方式であります。法に即しつつ、地域住民のご意見等もお聞きしながら進めていくものと考えております。質問の駅北地区土地区画整理事業において、駅北広場から伸びる市道駅北本通線が整備されたことにより、北光町1丁目の区域が分かれてしまうことについては、予算審査委員会でお答えしておりますように、庁内関係所管、団体及び関係町内会と協議してまいりたいと思います。

次に、2点目の本件にかかわってのスケジュールについては、同区画整理事業が平成23年3月31日をもって完了することから、事業完了後における当該街区の住居表示の変更等は、4月1日には整備されていることが適当と考えております。また、住居表示変更の前提となる字名の変更を実施する場合については、それ以前に完了していることが必要であり、このことは議会の議決が必要なことから、担当所管の総務課において、第3回定例会での提案を予定しているとのことであります。

したがって、当該街区の字名変更を受けた後、住居表示の変更が実施されるものであり、事務整理等に遺漏が生じないよう、余裕を持った日程等の設定を考えているところであります。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） 再質問いたします。

お答えの中で、予算委員会の中でもお答えしたと。関係所管とまた団体、関係町内会と協議してまいりたいと言っているわけですがけれども、今現在、公式に町内会との協議は、たしか行われていないと思うのです。私はこの問題にかかわっている立場から、

個人的には、これは各町内会長からお話は聞いていますが、もう既にかなりそれぞれの地元の会長の部分ではこの方向性が煮詰まっていて、先般5月30日でしたか、総務課のほうにその旨を報告に来ているというようなことも聞いておまして、成り行きに任せているのか、意図的にやっていないのか、その辺が全く理解ができないわけです。その辺、理解のできるようなお答えをいただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、本件にかかわってのスケジュールにおきましては、平成23年3月31日をもって駅北の区画整理事業は終わります。ですから、4月1日までは住居表示に関することも完了しなければならないと。また、その前段では字名の変更がございますので、字名の変更については、この後の第3回定例会の中で提案をさせていただくと。そのことを踏まえながら、また同時並行になるかと思いますが、関係する町内会のご意見も伺う中で、混乱のないように取り進めたいと所管では思っているところでございます。いずれにいたしましても、法に則した形の取り進めをしっかりとしていきたいと、このように思っております。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） 今、部長が最後に言っておられた、法律に則した形で今後取り組むというところを受けとめまして、次に移ってまいりたいと思います。

次の質問、教育行政ということで、スポーツ合宿の減少について、深川市を挙げての取り組みが少ないのではないかというダイレクトな申し上げ方をさせていただきます。深川市の努力にもかかわらず、残念ながらスポーツ合宿のチーム数、そしてこの宿泊数が減少していると。多くは企業事情からの廃部等であると聞いておるわけですがけれども、北海道の中でも他市町へ移っているということも聞こえてくるわけですが、これは深川市がこの合宿を受け入れるという部分では、今日まで空港からの送り迎えですとか、行政としてはしっかり努力をしていると。このところは、今日まで私たちも聞いているわけですがけれども、市民の間では、やはり市民ごぞつてのといいますが、そういう受け入れる部分がやっぱ

りまだ欠けているのではないかと。こんな部分もまちから聞こえてきますから、ここのところ、今ここで一度指摘をしておきたいと思えます。

したがって、一つ目は、スポーツ合宿の減少は深川市が市民を挙げての取り組みが不足しているのではないかということ。

二つ目、これを進める段階でいろいろな欠点はあるのだと思えます。そういったことを利用しているチームなどから聞くために体育館等に目安箱といったものを設置して、そういうものを除去していくというところの考えはないものかお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） スポーツ合宿についてお答えいたします。

質問の1点目、スポーツ合宿の減少につきましては、近年の長引く経済不況による景気の低迷は深刻でございます、実業団への影響も例外ではなく、これまで深川市に来られたチームの中には、活動費の大幅な縮小によって、北海道での合宿を見合わせているチームや、合宿日数を減らすチームもふえております。また、各実業団、大学の監督などのスタッフが毎年数チーム変わっており、これに伴っての合宿地変更もあるところでございます。さらに、練習環境のリフレッシュなど、目先を変えるという観点から、数年ごとに合宿先を変えるチームもあり、合宿地が常に固定されていないことなどが挙げられます。これまでの本市の取り組みは、空港への送迎や、滞在中のレンタカー、自転車の貸し出し、市内宿泊所の調整など、適時連絡をとり合い、丁寧な対応を心がけており、多くのチームから、評価をいただいていると自負しております。企業スポーツの環境は相当に厳しいものがございますが、その受け入れを担当する私どもの対応は、これまでと同様に、十分な体制で取り組むよう努めてまいります。

次に、質問の2点目、利用されているチームから意見を知るための目安額につきましては、合宿に際し、各チームからの意見や要望は、毎年1月、2月ごろに、関東地区及び中部地区への招致訪問のときに、本市のPRにあわせまして、チームからの要望等をお聞きしておりますし、合宿受け入れ時には、チームの送迎などの移動のときや、陸上競技場での練習を見に行ったり、また宿泊施設を訪問し、チームとのコミュニケーションを図るなど、チームの意

見、要望等の収集に努めております。現在、目安箱は設置しておりませんが、これまで構築されたチームへの信頼関係を大切にしながら、各チームの意見要望等の収集に努め、引き続き積極的な招致活動を推進してまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） 続きまして、教育と商工振興にかかわる部分でありますけれども、スポーツ宣言都市としての市勢振興の観点からも、パークゴルフ場の国際認定コースの取り消しどのような考えからかということについてお伺いをします。

ことしの4月ですが、このパークゴルフ協会の三役の方から、パークゴルフ場の認定が取り消されると。とんでもない暴挙であるといった強い訴えがありまして、聞くと、相談ではなくて、取り消しますというような中身だと。さらに内容を聞いてみますと予算的なものは、1万円とか2万円とかということで、大した大きな額ではないので、なぜなのだろうと、私も聞いてびっくりしたのです。また、この認定が1回取り消されると、再度、認定のための調査をして認定に及ぶということでは、費用もまた別にかかってきますし、また期間もかかると。簡単に認定されるものではないことなどを含めても、私も直接の所管であります教育委員会にお伺いしたところ、なかなか理解のできる答えは返ってこなかったわけでありまして。このほかに、きょうも傍聴席に会長さんたちが来ているのですけれども、またこの間、私は枝幸の大会に誘われて行ってきたのですけれども、そこでも深川市のほうから参加している方たちにも言われたり、あちこちで言われてきていると。それほど理解のできない内容だということをお願いわけですけれども、理事者の皆さんは、当然こういうことを承知していると思えますけれども、やはり市民の健康の増進、またほかの町から深川に来ていただくということでは、商工振興、市勢振興というような意味合いも多く含んでいるわけです。これと似たようなことを過去にも、例えば財政のつじつまを合わせるのに、まあぶの温泉料金を500円から600円に上げると。そこでは、10%のお客さんの減少というものをもう見込んでいるのだと。こういう考え方と、この今回のパークゴルフ場のグレードを下げるという問題は、事柄は違いますが、私たちは似たような意味合いを含んでいるように見るわけです。この目先のつじつま、財政のところだ

けを見てしまうと。経済波及効果ですとか、そういう多角的な視点から物を見るということは単に教育委員会だけの話ではなくて、決して小さな問題ではないと私は思うのです。これはどこで答えるのかわかりませんが、市長、副市長のどちらかからお答えをいただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） パークゴルフ場の公認コース認定の取り消しについて質問いただきました。関連がございますので、あわせてお答えを申し上げます。

市内のパークゴルフ場の国際パークゴルフ協会公認コースの認定につきましては、桜山パークゴルフ場は平成8年度から、リバーサイドパークゴルフ場は、19年度から認定を受けておりました。空知大会などは、事実上、公認コース認定が必要条件とされており、それら参加者の多い大会の開催が可能になることが、公認コース認定の最大のメリットであると認識しております。しかしながら、大きな大会の場合、桜山パークゴルフ場における3コースでの開催は難しく、またリバーサイドパークゴルフ場はトイレの数が少ない状況であるものと認識しており、このため教育委員会では、大きな大会が開催できる5コースを有するリバーサイドパークゴルフ場のトイレの増設が優先と考えまして、3年ごとの公認コース認定更新時に合わせまして、国際パークゴルフ協会コース会員を退会し、経費の縮減を図り、トイレの増設を考えたところでありますが、残念ながら今年度はトイレ設置には至りませんでした。パークゴルフ団体には、レンタルトイレの増設の計画や、市が国際パークゴルフ協会から一時退会するとの意向については、何度かお伝えをしておりましたことから、一定の理解をいただいていると認識してはいたのですが、結果といたしまして公認コースについて、パークゴルフ団体等との十分な意思疎通が図れなかったことにつきましては大変申しわけないことと認識をさせていただきます。今後につきましては、パークゴルフ団体等と十分に話し合いをする中で何を優先すべきか、何から整備するのがよいのかなど、検討してまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、パークゴルフ場の運営につきましては、市民の健康管理や交流の場として有益な施設であり、市外の方々もお見えになると考えておりますので、

今後も芝生、コースの管理につきましては十分意を用いてまいりたいと考えておりますし、これまでの公認コースと変わらないコースコンディションの維持に努めてまいります。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） 足りない部分、すみませんでしたとかと言われても、なかなかこれは理解できないわけです。

それと、やはりこの問題、単に教育委員会という立場だけではなくて、なぜこういうふうに言うかという、パークゴルフ人口は、ほかの町もそうなのでしょうけれども、深川市は物すごく各町内にもチームがあるというようなぐらい、非常に普及していると。大衆的なものになっているということでは、これは市長及び副市長というところにも及んでくる問題であると。間もなく選挙もあるわけですが、そういったことも含めて、市長及び副市長のどちらかから考え方を聞かせていただきたいと思いません。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 先ほど部長が申し述べた答弁に尽きるわけでありましてけれども、実はこういう問題があることを、大変申しわけないことに、つい先日まで承知をいたしておりませんでした。なぜそういうことになったのか、いろいろ経過を聞いてまいりますと、今ほど申し上げたように、私の理解したところでは、国際公認コースの認定を取ることはもちろん大事なことでありますけれども、公認コース認定がないとできない大会がここ数年行われたことがないということ、またあわせて以前からトイレの充実が求められているといったことなどから、そこに充てていた資金を少しリザーブして、翌年あたりにはしっかり予算を2年分積み上げて、トイレの整備に入りたいという趣旨で対応したという説明でございましたので、そういう考え方もあると思っております。しかし、今後のコースの取り扱いについては、部長も申し上げましたように、大変ご迷惑をかけた関係の皆様方とよく相談をさせていただきまして、どのように取り運んだら一番問題なくこれから先行くか、よく検討させてもらいたいと思います。

○議長（北本清美君） 太田議員の質問の途中でありますけれども、通市民福祉部長から先ほどの答弁を一部訂正したい旨の申し出がありますので、これ

を許可します。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 申しわけございません。先ほど駅北区画整理事業の事業完了の年月日につきまして、間違っって申し上げました。平成23年3月31日をもって完了すると申し上げましたが、正しくは平成24年3月31日をもって完了するという誤りでございましたので、訂正いたします。そこで、この完了前には、この住居表示についても前段で終わらせていきたいという考えでございます。

○議長（北本清美君） 一般質問を続けます。

太田議員。

○14番（太田幸一君） それでは、最後の質問になりますが、福祉行政のところでお伺いいたします。

障害者自立支援法の廃止と障がい者福祉の前進についてお伺いをいたします。

平成17年に施行されました、世に悪法と言われていたわけですが、障害者自立支援法は、就労支援をうたうも、福祉施設から一般就労者も減り、工賃は上がらず、訴訟が相次ぎ、政権交代によってこの悪法を廃止されることとなってきたわけであり、現在、障害者制度改革推進会議というところでこの議論が重ねられており、この夏以降、骨子案が示されると。また、障がい者を総合的福祉、そういう立場からのこの見方、そういったことで支援をしていくと。年金制度ですとか生活保護制度、そういった制度の延長線上にありますいわゆるベーシックインカム制度の確立などが言われておられて、当該団体からはこういったことが触れられているわけであり、

一つ目は、深川市内の主な事業所の障がい者の就職数。

二つ目は、ベーシックインカム制度についての深川市としての所見。

三つ目には、深川市役所として、これも以前、ほかの議員から指摘されておりますけれども、障がい者枠での雇用を計画的に行うべきでないかと。この3点についてお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 私からは、障害者自立支援法の廃止と障がい者福祉の前進にかかわって、1点目と2点目について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の市内の事業所における障がい者の就職者数の状況であります。昨年10月に市の労働基本調査にあわせて、深川市障がい者ネットワーク協会において独自に市内事業所を対象に障がい者の雇用状況を調査しておりますので、その数値を申し上げたいと思います。調査対象事業者数は市内210社で、そのうち回答があったのは156社であり、回答された事業者のうち19社で障がい者を雇用しており、29の方が就職されている状況であります。雇用の内訳では、常勤雇用が17人、臨時雇用が1人、パートによる雇用が11人となっております。

次に、2点目のベーシックインカム制度の市の所見についてであります。ベーシックインカムとは、最低限所得保障の一種で、政府がすべての国民に対して、毎月最低限の生活を送るのに必要とされている額の現金を無条件で支給するという構想であり、基礎所得保障または基本所得保障とも言われております。ベーシックインカムは、経済政策であると同時に福祉政策でもあると言われておりますが、識者においても、この制度については賛成、反対の意見がそれぞれ出されております。ベーシックインカムのメリットとしましては、一例ですが、一定の所得を無条件で保障することで、すべての国民が最低限以上の生活を送れるようにする貧困対策。子供をふやすことで、世帯単位で所得増加につながるため、少子化対策となり得る考え。また、現在ある複数の年金制度、障がいを持った人のための保障、失業保険、生活保護など、種々の社会保障制度のうち、失業保険、生活保護及び基礎的な年金など、ベーシックインカムで代替できるものは一本化し、他を補助的に導入することで、社会保障制度が簡素化されるという、行政コストの削減になると言われております。一方、デメリットとしては財源確保であり、仮に1億2,000万人の国民一人一人に月8万円、国が無条件で支給した場合、年115兆円が必要となり、所得税を45%にすれば同額を確保できる試算ですが、労働者の勤労意欲が低下し、働かなくなる人がふえ、無責任になる動機づけが起きる。刑務所に入った後でも生活の維持が容易になるため、刑罰による犯罪の抑止効果が減少する懸念。ベーシックインカムが消費者金融からの借金や賭博に使われ、貧しい人がさらに借金を膨らませるといった心配。高い税率を避けるため、国外脱出を図る人が相当数出るといった疑問を呈するなど、さまざまな考えが示さ

れております。国においては、本年2月26日の衆議院予算委員会の質問で、鳩山前首相が、ベーシックインカムを検討されるべきだと答弁されておりますので、今後の国の動向なども注視するとともに、市としても、ベーシックインカムの情報収集に努めてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 3点目の深川市役所として障がい者枠での計画的雇用を行うべきではないかについてお答えいたします。

本年1月に出されました、総務省自治行政局公務員部公務員課長通知では、「地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、みずから率先垂範して障害者を雇用し、法定雇用率を下回ることないようにすべき立場にある」とされております。こうしたことから、一般の民間企業の法定雇用率が1.8%と定められているのに対し、国や地方公共団体には2.1%と、高い雇用率が課されているものと考えております。毎年6月1日現在において所管の公共職業安定所長に報告することになっている市の本年の雇用率は2.46%で、法定雇用率を超える状況となっております。議員からご指摘のありました、障がい者枠を設けて職員採用することにつきましては、望ましいこととは考えますが、現在、市では財政収支の改善に努めながら職員採用を行ってきているということがございまして、採用人数が非常に限られているということもございまして、障がい者枠を設けて別個に採用試験を実施することは、現状においては非常に難しいものと考えております。当面でございますが、職員採用試験におきましては、障がいの有無にかかわらず、健常者と同じ基準のもとで競争試験を実施しておりますので、現状の採用試験の中で受験をしていただきたいと考えております。なお、本年7月には障がい者の実雇用率の見直しが予定されているということもございしますが、今後とも障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえまして、定められている雇用率を下回ることのないよう十分に配慮し、責務を果たしていく考えでございます。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） 再質問します。

今、お答えの最後のほうで、職員を採用すること

につきまして、これは法定の数字を上回っているというのは私も理解しているのです。現在、市の財政収支の改善に努めながら職員採用試験を行っている。採用数が非常に限られているので、障がい者の枠を設けて個別に採用試験を実施することは困難だというような言い回しですけれども、これは何も、1次試験などやるのに別枠でやる必要も何もないのではないかと思うのですが、これは理解できないので、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質問にお答えを申し上げます。

別枠でなくてもということで、先ほども答弁しましたように、この障がい者枠を設けずに、実際には通常の採用試験の中で、健常者と同じ基準のもとで競争試験、応募いただくことについては非常に好ましいことと考えておりますので、このことを決して制限しているものではございません。そういった意味では、現状の採用試験の中で対応していくという考え方でございます。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） ということは、ここで金がかかるという意味は、余分にこの人たちをとらなければならないという意味ですか。そうではなくて、どうも頭が悪いのか、理解に苦しむ。

例えば、ことし4人採用しようとする。だから、おっしゃられるように、1次試験をみんなと一緒にやる。そしてその中から4人ととる。その面接だとか2次的なところで判断をするのでしようけれども、その中で3人は健常者枠、その4人のうち1人は身障者というような枠でとるということで、何でそこに財政的な負担が出てくるのですか。もう一度、理解できるように説明してください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 1回目の答弁で申し上げましたのは、特に身障者のこの法律の趣旨に基づいて、流れとしましては、別枠でも障がい者の雇用を推進すべきという流れがあるということをお願いしたわけございまして、障がい者枠ではない通常の募集により、障がい者の方が応募いただけるということについては、決して拒むものではございませんし、好ましいものと私どもは考えておりま

すので、先ほど議員がおっしゃいましたように、1次試験で合格して2次試験に残った方についての対応は、この法の趣旨に基づいて、どのようなことができるのか十分考える必要があると受けとめております。

○議長（北本清美君） 以上で太田議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時05分 休憩）

（午後 2時15分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、東出議員。

〔東出議員、質問席へ〕

○13番（東出治通君） この時期、深川市には道外から多くの高校生あるいは中学生が農業体験に訪れています。きょうも大阪の東海大附属仰星高校の生徒が、農家で農業体験をしております。きのうの朝は、同じ大阪の北摂つばさ高校の生徒を見送らせていただきました。それぞれの農家のお母さん方と別れを惜しんで、女子生徒は大泣きをしている。本当に1人のお母さんを3人、4人の生徒が取り囲んで別れを惜しんでいる。こういうのが農業体験の見送りの常であります。たまたま昨日送った子供たち、私のところで農業体験をした子供は、男子生徒でした。女子生徒の泣きじゃくる姿を見ながら、男子生徒は、いいよな女子は、そう言いました。恐らく、感情をそのまま表現して泣きじゃくる女子生徒をうらやましく思った姿なのかなと。そう言った後、少し涙目になりながら手を差し出してきて、お父さん、また必ず北海道に来ます、そう言ってバスに乗り込んでいきました。こういう若者の姿を見るときに、やはり我々の責任の中で、将来の日本、あるいは将来のまち、しっかりしたものにしていかなければいけない。そんな思いを新たにするとともにありました。

一方、地元を目を向けると、6月は高校総体の花盛りであります。深川西高バドミントン部女子の部、16日には、北海道ブロック決勝で旭川実業を倒して優勝。次の日の17日、北海道大会で札幌静修を倒して全道チャンピオンの栄に浴した。心からお祝いを申し上げたいし、健闘をたたえたいと思います。

2月のオリンピックのとき、3人のクラーク高校卒業生がバンクーバーオリンピックに出場しました。せめてこういうとき、市役所の前に懸垂幕が下がればと、そんな思いをしていたら、きちっと何日後に、市役所の前には懸垂幕が飾られていました。恐らく今回も、老婆心で申し上げますけれども、もう準備をされているのではないかと、内心そんなことも思いながら、期待もしているところでございます。以上を申し上げ、通告に従い、一般質問に入ります。

初めは、市勢振興、総合計画の策定について伺います。このことについては、予特で質疑をさせていただいております。その答弁の中でも、前向きな形で検討されている。現在の第四次総合計画は、平成23年までの計画となっている。予特の議論の中でもありましたけれども、総合計画の法的な策定義務については、現在、国の中でも審議の最中でございます。深川市はこれまで第一次から第四次まで、10年ごとに総合計画が策定され、この間、まちづくりの指針として市民にも示され、計画に沿って行政が推進されてまいりました。特に第四次の策定に当たっては、多くの市民の皆さんが策定委員として参加し、その計画がまとめ上げられました。まちづくりを目指す姿を明確にする意味でも、法的な策定の義務の有無にかかわらず、何らかの総合計画の策定は必要であると考えます。また、計画の期間についてでありますけれども、これまではいずれも10年間の計画とされてまいりました。現下の政治の状況あるいは経済の状況、社会の動静等を考えるときに、この10年間の計画が必ずしも望ましい期間なのか、そんな思いもするところでございます。期間はある程度先が見通せる期間として、計画そのものもコンパクト化し、市民にわかりやすい計画の策定が必要なのではないかと考えるところでございます。

質問の1点目、これまで第一次から第四次まで総合計画を策定し、まちづくりを進めてきた。これらのことに対する行政みずからの評価あるいは認識についてお聞かせいただきたいと思っております。

2点目、いわゆるポスト第四次総合計画について、第五次、同じようなものになるかどうかは別にして、計画に対する市の考え方、また策定する方向であるとするれば、計画の規模、年数等について、これまでの総合計画との違いを明らかにしていただきたいと思っております。

加えて、計画策定に当たって策定委員会を設置し

て、これらの計画策定に取り組むのか。だとすれば、その人数あるいは公募等の考え方などについて、その考えを伺うものであります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの東出議員の総合計画の策定について、質問がございましたことに対し、お答えを申し上げたいと思います。

まず初めに、総合計画に対する評価というか、認識についてでございますが、現行はもう既に第四次に至っておりますが、第四次総合計画は、議員のお話の中でありましたように、平成14年度から23年度までの10年間を期間として、その中で市民と協働してつくる心ふれあうまちづくりでありますとか、健やかで安心して生活できるまちづくり、心豊かな人と文化を育てるまちづくりなど、五つの基本方向を定めまして、その基本方向に即したいろいろな施策を盛り込んだ計画となっているところでございます。その総合計画に沿いまして、本市もこれまでさまざまな施策を進めてきたところでございますが、この総合計画を具現化するための具体的な施策、これは申し上げるまでもなく、毎年度の予算編成を通しまして、時々々の財政事情も勘案する中で限られた財源を最大限有効活用しながら、時代の変化に応じまして、さまざまにちょうだいをする市民、住民のご要望などにこたえつつ、今、五つの基本方向のそれぞれの方向の進展に沿うように、最善を尽くして努力してきたと認識をいたしております。私としましては、その数値などを挙げて、定量的に何点とか点数はつけられませんけれども、第四次総合計画が目指しております「市民とともに創る住みよいまち深川」という大きな目標に向かって、これまでの取り組みによりまして、着実に前進が図られてきているものと考えているところでございます。

次に、その第四次の後の計画といいますが、順番的には第五次になりますが、その総合計画の策定についてのお尋ねがございました。その1点目で、この計画を策定するのか否かを含めた考え方についてでございますが、これまた今、議員が質問の中で指摘をされましたけれども、計画策定を義務づけておりました地方自治法の改正案が先般の通常国会に提案されて、参議院審議で参議院が通りまして、衆議院に移ったところで閉会になりまして、これは継続審査扱いになっていると承知をしております。こ

れは基本方針を定めるという義務を解除するような中身になっているわけでございますが、仮にこの法律がこの先の国会で成立をいたしまして、そういう策定を義務づける計画の策定の根拠がなくなったといたしましても、予特でも申し上げたところでございますが、まちづくりの指針となりますさまざまな将来目標と、それに向かっての基本的な方針などにつきましては、今後、十分内容等を検討した上で、何らかの形式で次期計画として取りまとめていくことが重要であると認識をいたしております。その場合、第四次計画で掲げております五つのまちづくりの基本方向が今の現行に盛られているわけですが、そのようなものが五つになるのか幾つになるのかはともかく、やはり市勢振興を図っていく上で欠かすことのできない事柄でございますので、その第四次の計画策定以降10年近くたっておりますが、その深川市を取り巻く社会情勢の変化なども的確に把握をいたしました上で、次期の計画づくりの中でしっかり詰めて、方向を示していければと考えているところでございます。

それから、計画策定ということになった場合の計画の規模でありますとか年数についてでございますが、今の第四次総合計画は非常によく整理はされておりますが、結構分厚いものになっておりまして、計画本体プラス附属資料で129ページほどのボリュームになっております。やはり次期の計画におきましても、いろいろ取り上げるべき施策は多岐に及ぶとは思いますが、やはり極力、簡潔でわかりやすい内容となるように意を用いていくことが大事だと考えておりまして、ぜひそういう方向に向かって進んでいければと考えております。また、計画年数についてでございます。これは議員も言われましたが、10年ごとの区切りでやってまいりましたが、その点につきましても、近年における時代の流れの速さでありますとか、またことし策定を予定しておりますが、先ほどの一般質問でもございましたが、過疎法の改正に伴いまして、本市でも平成27年度までの6年間を期間とする過疎地域自立促進市町村計画を策定させていただくことになるわけですが、その計画のタイムスパンは6年間ということになりますので、そうした他の計画とのバランスといいたしまししょうか、横並びといったことなどもよく勘案しながら、どれぐらいの期間が適切なものなのか、十分検討をしてみたいと思います。

最後に、3点目でございますが、そうした策定のための委員会の設置についてお尋ねがございました。計画策定に当たりましては、議員各位のご意見をちょうだいするのは当然であります。その議員各位のほかにも、幅広く市民の皆さんからのご意見もいただきながら取りまとめ、取り進めていくことが必要であると考えられますので、次期の計画の検討に際しまして、そうしたさまざまなご意見を伺うために、市民の代表の方による一定人数規模の検討委員会のようなものの設置については考えていきたいと思っております。その場合、委員数の規模にもよりまして、その委員数の中で、一定の公募委員についても選任をさせてもらって、そうした方々の忌憚のないご意見などもいただくことが大事と考えているところでもございます。いずれにいたしましても、こうした準備作業につきまして、庁内で十分検討をいたしました後に、できればことしの秋口からそういう策定作業を開始できるように、しっかり取り進めをしていきたいと考えております。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） 次に、農業についてお聞きしたいと思います。農業者の高齢化と農地集積についてお伺いをいたします。

一昨年、平成20年の第2回定例会においても、同様な内容の質問をさせていただいております。農地の基本台帳に基づいた形で数字も示していただきました。当時、農家戸数843戸、50歳以上が615戸で70%超、60歳以上が349戸で41%、10年後の予測として、530戸が離農、2,800ヘクタールの農地の変動がある。そういう形で予測がなされ、これらに対する喫緊の対策が求められるような状況でございました。ここ一、二年、私の周辺でも、極めて身近なところで、あるいは予想を上回るようなペースで、離農あるいは農地の変動の状況が起きてきております。特に、私の住んでいる地域は山間地に位置しているということもこれありで、農地の引き受け手がごく限られてくる。そんな中であって、なかなか農地の引き受け手がない。そういうときに、地域の中でわずかな後継者、そういう若い皆さん方に、周囲が半ば強制的に押しつけて持たす。農地をそういう後継者に押しつける。状況的にはそう見えてしまう。そういう状況が散見されるような状態になってきている。質問に入ります。

まず1点目、この2年間で、先ほど申し上げた数

字、市内における農業者の年齢構成がどのように変わってきたか。後継者の有無の状況はどういう状況に変わってきているか。喫緊の対策が必要という考え方が示されたわけですから、この間の対策についてどのような対策をとられてきたか。農業団体との連携、協議の状況はどうであったか。さらには、とられた対策の効果について、どのような効果が上げられてきたか。これらについてお伺いをいたします。

また、今後の対策、引き続きの対策あるいは対策の強化、そういうものが求められると思っておりますけれども、今後の対策の考え方についてもお伺いをおきたいと思っております。

2点目、2年間の変遷についてお伺いしましたけれども、それらの数字を差し引きすればわかるかと思いますが、特に離農、廃業の状況がどのような状況になっているか、分けて、少し詳しく示していただきたい。

3点目、これらに伴う農地の集積、あるいは耕作不適地に対する対策についても考え方をお示しいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

河合農業委員会会長。

○農業委員会会長（河合義則君） 農業者の高齢化と農地の集積について、3点にわたり質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

平成20年の第2回市議会定例会においてかなり詳細にお答えをいたしておりましたが、その後、2年を経過いたしておりますので、現在の状況について申し上げます。深川市内の経営主の年齢別構成を見ますと、58歳から63歳の方が一番多く、団塊の世代が今まさに離農時期に差しかかっている状況にあります。農家戸数では843戸から781戸と、2年で62戸の減少となっており、平均しますと毎年ほぼ30戸の方が離農いたしております。昨年の離農時の経営主の年齢構成では、80代が5人、70代が12人、60代が10人、60歳未満の方が5人の計32人となっております。ことし3月末現在で50歳以上の方は615戸から605戸へと、数こそ10戸減っていますが、全体の農家戸数が減少したため、率では農家戸数全体の77%へと上昇しています。60歳以上の世帯は349戸から362戸と13戸の増であり、41%だったものが46%となっており、前回より高齢化はさらに進んでおり、このペースだと、来年以降は農家の5割以上が60歳以上になるのではないかと考えております。これは、

前回の時点で58歳、59歳の経営主の方が60人もいたものが新たに60歳以上の区分の中に加わったもので、若い世代の経営移譲の行われる件数が新たに60歳を迎える人数に追いついていないのが原因であります。今後60歳を迎える方は、来年で30人、再来年で37人います。あと2年は高齢化率が進行するのは必至であり、2年後が高齢化率のピークであろうと想定いたしております。そして、その後は25人、24人、20人と減っていきますので、60歳以上の方の占める割合は逆に減少していく時期に入ると想定いたしております。このことは、農家戸数の減少が進む中、受ける若い世代の数はさらに少ないことを如実に物語っております。

そこで、当分の間は移譲したいという方がふえ続けるわけで、農業委員の業務はこれまで以上に困難をきわめる中でのあっせんに全力で取り組まなければならないことも事実であります。また、前回の答弁の反響も大きく、新聞紙上で取り上げられたこともあり、多くの団体等からそのデータの提供依頼がありましたことから、それぞれが将来について真剣に考えていただいているものととらえております。今後も、関係する農業団体との連携、ご支援を賜りながら、積極的に業務を行っていく所存であります。

また、過去5年の流動化の実績は、年平均で417ヘクタールあったものが、昨年の実績は年間685ヘクタールと、過去最高の面積の流動化を行っております。農業委員の奮闘ぶりもご理解を願いたいところであります。さらに、昨年からは農地の効率的農作業を支援するため、深川市農業農村の活性化・農村環境保全事業を展開し、離農跡地を農地へ造成し、農作業の効率化への支援を行っているところであります。今後も、農地の集積、集団化、さらには農作業の効率化を図り、規模拡大を資するように努め、農家戸数の減少に即応した農業の継続ができるよう努力してまいりますので、今後ともご支援をお願いいたすものであります。

戦後の食料難の時代に強引に開いた農地も多数存在し、これらは中山間地域に多くあり、土地条件が悪く、生産性も低いと、受け手がなかなかあらわれない耕作不適地と呼ばれる土地も存在いたしております。そして、中には、出し手の年金受給の資格の関係から、若干の無理をしながらも借りていただくようお願いをしているケースがあるとも仄聞いたしております。農家の高齢化、後継者不足は、労働

力の減少を意味しており、高コストの農地は維持していけない現状にあります。そうした農地は、その地域では受け手がいない場合でも、地域を越えることにより受け手があらわれる場合もあります。実際には、近年は地域枠を越えた流動化がふえています。地元でない場合には、広域でのあっせんも視野に入れていただきたいと考えております。また、植林転用も積極的に推奨いたしております。地球温暖化防止には有効な手段でもあります。放置することなく、積極的な利用を推奨してまいりたいと考えております。農地として維持することが本当に必要で可能な場所なのかを見定め、現場条件に合った利用を考えて対処をしていく所存です。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） 若干答弁漏れという感じもいたします。この間の対策あるいは農業団体との連携、協議の状況、それから対策の効果はどうだったかというような点については答弁いただけていないと思いますけれども、先へ進ませていただきます。

次に、福祉について質問をさせていただきます。障害者支援施設あかとき学園の支援についてお伺いします。このことについては、第1回定例会で川中議員への答弁で、支援する方向で考えていきたいという考えが示されました。その後の状況として、あかとき学園の改築に向けて、国、道からの補助額は増額をされ、年次も単年度という形から2年間の事業に対応がなされて、今月の17日には入札が行われ、あすには起工式、そんな状況のようでございます。また、関連の事業所では、8月1日に10カ所目が市内4条24番にオープンする予定だと仄聞をいたしております。第1回定例会の質問の中で、なぜ支援が当初予算に盛り込まれなかったかについて、言及がありました。改築に当たって、あかとき学園側は、現下の市の経済状況の中から、せめてこの改築に地元の業者が指名できるような姿を求める道筋はないか、そういうことで模索をされたようでございます。そのような考え方で道と協議をさせていただいた。しかし、詳細についてはわかりませんが、これらの規模の事業については、地域限定は道内とすること。加えて、この改築に対して地元支援が明らかになっていない状況の中で、北空知への地域限定での指名というのは考えられない。そのような道からの話があったと聞いております。裏を返せば、市の支援があれば地域を限定した形での入札が可能だ

ったのか、そんな受けとめもできる場所ではありませんが、ここら辺のところの実態がどのようになっているのか。このことについてお伺いをしたいと思います。

加えて、支援の内容が、今定例会の補正にも盛り込まれていない状況でございますけれども、支援の内容あるいは時期についてどのように考えられているか。この2点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 障害者支援施設あかとき学園の支援について、2点の質問がありましたので、お答え申し上げます。

1点目、社会福祉法人広里会が設置いたしますあかとき学園の移転改築の支援の考えについてですが、第1回定例会で川中議員から同様の質問をいただきましたが、あかとき学園が北空知唯一の知的障がい者の入所施設でありますことから、市といたしましても、今後とも継続して安定的な運営がなされる必要があると認識しておりますので、財源確保の見直しも見きわめつつ、また地域振興の視点での考え方に立ちながら、本年度途中での補正予算になると思われそうですが、しかるべき時期に支援策を議会に提案させていただきたいと考えております。したがって、現段階での支援策を示すことはできませんが、現在、その支援内容や財源手当てについて検討中でありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目、市の支援と指名業者の地域限定についてであります。社会福祉法人等が国や道の補助を受けて施設整備を実施する場合は、道の社会福祉法人等における施設整備事務取扱要領に基づき実施することになります。この中で、契約事務については、北海道が行う公共工事の取り扱いに準じ、1,000万円以上の工事については、原則一般競争により行うこととされております。また、一般競争入札による場合は、地域要件等を設定することとした道の公共工事の取り扱いである入札契約制度の適正化に係る取り組み方針等を準ずることとされており、これによりがたい場合は具体的な理由を示し、事前に協議することとされております。あかとき学園からは、市に対しまして、深川市の入札制度に準じた、地域を指定した形で市内業者に限定して入札ができ

ないかのご相談を受けましたので、道に確認しましたところ、一般競争によりがたい場合とは、災害等により急を要する場合のみであり、それ以外の理由では、市からの補助等の有無にかかわらず、地域限定での入札はできないとの回答をいただきましたので、その旨、あかとき学園にもお伝えしたところであります。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） それでは、衛生について質問を続けさせていただきます。

深川市リサイクルプラザの広域での共同処理についてお伺いをいたします。5月26日、北海道新聞空知版。「資源、不燃ごみ共同処理検討、北空知4町深川市施設利用」との記事が掲載されました。現在、北空知におけるごみ処理は、可燃ごみあるいは生ごみについては、深川市と北空知4町が衛生センター組合の施設へ搬入、共同処理がなされているところであります。資源ごみ、不燃ごみについては共同処理をしていないのが現状でございます。報道によりますと、「妹背牛にある最終処分場が、5年後に埋め立ての限界を迎える見通し。施設建設の新たな財政負担を避けたい。よって、4町側から本市にリサイクルプラザの共同利用についての申し入れがあった。」そんな内容の報道でございます。3月開催の本年第1回定例会の山下市長の市政方針の中で、リサイクルプラザの北空知4町との広域利用の可能性について検討を進める。そのような発言をされております。その取り組み、検討の状況について、4点にわたってお尋ねをいたします。

1点目、北空知4町とごみ処理施設の共同利用に至った経緯について。

2点目、深川市リサイクルプラザの処理能力について。

3点目、リサイクルプラザを共同利用することによる深川市のメリット、あるいは4町のメリットについて。

4点目、共同利用実施の時期、今後の取り組みの予定についてお伺いをいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 深川市リサイクルプラザの広域での共同処理について、4点の質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

1点目、北空知4町とごみ処理施設の共同利用に

至った経緯についてであります。北空知4町のごみ処理は、議員から質問いただきましたように、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみにつきましては、可燃や生ごみの処理とは異なり、現在、北空知衛生センター組合の施設での共同処理は行っておりません。深川市では、リサイクルプラザにおきまして、資源ごみは不純物を取り除き、一部、圧縮こん包し、資源化工場に運ばれ再資源化しておりますし、不燃ごみ、粗大ごみについては、資源物や可燃物などに選別し、破碎処理しまして、埋め立て処分する残渣量を最少にしております。一方、妹背牛、北竜、沼田、秩父別の北空知4町では、北空知衛生施設組合を組織し、資源ごみは、分別後、リサイクル業者に処理を委託し、不燃ごみと粗大ごみについては、直接最終処分場に埋め立て処分をする方法で対応していると報告を受けております。北空知4町は、妹背牛町にあります組合の最終処分場が、近い将来、埋め立て容量が施設の受け入れ限度量に達することから、新たな処分場を建設するための検討を行いましたが、施設建設に多額の費用を要することから、その対策として、深川市の廃棄物処理施設を広域利用が可能かどうか、そのような申し入れが、平成19年7月に4町より深川市にございました。この申し入れに対しまして、北空知圏に係る総合的な計画の策定、施策の推進、地域の振興整備を目的に組織しております北空知圏振興協議会におきましては、協議会内に広域連携研究推進部会を設置し、その中の廃棄物処理ワーキンググループにおきまして、平成20年度にリサイクル施設の共同利用や、一部事務組合の統合も含めて検討をしましてまいりました。ワーキンググループでの結論といたしましては、リサイクル施設の共同事業については、深川市と4町から成る組合の双方にメリットがあり、早期に北空知衛生センター組合に移管し、不燃、粗大、資源ごみを共同処理することが望ましいとの検討結果がまとめられ、平成21年3月の北空知圏振興協議会において報告されたところでございます。1市4町は、平成21年10月に、リサイクルプラザの施設利用後の埋め立て残渣は、それぞれの組合の最終処分場に持ち帰ることとする共同利用の方針を固め、具体的協議に入ったところであり、また本年5月25日には北空知1市4町の副市町長会議を開催し、施設の共同利用の実施年次や作業工程、またこれまでの施設の資産の精算に係る4町の一時的負担金についてなど、統合に

関する概要について、1市4町の意味確認をしたところでございます。

次に、2点目の施設の処理能力であります。施設の共同利用でごみ量が増加することにより、リサイクルプラザの処理能力を検証する必要がありますが、平成15年、建設当初においては、深川市の過去5年間の実績から将来におけるごみ排出量を推計してございまして、その計画では、処理量は1日当たり13トンの施設規模として設定しております。リサイクルプラザの平成21年度の利用実績としましては、ごみの搬出抑制の効果もありまして、当初計画に対するごみ処理量の割合は約6割となっております。また、施設を共同利用とした場合のごみ排出量は、平成21年度の実績から、当初の計画処理量との割合で約9割という計算結果となり、4町のごみ受け入れは現施設での規模で可能と判断されますが、ごみ搬入量は曜日によりましてばらつきがありますので、現在、北空知4町の収集日の調整など、事務レベルの協議を進めているところでございます。

次に、3点目、リサイクルプラザを共同利用することによるメリットについてであります。リサイクルプラザは、平成15年に深川市単独で建設したものでありまして、これまで建設費の起債償還及び施設の維持管理費は市単独で負担しておりますが、今後、共同利用に伴い、これらの諸費用については、現行の生ごみ、可燃ごみのルールと同じ、各構成市町のごみ量案分による負担とした場合、北空知4町からの搬入量割合が35%になる見込みから、深川市におきましては、これら諸費用の負担軽減につながるものでございます。一方、4町から成る組合におきましては、リサイクルプラザを利用することで、現状の埋め立て方式より単年度の処理費用は増加いたしますが、これまで埋め立て処分していた不燃ごみ、粗大ごみは破碎して分別処理されまして埋め立て量が削減され、最終処分場が延命できますので、長期的な視点でのメリットがあると聞いております。なお、リサイクルプラザは、北空知衛生センター組合が管理する可燃ごみ施設に隣接してございまして、北空知4町と共同利用することに伴い、同一敷地内にあるすべての廃棄物処理施設を北空知衛生センター組合が一括して管理することで、管理事務の効率化が図れますことから、リサイクルプラザを深川市から北空知衛生センター組合に移管をしようとするものでございます。

最後に、実施時期及び今後の取り組み予定についてであります。リサイクルプラザの共同利用の実施は、平成23年4月実施を目標に、現在、深川市及び北空知4町において、それぞれ準備をしているところでございます。今後の取り組みとしましては、施設統合に向けた廃棄物処理計画及び分別収集計画の変更手続や、財務省や環境省への各種申請事務手続が必要となってまいりますし、また本年12月には各構成市町や一部事務組合におきまして、条例や規約など法整備などの議会審議をいただく予定でございます。また、環境審議会への諮問や住民周知などの取り組みにつきましても、今後並行して取り進めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） それでは、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

医療、市立病院の経営健全化計画の変更についてであります。

1点目、計画変更の経緯について。2点目、医師、看護師確保の状況について。この2点については、午前中の松沢議員、あるいは渡辺議員への答弁の中で理解をさせていただきましたので、3点目のみについて質問をさせていただきたいと思います。

資金不足比率が40%を超え、経営健全化計画の策定が余儀なくされ、この段階で議会側としても、早急に特別委員会を設置して、これまで議論を重ねてきた。計画の提出期限や一刻も早い対策と計画への着手が必要であることから、3月の第1回定例会で議決をされた。苦言を申し上げるとするならば、私は計画の内容について、必ずしも十分満足しているものではありません。その点は、行財政改革調査特別委員会の質疑の中でも、何点にもわたって申し上げてきたところでもあります。加えて、これらの計画に示された内容については、資金不足比率云々ということとは別にして、日ごろの経営努力の中で不断な形の中で取り組んでこなければならぬ、あるいは検討してこなければならぬことばかりではないか。そのように感じているところであります。ともあれ、議会側として、十分ではないにしても、本市にとって非常に大きな課題である市立病院の健全化の問題、早期の取り組みが必要という判断の中で、一定の議決がされた。しかし、スタート時点できなり7対1の取り組みの中で、その時期がずれ込まざるを得ないような状況が生まれてきた。計画

策定に当たっては、議会議決が必要という形の中で、多くの議論が費やされてきた。しかし、こういう形での変更が起こったときに、計画の内容が変わらざるを得なかったとすれば、議決をした議会側への説明については、私は十分なものではなかったと感じます。この議会側に対する、あるいは議会議決を受けた計画が変わることと、これらに対してどのような認識をお持ちか、お聞かせをいただきたいと思えます。

加えて、こういう形での変更があるときに、新たな形での議会議決等々、あるいは議会への報告の義務づけがないのかどうなのか。そこら辺についても伺いをして、私の今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 市立病院の経営健全化計画の計画変更と議会議決についてお答えいたします。

初めに、議会議決に対する認識についてであります。経営健全化計画は、法の定めに基づき、議会の議決をいただき、策定したものでありますことから、そのことを重く受けとめ、計画に沿って経営の健全化に努めなければならないものと認識しております。計画の内容が変わらざるを得なかったことに対する議会への説明の対応、また認識等についてであります。今回の7対1入院基本料の算定開始時期につきましては、必要となる看護師の確保に最大限努めたところではあります。最終的に当初予定の7月からのスタートができなかったことは、大変申しわけなく存じております。また、その経過について、議会への説明にも努めたところではあります。その対応が十分でなかったとご指摘もいただいております。このことは率直におわび申し上げますとともに、今後、十分意を用いてまいりたいと存じます。

次に、計画変更に対し、議会の同意の必要性についてであります。経営健全化計画は、計画期間内に資金不足比率を経営健全化基準の20%未満にすることを目標とする計画でありますので、計画期間内に目標を達成することが明らかに困難な場合には、計画期間内に目標達成ができるよう計画変更しなければならず、その場合は改めて議会の議決が必要とされております。今回の7対1入院基本料の算定開

始時期がずれたことによる累積不良債務や資金不足比率への影響は、最終的には平成22年度決算を見なければなりません。現時点では計画変更を必要とする状況にあるとは考えておりませんが、いずれにいたしましても、経営健全化計画に沿って着実に累積不良債務額を減らす努力を最大限してまいります。

○議長（北本清美君） 以上で東出議員の一般質問を終わります。

○議長（北本清美君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、あすは午前10時から開議します。

（午後 3時15分 延会）



平成22年第2回定例会

平成22年6月24日（木曜日）

平成22年 第1回

深川市議会定例会会議録 (第3号)

平成22年6月24日(木曜日)

午前10時00分 開議

午後 3時01分 散会

○議事日程(第3号)

日程第 1 一般質問

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 第2回定例会3日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 一般質問を行います。

初めに、田中昌幸議員。

[田中昌幸議員、質問席へ]

○5番(田中昌幸君) けさ、第22回参議院議員選挙が公示されました。中央にお金も物も人も集中する政治から、地方分権、地域主権へと大きくかじが切られようとする中での選挙でございます。深川市にとっても、農業など1次産業に従事される方、中小企業、商店などのサービス業、あるいは地方自治体など、物づくりや住民サービスに直接携わる人たちが安心して働き、子育てを初め、安全で安心に生活できる社会を実現できるような国政となることを心から期待し、この参議院議員選挙で、有権者の皆さん一人一人が持つ大切な一票を行使していただくことを私の立場からも呼びかけさせていただきまして、通告に従い、一般質問を行います。

昨日の渡辺議員からの一般質問でもございましたが、過疎対策についてお伺いします。深川市においても、平成4年に過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域の指定を受け、平成12年に過疎地域自立促進特別措置法が施行される中、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正に加え、個性豊かで自立的な地域社会の構築を目的に過疎計画を策定し、計画に沿った事業を進めてきております。

ここで質問の1点目、いわゆる過疎法といわれる18年間の過疎計画の内容と実施事業の経過及び特徴と概要を示していただきたいと思っております。

2点目、特徴的な発言として、前市長の発言、議会でも何度か発言があったと思っておりますが、有利な起債、いわゆる借金に象徴されるような事業の大幅な拡大、有利な借金なのでというようなことで事業をどんどん進めていた、このようなことが現在の過大な起債残高になっていることについての今現在の評

価をお聞かせいただきたいと思っております。

3点目、今回の過疎法では6年間の延長となっておりますが、その中でも特徴的なのが、ソフト事業にも適用となる点でございます。地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るとされております。これは、776市町村に対して約660億円の予算措置がされているということでいきますと、単純平均で8,500万円、これは、きのうの渡辺議員からの一般質問への答弁でもございましたとおり、1億7,500万円程度の予算というか、規模が深川市に提示されていると伺っておりますが、最低でも3,500万円ということで、ソフト事業としてはかなりの額に上ると認識しております。地域医療の確保では、現在、経営健全化計画が始まった市立病院に対しても、ソフト事業として、例えば救急医療確保のため、これは北空知の周辺町にもご協力をお願いして事業を展開することも早急に検討することも必要ではないかと考えるところでございます。また、高齢化が特に進む周辺地域の交通手段の確保も、例えば伊達市が取り組んでいるような相乗りタクシー制度を、過疎債のソフト事業を活用して取り組むようなことも検討されてはどうかお伺いします。

4点目に、この計画が単なるこれまでの特徴的な形としての施設整備計画にならないために、やはり住民の意見をしっかりと取り入れる機会や、我々議会の考えも積極的に取り入れるべきだと私は考えますが、市長の考えを改めてお伺いしたいと思います。○議長(北本清美君) 答弁願います。

山下市長。

○市長(山下貴史君) 田中昌幸議員の過疎対策についての質問に順次お答えしてまいりたいと思っております。

1点目の18年間の過疎計画の内容、実施事業の経過及び特徴と概要という点についてであります。これは議員のご指摘と重なる点もありますが、本市においては、平成4年4月1日に過疎地域市町村に公示されまして、以来、地域の振興発展を図るため、これまで18年間に三度にわたる過疎地域の計画を策定してきております。最初は、平成4年度から11年度におきまして、過疎地域の活性化ということを柱とした計画を策定いたしました。また、平成12年度から21年度につきましては、過疎地域の自立という

ことを柱として、これは前期と後期、二つに分かれておりますが、その計画を策定してきた経過がございます。この間、これらの計画に即しまして、本市は過疎対策事業債を初めとする手厚い財源措置を活用いたしまして、地域の社会生活基盤の整備に努めてきたということでございます。特に、過疎対策事業債、いわゆる過疎債につきましては、農業農村整備事業を中心とした産業振興でありますとか、道路網の整備を中心とした交通通信体系の整備を初めといたしまして、住民ニーズに沿った学校統合についての新しい校舎の整備、あるいは老人福祉施設、コミュニティセンターの整備等にこれらの過疎債を活用させていただくなどしまして、トータルで18年間に発行いたしました過疎対策事業債の総額は約129億円に上っているところでございます。このように、本市は積極的に過疎事業の展開を行っているところでございますが、ご承知のように、なかなか人口の減少に歯どめがかかりませんし、また産業経済の自立や雇用の確保、生活環境の整備など、多くの課題が残されておりますので、引き続き過疎対策の実施が重要であると認識いたしております。

そこで、2点目の本市の起債の残高についてであります。平成18年度がマキシマムだったわけですが、全会計を通じまして502億円余りの起債残高になりました。それ以後、地方債の抑制等の取り組みを強化いたしまして、その残高は年々減少してきており、平成22年度末の見込みでは420億円程度と80億円ほどの減になるという見込みでございます。なお、昨日の質問に対するお答えでも申し上げましたが、平成20年度の決算におきまして、健全化判断比率の一つであります実質公債費比率が、地財法で定める基準の18%を超えて19.2%ということになりましたことから、公債費負担適正化計画を自主的に策定したところでありまして、その際の起債残高の適正化計画をつくるに至ったということでございますが、この間、要するに公債費比率が上がってきた要因となった起債残高、これは、ふえたから返す金もふえたわけですが、そういう起債残高の増加の要因といたしましては、これはやはり平成10年度以降の本市における産業基盤整備でありますとか都市基盤整備、さらには市立病院の改築などの公共投資に伴うその償還である公債費の増が大きく影響しているということが言えるかと思っております。具体的に申しますと、議員ご案内のことではありますが、

平成10年度に始まりました温水プールの建設は21億円余りかかりました。それから、平成13年度からは文化交流ホールみ・らいの建設で18億円強、そして14年度からは市立病院建設事業ということで110億円を超えております。さらに、平成18年度には穀類乾燥調製施設マイナリーの整備ということで12億円余り、また同時に、国営の土地改良事業の終了に伴う借りかえ、一括償還ということで21億円など、大型の起債事業があったということでございます。これは申し上げねばなりません、これらの事業は、いずれも文化、医療、産業に係る本市にとりまして重要な事業であったわけでございますが、そうなりますと、自主財源に乏しい本市におきましては、やはり起債という手段、特に交付税措置のある過疎債等に頼らざるを得なかったという面はご承知のとおりでございます。ただ、議員が言われました評価ということにつきましては、こうして積み上がりました地方債の残高の総額管理の重さにかんがみまして、やはり若干認識の甘さがあったことは否めないのではないかと認識しているところであります。それゆえに、冒頭にも申し上げましたが、その後、地方債の残高等につきましては厳しく管理しておりまして、着実な減少と、また将来にわたる負担軽減の努力を一生懸命継続しているところでございますので、この点はご理解いただきたいと思います。

次に、3点目の新過疎法に基づく過疎債のソフト事業分の活用についてのお尋ねでございますが、今回の法律改正によりまして、目玉事業として、平成22年度からソフト事業である過疎地域自立促進特別事業の財源として、過疎対策事業債の発行が可能となったところでございます。ソフト分に充当できる過疎債という額については、法制上、地方債計画における過疎債の本年度分のトータルの額が2,700億円とされております。そのうちの約4分の1、額にしますと660億円ほどがソフト事業分と言われておりますので、4分の3は従来のハード事業に係る過疎債ということになってまいります。昨日の渡辺議員の質問に際してお答え申し上げましたように、総務省が定める総務省令の算定基準に従いまして計算いたしました本市の本年度のソフト事業発行可能額は約1億7,500万円ということでございます。そこで、結構な額でございますので、現在、庁内におきまして過疎地域自立促進計画の取りまとめ作業を行っているところでございますが、議員も言われま

したソフト事業分の使途といたしましては、自主財源を用いて行っている既存のさまざまな事業の財源振りかえに充てるということが当然できますし、それ以外にも、現在、各所管が抱えている種々の懸案事業、事項といったものがありますので、そうしたものに新たな取り組みにということにも有効に活用できる可能性が大いにありと考えておりました。検討を行っている、作業を進めているということでございますので、そこで議員からご指摘ございましたように、またご提言ございましたように、地域医療の確保として、救急医療への対応と、それからもう一つ、過疎地域における交通手段のあり方について、この事業を活用して対策を考えてはということであったと思いますが、ぜひ今申し上げました庁内での検討作業の中で、可能性を大いに探ってまいりたいと思っております。念のため、ただ救急医療に関して、ほかの周辺町と連携してという部分は直にはいかなないと思います。これは少し分けて考えなければいけない。それもそれで大事なことでございますが、本市の分としての救急医療への対応についても、ぜひソフト事業分の中で可能性を大いに探っていきたくて考えているところでございます。

最後に、4点目の過疎計画の策定に当たって、住民のご意見や、また市議会の考えも取り入れてというご指摘でございます。今回の過疎計画の策定スケジュールというものは、昨日も少し申し上げましたが、来る9月議会に計画案を提出させていただきまして、議決をいただいた後、正式な本市の計画として9月末ごろまでに北海道知事に提出するというスケジュールになっておりますが、庁内における計画案の取りまとめということについて、今ほど述べましたように、新たなソフト事業分を盛り込むといったこともありますし、また北海道がまずは策定しなければならぬ過疎地域自立促進方針、道が定める方針にしたがって計画をつくらうという建前になっておりますが、北海道が策定する過疎地域自立促進方針とのすり合わせというか、調整作業も控えているということから、計画をまとめていくのにそれなりの、相当の時間が必要だろうと考えております。一方で、議員がご指摘のように、議員各位のご意見や、また市民の方々のご意見をちょうだいし取り込んだ計画策定ということは非常に大切なことであると認識いたしておりますので、本市といたしましては、素案がまとまりました段階で、極力速やかに議

会のほうにお示しいたしますとともに、市民の皆様への広報紙や、あるいはホームページを通じての周知といったことに意を用いまして、広くご意見をいただくような機会を設けてまいりたいと考えております。さらに、庁内の各所管がいろいろ所掌しております、例えば児童福祉審議会とか、あるいは農業振興委員会とか、そういった各種委員会がございますが、そうした各種委員会等に対しましても、この新たな過疎計画に盛り込むべき事業などについてのご審議やご意見をいただく、そういう手続もぜひ踏んでまとめていきたくて考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 再質問を何点かさせていただきたいと思っております。

今、市長から丁寧に答弁していただきましたとおり、やはり過疎計画、計画と言いながら、いわゆる過疎債の運用、実行に関しては、この間、計画をはるかに上回ることを次々と展開してきたことについて率直に反省するという言葉もありましたし、反省していくべきだと私も考えているところでございます。これまでもこの間、1人当たり200万円を超えてしまうような借金になってしまうということをご指摘させていただいたこともありますから、そのことについては、今後、やはり計画と実行に対してある程度きちんとした議論を積み重ねていくということ、今後もやっていただかなければならないと考えるところでございます。

再質問の1点目なのですけれども、3点目のソフト事業のところ、今、市立病院に限らず地域医療という観点での方法についてどうだろうかというお話をさせていただきました。過疎計画を立てるのは確かに1自治体ごと、深川市なら深川市なのですけれども、おかげさまというか、北空知周辺各町すべて過疎の指定を受けている町でございます。やはりそこで足並みをそろえて、北空知の地域の中で地域医療、特に救急体制、そういったものについて、過疎計画で同時に取り組めるようなところを投げかけるというのも、今回、この計画を立てるまでの間につくっておかなくてはいけないのではないかと思うので、これは少し急ぐ部分かと思っております。たまたま市立病院は深川にしかありませんけれども、周辺町の方は市立病院を救急指定病院として活用されるわけですから、周辺町の皆さんにも、過疎計画の中にこの過疎債を利用し資金提供できるような仕組みを

ソフト事業の中で展開していく必要があるのではないかと今考えているところでございます。それが実現可能なかどうか。多分前例がないということもあると思うのですけれども、これからは地方の時代だと思いますので、前例をつくっていくそういったことでぜひ市長の指導性を高めていただき、ぜひ周辺町の皆さんにも同じような計画、たまたま先ほど答弁でも出ていましたけれども、医師会は深川市ではなくて北空知圏域でやっていますから、医師会を通じた支援活動というのも過疎債を使って展開できないかも十分検討していただきたいということで、ぜひこの点について、もう一度改めて答弁をいただければと思います。

最後の4点目のところで、丁寧にかなり突っ込んだことで、いろいろな皆さんの意見を聞く機会を与えるということをお願いいたしましたので、これはぜひ実現していただきたいということで、これは質問ではありませんけれども、今の3点目のことについて改めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 周辺町の皆様方も、我が深川市立病院など救急医療、深川市にある医療施設をご利用いただいているという現実がありますので、議員のおっしゃることはごもっともだと思っておりますが、一つは、今ほど申し上げたように、過疎計画は各町とも、9月のうちに議決を経て道に出さなくてはならないという割と時間が限られているということ。それから、少し言い過ぎになったら申しわけありませんが、我々からすると、ぜひ深川が、特に市立病院の救急医療部分についてのご協力を各町にお願ひできればありがたいわけではありますが、それは具体的に何かというと、金銭になるだろうと思うのです。それ以外に何かあるかもしれませんがよくわかりません。というのは、つまりほかの町からしても、それはそうなのだけれども、何をどう具体的に過疎債のソフト事業として組み込んでいけるのかということについては、短い時間できちんとコンセンサスをつくるということはなかなか難しいのではないかと。もう少し時間をかけて議論のベースを整えていくということが現実的ではなかろうかと思っておりますので、着実にそういう方向に進むように、何ができるのかを考えていきたいと、私はそう考え

ます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 大変申しわけないのですけれども、再々質問させていただきます。

言われることはわかるのですが、やはり計画にある程度頭出しをしておかなければならないという宿命がある計画だと認識しておりますので、そういったことの投げかけをまずしておいて、そのコンセンサスをまずつくり、突っ込んだ議論はその先でということで、市長が言うとおりで十分いいかと思うのですけれども、頭出しをしておかなければならないということはあると思います。財源については、これまで市立病院は深川市にしかないですから、特別交付税も、普通交付税も深川市にしか入りませんが、過疎債という後で交付税措置される財源が生まれたのですから、そこで議論をしましょうというきっかけづくりにはなるのではないかと思いますので、ぜひそこについて、頭出しの部分を何とか取り組めるようなコンセンサスを得てやってほしいと思いますので、その点についても改めてお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） まさに議員のおっしゃることも実によくわかるのでありますが、頭出しといっても、どのような事業の何をやるのかという中身が伴わないと、今度の計画策定のときに名前だけ出すということが可能なかどうかよくわからないのです。普通であれば、ある程度概念もはっきりした、こういうことに幾ら幾らという計画になるとすれば、頭出しといっても、そう簡単にはいかないのではないのかと思いますけれども、何回も言うように、方向というか、考え方は同じ方向を向いておりますので、具体的にどのように進められるか、この短い期間でできることがあれば、それも含めて探っていきたいと思います。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） それでは、2点目の市立病院の人材確保についてお伺いします。

市立病院の経営健全化計画に基づく経営が始まっておりますが、計画を推進していくのは、病院職員皆さん自身一人一人の一つ一つの積み重ねが大切だと認識しております。また、病院運営には、お医者さんの人数あるいは看護師の方の人数、リハビリの

ための技師の方の人数など、一定の人数を確保しなければ診療報酬等に反映されないなどのことから、単に人員カットをすることで経費の節減を図るとならないことが、この間の各種委員会の中の議論でも明らかになっております。経営健全化計画は3月に議決もされ、決定されました。一方、その計画の具体的な方法、内容まではそのときに示されていたものではありませんし、実現するためにはさらなる具体策を積み上げていかなければならないことは明らかでございます。計画の実現に向けては各種具体策が必要ですが、ここでは特に人材の確保についての視点で何点が質問いたしたいと思っております。

1点目、2009年度の決算見込みと計画との整合性との関係、その要因についてお伺いしたいと思います。

2点目、これは松沢議員、渡辺議員、東出議員からも質問がございますが、あえて質問させていただきたいと思っております。お許し願いたいと思っております。7対1看護の実施のおくれが示されておりますが、看護師確保が確実なのかどうかお伺いしたいと思います。また、確保しようにも看護師給与もカットされておりますし、他の病院からわざわざ明らかに給料の安いところに本当に来てくれるのでしょうか。せめて若年層の給与カットをやめるなどの措置が必要ではないでしょうか。また、臨時看護師の確保にも、市内民間病院よりも賃金が低いと聞いておりますが、その実態はどうか。あるいは、そうであれば改善する考えはないのかお伺いしたいと思います。この数年でも、せっかく市立病院に入っていた看護婦さんがかなりの数で退職されているようですが、その実態についてお伺いしたいと思います。新卒看護士のほとんどは、深川市立高等看護学院の卒業生だと推察されますが、その方たちが短い期間で退職されていくのは、市としても大きな損失だと考えております。看護師の退職について、その原因を分析しているのか、しているとすれば、どのような理由なのかお伺いしたいと思います。

3点目、医師確保についてお伺いします。市長から就任当時、医師確保にしっかり取り組んでいきたいとの発言があったと記憶しております。この間、山下市長の取り組みの成果はどうだったのかお伺いしたいと思います。一方、今現在の取り組み状況と医師確保に向けた市長の考えについて、改めてお伺いしたいと思います。

4点目、新たな医師確保も非常に重要なことでございますが、今いる先生方がしっかりとこの病院にとどまり続けていただけるための方策が重要だと認識しております。お医者さんが30人以上もいた時代で、昨今言われるようなコンビニ受診ということもなかったころとは比べものにならない負担が現在の先生方にかかっていると推察するものでございますが、医師数が急激に減少し、宿日直の回数がどれくらい変化しているのかお伺いしたいと思います。今のままでは、今いる先生方の健康が確保されるのか非常に心配するところでございますが、どのような状況がお伺いしたいと思います。現在、医師の宿日直手当は、条例上1回2万円、日曜当番医手当は1万円となっております。この数字は一見大きな数字のように、十分な額のように見えそうですが、市内開業医の皆さんと比較すれば若干安いのではないかと、少し安過ぎるのではないかと私は認識しております。日曜当番医では、市内の他の医療機関ではどのような状況なのかお伺いしたいと思います。ちなみに、出張医で対応する場合は、報酬はどのようになっています、年間何回くらい対応されているのか、ここであわせてお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 市立病院の人材確保について順次お答えいたします。

初めに、1点目の2009年度の決算見込みと計画との整合性とその要因についてであります。平成21年度の決算は単年度不良債務が約6,600万円発生し、資金不足比率は45.2%になるものと見込まれます。不良債務発生の要因としましては、収入面では、年度内に3人の医師が退職したことによる患者数の減少に伴い、料金収入が減少したこと。一方、支出面では、費用の削減に努めたところではあります。料金収入の減少をカバーするまでには至らなかったためとらえているところであります。また、経営健全化計画におきましては、平成21年度で約1億3,800万円の単年度不良債務の発生を見込んでいましたが、決算では計画値より約7,200万円の改善が図られる見込みであり、累積不良債務も、計画値16億8,100万円に対し16億900万円に、資金不足比率についても、計画値47.9%に対し、決算では45.2%と2.7ポイントの改善となる見込みであります。計画値より改善が図られた要因としましては、本年2月、

3月の入院患者数が計画段階の想定以上に伸びたことや、費用節減などの取り組みによる支出の減少によるものと考えております。

次に、2点目の看護師の確保につきましては、昨日の一般質問にお答えしましたとおり、新規採用に加え、育児休業からの職場復帰や病棟への人事異動を行うなどして、8月以降、必要看護師の基準をクリアできるものと考えております。また、看護師の給与や臨時看護師の賃金につきましては、就職先を選択する際の判断材料の一つであると考えますが、市立病院にあっては職員給与費が固定費の大半を占め、その見直しは個別外部監査でも指摘されておりますことから、医業収益に対する給与比率を引き下げる方向に持っていかなければ、経営健全化計画は図れないものと認識しておりますので、現時点では、看護師確保の観点とはいえ、若年層の給与カットをやめることや、臨時看護師の賃金水準を改善することは極めて難しいものと考えております。なお、市内民間病院の臨時看護師の賃金実態につきましては、情報を得ることができませんでしたのでご理解いただきたいと存じます。次に、看護師の退職の実態であります。定年退職者や勤奨退職者などを除き、退職した看護師数は年度によりばらつきはありますが、過去5年間の平均で年約13人となっております。これまで退職した原因の分析までは行っておりませんが、承知している範囲で申し上げますと、比較的若い看護師の退職理由としましては、親のいる地元に戻るといったことや、都会で働きたいといったことが比較的多かったと受けとめております。

次に、3点目の医師確保について、初めに山下市長就任以降の成果についてであります。市立病院の経営健全化を図るため、医師確保は最重要課題でありますことから、市と市立病院と連携をとりながら、また市長も幅広い人脈を駆使しながら、関係者からの情報収集や働きかけを行うなど、医師確保に取り組んできたところであります。しかし、新たな臨床研修医制度の開始に伴い、大学病院においても医師が不足し、地域病院に派遣していた医師を引き上げざるを得ない状況にあり、また都市部の病院を選択する傾向が一層強まったことから、道内の多くの自治体病院と同様に、市立病院においても医師が減少している実態にあります。今現在の取り組みとしましては、昨日の松沢議員の一般質問に答弁しましたとおり、幅広い情報の収集や効果の見込まれる

求人情報の提供に努めるなどしながら、多様な取り組みを進めているところであり、市長も市立病院の開設者として、院長とも連携をとりながら、今後とも最大限取り組んでいく考えであります。

次に、4点目の今いる先生方にとどまっていただけの方策についてであります。初めに、市立病院の医師の宿日直の回数についてであります。平成18年度と21年度の状況を比較しますと、18年度には主に22人の医師で宿日直を担当し、1人当たり月平均約1.9回でしたが、21年度は主に16人の医師で宿日直を担当し、1人当たり月平均約2.5回に増加しております。平日夜間の宿直担当医師は、当日の日中の診療後、引き続き宿直につき、翌日も日中の診療を行いますので、優に30時間を超えて継続して勤務しており、心身の負担も大変大きなものとなっております。また、宿日直手当についてありますが、開業医は自分の営業所得となりますことから、みずからに手当を支給することにはならないため、市立病院医師との比較はできませんし、市立病院では日曜当番医と宿日直は当院の医師が担当し、出張医での対応はしておりませんので、単純な比較はできませんが、通常、診療以外では、産婦人科と脳神経外科において、当院の医師にかわって待機をお願いしている場合で申し上げますと、金曜日の午後5時から日曜日の午後5時までで、産婦人科は昨年度年間48回、時給で約8,300円、脳神経外科はことしからであります。年間約24回を予定し、時給6,250円で来ていただいております。いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり、新たな医師確保とともに、今いる先生方にとどまっていたための方策も重要であると認識しておりますので、特に夜間、休日等の救急医療に従事する医師の負担が増加している状況を踏まえ、早急に処遇改善を図るための方策を講じるため、市長部局と協議を進めているところであります。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 再質問させていただきます。

1点目の決算見込み等の内容なのですが、これはきのうの答弁等でも聞いていたのですが、1億3,800万円の不良債務の予定が7,200万円で済みましたという、この辺の予算上の措置は、どうなってしまったのかという疑義というか、疑問を生じております。あわせて一般会計のほうでも、基金の繰り入れがほぼ230万円で終わりましたということについて

ての予算措置というのか、専決処分なり何なりというところが今回の補正予算にも出ていませんし、なぜそういうことになるのかと。一般質問の答弁で出てくるような代物ではないと私は考えているのですが、こういったことも予算措置の中で補正予算なり専決をするのであれば、補正予算なり決算で出てくるのは間違いなく出てきますけれども、そういう情報を適切に適時的確に知らせていくということが必要ではないかと思うので、この辺は財政当局がどのように考えたことなのか、通告にもございませんから疑問の点だと申させていただきますと思います。いずれにしても、基金の取り崩し、それから不良債務が非常に小さくなっているわけですから、ありがたい話なのです。これまでのこの間のいろいろな努力、市民の皆さんにも負担をいただいた努力の成果ですから、その辺についてはしっかりと伝えるべきではないかと思しますので、この点については、予算上の措置はどのような考えかをお伺いしたいと思います。

あと、2点目の看護師の確保については、看護師の確保を本当にしたいのかどうか、今の答弁だと疑問に思わざるを得ません。本当に来てほしいのだと、いる方についてはぜひずっといてほしいのだということ担保するための措置ではないのではないかと。看護師の皆さんの世界というのは、横の連携が非常に強いと思うのです。口コミで、深川市立病院は給与カットもしている、仕事も大変みたいとなると、今度、同期の人に深川市立病院に来てといったときに、来ないほうがいいという話になりかねないではないですか。そういうことを少しでもなくすための努力というのは必要ではないかという意味で、やはり特に若年層の方に来ていただいて働いていただくということを、それがいいかどうかは別かもしれないのですけれども、ただ、やはり若年層の方のほうが、より賃金水準も高くなく働いていただけということであれば、そういう方たちに対する支援の考え方は重要ではないかと思しますので、改めてお伺いしたいと思います。

医師確保については、非常に困難をきわめているということについては理解しているつもりでございますし、今あったようなことで取り組みをされているということも理解します。ただ、4点目の今お示された、例えば出張医のお話でございますが、時給8,000円何がしと、2日間48時間勤務ということ

であれば、40万円を2日間でお支払いしている実態。6,000円であれば、30万円を2日間でお支払いしている。医師の確保というか、医師の皆さんに対しての報酬としては、これはほぼ当然、当たり前水準だと私も認識します。それと比べても、やはり宿日直、当直、日曜当番医の手当の差が余りにも大きいと、そこに対するそれに携わる医師の皆さんのモチベーションというのは非常に下がらざるを得ないのではないかと。なぜこんな安い報酬、手当でやらなくてはいけないのだとなりかねない。それが非常に厳しい、先ほど答弁にありましたとおり、30時間勤務ということです。日常でも、朝から外来患者の皆さん、それから病棟の皆さんを診て、入院患者の皆さんを診て、夜中に何かあれば必ず出てくる。私の父が入院していましたから、病院に行きますと、院長先生も夕方8時とか9時でも病棟のナースステーションに当たり前にいるのです。そういった実態、そういうことを努力されて、なおかつ宿日直もやらなくてはならない。こういう状況にあるということは、やはりこれを少しでも改善できるような方法、もし改善できないのであれば、これまで以上の何らかの手当を早急に講じる必要があるのではないかと。そういうことをきちんと見てくれているという病院だという評価が高まれば、それに対してほかの病院から、この病院はそういうことをきちんとやってくれますという医師同士の口コミによる効果が生まれるのではないかと思いますので、ぜひそういう人材確保という立場で十分検討される必要があるのではないかと考えますので、改めて答弁いただきたいと思します。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 市立病院の人材確保について、3点にわたり再質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず初めに、決算見込みでそれぞれ不良債務等が減少したということ、それらに伴います予算とのかかりについてでありますけれども、2月、3月の料金収入の増加が大きな要因、また経費の節減ということが不良債務削減の要因となったわけですが、それらの状況につきましては、3月の補正予算を算定するまでにはなかなか明確にならなかったという部分もありまして、3月補正では間に合わなかったという実態でございます。

また、看護師の確保の関係につきましては、7対1の入院基本料の算定を継続していくということにつきましては、医師はもちろんのこと、看護師確保が重要となっておりまいますので、今後、高等看護学院卒業生の当院への就職ですとか、今いる若い看護師の退職をとどめる働きかけを行うとともに、多方面から看護師が集まる対策を検討するなどしながら、対応策をとってまいりたいと考えております。

また、医師確保に伴います宿直、また日直の負担軽減に対する処遇の改善の関係につきましては、質問の趣旨も受けとめながら、市長部局と十分協議してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 人材確保に向けた、人と人とのつながりが大きな部分であると思います。そういう心の通うような人材確保ができるよう、ぜひ努力をいただきたいと思ひまして、3番目の住宅助成制度についてお伺いしたいと思います。昨日の松沢議員からの質問に重なるところもありますが、質問させていただきたいと思ひます。

過疎計画の質問の中で、過去の大型建設事業の期間を過ぎ、急速に収縮している建築業界等に対しまして、市としては、公共事業で新築、増改築などを行うことは、もう事業自体がなくなってきている、あるいは今後は民間需要の喚起を政策的に行う方向に切りかえざるを得ないと認識しております。数億、数十億円の事業を発注し、当該年度の負担が5%、10%ということで借金をしても、7割は国が措置をしてくれるからというような、いわゆる過疎債を用いた有利な借金という政策は反省を込めて自粛しながら、住宅や店舗などの民間需要に対し市が支援する流れに切りかえていくことが、後年度負担も少なく済むことになると考えております。住宅助成制度が、昨年、深川市においてもようやく取り組まれておりますが、市内経済波及も含めてかなりの効果があると私も考えております。雪解けころから、市内でも住宅に随分と足場が立てられている状況が見てわかりましたし、施工性のよくない冬ではなく、年明けの春、夏での施工ができるという取り扱いにしたことにも、より高い成果が得られてきたものと認識しております。

ここで質問させていただきます。一つ目、住宅の新築については、新年度に入りどのような状況なのか。改修の助成は昨年度で終了してはいますが、改め

て継続するべきと考えますが、この点について改めてお伺いしたいと思います。

2点目、国の住宅エコポイント制度の導入でかなりの成果が上がってきているというホームページ等の発表がありますが、深川市内の状況がどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

3点目、国が実施する太陽光発電の補助金制度として、太陽光パネルの設置補助が導入されております。これは、国の補助は1キロワット当たり7万円という内容のものでございますが、市町村がその補助に上乗せして、例えば空知管内では、岩見沢市では工事費の10%が補助されまして、岩見沢市内の建設業者に限るという形で、上限額は30万円という補助制度が確立しております。このような例もありませんが、深川市としても取り組むべきではないかと考えますが、市としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 住宅助成制度について3点の質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

初めに、新築住宅について、新年度に入ってから動き及び改修助成制度の継続についてお答えいたします。本年度、本市で取り組んでおります助成制度のうち、新築住宅を対象としております住宅持ち家促進助成制度につきましては、国の地域住宅交付金の活用によりまして有利な財源を確保する中、本年4月16日から9月30日までを受付期間とし、来年2月28日までに完成することを要件としまして、本年度18件の申請を想定し、取り組んでいるところでございますが、6月21日現在における新築住宅助成に係る受け付け件数は4件となっております。新築住宅の今年度の動きについてでございますが、4月から5月の2カ月間の確認申請の受け付け件数を過去3年間の比較で申し上げますと、平成20年度が9件、21年度が1件、本年度につきましては6件となっております。例年の申請件数と比べても、ほぼ順調な出足ではないかと考えているところでございます。このことは、市が取り組んでおります住宅持ち家促進助成制度による効果と、国が行っております住宅エコポイント制度などの影響もあると考えているところでございます。また、住宅リフォーム緊急助成制度の継続につきましては、昨日の松沢議員の質問にお

答えましたとおりであります。今後新たな国の補助制度を注視しながら検討してまいりたいと存じます。

次に、2点目の住宅エコポイント制度における深川市内の状況についてお答えいたします。住宅版エコポイント制度におきましては、一定の省エネ基準を満たす新築住宅及び住宅リフォームを対象とし、新築につきましては昨年12月8日から本年12月31日まで、エコリフォームについては本年1月1日から12月31日までにそれぞれ工事着手したものの要件であります。民間の申請窓口にはエコポイント申請することにより、ポイントによる最大30万円相当の補助を受けられるものでございます。深川市内におきましても、民間事業所の2社が申請受付窓口として登録されているところでございます。質問の深川市内のエコポイントの状況についてでございますが、住宅エコポイント事務局に問い合わせをいたしましたところ、都道府県別の実施状況までは公表しているが、市町村別の実施状況については現段階では公表できる状況にはないとの回答でございましたので、今後、繁忙期が過ぎた段階におきましては実施状況の公表があるものと思われま。また、深川市内で受付窓口をされております2社に問い合わせをいたしましたところ、北空知全域の受け付けとなりますが、主にエコリフォームの申請を中心に、6月18日までに27件の受け付けがあったとの情報をいただいております。

次に、3点目の太陽光パネルの設置に対して、市も補助を取り組むべきとの質問についてお答えいたします。経済産業省では、京都議定書目標達成計画等で示されている太陽光発電の導入目標を達成することなどを目的とし、平成20年度より住宅用太陽光発電システムの設置に関する補助制度を開始しており、今年度においても補助金の交付を行い、太陽光発電の普及に努めているところであります。補助の概要につきましては、対象出力1キロワット当たり7万円でありまして、例えば住宅1戸当たり4キロワットの場合、28万円の補助金となるところでございます。また、道内の市町村の状況を申し上げますと、自治体が太陽光発電システム導入に対し、助成または融資など何らかの支援制度に取り組んでいるところは、6月9日現在、179市町村のうち43市町村、約24%という状況でございます。本市におきましても、住宅用太陽光発電システムの設置者に

対して助成金を交付することにより、環境に優しいエネルギー利用の促進に努められることや、地球温暖化防止に向けての意識の高揚を図ることなどに有効でありますし、あわせて地域の活性化にもつながるものと考えております。しかし、太陽光発電システムが深川市の気候などの地域性にどの程度有効なのか、またシステムの性能が急激に進歩する状況や設備投資額が一般的に300万円前後必要となることなど、費用対効果の問題も出てくるものと考えていることから、市民に対して国の補助に上乗せして助成するに当たりましては、今しばらく研究していかなければならないと考えているところでございます。今後につきましては、北海道の動きや他の市町村で、特に本市と同じ自然環境にある市町村の状況を見きわめながら検討してまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 再質問させていただきます。

1点目の新築の動きについては理解しましたが、やはり今の経済状況の中で、新築住宅を市内で建てられる人がどれだけいるかと考えますと、新築というものを求めていくというのは、なかなか厳しいのではないかと。建てる方にとっては非常にいい制度だと思いますが、やはり改修、リフォームという形を大事にするほうが、より効果的に活用できるのではないかと考えているところでございます。

昨日の答弁の中でも、1,800万円程度のお金で1億3,800万円の契約高があると答弁がありました。約8倍です。市の投資に対して8倍の経済波及効果が生まれたというのは、過疎債で事業をやっても、3割は市の単費で持ち出しなのです。それから比べても、やはりその経済波及効果、税を投入する効果というのは非常に大きいのではないかと考えます。確かに、個人の財産に対して税を投入することがどうなのかということはあるかもしれませんが、例えば中心市街地の活性化というのであれば、中心市街地の中にある中古住宅、それら老朽住宅をリフォームするところに支援する制度にするということも一つの方法としては考えられるのではないかと。今の制度では、古い住宅を壊して建てかえないとその制度が使えないというのは、制度に対してもっともっと拡充する、あるいは経済対策という部分でもそういうことをもっと取り入れていく考えを柔軟に持っていくべきではないかと。予算がない、予算がないと言いながらも、今年度予算は黒字化になりま

したという報告がありました。職員の皆さんの賃金も下げているという中で、それがイコール黒字化されたと認識しませんけれども、財源がないからという理由ではなくて、やはり政策として何が必要なのか、削ることで何に予算を集中していこうかというところを考えていく、その一つのきっかけとして、こういうリフォームというところで、非常にすそ野の広い分野ですから、そういったところをぜひ考えていく必要があるのではないかと思いますので、これは松沢議員への答弁もありますから、それ以上踏み込んだ答弁はできないかもしれませんが、ぜひそういった視点での答弁をいただきたいと思えます。

あと、エコポイントについては、これは国の制度、国のやっている側の問題があるかと思えますので、これについては、別の形で国に申し入れをしていかなければならないという認識を持ちながら、お聞かせいただきました。ということで、1点目のところについて再答弁いただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 再質問にお答え申し上げます。

昨年度取り組みました住宅リフォーム緊急助成制度につきましては、議員がおっしゃいますように、市の助成が1,823万円、契約金額が1億3,700万円、助成額に対して契約額が7.5倍で、切り上げますと8倍となるということで、経済効果があったと考えております。また、この助成制度は、対象となる工事範囲が幅広いことや少額な工事にも対象にしておりましたため、多くの市民の皆様にご歓迎され、また業者の仕事確保にも効果があったと考えております。そこで、本年度取り組んでおります三つの助成事業の経済効果についてですが、契約額ベースで申し上げますと、住宅持ち家促進は3億6,000万円、そのうち市内業者契約額については2億円程度を想定しております。また、住宅バリアフリー改修は1,500万円、住宅耐震改修は750万円を想定しております。そのための予算額は1,920万円となっておりますが、うち45%が国の交付金、残りの約1,000万円は市単独費を投入しております。試算していきますと、市内業者分での契約額は2億2,250万円程度を想定いたしておりますので、これを市の単独費で割りますと、20倍以上の経済効果になることも考えて

おります。市としましては、本年度の三つの助成事業を取り進めることにより、地域活性化に加えて定住を促進し、長く住んでいただくこと、また安全に住んでいただくことのバリアフリーや耐震化をまずは優先して取り組んでいきたいと考えており、できれば来年度も継続したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 私は、リフォームについてのことでお伺いしたのです。今言われたのは、今ある制度の説明をしていただいただけで、もうわかり切った話です。そうではなくて、やはり市費をリフォームというところでもやるのがより効果があるのではないか、需要もあるのではないかということでお伺いしたので、その点についての答弁をお願いします。

（発言する者あり）

○議長（北本清美君） 暫時休憩します。

（午前11時08分 休憩）

（午前11時35分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

先ほどの田中昌幸議員の再質問答弁に対し、補足答弁の申し出がありますので、これを許可します。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 貴重な時間を費やしましておわび申し上げます。先ほどの答弁を補足させていただきます。

リフォーム制度の効果につきましては、所管としましても理解しているところでございますが、松沢議員の答弁でもお答えいたしましたように、今後、国の新たな補助制度などを注視しながら検討していきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 以上で田中昌幸議員の一般質問を終わります。

次に、北名議員。

〔北名議員、質問席へ〕

○16番（北名照美君） 去年の8月末、総選挙があって、政権交代がなされました。自民党政権が退場して民主党政権ができた。これは国民の声、あるいは国民の力、そして国民の期待が政権交代を生み出しました。8カ月余で、民主党鳩山政権が政治と

カネ、普天間米軍基地問題などで国民の期待を裏切り、新たに菅政権ができました。きょう、参議院選挙が公示されております。我が党日本共産党は、アメリカにも、財界、大企業にも国民の立場ではっきり物を言う。軍事費を大幅に削減し、大企業に自分の負担を求めれば、暮らしを守る財源は生み出すことができると、消費税は値上げをしないという立場で、この選挙戦に全力を尽くして戦っていくということを最初にお話ししておきます。

質問に入ります。米軍沖縄普天間基地及び平和問題についてであります。沖縄ではすべての政党、すべての自治体が一になって、世界一危険な基地、米軍普天間基地の撤去を求めて立ち上がっています。この問題は、北海道に住む私たちも決して傍観してはならない、私たち日本国民の安全・安心な生活の面からも焦眉の課題だと思えます。この基地に駐留する米海兵隊の役割は、日本の安全のためのものでないことははっきりしています。私は、沖縄の人たちと同じく、撤去こそ唯一の選択肢だと思えます。移設をめぐるどのような見解を持っているか、山下市長にお尋ねいたします。

もう一点は、平和市長会議についてであります。核兵器廃絶は、いつか、だれかとかの水準で考えるべきことではないと思えます。市民を代表する市長が積極的にこの会議に参加することを求めるものですが、その点についての見解をお尋ねいたします。
○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） お答え申し上げます。

まず、沖縄の普天間の米軍基地問題についてでございますが、この問題は、今、北名議員も言われたように、民主党政権における一つの重要な課題ということで、国内外の注目を集めていた問題だったわけでございますが、この件に関して、ご承知のように、鳩山総理退陣の前の5月28日、日本政府は米国との合意ということで、沖縄の普天間米軍基地の代替施設を沖縄の辺野古周辺地域へ、また在沖縄海兵隊の訓練の移転先を鹿児島県徳之島にするといったことなどの共同声明を発表したことは、ご承知のとおりだと思います。

議員から、この問題について、北海道に住む私たちも傍観すべきではないというご発言がございました。さきの第4回定例会でも議員からお尋ねがあり、その折も申し上げたところでございますが、やはり

この問題は国政の場で議論し結論を導くべき、まさに政治問題の典型であると私は認識いたしております。また一般に外交、防衛問題にかかわることは、往々にして公表されている事柄以外の情報や、また複雑な事情が背景にあるといったことも多く言われておりますので、そういう意味では高度な専門的判断を必要とする問題であろうかと思えます。議員のご指摘には、ごもっともな面がたくさんあるわけでございますが、やはり1地方公共団体の長の立場で、この問題について個人的な見解を述べるということは差し控えさせていただきたいと思えます。ただ、この問題についての今後の成り行きについては、議員同様に関心を払ってまいりたいと考えております。

それから、平和市長会議についてでございますが、平和市長会議はことし6月1日現在で調べますと、世界143カ国、地域と、それから3,965の都市が加盟されているということでございまして、ことし5月、ニューヨークで開催されましたNPTの核拡散防止条約再検討会議ということでございまして、このNPT再検討会議にも、日本から市長代表団を組織して参加されたと伺っております。そういう組織であることは認識いたしておりますが、この会議への参加について、これもさきの議会で北名議員からお尋ねいただいたところでありますが、本市は、平成19年度にゼロベースでのさまざまな事務事業の見直しを行いまして、経費の節減及び事務の簡素、効率化という観点から、各団体協議会等への加盟の必要性などについて十分いろいろ精査を行いまして、その折、多くの団体協議会から退会いたしましたという経過がございまして、それ以降、新たな団体への加盟につきましても、極力抑制的に対応してきているところでありますので、平和市長会議につきましても、現在のところその活動状況などを引き続き見させてもらっているというところでございまして、そうしたこの間の事情をご理解賜りたいと思えます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 今の件で再質問なのですが、この前の沖縄普天間基地の問題のときの答弁では、今と同じような答えだったのだけれども、その後につけ加えて、これが仮に北海道に言ったかどうかは定かではないけれども、来るとか何かならば、考えも言わなくてはいけないというようなことを言ったというように私は記憶しているのです。そういう点で、移設先めぐりというか、移設先探し

というか、そういう関係があって、全国の知事たちにも投げかけがされた。今、日米合意がありますから、徳之島どまりなのかもしれませんが、仮に北海道にという点であるとすれば、その点についての見解はどうか聞きたいというのが一つ。

もう一つは、平和市長会議については、これもこの前と同じような答えなのですが、新たに付け加えたのは、経費節減だとかいろいろなこと、各団体に入っている、入らないというのはいろいろと検討してきたと言いますが、それは非核宣言都市協議会というやつで、それとはまた別で、それは会費があったけれども、今度の平和市長会議については会費も何もないという点で、そういう意味では経費という関係はないと思うのです。むしろ精神的なものというか、その精神として非核平和を願うという意味合いを持っていると思うので、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 最初の普天間の移転先、仮に北海道といった仮定を置いたらどうかというお尋ねにつきましては、それはまさに仮定のことでございますので、全然考えを持っておりません。この場で披露できるような考えはございませんので、ぜひご理解いただきたいと思います。

それから、平和市長会議ですが、確かに会費はないようでございますが、ただ加盟して、いろいろ会議とかのご案内をいただくそれへの対応などなど、負担金以外の事務経費、事務的な負担、これはやはりある程度生じてくるだろうと思っておりますので、いずれにしても、それ以降、全く新たにいろいろな会の参加のご案内というのはいただくのでありますが、一つとして、それ以降は対応してきておりません。その並びで、この問題もある程度考えさせてほしいと、そのように思っております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 不満足といいますが、異論はありますけれども、次に進みます。

2番目は、老人福祉センターのふろの関係であります。3月議会ですでかなりやりとりをしまして、この閉鎖に伴う代替策が明らかになりました。3月議会で明らかにされた代替策というのは、200円の助成券をふるわない方10人に30枚を渡すという予算上6万円の措置でふるのある方36人に15枚で10万8,000

円と。合計16万8,000円を予算計上したわけです。その後の状況がどうなっているか、まず聞かせていただきたいと思います。

期限が半年ということで、4月から始まって9月末までということですから、途中経過ではあると思うのですが、現段階はどうか。それから9月末までの見通しもあわせてお尋ねします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 老人福祉センターのふろ廃止に伴う対応についてということで、これまでの経過も含めてお答えさせていただきます。

第1回定例会で北名議員からの一般質問の答弁におきまして、老人福祉センターの浴室は高齢に伴う心身の後退機能回復のために整備したものでありますので、その浴室廃止に伴う代替策として、老人福祉センター内において、1週間置きに看護職など指導員による健康チェックや体操、レクリエーションなど、高齢に伴う心身後退機能の回復のための事業を老人福祉センターにおきまして既に実施しております。また、利用者に対する経過措置として、市内の入浴施設利用に伴う負担軽減のため、4月から9月までの6カ月間使用可能な200円の助成券をふるわない方30枚、自宅におふるのある方15枚をお渡しする内容で、予算計上については議員がただいまおっしゃられたとおりでございます。さらに、予算審査特別委員会におきまして、長野委員からふる廃止に対する経過措置について質疑をいただき、私からの補足答弁として、全市的な公平性に立たなければならぬことを踏まえながら、今回、老人福祉センターの浴室を廃止させていただくに当たり、長年利用いただいた方にとっては、今まで利用していたものが使えなくなることから、一時的な経過措置として、自宅にふるのない方を基本としながら助成を行おうとしたもので、今後、この助成の取り進めに当たりましては、今議会の議論も踏まえながら、運用の中で適切に対応してまいりたいと申し上げたところでございます。

このことを踏まえまして、本年3月末に深川市老人福祉センター浴室廃止に伴う他の入浴施設料金等助成の取り扱いを定め、市長決裁を受けて決定し、これに基づき入浴助成券の交付を行ったところでございます。取り扱いでは、深川市に住所を有し、かつ平成21年度中に深川市老人福祉センターの浴室を

利用したことがある方を対象者とし、その対象者が交付申請書を市に提出することとしております。4月に入り、入浴助成券の交付について、対象者51人に案内文書を送付させていただき、申請書の提出期限を4月30日といたしましたところ、浴室がない方から3件、浴室がある方から6件、合計9件の申請書提出があったところでございます。申請書受け付け後、担当職員が申請者の自宅を訪問して確認させていただいた結果、浴室のない方で3件の申請者全員に助成券の交付決定を行いました。また、浴室のある方におきましては、実態を確認する中で、1件の方が浴室が使用できないという状況でございましたので、この方については助成券の交付を行ったところでございます。したがって、市といたしましては、自宅にふろのない方を基本としながら、全市的な公平性に立ちながら、今回の取り扱いとさせていただいたところでございます。なお、浴室のある方で助成券の交付が出されない5件の申請を出された方には、担当職員が自宅を訪問した折に説明させていただいたところであり、十分ではないとは思いますが、所管としてはご理解をいただいたと思っております。その後、市に対して特にこの点について不服の申し立てはないものでございます。

なお、この助成券については、4月から9月までの6カ月間の期限でございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） ふろのない人3人に助成券を渡したと。それから、ふろのある人には1人だったということです。計算してみたら2万1,000円です。これは、どうしてこうなったのかというか、それであなた方は平気なのですか。私は、ふろがなくなって、代替の策としても不十分だという意見で大分議論したのです。だけれども、部長は強調して、これだけやるのもういいのだと、勘弁してほしいと言ったのかどうか忘れたけれども、それが結果として、こういう状況なのです。私は本当に市民に対する裏切りというか、冷たいというか。ふろは本当は温かいものです。福祉も温かいものです。ふろがあるけれども使えない人が1人いたと言うけれども、使えないのだったら丸々30枚渡さなくてはいけないと私は思うのです。どうやって見たのかわからないけれども、わざわざうちを回って、ふろのふろがまの様子を点検したのかどうかかわからないけれども、そんなことしたら、行政は笑われる。笑われるし、

文句を言ってこないと言ったでしょう。文句を言ってこないというのは、こんなやつらに文句を言っただろうかと思うのです。私は、そんなことを福祉がしてはいけないと思う。反省だとか、そういうことはないのですか。平気なのですか。もう一回答えてください。

○議長（北本清美君） 通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 再質問にお答えいたします。

私どもは、この取り扱いについて一時的な経過措置として、やはり全市的な公平性の観点に立たなければならぬものと、このことが福祉行政の中においては一番大事なところではないかということを中心に、今回の対応にさせていただいたところでございます。このことについては十分ご理解いただけない部分はあるかとは思いますが、やはり全市的な公平性の観点を一番基本としながら、この対応とさせていただいたところでございますので、どうかご理解いただきたいと存じます。私どもがこういうことで平気に思っているかというお尋ねですが、これまでの議論経過、議員からはこれまでも所管のほうに足を運んでいただいて、いろいろご相談、またご要望も受けたところでございますけれども、結果的にはこのような対応をさせていただいたということで、どうかご理解いただきたいと存じます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） これはこれ以上続けませんが、何か今の話の中で反省しているような感じも受けましたけれども、やはり全市的な公平性という言葉はいろいろ使えるけれども、ハートがなかったらだめです。そういうことをつくづく思います。私、このことは非常にまずいというぐあいに思いますので、あえて言うておきます。

次に移ります。市の臨時職員のことです。臨時職員のことにはもう随分言ってきました。私、臨時職員の皆さんのことを思うと、心が痛みます。戦力として本当に、長年、役所の中で職員の皆さんと肩を並べてというか、一緒になって一生懸命働いている皆さん方が、労働条件や待遇が全然違うわけです。やむを得ない側面もないわけではないけれども、こういうことがずっと続いてきた世の中が今改めて問われているわけです。雇用は正職員が当たり前という時代、派遣労働だとか派遣切りだとかいうこと

が、いとも簡単にできない世の中にしようというのが、私は、物から人というか、民主党政権が言っている中身でもあると思うのです。そういう意味では、深川の場合もこの問題を当てはめてみたら、地方公務員法がどうだとかいろいろなことがあります。だけれども、それをずっと言いながら、皆さん方はそばにいて働いていた臨時職員の皆さん方に対する対応というのは、やはりこのさっきの全市的な公平性ではないけれども、地公法だ、法律だと言ってずっと過ごしてきたわけです。私は、そういう意味では一歩踏み込んだ考え方を持って対応していく必要があるというぐあいに思います。

まず聞きたいのは、長期雇用者の実態、それからそのことに対する認識と対応をお尋ねいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 臨時的任用職員についてお答えいたします。

まず、長期雇用の実態ということでございますが、若干経過も説明しながらと思えますけれども、地方公務員法第22条第5項の規定では、緊急の場合または臨時の職に関する場合に、6カ月を超えない期間で臨時的任用を行うことができ、さらにその任用後、6カ月を超えない期間で更新することができると。再度の更新はできないという規定になっておりますので、そもそもが法的にはそう長期な雇用については想定していない規定になっているということでございます。そうした中で、深川市におきましては、今言ったような雇用を続けながら中断期間を設けて雇用しているという状況でございますけれども、そういった臨時的任用職員については、市立病院を除きまして67人という実態でございます。そのうち、長期ということでございますが、5年ということで区切らせていただきますと、5年を超える方が23人という実態でございます。その中で最も長い方については21年を超えているという実態でございます。

次に、2点目の認識ということでございますが、前段申し上げましたように、地方公務員法の規定によりますと、長期の任用は想定しているものではないということでございますが、本市の場合に、資格を有する職種であるとか、施設などにおいて人材確保などの面から長期の任用ということになっている実態もでございます。議員の質問にもございましたように、このことによりまして、業務が円滑に進んで

いるということもまさしく事実でございますので、その役割については十分果たしていただいていると考えているところでございます。その認識ということでございますが、この対応、実態と法の規定とがなかなか整合性がとれていないということがあって、このことは、本市だけではなく全国的な問題になっておりますので、相当古くから国を巻き込んでさまざまな検討がなされておりますが、具体的な打開策は示されていないという実態にあるということで、私ども、これについても早期に一定の方向性が示せるようにしなければならないという認識を持っているところでございます。

そういったことで、3点目の対応でございますが、現在任用している臨時的任用職員のそれぞれの任用状況を十分に分析すると。そして、そういった形でもよりよい形で任用することはできないかという検討を始めておまして、このことは第1回市議会定例会の際にもお答えさせていただいておりますが、今年度中に一定の方向性が示せるように努力したいと考えておりますが、これは非常に職員の定員管理とも密接に関連する、重いというか大切な事項でございますので、これについては検討に時間を要すると考えておりますが、重要な課題と受けとめ、今後とも努力していく考えでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 再質問であります。5年以上の人は病院を除くと23人、長い人は21年と今言われましたけれども、5年以内であっても、私は1年以上の人というのをもう一回聞かせてほしいのです。いわゆる法のいろいろ制約を超えてやっているわけですから、そのことをひとつ聞いた上で、さらに言いたいわけですが、何回も反復雇用するという場合には、期限の定めがあっても常用と同じようにみなすというのがあると私は認識しているのです。そういう点では、一方的な雇い止めはできないと。いわゆる解雇4条件の中に抵触するという押さえをしているのです。そのことを含めて答えをいただきたいのですが、本当に臨時職員の方の置かれている状況を、管理職として、気持ちをしっかり押さえた上でこの問題に対応していただきたいと。坂本部長には、私はそういう意味では期待もしているのです。いかがでしょうか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質問にお答えいたします。

まず初めに、1年以上の実態ということでございますが、手元の資料を見ますと、1年に満たない方が20人程度ということでございますので、四十数人が1年を超えているという実態にあるものと考えております。

次に、整理解雇の4要件ということを言われたと思いますが、そもそも前段申し上げましたように、法的にはそれほど長期なものは考えていないという実態でございますが、本市の一般事務に限りまして、最初の雇用から最大5年ということ、雇用の段階で示して任用しているという実態でございますので、こういった方につきましては、議員おっしゃられましたような形で、解雇濫用権の法理でありますとか期待権云々ということについて問題を生じないものと考えておりますけれども、5年を超える方も相当数おられますので、こういった場合について、整理解雇4要件を十分に踏まえて、並びに判例など十分に見きわめて、個々具体的なケースがございますので、なかなか画一的な判断というのは難しいかもしれませんが、そういった4要件にも十分照らして、適切な判断をしていくべきものと考えております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 再々質問ではないのですが、いわゆる1年以上の場合に、解雇4条件と抵触しないと言ったけれども、これはどうも私とは見解が違うので、その辺も慎重にやっていただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） ただいま北名議員の質問の途中でありますけれども、昼食休憩のため、暫時休憩します。

（午後 0時07分 休憩）

（午後 1時09分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

北名議員の一般質問を続けます。

北名議員。

○16番（北名照美君） 次に、4番目の国民健康保険の短期被保険者証及び資格証明書についてお尋ねいたします。

健康保険制度は、命と健康を守るために欠かせない制度であります。しかしながら、特に国保の場合

には、国の補助率を大幅に削減してきたために加入者の負担が重く、その重税は家計をも直撃しています。納税者の苦労あるいは徴税担当所管の苦労も、並大抵のものではないという状況があります。抜本的な問題はいろいろあるのですけれども、あるいは国政で大いに議論することが求められるのですが、現場で、市の行政の中で対応していくこととして、短期証と資格証についてお尋ねいたします。

1点目は実態、2点目は深川における資格証導入の経緯、あるいは根拠法令もお尋ねしたい。

3点目は、短期証、資格証の関係で、低所得世帯はどれだけこの該当になっているのか。低所得者の場合には、悪質な滞納者ということには当たらないのではないかと。さすれば、どういう対応をしているのかお尋ねします。

4点目、短期証のとめ置きといいますか、取りに来た方には渡すけれども、取りに来ない方といいますか、納税相談に来ない方ということになるのでしょうかけれども、その方たちに対してはとめ置いているということもあると思うのです。その実態とそれに対する考え方を聞かせてください。

5点目は、自殺者との関係なのですが、結局、保険証がなかったとか、あるいはぐあいが悪くても病院にかかれなかったとか、そういう人が全国的に必ずいるわけです。私は、深川でも自殺をなくす対策をする場合に、そういうところの実態を把握しながら対応を考える必要があると思うのですが、その辺についてはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 国保の短期被保険者証及び資格証明書について、5点にわたり質問をいただきました。答弁の順序が質問に対しまして前後しますことをお許しいただきながらお答えさせていただきます。

最初に、深川市において資格証を交付した理由でございますが、国は資格証の交付について平成12年に法制化し、納税者との不公平のないように、国民健康保険料、本市では国民健康保険税の滞納対策として、市町村に対し一定の要件のもとで交付することを義務づけしたことから、本市といたしましても、関係課との協議、検討を経て、平成20年12月から資格証の交付を実施したところでございます。資格証

の交付は、国保事業の健全な運営を行う上で、国保税の収納を確保するため、また、加入者間の負担の公平を図るため設けられた措置であることをご理解願いたいと思います。

次に、資格証を交付されている低所得者の滞納については悪質とは言えない、これに対する市の考えについてでございますが、市国保では、資産等があり保険税を納付できない特別の事情がないにもかかわらず長期に滞納し、納税相談や面談にも応じない方を悪質な滞納者として、分割納入などで国保税を納めている被保険者との公平性を確保するためにも資格証を交付する措置をとっており、国民健康保険法及び市の国保税滞納世帯に係る措置要綱に従い、実施しているところであります。その運用については決して機械的に行うものではなく、必要な医療が受けられる機会が損なわれないよう、弁明の機会の付与と通知を行う中で取り進めているところであります。以上のことから、市としても、資産等がありながら特別の事情もなく長期にわたって滞納を行う悪質滞納者とは異なることを理解しながらも、きちんと納税相談に応じて、分割納入などにより資格証交付対象者から解除となった方との公平性からも、資格証の交付はいたし方ないと考えております。なお、資格証交付対象世帯は、平成22年4月30日現在で16世帯で、このうち、国からの税の軽減措置対象世帯でございます低所得世帯は、10世帯となっております。

次に、議員がおっしゃっておりますとめ置きの実態についてであります。短期被保険者証とは3カ月有効の被保険者証で年4回交付いたしますが、第3期目の交付分で申し上げますと、本年5月31日現在で、対象世帯244世帯中59世帯となっております。無保険ではないかのご指摘もありますが、先ほど答弁いたしましたとおり、短期証及び資格証の対象世帯の多くの方は特別の事情を記載した書類を持参され、きちんと納税相談や面談を受けていることから、交付対象から解除になった世帯もたくさんあり、ぜひ来庁して納付相談等をしていただき、短期証の交付を受けていただきたいと思います。

最後に、自殺者における国保加入の実態等の把握についてであります。質問にありますような内容の把握はできておりませんが、ただ自殺者の動機、原因の把握については、昨年、深川保健所が中心となり、北空知地域自殺対策連絡会議を立ち上げてお

り、このメンバーに深川警察署など関係機関が含まれておりますことから、個人情報の保護の関係から制限もあるかと思われませんが、このような会議等を通して確認することが可能であれば、自殺の動機、原因等の情報収集をしていきたいと考えております。○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 全部答えてくれたと思いつながら聞いていたのですが、まず、短期証のことについて再質問したいと思うのですが、とめ置きは結局59世帯あると言われたと思うのです。私、現に短期証を出されている方で、なかなか市役所に行きづらいつらいつらというので、行かなければいけないということで一緒に所管に行ったことがあるのです。そのときに、所管の態度がすごくいいと思ったのです。ややこしいことをごとごと言わないで、すぐ出してくれたのです。だから、みんな来たらいいと思う。だけれども、来ないというか、来られないというか、来づらいつらいつらということを、そこのところをわからないと、私はさっきの公平性という言葉で終わってしまうと思うのです。

それを一つ答えてほしいのと、もう一つは、この前も予算審査特別委員会で聞いたときに言っていたけれども、道から特別そういう指導はないと言っていましたから、私、もう一回それを調べている最中なのですが、例えば道ではとめ置きはうまくないと、そういう場合には郵送でもしなさいと言っているように私は受けとめているのです。もしそうだったら、深川市でもすぐやるのではないかという気がするのです。それは道が何と言おうと、公平性の関係があるからやらないという信念を持った仕事をしているのかどうか、その辺のことを聞きたいわけでありませう。

それから、資格証の関係であります。やむを得ないということ、資格証を出すのは、まさに公平性でやむを得ないという、これもどうかという気はしていますけれども、それで16世帯のうち、10世帯は低所得世帯というの也被言われました。そこで、この議論は余り深めないで、聞きたいことは、資格証の人がぐあいが悪くなったとすると、だけれども、経済的な事情で支払いが困難だと。その場合に、市役所の担当窓口申し出た場合に、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられるので、市の判断で短期証を交付するということになっていると私は承知しているのですが、そ

の辺、どうですか。そして、そうだとするならば、そういう事例はあるのか。それから、そういうことを資格証の方たちに教えてあげているのかどうかお尋ねします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 再質問を3点いただきましたので、お答えいたします。

まず、1点目の短期証について、市役所に来られない人もいないのではないかということで、その対応についてのお尋ねだと思います。そのことにお答えいたしますが、被保険者の方に対しまして、短期証の送付についてということで文書も出してございます。その場合、来庁できない場合については市に連絡くださいということでも記載してございますが、その場合でもケース・バイ・ケースかと思われましても、中には、病弱の方で来られない方もおられるのではないかと思います。そういう方については、やはりケース・バイ・ケース、状況を十分見きわめて、その対応をしていきたいと。ただ、来ていない方全員に対してこちらから出向くということは、やはり市役所に出向いて書面を提出いただいている方もたくさんおられますので、そういう方々との公平性もきちんと見きわめていきたいと思っております。

次に、道の指導のとめ置きでございますけれども、このことにつきましては、現在のところ、市に対しまして通知は来ていないということでご理解いただきたいと思っております。

次に、3点目の資格証を交付されている方が病気になるれて、病院にかかると10割負担になりますので、病院に行きづらいということについて対応はということでございます。そのような緊急を要する場合作については、資格証から短期証に切りかえることもございます。ただ、このことについても、機械的に、すぐ病気だから短期証に切りかえていただきたいということにつきましては、その状況を十分判断させていただき、十分ご相談をいただきながら、状況を確認しながら対応していきたいと思っております。今ほど事例はあるのかということでございましたけれども、これについては、現在、手持ちの資料がございませんので、お答えできません。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 少し答えていないことがあ

ります。短期証については、道の指導は今来ていないけれども、来たら、すぐやるようにするのでしょうか。それとも、公平性があるから、信念を持って道の言うことも簡単には聞かないということなのかということです。さっきも聞いたのです。それが一つ。

もう一つは資格証のことですけれども、資格証明書の人たちに、今、機械的には短期証を出すということはないと。それはいいと思うのだけれども、そういう資格証明書の人たちに、あなた方は今資格証明書ですと。だけれども、いざこういうことで、かくかくしかじかの場合にはこういう措置をとりますというお知らせをしないと、それもわからないということがあると思うのです。そういうことをする必要はあるのではないかと、これもさっき聞いたことで答えていないので、答えてください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 2点、再々質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

道の通知が来たら、そのことについては対応するのかということでございますが、その通知の内容を具体的に確認してございませんので、道からの通知を確認させていただき、適正な対応となるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、資格証のこういうケースの場合は当然お知らせすべきでないかということでございますが、このことについてはご指摘のことも十分理解いたしますので、どのようなお知らせの仕方がよいのか、今後所管として検討してまいりたいと存じます。答弁漏れいたしましたことをおわび申し上げます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） これでこのことは終わりますが、まとめて言うけれども、本当に納められないという人たちの痛みとか、そういうのをわかるような行政になってほしい。短期証、資格証というのは、そういう意味を込めた中身になっているということを、私もこれから気をつけていきたいと思っておりますし、ぜひ所管もそういう思いでとらえていただきたいと思っております。

次、5番目にいきます。中小企業小売店の振興対策ですが、先日の水上議員の質問もありましたけれども、まち場が非常に疲弊していると、惨たんたる状況にあるというのはつくづく感じます。生まれ育

ったこのまちなのですけれども、商店の状況を見ると、本当につらい思いがしますし、同時に、深川だけではなくて日本じゅうでこういう状況が起きていると。シャッター通りだとか空き地、空き店舗だとか、閉店だとか。これは大きな政治の責任があると思いますし、それから特に政治の責任の中身でも、郊外型の大型店をどんどん野放しにしたということがこういう状況をつくってきたと思います。これをどの時点でというか、もう一回もとに戻すような状況を、ぜひ国政もそうだし、我々も含めてやっていかなくてはならないと。そして、今頑張っている商店の皆さん、小売店の皆さん方を支援しながら、そういう状況をつくるために努力していく必要があると思っております。

私がここで聞きたいのは、一つは不況、経営不振の原因と対応についてです。

もう一点は、行政支援について、特に金融の関係です。モラトリアムだとか、それから市の融資制度だとか緊急保証制度だとかいろいろあって、使い勝手がいいものもあるわけですけれども、なかなか十分に知らされていないのではないかとつくづく感じることもありますので、その辺の実態がどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 不況、経営不振の原因と対応及び行政支援についてお答え申し上げます。

世界経済の同時減速による急激な輸出の減少や個人消費の低迷などにより、国内全体の景気が低迷している中であって、本市の中小企業、小売店においても、産業構造の変化、人口の減少や郊外における大型店の進出などにより、地域経済を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。市といたしましては、現下の状況を改善するため、国、北海道が行うさまざまな経済対策について迅速かつ正確な情報収集に努め、これらを有効活用することで、既存の中小企業や小売店が潜在能力を発揮するための条件整備と地域に根差した積極的な事業展開が可能となり、成果が実感できるよう努めているところであります。このため、企業経営緊急対策本部など相談窓口を引き続き設置し、金融や経営の相談に当たるとともに、制度融資利用者に対する利子、保証料等の補給により資金繰りを支えるほか、国、道などが

実施する経営支援事業の紹介と周知などのバックアップや、商工会議所などが行う各種振興事業を支援し、中小企業と小売店の振興を図っているところであります。そこで、金融等の支援についてであります。市内3金融機関において、債権者が中小企業者である場合の融資期間の延長や融資利率の引き下げなど、中小企業等金融円滑化法に基づく条件変更の対応状況につきましては、支店ごとの数値は公開されていないことから、金融機関全体で申し上げますと、本年3月末現在、北洋銀行での貸し付け条件の変更等の申し込みを受けた件数と債権額は4,037件の約918億円であり、このうち実行されたものは2,990件で約750億円、審査中が893件、謝絶が47件、取り下げが107件となっております。北空知信用金庫では、申し込みを受けた件数と債権額は62件の約17億円であり、このうち実行されたものは50件で約12億円、審査中が11件、謝絶はなく、取り下げが1件となっております。空知商工信用組合では、申し込みを受けた件数と債権額は109件の約9億円であり、このうち実行されたものは91件で約8億円、審査中が16件、謝絶はなく、取り下げが2件となっております。これらの取り扱い件数と取り組み状況から見ますと、それぞれの金融機関では、深川市内を含めた地域において、法の趣旨に沿って適切に金融の円滑化に努めていただいているものと考えております。

次に、本市の中小企業者などに対する制度資金融資につきましては、本年5月末現在で、深川市中小企業保証融資の貸し出し件数は76件、融資残高は約1億6,700万円、深川市中小企業振興資金の貸し出し件数は31件、融資残高は約2億900万円となっております。

次に、本市における平成21年4月から本年6月18日までの緊急保証制度の認定件数は、建設業が23件、製造業が5件、運輸業が5件、卸及び小売業が29件、不動産、飲食店、宿泊業及びサービス業が30件の合計92件となっております。いずれにしましても、市内中小企業、小売店がこれら支援制度を有効活用されるよう、商工会議所や金融機関と連携を図りながら、支援制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） この件についてはまとめをしないで、最後に行きます。

教育行政であります、実は教育行政に入る前に一言謝らなくてはならないと。この間、深川市民新聞に少年の主張大会の記事を書いたのです。最後に私の思いを幾つか書いた中で、「記念品をあげなかったということは教育的配慮がない」と書いたのだけれども、所管の課長さんが来まして、記念品は差し上げたのだと。ただ、みんなに見えない別なところで図書券をあげたのだと聞いたので、これは間違っていたので、訂正したいと思います。それは教育的配慮だと私は思うのだけれども、そういう点では考えてくれたと。去年はやっていなかったけれども、ことしはやってくれたという点では、よかったという思いでいるということをもまず一言言っておきます。

本題でありますけれども、道教委が、このところ、立て続けと言っているのか、出してきていることで、少しゆゆしき出来事があるわけです。二つ出ているのですけれども、一つは3月30日に出した通知であります。教職員の服務規律等の実態に関する調査の実施ということが出ていますし、それから5月26日は、学校教育における法令違反にかかわる情報提供制度に関する要綱というのが出されているのです。前者の場合には、校長先生が教員と面接あるいは面談して、いろいろ聞き取りする調査なのです。勤務時間中の組合活動に関する調査という項目では、ファクス、コピー機、電話の使用状況、組合会議の出席、教研集会への参加状況、それから政治的行為等に関する調査では、選挙活動としての戸別訪問、ピラ配り、その内容、ほかの教師がやっているのを見たことがあるかと。全く教職員の労働組合活動だとか、あるいは政治的な活動、行為に対して、それを認めないという立場から、いろいろ問いかけしていると感じられる中身であります。また、後者のほうの情報提供制度に関しては、父母、保護者、地域住民に、密告という表現がいいかどうかかわからないですけれども、そういうことを呼びかける制度だと。私たちも行事などで子供たちの姿を見る、出会う機会があるにつけて、子供たちに伸び伸びと育ててほしいと。そのためには、先生方にも同じように伸び伸びと指導してほしいという思いがするのです。それと逆行するような、阻害するような、そういう動きだと私は思えてならないのです。

そこで、道教委がこういう強圧的な姿勢で教員に臨もうとしている、臨んできているというときに、現場の市教委の対応というのは非常に難しいものも

あるし、大切だと思います。さらには、学校現場の校長先生も大変ご苦労なさっている、苦しんでいる方もいらっしゃるのではないかという気がします。その辺で、ストレートに道教委の現場に押しつけるというこのやり方を展開するだけではだめだと思うのです。やはり市教委としての自主的な立場でよく検討して、行き過ぎがあるとするならば、その辺をまさにとめ置きするような姿勢も含めてやっていただきたいと思うわけで、その点についてどうなっているか聞きたい。

もう一点は、30人学級の関係であります。私は予算のことがありますけれども、30人学級というのは焦眉の課題だと思っています。現状として踏み込んでいくべきではないかという意見、気持ちを持っているのですが、その辺の状況についてお尋ねします。○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 教育行政について、道教委の教職員の服務規律等の実態に関する調査及び学校教育における法令違反に係る情報提供制度についての市教委の受けとめと対応についてということで質問をいただきましたので、答弁申し上げます。

初めに、教職員の服務規律等の実態に関する調査についてお答えいたします。市教委としての受けとめでありませんが、本調査は文部科学省がさきの衆議院議員選挙における一連の事件を受けまして、教職員の任命権者である道教委に対し、新聞報道等で違法のおそれがあると取り上げられた事項に関し調査するよう要請を行い、道教委はこの要請を受けまして、道民の学校教育に対する信頼を確保するため、政令指定都市の札幌市を除く全道の公立学校の教職員を対象に、服務規律の状況などについて調査を実施したものと受けとめていただいております。市教委といたしましては、道教委からの教職員の服務規律等の実態に関する調査実施についての通知を受け、調査を行ったところでございます。調査実施に当たり、市教委といたしましては、このたびの調査が、各学校において校長による教職員の聞き取りを基本とされたことから、調査への取り組みに当たり、子供たちへの影響や個人情報の扱いなどに十分配慮しながら慎重に行うように各校長に指示したところでございます。本市での調査につきましては、整然と実施できたと受けとめております。なお、調査結果等の今後の取り扱いにつきましては、道教委

において検討されていると受けとめているところがございます。次に、道教委の学校教育における法令違反に係る情報提供制度についてお答えいたします。道教委は、学校教育においては、保護者を初め、地域の方々と信頼関係を基盤として、校長のリーダーシップのもと、すべての教職員が協力して調和のとれた学校運営を行っていくことが大切であり、このような保護者との信頼関係の前提となるのは、教育公務員としての法令遵守の精神であるとの基本的な考えに立って、このたび要綱を定め、学校及び教職員の法令違反について広く道民から情報提供を受けることにしたものと、市教委として受けとめているところがございます。市教委といたしましての制度の取り扱いについてでございますが、この制度に基づく道民からの道教委への情報提供があった場合は、道教委において十分精査、検討された上で、情報の提供の内容が市町村立の学校にかかわる場合には、関係市町村教育委員会に対し、調査など適切な対応を求めてくることと考えられますので、その場合、市教委といたしましては、情報を十分把握した上で、学校の適正運営の観点から調査を行うなど、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、30人学級について、深川市もここに踏み出すべきではないかということにつきましてお答えいたします。初めに、深川市の状況でございますけれども、国の学級編制基準は40人ですが、小学校1学年及び2学年、並びに中学校1学年については、道教委が実施している少人数学級実践研究事業によりまして、対象学年が2学級以上で、かつ1学級当たり児童生徒の数が35人を超える場合には1学級増となり、それに伴う教員の加配を受け、35人学級となります。本年度は、この事業により、深川中学校と一已中学校の1学年、それぞれ1学級増の3学級となり、基準に基づいて教員の加配を受け、少人数学級での効果的な指導が行われております。また、チームティーチングやグループ指導などの工夫、改善による少人数指導を実施することにより教員の加配が受けられますが、本年度は、この事業により、深川小学校、一已小学校、深川中学校、一已中学校の4校において各1人の教員の加配を受け、児童生徒個々に応じましたきめ細かな指導を行っております。次に、30人学級を実現すべきとのことでございますけれども、少人数によるきめ細かな学習指導は、有効な指導の方法として、現状の各事業、制度を積

極的に活用しておりますが、教育委員会といたしましては、これまでもお答えしておりますように、学級編成は国や北海道の基準に基づいて行うとしており、現行の40人学級を基本としているところございまして、市が単独で補助教員の配置を行うことは新たな負担増などの課題があり、困難な状況にあります。

○議長（北本清美君） 北名議員に申し上げます。
質問時間がなくなりましたので、簡略に願います。
北名議員。

○16番（北名照美君） 簡略に行きます。
教育公務員の法令遵守ということといいと思うのですが、それでは、教育公務員の正当な、そして認められる労働組合活動、政治的な活動について、どのように押さえてよろしいのでしょうか。
お尋ねします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。
一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 教職員の組合活動、政治活動につきまして再質問をいただきましたのでお答え申し上げます。

教職員の政治活動、組合活動につきましては、市教育委員会といたしましては、教職員の皆さんが教育公務員としてのモラルを持って行動されるものでありますし、政治資金規正法や公職選挙法、また地方公務員法などの関係法令を遵守すべきものと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 以上で北名議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時47分 休憩）

（午後 1時59分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、北畑議員。

〔北畑議員、質問席へ〕

○10番（北畑 透君） 10番目になりました。最後になりますけれども、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

最初に、市長の行政姿勢について何点か伺いたいと思います。山下市長におかれては、平成19年1月、真冬の寒いさなかに行われました、前市長の逮捕と

いう深川市政におけるかつてない厳しい緊急事態の中で行われた市長選において、市長いわく、青春時代を過ごした大切なふるさとである深川新生のために、全身全霊で新たなまちづくりに邁進するとの決意を掲げて、多くの市民の支持を得て当選を果たされました。これまでの行政運営の基本姿勢について何点か伺います。

最初に、ことは任期最終年に当たり、個性と活力がある深川づくりのために鋭意努力をされていると思います。市長が思い描くあるべき深川の姿についてのさまざまな課題があるとは思いますが、その課題について、どう思われているのかお聞きしたいと思います。

2点目に、人事について伺いたいと思います。これまで市長に就任されて、大きな主要な人事を3回行われてきたわけでございます。前にもお聞きしましたけれども、この大幅な3回の人事、市長の人事における基本的な考え方と自己評価について伺いたいと思います。

3点目に、3年前の市長選挙では、市長は、信頼される市役所というのをキーワードに公約を掲げて、3年半が経過しております。この3年半の間で掲げられた公約をどの程度市長ご自身が評価し、そして達成できたのか、その辺、市長のご自身の今の心境を伺いたいと思います。

それから、最後になりますけれども、選挙のときに、市長は深川の骨となるという覚悟、決意を掲げて市民の支持を得たわけでございます。この決意、深川の骨となるという意味合いも含めまして、それは任期中の意味合いを言っているのか、それともまた、この深川の地に骨を埋める、どんなことがあっても深川のために頑張るとい一つの長い意味での決意を語っているのか、その辺を伺って最初の質問にいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 北畑議員の市長の行政姿勢についてのお尋ねにそれぞれお答えしたいと思いません。

初めに、3年半を振り返って、深川のあるべき姿についての課題などのお尋ねがございましたが、先日も述べましたように、3年半が経過いたしまして、任期残すところ半年となっているところでございます。鍛冶議員のお尋ねにもお答えさせていただきます

したとおり、この3年半の間、市民の皆様を初め、議会議員各位の大きなご理解とご協力をいただきながら、大変大きな課題でありました健全財政の確立、確保、またその堅持と、それから財政健全化法に基づく市立病院の経営健全化の策定と、またその執行、そして雇用対策や少子化などの人口対策、加えて経済対策、さらには保健福祉の充実などなどにつきましても、私自身としては積極的な施策の展開に努めてきたと思っております、またそれぞれ一定の前進あるいは成果があったと考えているところでございます。残された任期につきまして、まず一生懸命同じような姿勢で、全身全霊で、特に第四次総合計画に掲げます「市民とともに創る住みよいまち深川」の実現にさらに少しでも近づいていけるように、しっかり市政運営に努めてまいりたいと考えておりますが、その先のといいますか、将来の深川の姿、課題といったことにつきましては、主にきのうも申し上げました、今後取り進めていくことになる次期の総合計画の取りまとめ作業の中で、そういった望ましい姿、課題といったものが整理され、明らかにされていくことになるのではないかと認識いたしております。

それから、2点目の人事についてでございます。人事については、議員が言われましたように、市長に就任してから従来のやり方を踏襲しつつ、定期的に人事なるものを実施してきたところでございますが、その考え方につきましては、何回かお尋ねいただきましたときにお答えしたように、その時々まさに当面している行政課題の解決に向けまして、活力を持って事に当たれる、また簡素に、また効率的に組織対応ができるような人事体制を確立するというを基本にしまして、公平公正かつ適材適所と、そういう観点から、それぞれのその時点における、まさに職責を全うするに最もふさわしい人材をそれぞれに配置する、登用するというところでやってきたつもりでございます、少し言い過ぎかもしれませんが、常にベストの人事をしてきたと、私は自負いたしております。

次に、市長選挙の折の公約について、どのように自分なりに評価しているのかといったお尋ねがございました。それで少し思い返してみまして、前回の市長選挙の折には、市民の皆様に対しまして、新しい深川に向けてということで、主に四つの取り組みを挙げて選挙戦をしたということでございまして、

その一つが、信頼される市役所づくりでございまして、透明性の高い市役所づくりということで、就任当初よりいろいろ取り組みをさせていただきました。特に、一つは入札制度の改善、改革でありますし、またそれに絡みまして、職員の再就職に関する取り扱いというものも、非常に厳格に取り扱いをしていくといった方針を明らかにし、それ以後、それに則して推進してきているところでございまして、信頼される市役所づくりにも意を用いてきたということでございます。二つ目が健全財政の確保を前提とした上で産業振興ということを書いておまして、これは先ほども申し上げましたが、事務事業のゼロベースからの見直し、さらにはその後の財政収支改善案による財政健全化の取り組みといったことをきちんとして行う一方で、本市経済のかなめであります農業振興のさまざまな対策や、また商工業の振興策につきましてもさまざま取り組んできたと自分では自負いたしております。三つ目が、市民生活に直結する福祉、教育、文化などの行政サービスの充実ということでありますが、この点も、それぞれの施策の現状を点検させてもらった上で、重点となる施策について充実を図ってきたと考えております。四つ目に、近隣の町との広域連携ということも書いております。近隣町との関係で、北空知の中心でございまして本市の役割を踏まえまして、一部事務組合や北空知振興協議会における取り組みに関しまして、鋭意その取り組みを牽引する、さらにまた内容を充実、強化していくといったことで、しっかり役割を果たしてきていると、そのように私は考えております。私が公約として取り上げてまいりましたこれらの事柄につきましましては、そういうことで、手前みそになるかもしれませんが、第四次深川市総合計画との整合性をしっかり図りつつ、また市民の皆様や議員各位のご協力もいただきながら、一步一步そうした理想というか、望ましい方向に向かって着実に前進が図られてきていると考えているところであります。

次に、最後4点目ではありますが、議員が言われた深川の骨となる決意に変わりはないかと。直接こういう言葉だったかどうかはわかりませんが、いずれにしても、選挙戦の折、市長として深川に骨を埋める、そういった気概を持って全身全霊で本市の市政運営に当たらせてもらうという決意を示す意味合いで、そういったことを何度か申し上げた経過がございまして、その思いは現在も当然変わっておらない

ということを申し上げて、答弁にいたしたいと思っております。

○議長（北本清美君） 北畑議員。

○10番（北畑 透君） 次に移る前に、決意は変わらないということで、事実上の次期市長選に向けての決意かと受けとめさせていただいて、次に移りたいと思います。

2番目に、社会インフラの老朽化と維持更新について、2点にわたり伺いたいと思います。いわゆる道路、橋梁、上下水道などの基礎的なインフラから、学校、公民館、コミセン、文化施設、それからスポーツ施設などのように市民に親しまれている建物、また社会教育施設、保育所、児童館、老人ホームなどの民生施設まで幅広く多くありますが、今回は文化施設などの建築物を対象として、その老朽化と維持更新について伺います。公共施設のうち、高度経済成長に伴う人口増や、それによって市民要望や行政需要の高まりによって、本市においても、昭和40年代から50年代にかけて、四度にわたる総合計画に基づいて急速に整備されてきた経緯があります。このような歴史を背景に、昭和56年以前の耐震基準による公共施設は、耐震補強または施設の建てかえによる取り組みが必要であり、このような56年以前に建てられた施設においては、現在、新しいものでも30年が経過しようとしております。これら施設の老朽化によって、今後大規模な修繕や建てかえ、耐震化などの維持更新のタイミングをこれから一斉に迎えることとなります。

1点目に、まず公共施設の老朽化及び耐震化の状況について伺います。

2点目に、過疎化が進行する公共施設に関する象徴的な事例として、衰退する地域における小学校というのがあります。児童数が減り続け、学級が維持できず、小学校の統廃合を余儀なくされる、このタイミングが過疎化が進む自治体にとって、中心市街地だけではなく、地域全体として公共施設の利用の低下の分岐点とされる全国調査に基づく研究結果もあります。本市においても、昨年から教育行政方針の中で小学校の再編が計画され、これから実施されようとしております。このことは、施設利用の需要の減少に伴って、使われる頻度がだんだん少なくなっていく施設、そしてその結果、統合、再編、それから用途の変換、施設の複合化など、効率的な利用と管理のあり方、そしてこれらを可能にする財政負

担の手当てをシミュレーションした維持更新の計画を作成する必要があると考えますが、その対応と取り組みについて伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

寺下副市長。

○副市長（寺下良一君） 社会インフラの老朽化と維持更新について、2点質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の公共施設の老朽化と耐震状況についてであります。市の施設においていわゆる社会インフラと呼ばれるものには、質問にありました道路、河川、公園を初め、下水道や公営住宅、情報通信施設、さらには学校、病院など数多くございます。その中でも、今回は、学校施設を初め、文化施設などの建物が主になっている質問かと思いますが、いずれも目的を持った施設でございますので、機能や目的が損なわれないよう、それぞれの部門において適切に管理されるべきものと考えてございます。

質問の老朽化の状況等につきましては、個別には申し上げますが、総じて長年の使用や時間的経過などから一定の劣化、消耗等は避けられず、また耐用年限などにより更新期を迎えているものもありますことから、それぞれの担当所管において、適宜の補修、改修等を講じる中で、適正な管理に努めているところでございます。また、耐震状況につきましては、平成20年第2回定例会において、市の防災計画に基づく避難所を対象に、昭和56年以前の施設についてお答えした経過がございますので、今回も同様に申し上げますと、当時、避難所は47カ所、うち市有施設が38カ所、耐震基準改正前の施設は12カ所ございましたが、その後の状況としては、昭和49年建築の職業訓練センターが平成21年3月に廃止され、施設数として一減となっておりますが、状況的には大きな変化はないものであります。耐震改修につきましては、財政的なこともあり、なかなか実施には至っておりませんが、本年度、国の公共投資臨時交付金等を活用する中で、耐震改修の必要な小学校2校、中学校6校について、その対応を進めておまして、これが完了しますと、市内小中学校の校舎、屋内体育館についてはすべて耐震化が終了するものでございます。

次に、2点目の維持更新計画の作成についてであります。施設を継続的かつ安定的に使用するために、メンテナンスや更新作業は不可欠なものと考え

ますし、今日、各種の公共施設は災害時における避難所としても高い機能や安全性が求められているところでございます。そうしたことから、施設の構造や老朽くあいを十分把握し、将来に求められる使用期間や施設水準、さらには更新にかかる費用や効果を予測することなどは大切なことだと考えますし、施設の長期使用や適正管理の観点から、有効なことと認識するところでございます。したがって、今ほど北畑議員からご指摘いただきました事柄につきましては、今後の適正管理、効率的、効果的な維持更新に資する適切なご助言、ご指導と受けとめまして、本年度改めて全庁的な連携強化や情報共有、調整等を図る中で、総合的かつ横断的な視点に立った計画の策定に向け、検討を進めてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 北畑議員。

○10番（北畑透君） 次、3点目、雇用と失業対策についてお伺いいたします。

昨年12月の定例会でも、同種の内容の質問をいたしました。昨年1月には、蝦名林業の倒産で約100人、そして3月には東邦金属の深川からの撤退、そしてその夏には完全に深川工場が閉鎖に至り、約300の方が職を失いました。このことは、本市の雇用環境、そして経済にとってさらなる落ち込みに拍車をかけ、まさにそこで働いていた方々にしてみれば、本当に心中察するものがございます。さらには、地域経済の崩壊がある意味いよいよ瀬戸際に来たという状況にもなって、それからどの程度回復したのかということが最大の問題でございますけれども、その実感はないという状況でございます。

そこで、3点お伺いいたします。最初に、昨年12月の第4回定例会の対応の中では、失業給付の延長で、ことしの春先ぐらまでは雇用保険の給付を受けられるという答弁がございました。しかし、その給付も延長が切れた状況にかんがみますと、現在の状況と市の対応としてはどうなっているのか。

2点目に、あれから半年が経過したわけでございます。新たな就労生活支援の現状と、今後の支援に向けた対応の新しい部分があるのかなのか。

3点目に、これも昨年12月に、繰り返しになりますけれども、やはり地域雇用を生み出す、またはつくり出す、こういう努力がある意味自治体に今一番求められているのかと。そんな意味では、この新しい雇用創出に向けて取り組まれている内容があるの

かないのか。またないのであれば、どういったことにこれから意を尽くしていくのかをお答え願いたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 雇用と失業対策についてお答えいたします。

昨年の蝦名林業並びに深川林産の倒産、そして東邦金属深川工場の撤退は、本市の地域経済や雇用の面で大変大きな痛手となったところであり、本市では、道やハローワークなど関係機関の協力を得て、離職された方への生活、就労などに関する相談会や雇用機会創出事業を活用し、働く場所、機会の提供に努めてきたところであります。

初めに、離職者の現状と対応についてであります。市内における倒産や廃業に伴う失業者の個々人の動静につきましては、市では把握することはできませんし、ハローワークでも、離職手続以降は一般失業者としての取り扱いとなることから、追跡調査は困難とのことであります。ハローワークとして、離職後、失業給付が切れる方への対応として、雇用保険の給付日数延長や社会福祉協議会が窓口となる失業者の再就職、生活立て直しを目的とした総合支援資金貸付制度、臨時特例つなぎ資金貸付制度などのほか、新たに国において創設された職業訓練生活支援給付金制度の相談をハローワークの窓口で受け、申請された方がおられると伺っております。

次に、就労、生活支援の現状と今後の対応についてであります。国では現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、この4月から非正規労働者のセーフティネット機能強化として、雇用保険に係る適用範囲を拡大させる雇用保険法改正による雇用対策の強化が行われているところでありますし、雇用機会創出事業では、事業の要件緩和や市町村が平成23年度までに計画する緊急雇用創出推進事業に係る年度ごとの事業予算枠を前倒して実施するよう通知がありましたので、本市の平成22年度事業におきましては、当初の事業予算枠約1,500万円を約2,186万円に拡大し、事業を組み立て、道の決定をいただき、4月から順次取り進めているところであります。さらに、緊急雇用創出推進事業において、当初の事業費枠とは別枠で、成長分野における雇用促進を目的とした介護を含む人材育成事業が新設されましたので、これらを活用するため、一般分と合わせ、3事業、約

1,150万円を補正予算として本定例会初日に提案させていただき、可決いただきましたので、随時事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、今後の地域雇用対策についてであります。ハローワーク深川における本年の求人倍率は3月期から上昇し、好転の兆しもうかがえるところではありますが、この状況がさらに向上、改善されるよう、今後とも地域経済の活性化と地域雇用の安定、確保に向け、国の経済雇用対策を最大限活用できるよう情報の収集に努め、的確に対応してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） ただいま寺下副市長から先ほどの答弁を一部訂正したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

寺下副市長。

○副市長（寺下良一君） 貴重な時間を申しわけございません。

先ほどの答弁の中で、耐震改修の必要な小学校2校、中学校6校と申し上げました。中学校4校であります。申しわけございません。訂正させていただきます。

○議長（北本清美君） 質問を続けます。

北畑議員。

○10番（北畑透君） 次に、4点目、がん検診と予防についてお伺いいたします。

日本は世界有数のがん大国であります。その反面、国民の命を守るがん対策では、いまだに後進国でもあります。そこで、がん対策の柱の一つであるがん検診について、がん対策基本計画では、国においては2011年度までに受診率を50%以上という大きな目標を掲げております。その一環として、女性特有の乳がん、子宮頸がんの検診率を上げるため、昨年度第1次補正予算に216億円が計上され、一定の年齢の方を対象にがん検診無料クーポンの配布が実現し、検診率の向上に向けて大きく動き出しました。しかし、一方で鳩山政権が編成した今年度予算では、無料クーポン事業費は約3分の1の76億円に減額されました。事業の継続には自治体の財政負担が必要となりますことから、今年度も何らかの形で事業を継続させる自治体は、それでも97%に上ることが調査により明らかになっております。この事業に対する全国自治体の強い意欲のあらわれであり、改めて全額国庫負担で事業を継続すべきであると声を大にして訴えるものであります。さて、このようにして始

まったがん検診の無料クーポン事業、深川市の場合、平成21年度の子宮頸がん検診の対象者は、20歳から40歳までの5歳刻みで599人、乳がん検診は40歳から60歳まで、同じく5歳刻みの845人、昨年8月1日から、年度をまたいで8カ月間の取り組みを見ますと、3月末までの時点では、子宮頸がん検診率は27%、乳がん検診は37%という現実があります。これらとは別に、従来から行われてきた子宮頸がん、乳がんの検診数は平成20年度においては633人、697人であったのが、21年度ではそれぞれ676人、818人と確実に検診数の向上に寄与していることは事実であります。確かに、がんは大変大きな病気でございますけれども、現在では早期に発見すれば治らない病気ではなくなってきております。しかも、子宮頸がんは予防できるがんであり、その対策が全国各地で大きく前進しております。昨年10月に厚生労働省が予防ワクチンを承認し、12月には発売がスタートしました。新年度に入るや、全国各地で子宮頸がん予防ワクチンの接種が始まったというニュースも相次いでおります。ワクチン助成と検診とのセットで、子宮頸がんの発症自体をゼロに近づける取り組みが加速しております。以上の観点から、本市におけるがん対策への取り組みを4点にわたりお聞きします。

1点目、昨年度からのがん検診無料クーポン事業の取り組みの成果についてお知らせください。

2点目、受診率50%を目指した新年度の無料クーポン事業の取り組みの内容についてお聞きします。

3点目に、無料クーポン事業だけではなく、肺、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんなどの検診率向上に向けた取り組みについてお聞きします。

4点目、子宮頸がんワクチンの公費助成に向けての取り組みについて最後にお聞きします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） がん検診と予防について、4点にわたり質問いただきましたので、お答えいたします。

初めに、1点目のがん検診無料クーポン事業取り組みの成果についてであります。平成21年度の実績は、質問にありましたとおり、子宮頸がん検診の対象者数599人に対し、受診者数161人で、受診率26.8%、乳がん検診の対象者数は845人に対し、受診者数313人で、受診率37%となっており、残念な

がら国の目標値である50%には及ばなかったものの、毎年度実施している定期的子宮頸がん及び乳がん検診の実績における節目年齢で比較してみますと、子宮頸がん検診では、20歳、25歳、30歳での受診者数が急増、乳がん検診では40歳、45歳、50歳での受診者数が急増しており、深川市の受診者が高齢化する傾向にある中で、がん対策として重要な若年受診者の新規拡大には大きな効果があったものと考えており、この年齢層に今後の継続的な受診を促していきたいと考えております。

次に、2点目の受診率50%を目指した今年度の無料クーポンの取り組みについてであります。本年度は年度当初から検診の準備を開始して、受診率向上のため、受診期間を昨年度よりも1カ月間長く設定し、対象者に対し5月19日に検診手帳を同封した無料クーポンを個別発送したところであり、あわせて広報ふかがわ6月号に掲載し、市民周知を行ったところであり。また、検診機関として、昨年度と同様、3医療機関に委託し、集団でも個別でも検診が受けられるよう体制を整えており、特に本年度は乳幼児健診時など、母子保健事業の機会をとらえて受診勧奨の強化、またその後の受診状況を見ながら、はがきによる勧奨を行うなど、受診率の向上に努めることにしております。

次に、3点目、無料クーポン事業以外の各種がん検診率向上の取り組みについてであります。本市においては、受診者が検診の機会を幅広く選ぶことができるよう、北海道対がん協会、深川市立病院、旭川厚生病院、旭川がん検診センターの四つの医療機関に委託するとともに、検診期日が限定される集団検診だけでなく、深川市立病院、旭川厚生病院のドックへの助成により、個別に、しかも年中受診できる体制をとっております。また、受診の利便性を高めるために、早朝検診と土曜日、日曜日の休日検診、国保加入者への特定検診との同時検診体制をとるとともに、コミセンを活用した地域での検診も行っておりますし、さらに経済的負担の軽減のため、検診料金の個人負担軽減策として市が助成しているところでもあります。加えて、生活保護世帯、市民税非課税世帯、母子寡婦世帯の方、75歳以上の方は全額市が負担し、深川市国保加入者は市国保が負担しますので、無料での受診が可能となっております。そして、これらの内容については、広報ふかがわ、ホームページ、健康カレンダーへの掲載や健康教室

などのあらゆる保健事業を通じて周知を図り、受診率向上に向け、担当職員が一丸となってがん撲滅のため努力しているところでございます。

次に、4点目の子宮頸がんワクチンの公費助成の取り組みについてであります。子宮頸がんは予防可能な唯一のがんとして、同ワクチン接種が有効であることから、まだ少数ではあるものの、徐々に各自治体による独自の公費助成制度の取り組みがありますが、市といたしましては、がん予防対策は国を挙げて取り組んでいる重要施策でありますことから、子宮頸がんの徹底した対策のために、国が率先して推進すべき事業であると考えており、春季空知市長会連絡協議会において、国に対する積極的な国費助成制度の創設の要望について申し上げたところであり、今後、北海道市長会主管者会議を通して北海道市長会に要望してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北畑議員。

○10番（北畑 透君） 1点だけ再質問させていただきます。

最後のワクチンの公費助成でございますけれども、今、国が率先してやるべきだという答弁がございました。これは要望も出されているということでございますけれども、国が全額を負担してやるべきと考えているのか、それとも一部助成みたいなものがあるか、市もそれに乗るような形で一緒にやるのかという、今の答弁でいくと、国がやらないと、市はやらないという話に聞こえるのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 再質問にお答えいたします。

国の全額助成、あるいは一部助成があったときに、市としてもその取り組みがあるのかということでございますけれども、全額助成の場合は、当然その制度に乗っかって、市としてもこの制度助成を活用していきたいと。一部助成があった場合については、市の財政状況も見きわめながら、そのとき判断してまいりたいと思っております。

○議長（北本清美君） 北畑議員。

○10番（北畑 透君） それでは、5番目、口蹄疫対策について伺います。

これに関しては、初日の鍛治議員、それから昨日の太田議員より大変詳細にわたっての質問とそれに

対する答弁がございました。何にも増して、宮崎県の口蹄疫の終息宣言が待たれるわけでございます。また、万が一こういった口蹄疫のようなものが蔓延するようなことになれば、やはり今回の教訓からは初動体制というのが、犯罪の検挙率ではございませんけれども、かなり有効という答えも出ております。そんな意味では、ないことを祈りつつ、もし万が一あった場合には、初動体制に誤りのない判断と行動をお願いしてこの質問は割愛し、6点目の道立青年の家について伺います。

道は道立の公園や美術館、体育館など54の道の所有する公共施設について、廃止や民間などへの移管を含めた業務の見直しを進めております。この54の施設の中に、音江にある青年の家、「ゆーすくる音江」という名前でございますけれども、ゆーすくる音江を見直しの俎上にのせると聞いております。

現在、その状況はというと、54の各施設の活用状況を廃止した場合の影響などについて調査して、この夏、8月にも存続か廃止かの方向性を出すとのことでございます。そして、スケジュールとしては、9月の道議会に提案するというような話も仄聞しておりますが、現在、音江にあるゆーすくる音江、青年の家の状況と今後の見通しについて伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君） 道立青年の家についてお答え申し上げます。

道立青年の家は、団体宿泊訓練を通じて健全な青少年の育成を図ることを目的に昭和37年に開設されました。平成12年には、施設の老朽化から全面改築が行われ、快適で近代的な施設に生まれ変わったことに加え、多彩な活動プログラムの実施などにより、毎年多くの研修を受け入れている状況にあります。

質問の施設の存廃などについての現在の状況と今後の見通しについてであります。北海道におきましては、平成18年に策定した新たな行財政改革の取り組みなどに基つき、施策の重点化など事務事業の見直しや、公の施設の指定管理者制度の導入などの行財政改革の一層の推進が求められ、このことを受けて、道立青年の家と道立少年自然の家のいわゆる道立青少年教育施設、7カ所道内でございますが、それらにおきましては、平成19年度までにすべての施設で指定管理者を導入し、効果的、効率的な運営に努められたとのこととあります。しかしながら、

これら道立青少年教育施設全体に対する評価の知事の見解におきましては、国、市町村、民間施設の整備状況や施設の廃止等の影響を検証するなど、道立施設としてのあり方の抜本的な見直しが求められたところであります。このことを受けて、北海道教育委員会では、昨年12月に見直しに向けての基本的な考え方をまとめ、道立青少年教育施設の新たな役割と機能の検討により、新たな体験活動プログラムの開発のための、仮称でございますが、体験活動開発センターや、同センターで開発した効果的な活動プログラムを提供するための機会と場所として、これも仮称ですが、体験活動支援センターへの転換について検討がなされているようであります。なお、施設の設置場所や数、管理運営の体制など、具体的なあり方についてはさらに詳細に分析を行い、平成22、23年度中に取りまとめられるとのことであります。

道立青年の家は、長い歴史と伝統の中で積み重ねられた高度なノウハウを持ち、空知管内のみならず、北海道全域における青少年の健全育成及び社会教育の拠点施設としてなくてはならない施設であり、また本市を含む北空知管内における社会教育の振興、発展に欠かすことのできない施設と認識しているところであります。さらには、深川市のシンボル施設の一つとして、深川市の知名度を高めていただいていることや、多くの研修者の受け入れによる交流人口の拡大に貢献いただいていることから、ぜひとも本市において存続いただくことが必要と考えるところであります。本市としましては、これまで道教委及び道立青年の家に対し、存続要請並びに青年の家の利用拡大や支援に当たっての地元としての提案を行うなど、情報提供や情報交換を行っており、あわせて地元の関係機関・団体などに利用促進を呼びかけているところでございます。今後におきましても、道立青年の家が本市で存続されるよう、道教委などからの情報収集に努めるとともに、存続に向けて、教育委員会のみならず、市を挙げて積極的な対応を図ってまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 北畑議員。

○10番（北畑 透君） それでは最後、7番目、介護の課題について質問いたします。

介護保険制度も平成12年度にスタートして、10年が経過しております。介護サービスの基盤の充実とともに、制度が広く市民に浸透してきたことは、年々増加する利用者数でうかがい知ることができま

す。安心して老後を暮らせる社会を目指して、制度としての介護と認定された数だけ介護の方法があるとの現実との観点に立てば、現状の課題、問題があり、まさに走りながら考え、修正することが求められます。そこで、介護保険の保険者である深川市に対しまして、8点にわたり伺いいたします。

最初に、介護事業の運営について4点伺います。

特養ホームへの入所希望が多い状況が続いております。中でも、利用料の負担の少ない多床室や老々介護や老障介護に対応できる二床室の要望もございます。介護施設の整備を行う上で今後配慮すべき点であると思っておりますが、その見解と取り組みについて伺います。

2点目に、介護施設の中で老朽化しているところも見受けられるようになってまいりました。また、建設から相当年数が経過した施設などは、冷暖房の設備に関しても非効率的な状況になっているところもあり、また昭和56年以前の建物に関しては耐震化の問題もあります。施設整備の改修についてルール化が必要と考えますが、公的支援に向けた基準づくりと具体的な取り組みを伺います。

3点目に、介護保険適用までの事務が煩雑で時間がかかり過ぎている状況があります。事務を簡素化してスピーディーにし、すぐ使える制度に改善すべきと思いますが、その実態と改善に向けた取り組みを伺いたいと思います。

4点目に、介護保険法の精神からいいますと、申請申し込み時点からサービスを受けられることになっておりますが、現状は何日か後からの介護サービスを受けるようになります。そこで、本市においては何日後から介護のサービスが受けられるのか。市として、ケアマネジャーによる聞き取り調査、要介護認定審査会の認定が出るまでのサービス提供について、どのように考えているか伺います。

次に、介護保険事業外の高齢者のための福祉政策について、4点にわたり伺います。

1点目に、高齢者専用賃貸住宅等の設置などについて、その認識と見解を伺います。

2点目に、高齢者の方が常に携帯して歩く、仮称でございますけれども、安心カード、これには、本人の名前、住所、生年月日、血液型、親族の連絡先、かかりつけの医院、そして本人の持病、アレルギー、国民健康保険番号などを記入したカードを新たに作成して、緊急時にすぐ対応できるものとして使うこ

とを提案したいと思いますが、その提案に対する対応を伺います。

3番目に、独居高齢者、高齢者世帯などの介護弱者に対してのきめ細かな相談体制が必要であります。子育てにはファミリー・サポート・センターがあり、さまざまな相談、要望に対応できる環境が整っておりますが、高齢者に対しても同様に相談できるサポートセンターを設けてはどうかと思いますが、所見を伺います。

最後に、介護難民という言葉が生まれるほど、家族の介護をするために離職せざるを得なかったなどという家族も散見されます。そうした介護家族へのきめ細かな相談業務の実施についてどのように考えているか、その考え方についてお聞きします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 介護の課題について、数多くの8項目にわたります質問をいただきましたのでお答え申し上げますが、答弁が少し長くなりますことを、お許しいただきたいと思っております。

1点目の利用料負担軽減の二床室についての介護施設整備を行う上での見解と取り組みについてであります。国では、介護保険3施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の整備については、個人の尊厳を守り、個性や生活のリズムを保つ観点から、個室、ユニット化を推奨しておりますが、設置主体や住民ニーズを踏まえ、ユニット型以外の整備を希望する場合は尊重しております。市としましては、二床室を初めとする多床室はユニット型個室に比べ室料が低額でありますし、選択肢を広げる意味合いからも、法人等が介護施設の整備を行う際には、プライバシーをある程度を保つことが可能な多床室も必要であると考えております。

次に、介護施設の老朽化の対応についてですが、市内の社会福祉法人や医療法人が開設している介護施設には、開設から相当年数を経過した施設もありますことから、順次、改築や施設整備の改修がなされていくものと考えております。質問の公的支援に向けた基準づくりと具体的な取り組みとしましては、市内の社会福祉法人に対し、これまでと同様に、国、道の補助対象事業については財政支援を行うことを基本としながらも、その時々市の財政状況や財源確保を見きわめて検討してまいりたいと

考えております。

次に、介護保険申請から認定の時間短縮についての実態と改善に向けた取り組みであります。介護認定は原則として申請から30日以内に行うこととされておりますが、対象者の心身状況等、調査や主治医からの意見書取り寄せ、コンピューターによる1次判定、介護認定審査会での2次判定など煩雑な事務作業があることから、この30日という期限ぎりぎりで認定結果をお知らせしているのが実情でございます。申請から認定の時間短縮については、認定調査や介護認定審査会における審査判定の公平公正性が求められており、また客観的に行えるよう全国一律の基準が設定されていることから、現状にあっては難しいものがあるものと考えております。

次に、要介護認定審査会認定までのサービス提供について、介護認定の申請をした後、何日後から介護サービスを受けられているかとのことですが、新規申請の認定調査は市職員が行っており、その心身の状況から緊急性のあるものであったとしても、介護サービス提供事業所等との連絡調整や確認もあることから、現状としては、申請から二、三日後には介護サービスを利用できるものでございます。また、サービス提供までの期間短縮についての考え方は、市では、要介護者や家族など介護する方々の状況により、より早期のサービス提供が必要な場合は、申請時や調査時に把握が可能であることから、その実態に合わせてサービス提供事業所の協力を得るなどしながら、優先性、緊急性を十分考慮し、迅速に提供すべきものと考えております。

次に、2点目の高齢者専用賃貸住宅等の設置についてでございますが、本市では、現在、高齢者専用の賃貸住宅がないため、高齢者から住まいに関し相談があった場合、地域包括支援センターの総合相談窓口でバリアフリー化された市営住宅や道営の北光中央団地の情報を紹介したり、さらに軽費老人ホームなどの利用や施設入所など、個々のニーズに合う生活形態の確保に向け、情報提供をしているところでございます。この高齢者専用賃貸住宅は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、専ら高齢者の入居を受け入れる賃貸住宅になりますが、現状、市ではこれまで高齢者のみを対象とした賃貸住宅の対応は行っておりませんが、今後、本市におきましてもますます高齢者が増加していくことから、高齢者のための住宅確保も必要であると認識していると

ころでございます。今後、重要な課題として受けとめ、研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、携帯用の安心カードについてであります。携帯用は身につけていることができ、緊急時にすぐに対応できる便利なものであると認識しておりますが、個人情報流出防止や統一的所持方法など、問題を解決していかなければならないこともございます。本市では、現在、身につける携帯用の安心カードではございませんが、急病などで救急搬送される際に備え、持病や飲んでいる薬などを書き込み冷蔵庫に保管する救急カードについて、議会論議もいただきながら、昨年12月から実施しているところであります。この救急カードは、ひとり暮らしの高齢の方や救急搬送の可能性の高い持病のある方などで、救急時に救急隊員や搬送先の医療機関に情報提供を希望する方を対象としており、5月末現在で1,536人の方が登録し活用してございます。この事業を始めてまだ6カ月余りしかたっておりませんので、所管としては、まずはこの救急カードの普及、定着を推進してまいりたいと考えているところでございます。北畑議員からご提案のありました携帯用の安心カードについては、その必要性は十分理解いたしますので、今後研究してまいりたいと考えているところでございます。

次の高齢単身者、世帯に対する対応についてであります。本市では、高齢単身者のためにひとり暮らし老人等安否確認サービス事業、緊急通報システム事業、在宅老人等給食サービス、災害時要援護者避難支援見守りプランを展開しているところであります。現状今申し上げた事業は、希望される方全員に供給されておりませんが、限られた予算の中で最大限の効果が上げられるよう、運用に努めているところであります。北畑議員から提案のありましたサポートセンターですが、高齢者世帯などの介護弱者に対してのきめ細かい相談体制については、現在行っております地域包括支援センターにて、総合相談支援業務の一環としてとらえ、介護に関する相談、悩みや問題など、どのような相談でも対応しておりますことから、サポートセンターとしての機能を有しているものと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

最後に、家族介護と高齢者世帯への相談体制についてであります。現在、地域包括支援センターで

は、包括的支援事業と指定介護予防支援事業を行っております。その包括支援事業の中で、介護保険以外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談、支援も実施しており、例えば家族の介護をするために離職せざるを得ないような家族から相談があった場合には、離職しないで介護等ができないかなどの相談に応じたり、介護家族の悩み事がある場合でも積極的に相談に応じますが、現在のところそういった相談はございません。地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応し、介護に関する相談や心配事、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど何でもご相談いただける体制のもとで、関係機関と連携、協力しながら対応していく考えであります。

○議長（北本清美君） 以上で北畑議員の一般質問を終わります。

○議長（北本清美君） お諮りします。

常任委員会開催等のため、6月25日、28日及び29日の3日間休会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、その3日間休会することに決定しました。

○議長（北本清美君） 以上で本日の日程はすべて終了しましたので、本日はこれで散会します。

なお、6月30日は午前10時から開議します。

（午後 3時01分 散会）



平成22年第2回定例会

平成22年6月30日（水曜日）

深川市議会定例会会議録 (第4号)

平成22年 6月30日(水曜日)

午前10時00分 開議

午前10時17分 閉会

○議事日程(第4号)

- 日程第 1 委員会報告第14号
議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第46号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 委員会報告第15号
平成21年請願第6号 労働者派遣法の早期抜本改正を求める請願
- 日程第 3 意見案第5号 労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書
- 日程第 4 意見案第6号 戸別所得補償制度の本格実施に向けた意見書
意見案第7号 平成21年産米の緊急買入と恒常的な需給調整対策の確立に係る意見書
意見案第8号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書
意見案第9号 介護保険制度の見直しに関する意見書
意見案第10号 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書
意見案第11号 地方財政の充実・強化を求める意見書
意見案第12号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書
- 日程第 5 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第 6 閉会中の所管事務調査の申し出について

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 初めに、総務文教常任委員長から議案2件、経済建設常任委員長から請願1件の審査結果の報告がありました。

次に、経済建設常任委員会から意見案1件、川中議員外から意見案7件の提出がありました。

次に、市長から深川市土地開発公社の平成21年度決算に関する書類及び株式会社深川振興公社の第46事業年度の決算に関する書類の提出がありましたので、本日配付しております。

次に、第2回定例会4日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 委員会報告第14号議案第45号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第46号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての2件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

渡辺総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(渡辺英雄君)[登壇] ただいま議題となりました議案第45号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第46号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての2件について、総務文教常任委員会で審査しました概要と結果についてご報告申し上げます。

本件、議案2件は、今定例会において当委員会に付託され、6月25日に委員会を開催し、所管の部課長等の出席を求め一括して審査を行いました。

質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、この条例の改正は、子育て支援として有効であり、民間の企業も倣う部分も多いが、現実問題として民間の企業では休暇、休息が取れず、思うように実施されていない。その格差も心配するが、施行に当たっての影響は。

答え、子育てをしやすい制度の緩和、拡充という視点から、配偶者が育児休業している職員などにも

育児休業が取得できるようになり、男女ともに子育てしながら働き続けることができる環境整備の向上が図られ、さらに大きな意味で少子化に歯どめがかかることを期待します。また、国家公務員に準じて改正を行っており、市が先導的に行うことの必要性、それから民間の対応とのギャップもあると思いますが、国を挙げての少子化対策の一環であり、本市が先進的に取り進めている少子化対策の成果に資する観点から、着実な推進を図りたいと考えています。

問い、育児休業と育児短時間勤務をとる場合の職場のフォロー体制は。また、対象者の人数は。

答え、産前、産後、育児休業の取得に当たっては、速やかにかつ適切に代替の臨時職員、非常勤職員の対応や、状況に応じて配置がえも考え、極力業務に支障の出ない措置をし、制度が生きたものになる職場環境づくりに努めています。また、市の職場では、育児休業の対象者である3歳未満の子を持つ職員は10人、育児短時間勤務の対象者である6歳未満の子を持つ職員は40人、さらに市立病院の職場では、3歳未満の子を持つ職員は30人、6歳未満の子を持つ職員は48人です。

問い、育児休業対象の職員の中で、実際に育児休業を申請して取得されている人数は。

答え、最近5カ年の状況では、平成21年度に育児休業を取得した方は17人、育児短時間勤務の方は1人、20年度は20人、短時間勤務は該当者なしです。また、平成19年から育児短時間勤務が始まっており、19年度は育児休暇のみで21人、18年度は20人、17年度は27人です。

問い、国家公務員に準じて地方公務員の制度改正となるようだが、民間の方々には同じ趣旨の法律はあるのか。

答え、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づくこととなり、さまざま民間の事業所の実態により対応されることとなります。

問い、育児休業中の給与の保障は、どういう状況になるか。

答え、市からの給与の支払いは、育児休業中は無給となります。ただし、共済組合から育児休業手当として、半分程度が支給され、また期末勤勉手当も満度ではなく、一定程度の支給があります。

問い、3年間の育児休業を取得した場合、対象者の共済掛金の負担はどうなるか。あわせて年金への

影響は。

答え、子が3歳に達するまでの間、育児休業中の本人の掛金は免除されますが、その部分は支払ったものとなり、年金への不利益はありません。

質疑終結後、採決に入り、議案第45号及び議案第46号は全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより採決に入ります。

議案第45号及び議案第46号を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第45号及び議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第2 委員会報告第15号平成21年請願第6号労働者派遣法の早期抜本改正を求める請願を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

北畑経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（北畑 透君）〔登壇〕 ただいま議題となりました平成21年請願第6号労働者派遣法の早期抜本改正を求める請願について、経済建設常任委員会で審査いたしました概要と結果についてご報告申し上げます。

平成21年請願第6号は、平成21年第4回定例会最終日の12月17日に当委員会に付託され、2月16日、3月11日、6月7日及び25日の4回、委員会を開催し、審査を行いました。

請願者は、深川地方労働組合総連合議長、吉田登美雄氏で、請願の趣旨は、深刻な雇用不安を招いている今日、貧困と格差を解消していくためには、労働と生活を保障するルールをつくり、労働者派遣法を抜本改正する必要があることから、2項目にわたり関係機関へ意見書の提出を求めるものです。

審査の中で、川中委員から、労働者に対する均衡

のとれた労働者派遣法とするため、抜本改正を求める請願の趣旨には賛同するが、項目の細部には若干異議を感じる部分があること、及び国では同法の改正案が継続審議となっていることから、これらを踏まえたいとの発言があり、川中委員から発言の趣旨に沿った意見書の提出があり、委員会は川中委員から提出されました意見書もあわせて審査に入りました。

その後、採決を行い、平成21年請願第6号は、全会一致をもって趣旨採択すべきものと決定し、あわせて委員会は、川中委員から提出のありました意見書を全会一致により関係政府機関に送付すべきものとし、本件を本議会に提出することに決定いたしました。

以上で経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより採決に入ります。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって平成21年請願第6号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定されました。

○議長（北本清美君） 日程第3 意見案第5号労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

北畑経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（北畑 透君）〔登壇〕 ただいま議題となりました意見案第5号労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書について、経済建設常任委員会を代表して提案理由を申し上げます。

本件につきましては、委員会報告第15号で報告しました平成21年請願第6号の審査に関連して、委員会で意見案を提出することに全会一致をもって決定したものであります。

つきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するもので、内容の説明は省略いたしますが、議決くださいますようよろしくお願

い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより意見案第5号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって意見案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第4 意見案第6号戸別所得補償制度の本格実施に向けた意見書ないし意見案第12号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の7件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

渡辺議員。

○9番（渡辺英雄君）〔登壇〕 ただいま議題となりました意見案第6号戸別所得補償制度の本格実施に向けた意見書ないし意見案第12号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の7件について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するもので、内容の説明は省略いたしますが、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより意見案第6号ないし意見案第12号の7件を一括して採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって意

見案第6号ないし意見案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第5 閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

本件は、総務文教常任委員長から別紙ご配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（北本清美君） 日程第6 閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

本件は、総務文教、社会民生、経済建設の各常任委員長から別紙ご配付のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって申し出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

○議長（北本清美君） これで本定例会に付議されました事件の審議は、すべて終了しましたので、平成22年第2回深川市議会定例会を閉会します。

（午前10時17分 閉会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、

ここに署名する。

議 長

署名議員(8番)

署名議員(10番)